

令和6年度 老人保健健康増進等事業
成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所

令和7(2025)年3月

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	3
1. 背景・目的	4
1-1 本調査研究の背景	4
1-2 本調査研究の目的	4
1-3 調査手法	4
(1) 企画検討委員会	4
(2) アンケート調査	7
(3) ヒアリング調査の実施	7
第2章 アンケート調査	8
1. 調査手法	9
1-1 アンケート調査の概要	9
(1) 調査対象	9
(2) 調査方法	9
(3) 調査内容	9
(4) 調査期間	9
2. 調査結果	12
2-1 市町村長申立	12
(1) 結果概要結果概要	12
(2) 結果の詳細	14
2-2 利用支援事業	36
(1) 結果概要	36
(2) 結果の詳細	38
2-3 その他	60
(1) 結果概要	60
(2) 結果の詳細	61
第3章 ヒアリング調査	63
1. ヒアリング調査の概要	64
1-1 ヒアリング調査の概要	64
(1) 調査対象	64
2. ヒアリング調査の結果	66
2-1 ヒアリング調査の結果概要	66
(1) 市町村長申立	66
(2) 成年後見制度利用支援事業	68
(3) その他	69

2-2 ヒアリング個票.....	70
(1) 自治体.....	70
(2) 専門職団体.....	79
(3) その他.....	91
第4章 総括.....	104
1. 総括.....	105
1-1 市町村長申立.....	105
1-2 利用支援事業.....	111
1-3 その他.....	117
1-4 提言.....	120
参考資料① アンケート調査票.....	124
参考資料② 単純集計結果.....	148

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に資することである。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月13日に施行され、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目標に掲げている。

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、厚生労働省では、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長による成年後見の申立を可能とするとともに、低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の助成を行っているところである（成年後見制度利用支援事業）。

1-2 本調査研究の目的

今後、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、成年後見制度の改正の動向も見定めつつ、成年後見制度利用支援事業をさらに推進等していく必要がある。

そこで、本事業では、市町村が実施する成年後見申立や利用支援事業について、以下の調査を実施し、その結果を報告書にまとめる。

- ①各市町村における市町村長申立・利用支援事業の実務等に関する課題、ニーズ等
- ②各市町村における利用支援事業の対象範囲（申立者・類型・資力の有無・対象費用）
- ③各市町村における利用支援事業により被後見人に助成した件数、助成金額の状況等
- ④当事者団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等
- ⑤専門職団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等企画検討委員会の設置・運営

1-3 調査手法

(1) 企画検討委員会

現状の課題を整理するため、成年後見制度に知見を有する有識者や、成年後見制度の利用

促進を図る当事者団体や、専門職団体など、成年後見制度を取り巻く問題に取り組む学識者、有識者、自治体関係者等を構成員とする検討会を開催した。

<開催日程及び論点>

回数	日程	論点・議題
第1回	12/19 (木)	<ul style="list-style-type: none">・本事業の概要・方針・アンケート調査項目の確認・ヒアリングの方向性に関する協議
第2回	2/19 (水)	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの詳細分析方針の確認・ヒアリング方針の確認
第3回	3/26 (水)	<ul style="list-style-type: none">・ヒアリング結果の報告・分析結果を踏まえた課題や今後の方向性の検討・調査研究報告書のとりまとめ方針の協議

令和6年度老人保健健康増進等事業
 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

検討委員会 委員名簿（敬称略）

委員（五十音順）

氏名	所属	役職
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター	副センター長
安藤 亨	愛知県 豊田市 福祉部 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当	担当長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長
住吉 美保	宮崎県 福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室 地域包括ケア推進担当	主査
中村 健治	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 地域共生社会推進部	部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	副理事長
濱 麻衣子	串本町役場 福祉課 串本町地域包括支援センター	主任
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会	理事
山城 一真	早稲田大学法学学術院	教授

オブザーバー

所属
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
厚生労働省 社会・援護局（社会）地域福祉課
法務省民事局
最高裁判所事務総局家庭局第二課

事務局

氏名	所属	役職
横内 瑛	株式会社野村総合研究所 ヘルスクア・サービスコンサルティング部	プリンシパル
隈部 大地	同上	シニアアソシエイト
山田 大志	同上	シニアアソシエイト
角野 香織	同上	シニアアソシエイト
山地 賢一	同上	シニアアソシエイト

(2) アンケート調査

全国の 1,741 市区町村の成年後見制度を担当している部署を対象に、アンケート調査を行った。

調査期間は、令和 7 (2025) 年 2 月 3 日から 2 月 28 日とした。有効回答数は、670 自治体 (864 部局) であり、有効回答率は 38.5%であった。

ここに、調査にご協力いただいた全国の市区町村のご担当者に御礼を申し上げたい。なお、調査対象の抽出方法及び調査結果の詳細については第 2 章において詳述し、調査票及び単純集計結果・クロス分析結果は参考資料に掲載した。

(3) ヒアリング調査の実施

1) ヒアリング調査対象の抽出

アンケート調査後に、3 市区町村、専門職団体 (弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会)、関係機関 (中核機関、基幹相談支援センター) に対してヒアリングを行った。

2) ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングは、全て、オンラインにて実施した。

図表 1 調査対象としたヒアリング先とヒアリング調査実施時期

#	分類	ヒアリング先	実施日時
1	自治体	埼玉県さいたま市	3月14日(金)
2	自治体	青森県青森市	3月14日(金)
3	自治体	群馬県邑楽町	3月17日(月)
4	専門職団体	弁護士会	3月12日(水)
5	専門職団体	リーガルサポート	3月18日(火)
6	専門職団体	社会福祉士会	3月13日(木)
7	関係機関	中核機関	3月14日(金)
8	関係機関	基幹相談支援センター	3月12日(水)

上記の自治体/専門職団体/関係機関にヒアリングにご協力をいただいた。この場を借りて、ヒアリングにご協力いただいた全ての自治体/専門職団体/関係機関のご担当者に感謝申し上げます。

第2章

アンケート調査

1. 調査手法

1-1 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

全国の1,741市区町村の成年後見制度を担当している部署を対象にアンケートを行った。

(2) 調査方法

エクセルシートを用いて作成した調査票を、各市区町村へメールで送付した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収・集計した。

(3) 調査内容

本アンケートは、①市町村長申立、②成年後見制度利用支援事業、③その他（後見人のリレー等）の3つの観点から、調査項目を設定した。

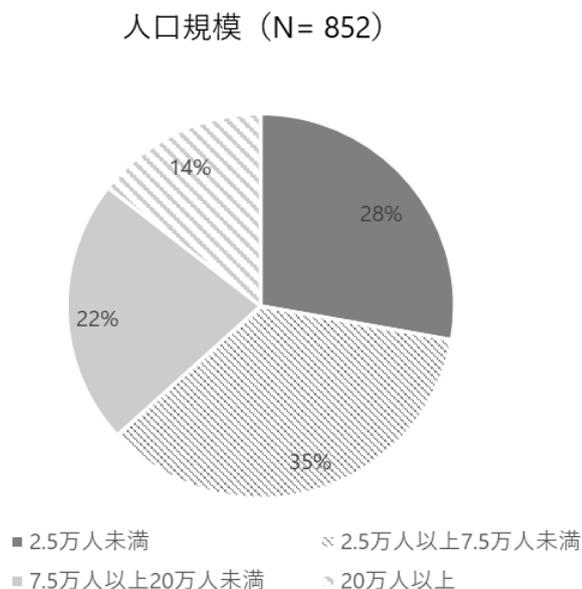
(4) 調査期間・回収

令和7（2025）年2月3日から2月28日

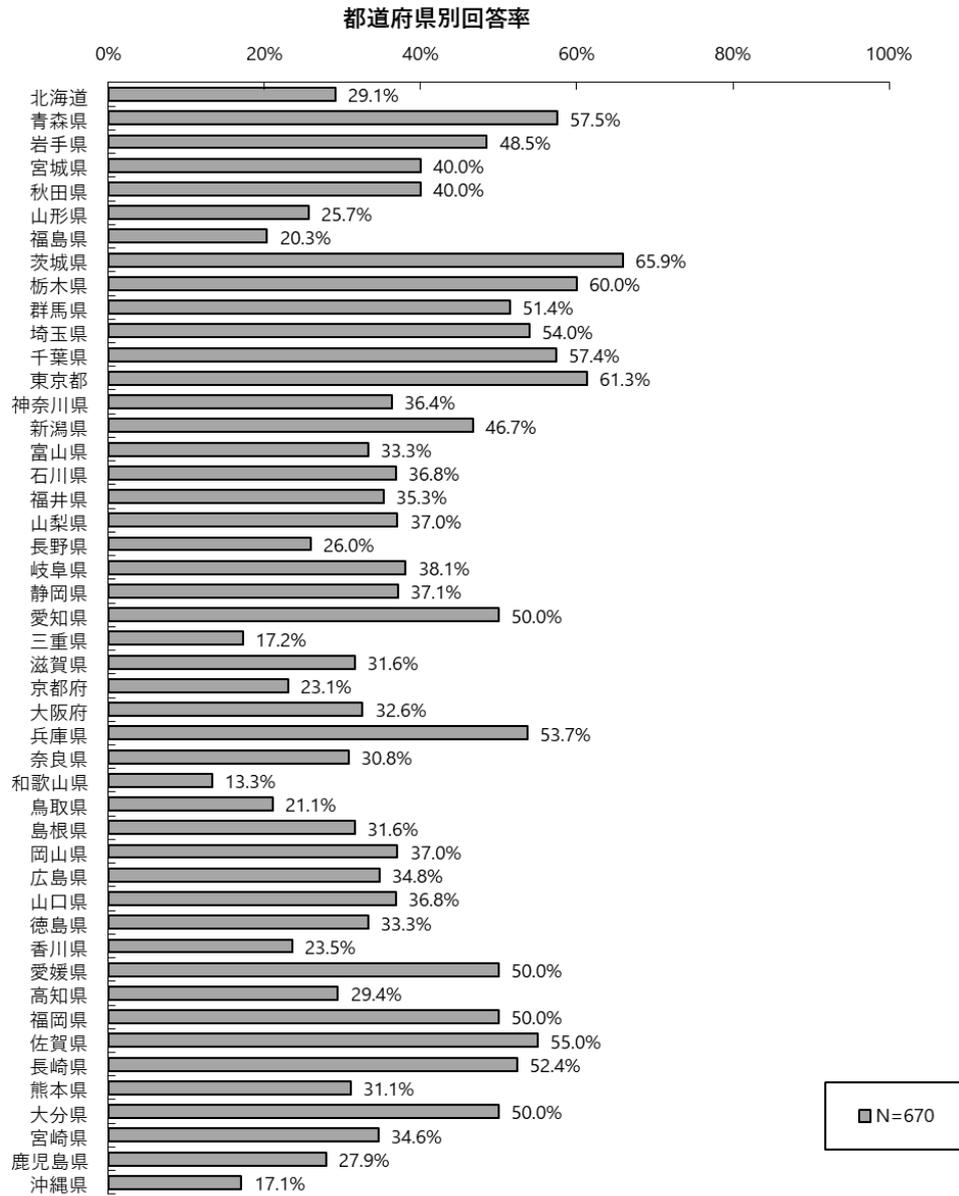
670自治体（864部局） 有効回答率38.5%

なお、すべての都道府県からの回答を得ていることから全国の状態を反映しており、回答数は、人口規模等を考慮したクロス分析に対応可能な回答数を担保している。

図表 1 回答自治体の人口規模の分布

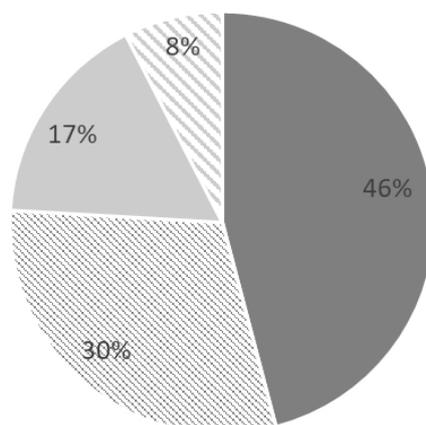


図表 2 回答自治体の都道府県別分布



図表 3 回答自治体の部署・部局別分布

部署・部局の割合 (N=864)



■ 1.高齢部局 ※ 2.障害部局 ■ 3.高齢・障害の両方の部局 (※同一の部署にて対応) ◻ 4.その他

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全ての質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

2. 調査結果

2-1 市町村長申立

(1) 結果概要結果概要

1

市町村長申立の実
施状況及び要綱等
の整備状況

- 実施有無
 - ✓ 市町村長申立を実施している自治体は97.8%。
- 要綱・マニュアル
 - ✓ 市町村長申立を実施している自治体のうち、要綱を作成している自治体は、92.0%、マニュアルや手引きを作成している自治体は、30.9%であった。
- 申立件数
 - ✓ 類型別にみると、後見の申立件数が84%と最も多く、保佐は13%、補助は3%であった。後見と比較して、保佐や補助の件数は少ない。
 - ✓ 部局別では、障害部局の申立件数割合が、高齢部局に比べて低かった。

2

市町村長申立の対
象要件

- 対象要件
 - ✓ 老人福祉法に定める「その福祉を図るため特に必要がある」について、「要綱に対象と明記されており、運用上対象としている」と「要綱に記載はないが、運用上対象としている」を合わせると、「身上保護等に課題があるため」「親族等からの虐待がみられるため」「金銭管理や手続き等を支援する身寄りの無い者であるため」として、約9割が市町村長申立の対象としている。「相続手続きが必要となるため」や「入所費用捻出等により不動産の処分が必要になるため」については約7割であった。
 - ✓ 自市町村に住民登録をしている場合、市町村長申立の対象としていた自治体は78.7%であった。一方で、自市町村に居住実態がある場合に対象としている自治体は35.2%、他市町村が生活保護の実施期間の場合に対象としている自治体は16.4%、自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している場合に対象としている自治体は49.0%と、対象範囲には自治体ごとに差がみられた。

3

市町村長申立に関
わる予算及び
予算の執行

- 予算の不足
 - ✓ 市町村長申立に係る予算の内訳は、印紙代が98.9%、診断書取得料が86.7%であった。
 - ✓ 市町村長申立に係る予算について、当初予算額から不足したことがある自治体は、7.5%だった。また、特別区では、40.0%の自治体が当初予算額から不足したことがあると回答した。
 - ✓ また、申立件数が多いほど、予算が不足したことがある割合が高い傾向にあり、申立件数が8件以上の場合は21.9%であった。
 - ✓ 市町村長申立に係る予算不足時の対応として、翌年度に実施すると回答した自治体が1.8%であった。また、その他の理由として、補正予算やその他予算からの流用を行っていた。（自由回答より抜粋）
- 予算確保の課題
 - ✓ 対象者の数の予測が難しく、予算の積算が難しいこと、また件数増加による申立費用や委託費用の確保に課題がある。（自由回答より抜粋）

4

市町村長申立に関
わる業務

- 職員数
 - ✓ 市町村長申立に関して、高齢者担当部局で担当している割合が81.8%、障害者担当部局で担当している割合が80.8%であり、地域福祉等担当部局で担当している割合が12.2%であった。
 - ✓ 職員配置状況について、担当職員が1人の割合が32.3%であった。また、専任がない（0人）割合が87.6%、1人の割合が5.9%であり、兼務が1人の割合が29.9%であった。
 - ✓ 常勤換算では、2人未満の割合が50.2%であった。
- 委託
 - ✓ 市町村長申立に関する事務の一部を委託している自治体は5.5%であった。
 - ✓ 各業務について委託している割合は、申立の書類の作成が9.8%、戸籍調査が5.8%、親族調査が5.7%、資産調査が5.5%であった。
 - ✓ 委託先として、資産調査を中核機関（社協）へ委託する割合が2.5%、親族調査を行政書士へ委託する割合が2.4%、戸籍調査を行政書士へ委託する割合が3.0%、申立の書類の作成を中核機関（社協）へ委託する割合が3.8%、受任者調整会議のための書類作成を中核機関（社協）へ委託する割合が13.9%であった。
- 期間
 - ✓ 相談から申立に係る平均期間について、3ヶ月程度と答えた自治体が28.5%、3ヶ月から6ヶ月程度と答えた自治体が32.6%であった。また、平均6か月以上の期間を要する割合が15.2%、1年以上の期間を要する割合が1.2%であった。
 - ✓ 相談から申立にかかる期間について、人口規模が大きい場合や相談件数が多い場合、期間は短い傾向がみられた。
 - ✓ 申立に時間を要する要因として、申立てに時間を要する要因として、親族調査が84.3%と最も多く、戸籍調査（80.0%）や、申立てに必要な情報の収集（64.4%）にも時間を要すると回答した自治体が多かった。
 - ✓ 審査会の実施のみではなく、受任者調整会議を実施している場合、相談から家庭裁判所の申立までに要した期間が短い傾向にあった。受任者調整会議を実施している自治体のうち、相談から家庭裁判所までの申立に要する期間が3か月以内と答えた自治体は、約4割であった。
- 会議体の実施状況
 - ✓ 市町村長申立に係る審査会及び受任者調整会議を実施していない自治体は46.7%であった。
 - ✓ 人口規模が大きい自治体ほど、何らかの会議を実施していると答えた割合が高かった。

5

複数の自治体間の
調整

- 複数の自治体間調整の有無、あてはまる事例
 - ✓ 市町村長申立において、複数の市町村間の調整をしたことはないと回答した自治体は86.5%であった。
 - ✓ 自治体間での調整をする要因として、生活保護の実施機関と支給決定市町村が異なる場合が、37.8%、住所地特例対象施設に入所している場合が36.9%と多かった。
 - ✓ また、申立費用や報酬助成の制度が自治体間で異なる場合や要綱や運用の基準が自治体間で異なる場合も、自治体間の調整を要すると答えた。

6

市町村長申立に関
する課題

- 要綱等に関すること
 - ✓ 市町村長申立の要綱や運用が自治体間で異なることにより、自治体間での調整を要することがあり、申立までに時間を要する。
- 事務的負担や担当職員の専門性に関すること
 - ✓ 申立の件数が増加しており、事務負担も増加している。担当の職員の不足や今後不足する場合も想定される。
 - ✓ 専門知識を要するため、一人の職員が行う業務としては、責任も大きく負担がある。
 - ✓ 特に経験のない職員は、申立までに時間を要する。また、業務が複雑かつ専門性が高く、事務処理の引継ぎが難しい。
 - ✓ 申立の件数が少ないため、申立の事務に関する知識や技術が蓄積しない。
- 予算など財政面に関すること
 - ✓ 医療機関や福祉施設等の多い自治体では、市町村長申立のための財政負担も多いように感じる。
- 受任者調整会議や審査会に関すること
 - ✓ 人口の少ない自治体では、年間の申立件数が少ないこともあり、受任者調整会議の設置が難しい。

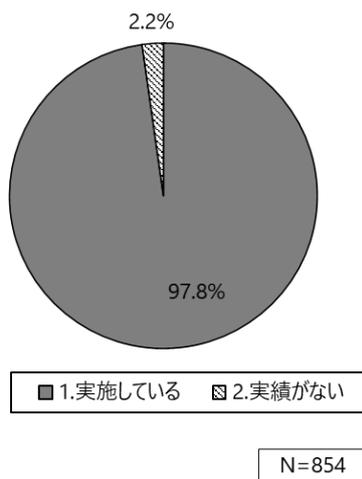
※自治体アンケート調査より、特に多かった課題・要望等を抜粋

(2) 結果の詳細

①市町村長申立の実施状況および要綱等の整備状況

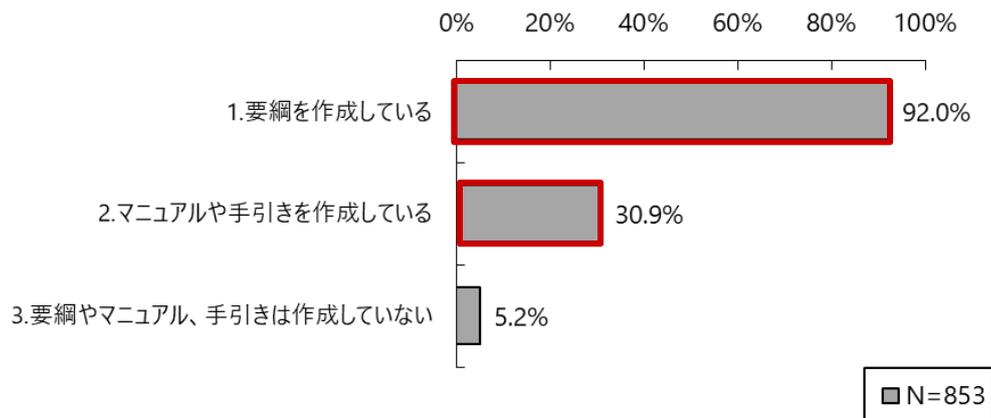
市町村長申立を実施している自治体は97.8%であった。

図表 4 市町村長申立の実施有無（単一回答）



市町村長申立を実施している自治体のうち、要綱を作成している自治体は92.0%、マニュアルや手引きを作成している自治体は30.9%であった。

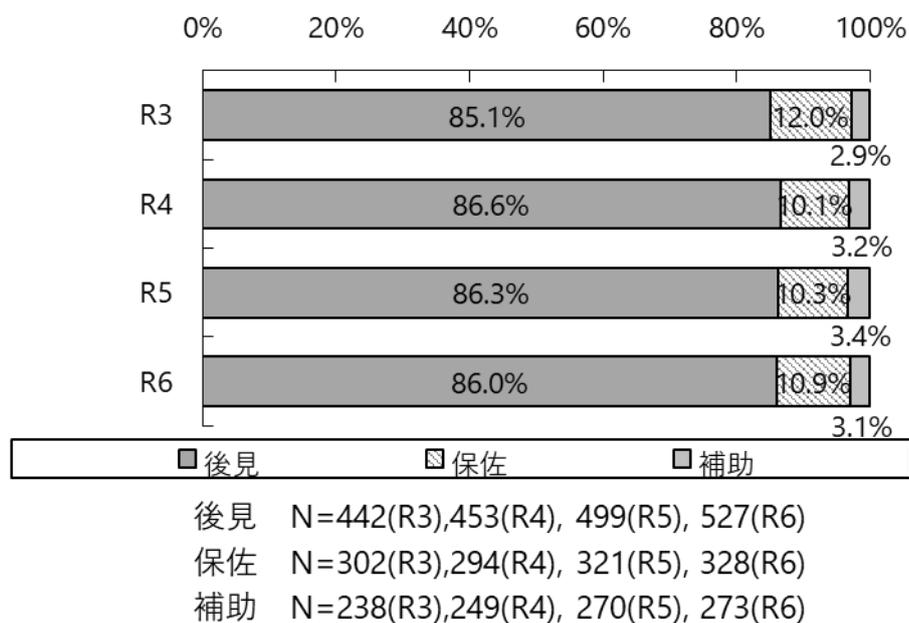
図表 5 市町村長申立に関する要綱やマニュアル等の作成有無（単一回答）



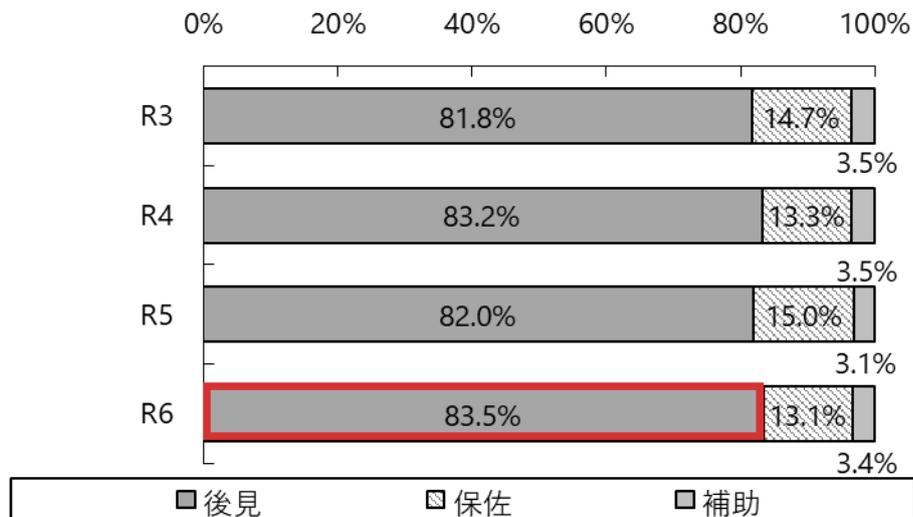
類型別にみると、後見の申立件数が 83.5%と最も多く、保佐は 13.1%、補助は 3.4%であった。相談件数についても、申立件数と同様の傾向にあった。保佐・補助の件数は、人口規模が大きいほど多い傾向にあり、特別区では保佐を 1 件以上実施する割合が 80.0%、補助を 1 件以上実施する割合が 46.2%であった。

部局別にみると、障害部局の申立件数割合が、高齢部局に比べて低かった。

図表 6 市町村長申立の相談件数に関する各類型の割合の推移（後見/保佐/補助別）

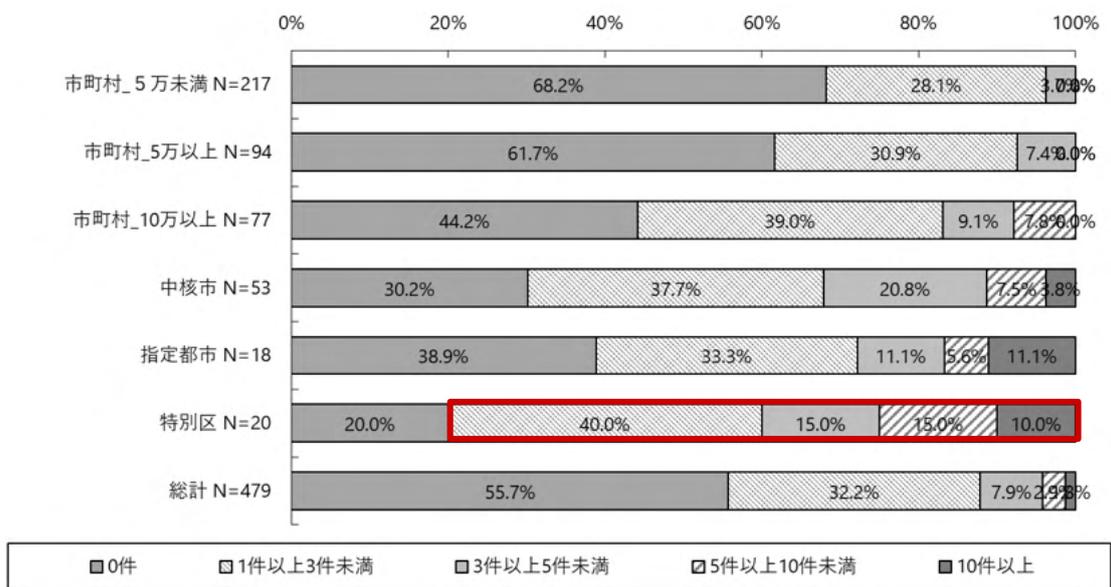


図表 7 市町村長申立の件数に関する各類型の割合の推移（後見/保佐/補助別）

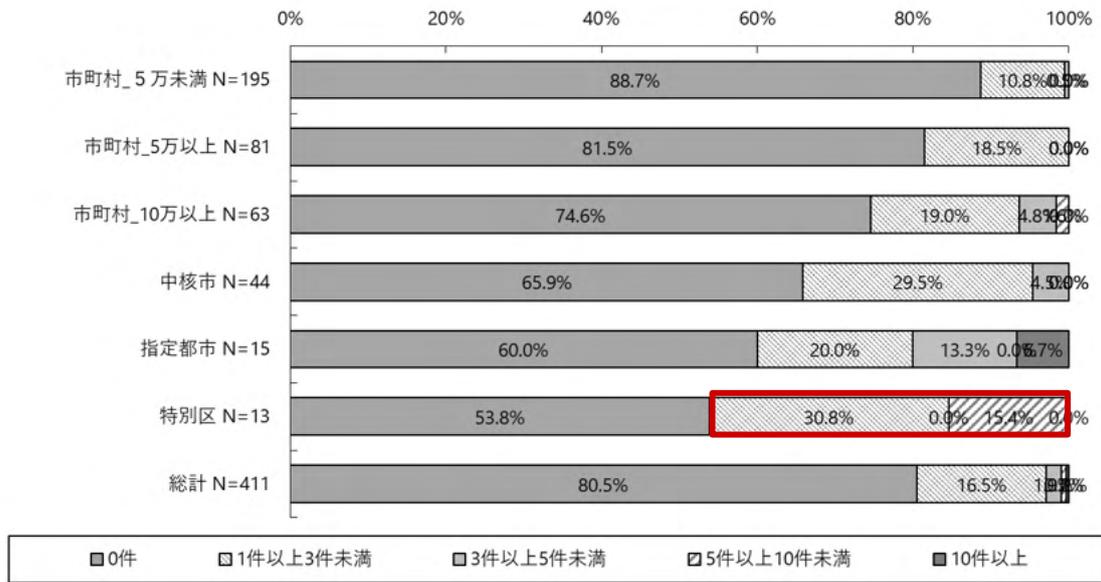


後見 N=665(R3),665(R4), 692(R5), 662(R6)
 保佐 N=457(R3),461(R4), 469(R5), 433(R6)
 補助 N=363(R3),370(R4), 379(R5), 373(R6)

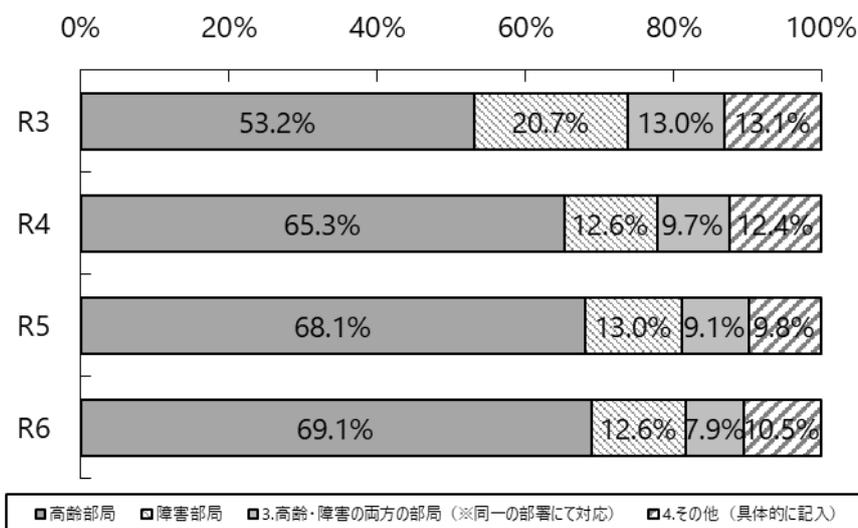
図表 8 市町村長申立の件数（保佐）（人口規模別）



図表 9 市町村長申立の件数（補助）（人口規模別）

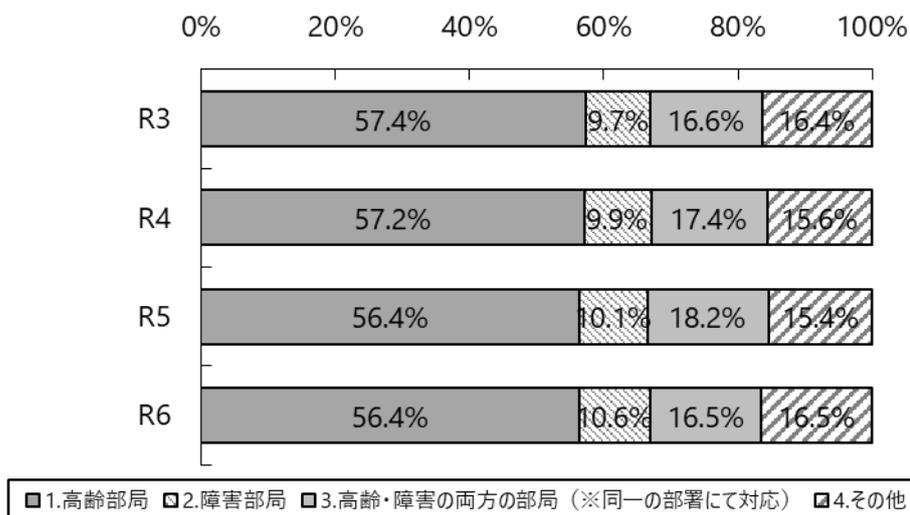


図表 10 市町村長申立の相談件数に関する各部局の割合の推移（部局別）



高齢部局 N=202(R3),210(R4), 218(R5), 228(R6)
 障害部局 N=126(R3),131(R4), 147(R5), 152(R6)
 高齢・障害部局同一 N=75(R3),77(R4), 83(R5), 89(R6)
 その他 N=31(R3),34(R4), 35(R5), 34(R6)

図表 11 市町村長申立の件数に関する各部局の割合の推移（部局別）

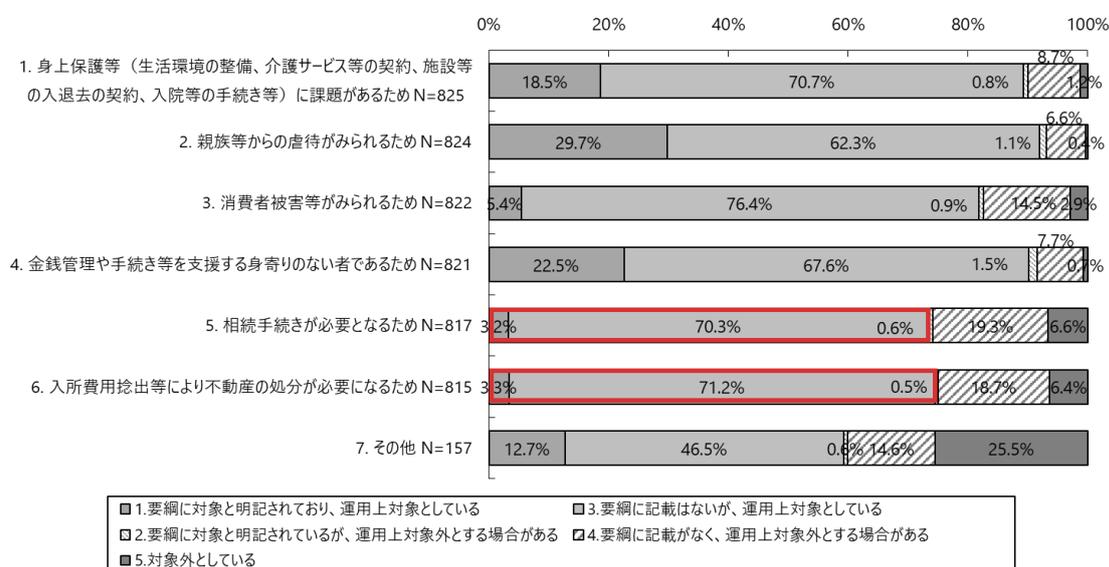


高齢部局 N=305(R3),303(R4), 308(R5), 290(R6)
 障害部局 N=163(R3),165(R4), 175(R5), 163(R6)
 高齢・障害部局同一 N=97(R3),99(R4), 108(R5), 103(R6)
 その他 N=97(R3),99(R4), 108(R5), 103(R6)

②市町村長申立の対象要件

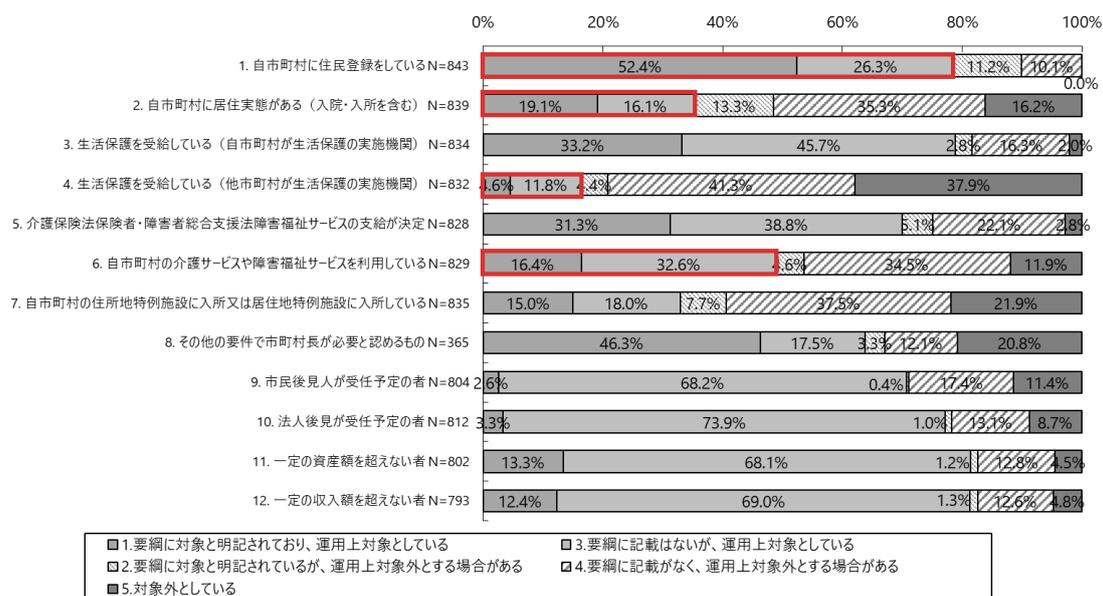
老人福祉法に定める「その福祉を図るため特に必要がある」について、「要綱に対象と明記されており、運用上対象としている」と「要綱に記載はないが、運用上対象としている」を合わせると、「身上保護等に課題があるため」「親族等からの虐待がみられるため」「金銭管理や手続き等を支援する身寄りの無い者であるため」として、約 9 割が市町村長申立の対象としている。「相続手続きが必要となるため」や「入所費用捻出等により不動産の処分が必要になるため」については約 7 割であった。

図表 12 老人福祉法等に定める「その福祉を図るため特に必要がある」について、以下の場合は市町村長申立の対象になるか（単一回答）



自市町村に住民登録をしている場合、市町村長申立の対象としていた自治体は78.7%であった。一方で、自市町村に居住実態がある場合に対象としている自治体は35.2%、他市町村が生活保護の実施期間の場合に対象としている自治体は16.4%、自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している場合に対象としている自治体は49.0%と、対象範囲には自治体ごとに差がみられた。

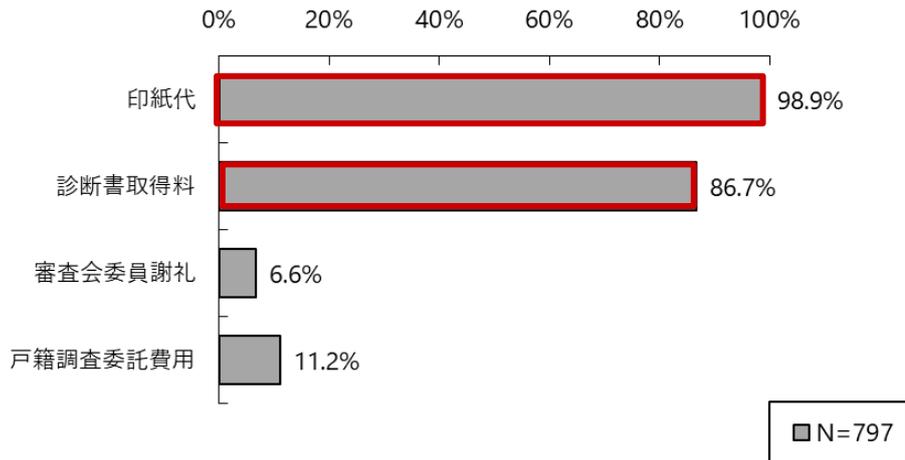
図表 13 以下の要件について、市町村長申立の対象か（単一回答）



③市町村長申立に関わる予算および予算の執行

市町村長申立に係る予算の内訳は、印紙代が 98.9%、診断書取得料が 86.7%であった。

図表 14 市町村長申立に必要な費用の内訳（令和 5 年度）（複数回答）

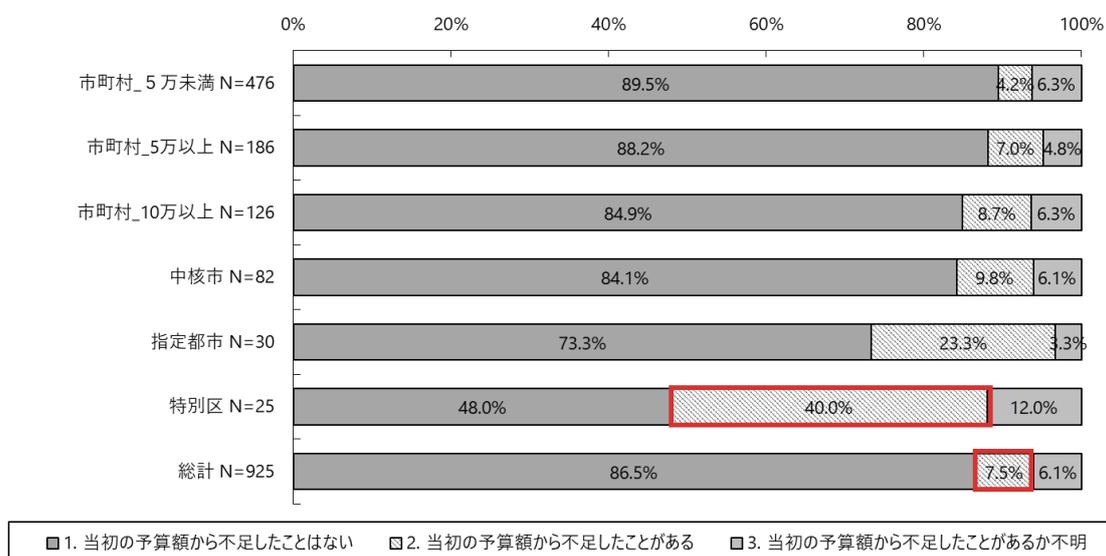


市町村長申立に係る予算について、令和 5 年度までに、当初予算額から不足したことのあ
る自治体は、7.5%であった。

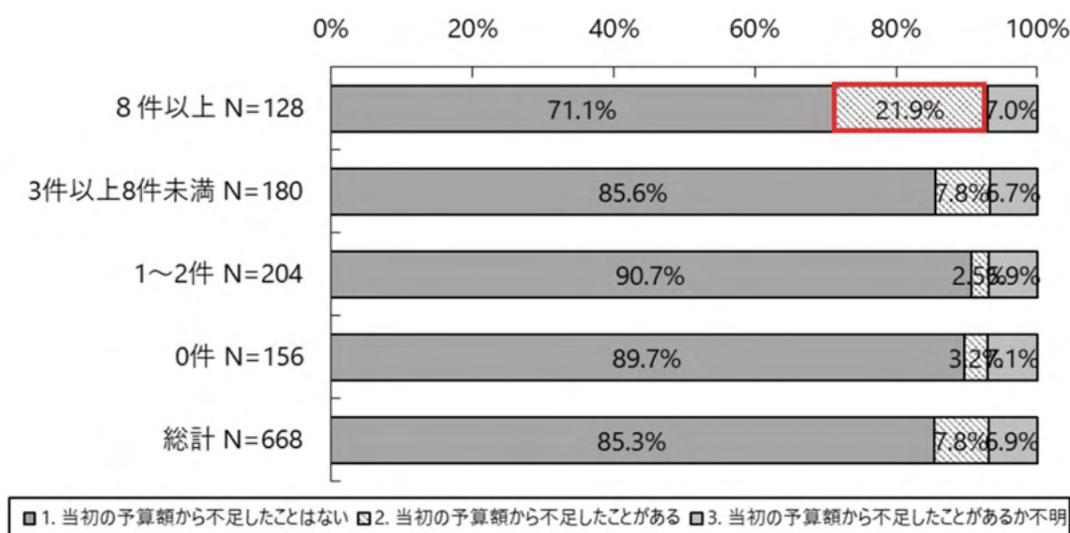
なお、人口規模が大きいほど予算が不足したと回答する割合が高くなり、特別区において、
「当初予算額から不足したことがある」と回答した割合が 40.0%であった。

また、申立件数が多いほど、予算が不足したことがある割合が高くなり、申立件数が 8 件以
上の場合に「当初予算額から不足したことがある」と回答した自治体の割合は 21.9%であ
った。

図表 15 市町村長申立に係る予算状況（単一回答）（人口規模別）

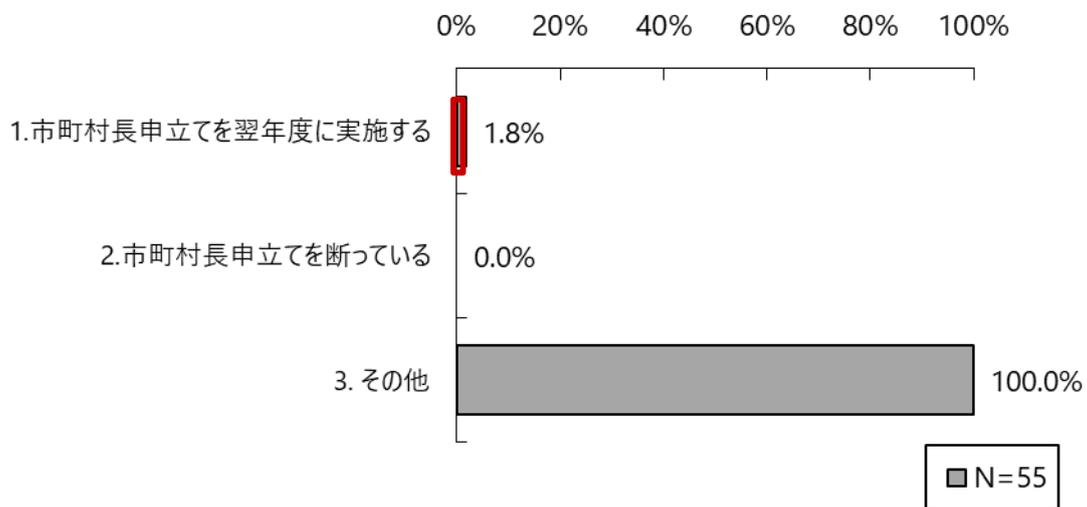


図表 16 市町村長申立に係る予算状況（単一回答）（年間申立件数別）



市町村長申立に係る予算不足時の対応として、翌年度に実施すると回答した自治体が1.8%であった。また、その他の理由として、補正予算やその他予算からの流用を行っていた。（自由回答より抜粋）

図表 17 市町村長申立に係る予算不足時の対応（複数回答）



図表 18 市町村長申立に係る予算確保の課題

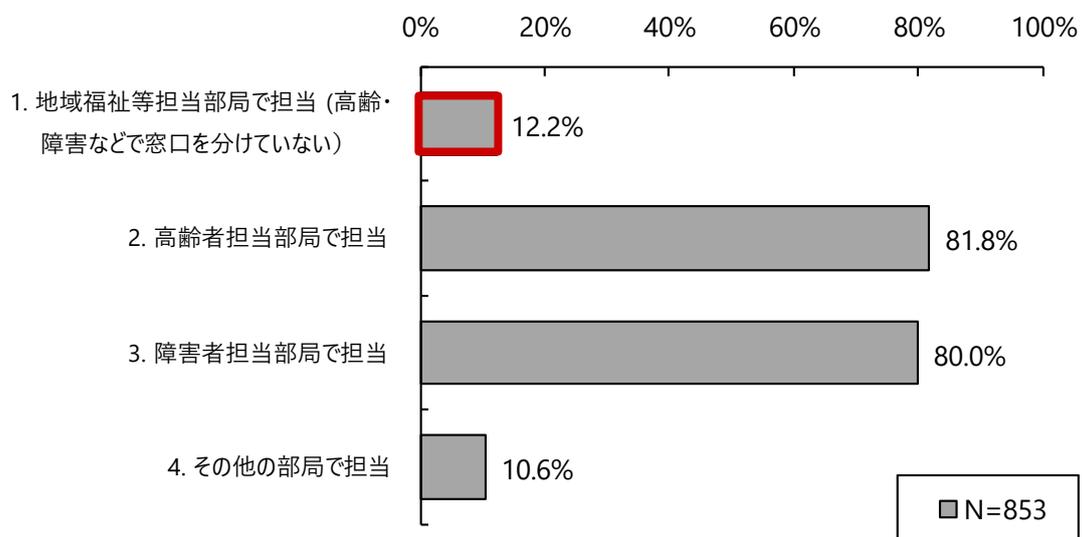
予算確保における自治体の課題

- 予算の予測
 - ✓ 対象者の数の予測が難しく、予算の積算が難しい。
- 予算額
 - ✓ 高齢化等に伴う件数増加により、予算確保が困難である。
 - ✓ 件数が増加した場合、弁護士や司法書士へ書類作成を委託する予算の確保が困難。

④市町村長申立に関わる業務

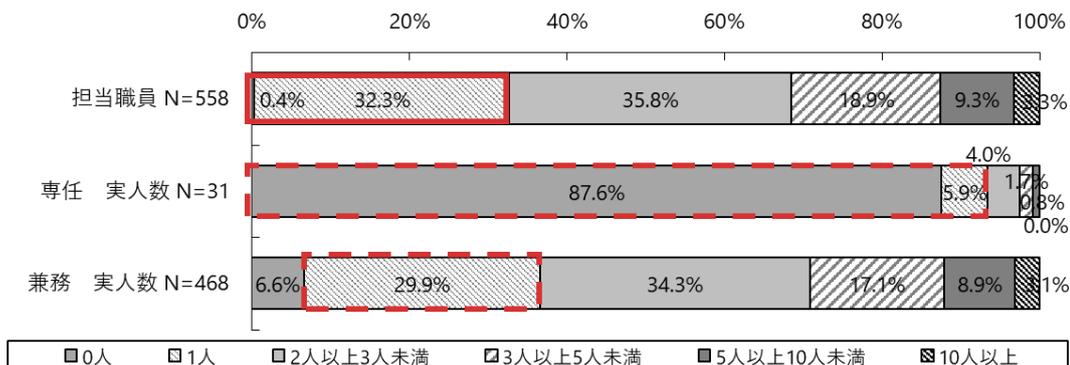
市町村長申立に関して、地域福祉等担当部局で担当している割合が12.2%であった。

図表 19 市町村長申立に関する担当窓口



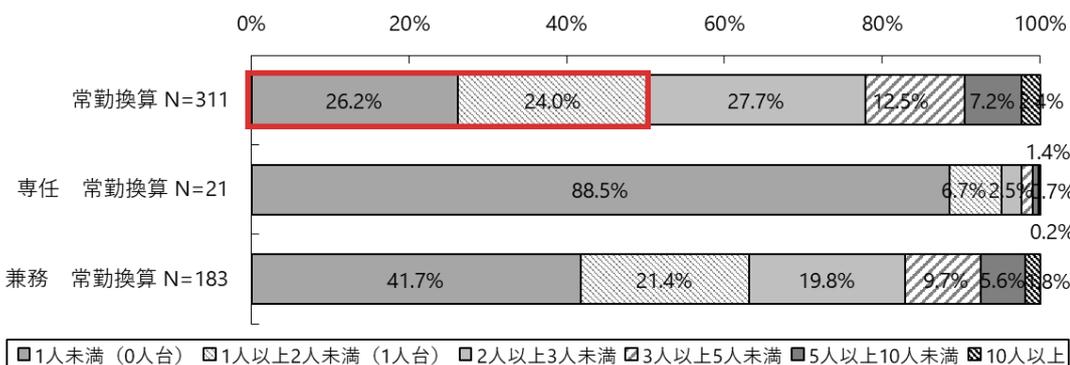
職員配置状況について、担当職員が1人の割合が32.3%であった。また、専任がない(0人)割合が87.6%、1人の割合が5.9%であり、兼務が1人の割合が29.9%であった。

図表 20 市町村長申立に関する業務を担当する職員配置状況 (実人数)



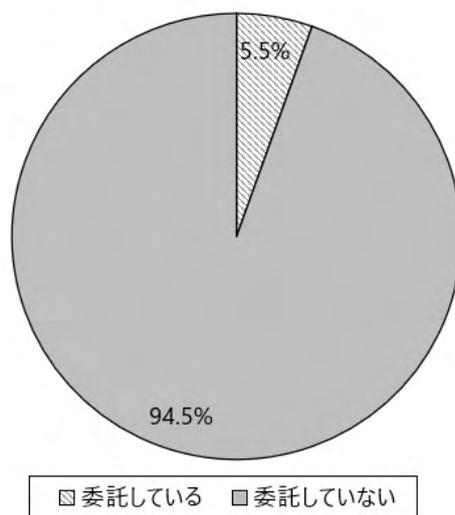
常勤換算でみると、1人未満の割合が26.2%、一人以上2人未満の場合は24.0%であった。(常勤換算：非常勤職員の週あたりの総労働時間を、常勤職員の週あたりの所定労働時間で除した数)

図表 21 市町村長申立に関する業務を担当する職員配置状況 (常勤換算)



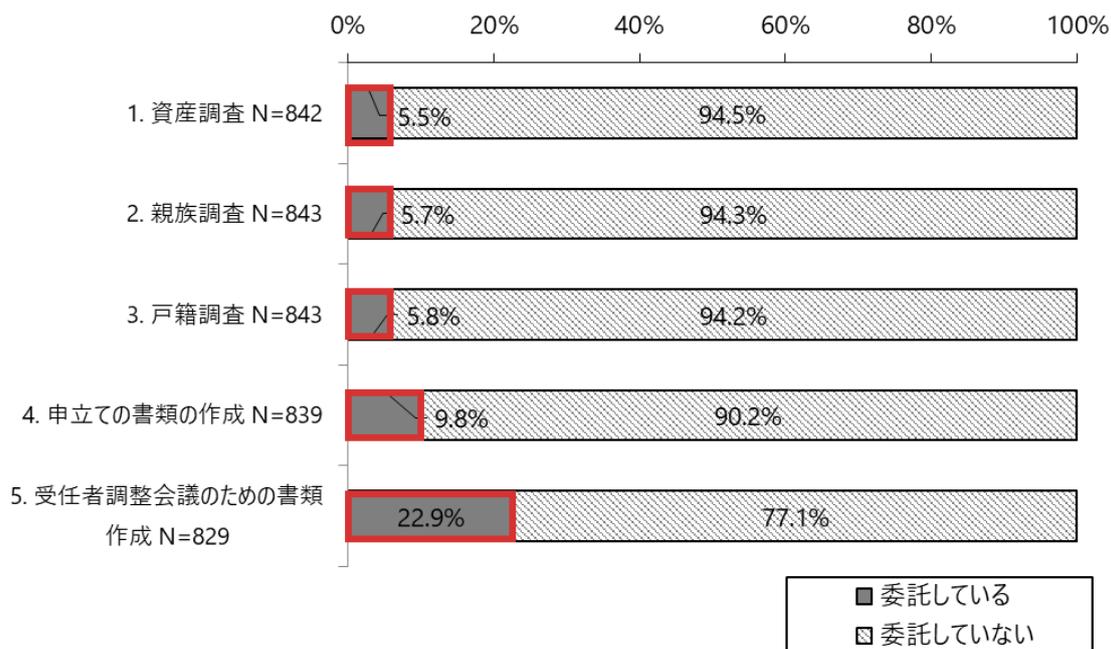
市町村長申立に関して、委託していない自治体は 94.5%であった。

図表 22 市町村長申立に関する委託の有無（単一回答）（N=829）



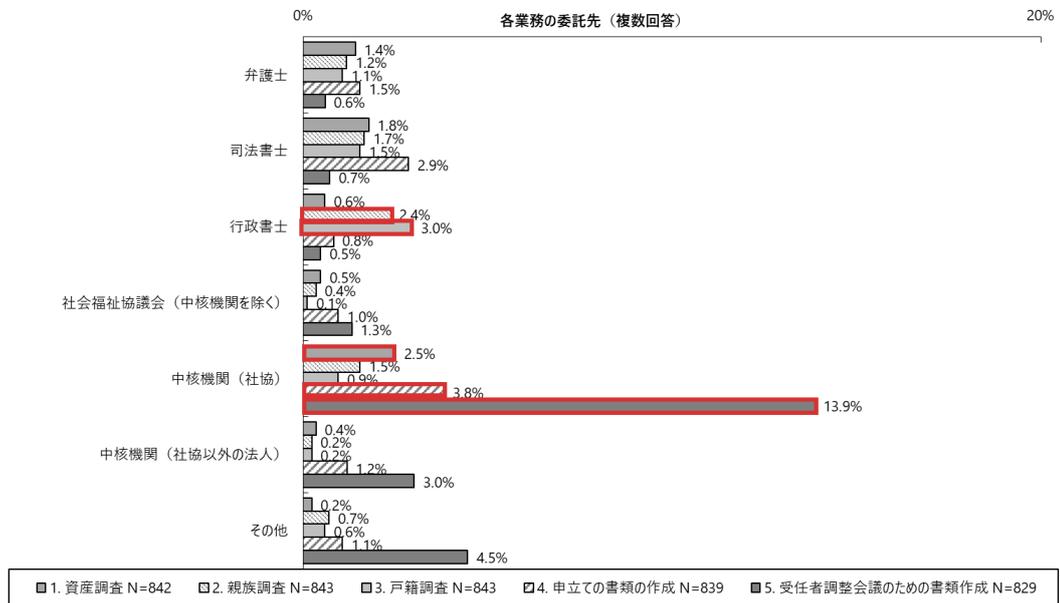
各業務の委託について、受任者調整会議の為の書類の作成が 22.9%ともっとも多く、申立の書類の作成が 9.8 %、戸籍調査が 5.8%、親族調査が 5.7%、資産調査が 5.5%であった。

図表 23 市町村長申立に関する業務の委託状況（単一回答）



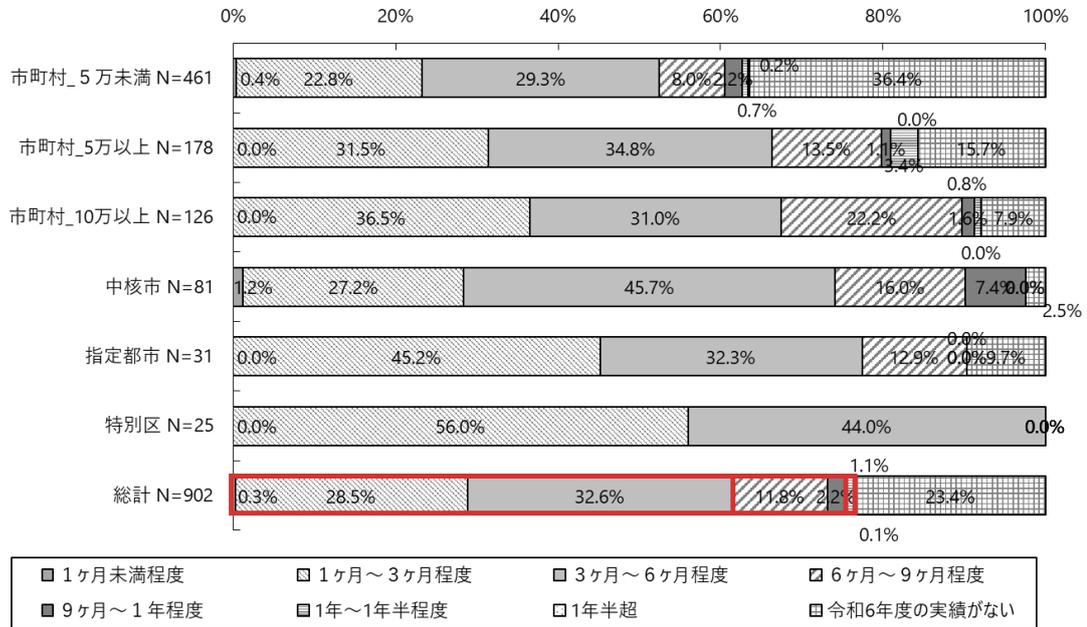
委託先として、資産調査を中核機関（社協）へ委託する割合が 2.5%、親族調査を行政書士へ委託する割合が 2.4%、戸籍調査を行政書士へ委託する割合が 3.0%、申立の書類の作成を中核機関（社協）へ委託する割合が 3.8%、受任者調整会議のための書類作成を中核機関（社協）へ委託する割合が 13.9%であった。

図表 24 各業務の委託先（複数回答）

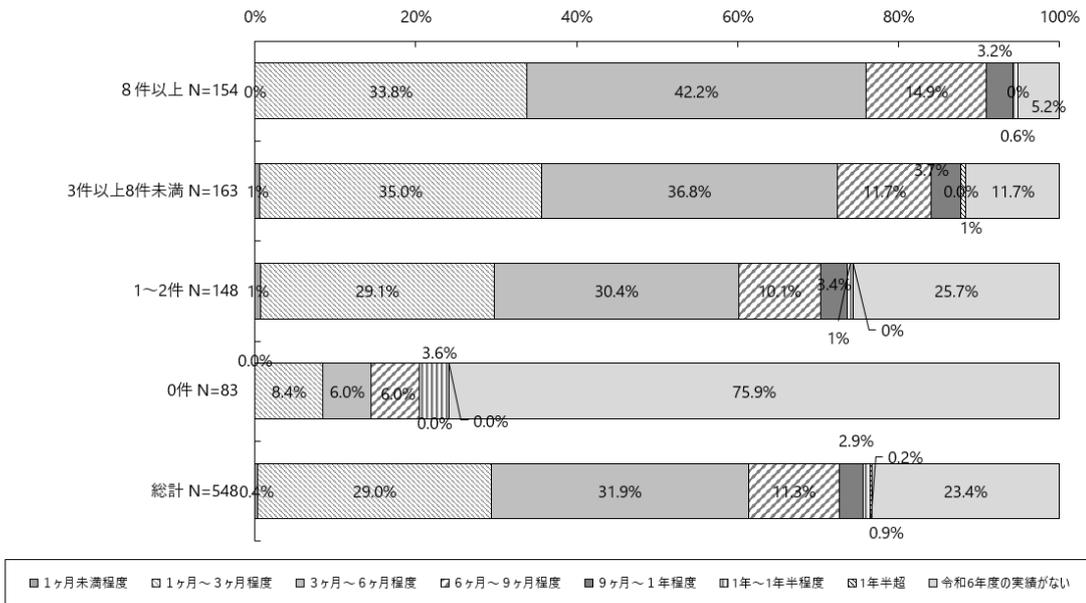


市町村長申立について、自治体への相談から、家庭裁判所への申立までに係る平均期間は、3か月未満が26.5%、3か月～6か月の自治体が32.6%であった。また、平均6か月以上の期間を要する割合が15.2%、1年以上の期間を要する割合が1.2%であった。人口規模が大きいと申立までに要した期間が短い傾向にあり、市町村長申立の相談件数が多い場合、申立までに要した期間が短い傾向にあった。

図表 25 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに要した期間の平均
(単一回答) (人口規模別)

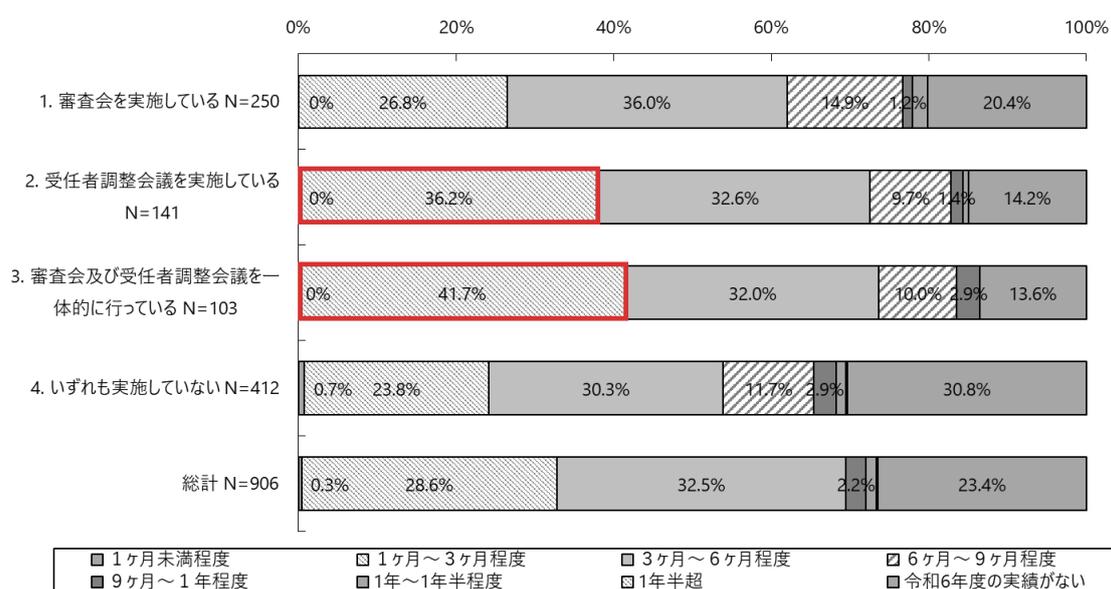


図表 26 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに要した期間の平均
(単一回答) (相談件数別)



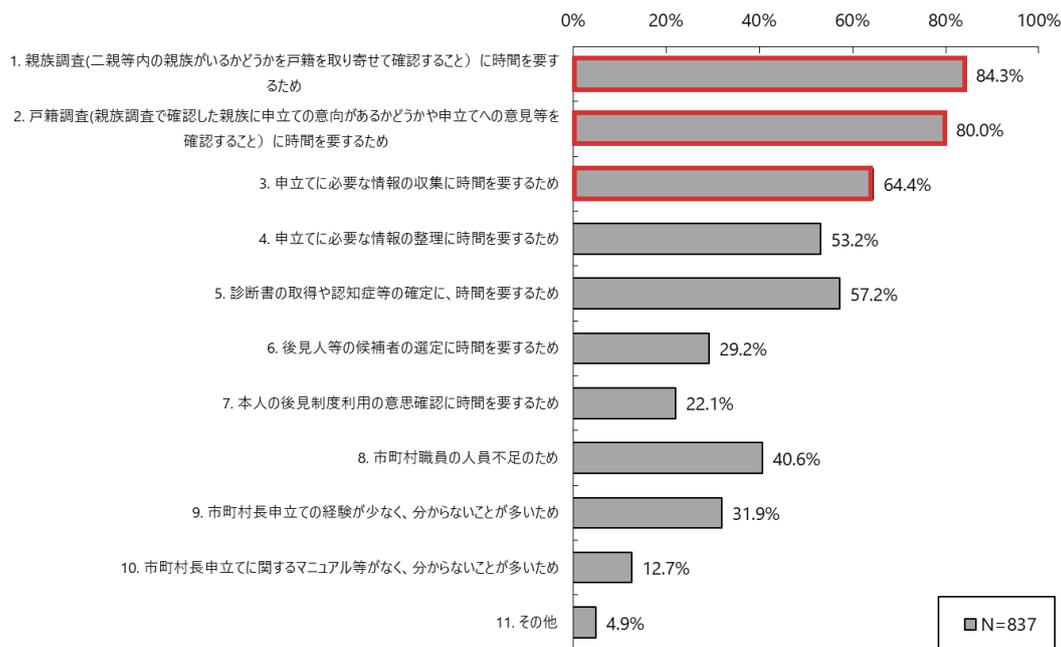
審査会の実施のみではなく、受任者調整会議を実施している場合、相談から家庭裁判所の申立までに要した期間が短い傾向にあった。具体的には、受任者調整会議を実施している自治体のうち、相談から家庭裁判所までの申立に要する期間が3か月以内と答えた自治体は、約4割であった。

図表 27 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに要した期間
(平均) (会議実施別)



申立に時間を要する要因として、親族調査が 84.3%と最も多く、戸籍調査（80.0%）や、申立に必要な情報の収集（64.4%）にも時間を要すると回答した自治体が多かった。

図表 28 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに時間を要する要因
(複数回答)



図表 29 申立までに時間を要する要因 (自由回答)

申立てまでに時間を要する
要因

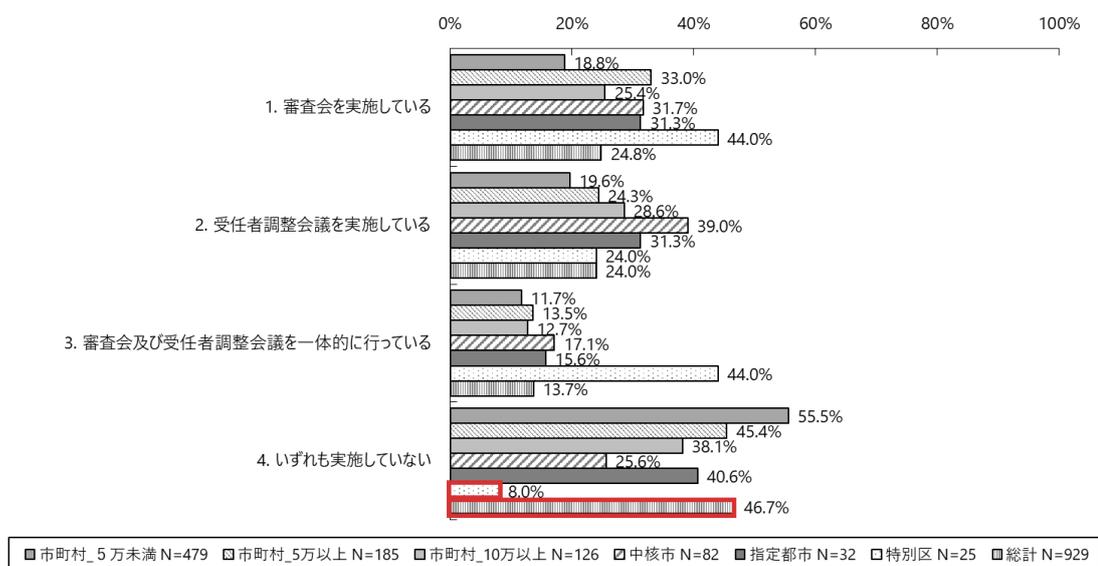
- **親族調査・戸籍調査**
 - ✓ 親族調査では、親族が複数人いることや、他自治体から戸籍請求に時間を要する。
 - ✓ 戸籍調査では、調査範囲が他自治体や他県までに及ぶことや、親族から書面等での返信がなく、以降の確認に時間を要する。
- **各種情報の収集及び整理**
 - ✓ 資産や負債・生活状況等の調査や確認に時間を要する。
 - ✓ 本人に身寄りがない場合や親族等の支援者との関りが少ない場合、資産状況の調査に時間を要する。
 - ✓ 福祉サービスや病院等、関係機関が複数関与している場合は、情報の整理に時間を要する。
- **診断書の所得や認知症の確定**
 - ✓ かかりつけ医がない場合、医療機関の受信や診断書の発行までに時間を要することがある。
 - ✓ かかりつけ医がいる場合でも、専門医ではない場合があり、診断書の作成を断られることがあったり、作成までに数ヶ月の時間がかかる場合がある。
- **後見人の選定**
 - ✓ 本人の親族や資産等、複雑な案件では、後見人の候補者が限られることがあり、受任者が決まるまでに時間を要することがある。
 - ✓ 相談件数に対して、受任者調整会議の開催頻度が少なく、申立てまでに時間を要する。
- **その他**
 - ✓ 認知症や障害の程度によっては、本人の意思の確認が難しく、対応に時間を要する。
 - ✓ 家庭裁判所に問い合わせを行う場合に、回答までに時間を要することや、担当者によって対応が異なる場合があり、申立てに時間を要する。

※自治体アンケート調査より、特に多かった回答を抜粋

市町村長申立にかかる審査会及び受任者調整会議を実施していない自治体は、46.7%各調査と最も多かった。

人口規模が大きいほど、会議体の実施割合は高い傾向にあり、特別区では92.0%の自治体が市町村長申立に係る審査会や受任者調整会議を実施していた。

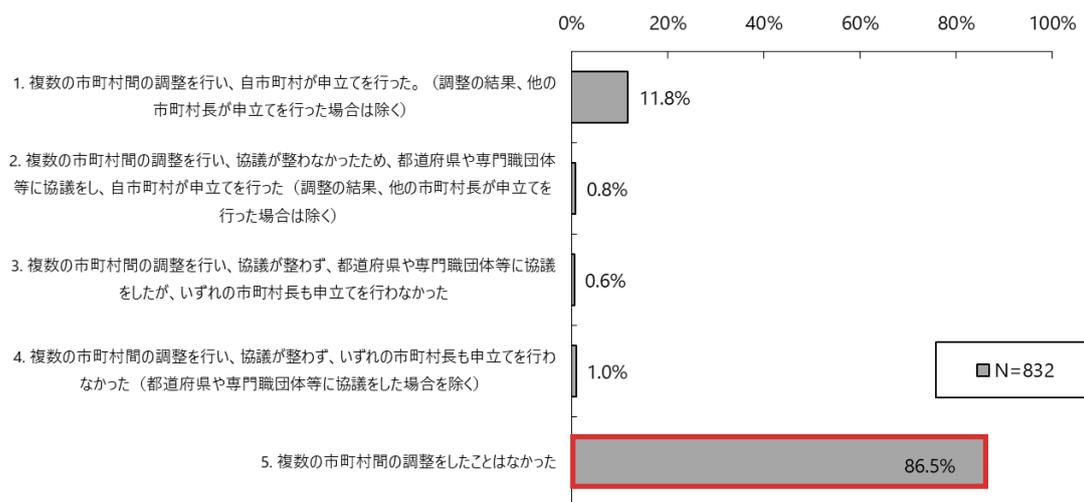
図表 30 市町村長申立の実施を検討するための会議体実施有無（複数回答）



⑤複数の自治体間の調整

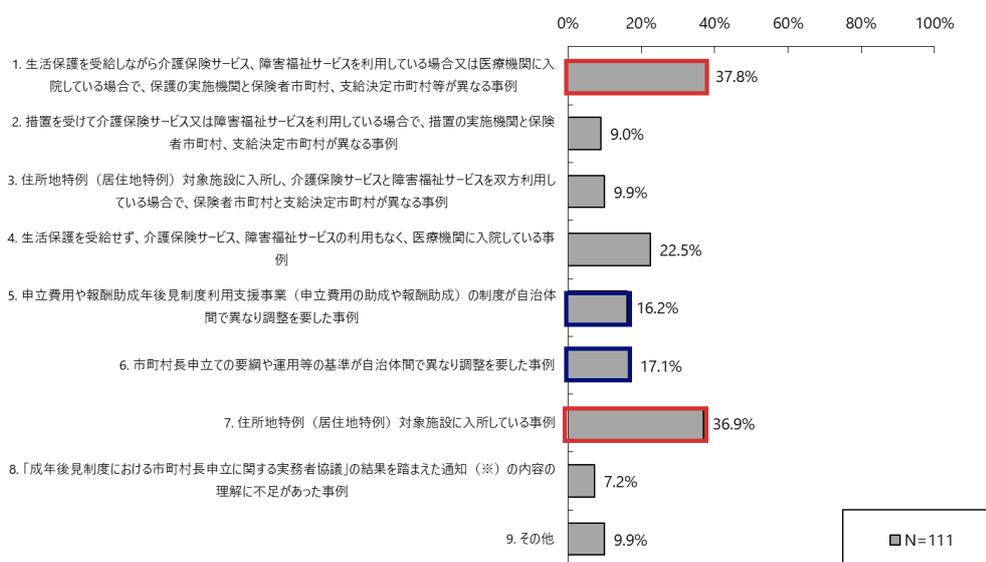
市町村長申立において、複数の市町村間の調整をしたことはなかった自治体が 86.5%であった。

図表 31 令和5年度 市町村長申立に関して複数の自治体間での調整を行うことがあったか（複数回答）



市町村長申立において、複数自治体間での調整を要する要因としては、生活保護の実施機関と支給決定市町村が異なる場合*が 37.8%、住所地特例対象施設に入所している事例が 36.9%と多かった。次に、申立費用や報酬助成の制度が自治体間で異なることや、要綱や運用等の基準が自治体間で異なることにより、調整を要した事例が約 2 割程度と多かった。* 令和 3 年 11 月 26 日事務連絡「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の Q & A について」において、例示による考え方が示されている。

図表 32 複数の自治体間で調整を行った事例（複数回答）



その他の事例について、自由回答形式で聴取をしたところ、下記のような事例がみられた。また、自治体間において調整の上、元々居所であった市が市町村長申立にかかる情報を収集し、現在の居所である自治体が申立の事務を行うなど、業務を分担して行っている事例もあった。

（その他の事例）

- ・ 本人の住所地かつ居住地である市町村が障害福祉サービスの支給決定を行っている一方で、生活保護の実施機関が別の市町村である事例
- ・ 認知症高齢者が住所地以外の市町村をひとり歩きしていたところを保護され、そのまま保護された市町村で生活保護の支給が開始された事例
- ・ 本人の住所地以外の市町村に長期入院をし、その後親族が居住する、入院先とは別の他市町村に住所地を移した事例
- ・ 本人の住所地以外の他市町村に住所地特例入所や措置入所以外で入所した事例

- ・ 本人の住所地以外の他市町村の施設に入所しているが、保険者は他市町村であった事例

⑥市町村長申立の課題全般

事務の複雑さや手続きに関して専門知識を要するために、事務負担が多いことやそもそも的人员不足が大きな課題。また、要綱についても自治体間で要綱や運用基準が異なっており、自治体間の調整を要するケースも多い。

図表 33 市町村長申立に関する課題（自由記述より抜粋）

<p>市町村長申立に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 要綱等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村長申立の要綱や運用が自治体間で異なることにより、自治体間での調整を要することがあり、申立までに時間を要する。 ● 事務的負担や担当職員の専門性に関すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申立の件数が増加しており、事務負担も増加している。担当の職員の不足や今後不足する場合も想定される。 ✓ 専門知識を要するため、一人の職員が行う業務としては、責任も大きく負担がある。 ✓ 特に経験のない職員は、申立までに時間を要する。また、業務が複雑かつ専門性が高く、事務処理の引継ぎが難しい。 ✓ 申立の件数が少ないため、申立の事務に関する知識や技術が蓄積しない。 ● 予算など財政面に関すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関や福祉施設等の多い自治体では、市町村長申立のための財政負担も多いように感じる。 ● 受任者調整会議や審査会に関すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口の少ない自治体では、年間の申立件数が少ないこともあり、受任者調整会議の設置が難しい。
---------------------	--

2-2 利用支援事業

(1) 結果概要

1

利用支援事業の 実施状況及び 対象要件等

- 実施状況
 - ✓ 申立費用助成・報酬助成の両方を対象としている自治体は89.4%であった。
- 対象要件に関する要綱・運用
 - ✓ 申立費用
 - ✓ 申立費用に関して、「市町村長申立以外」については、対象外・運用上対象外とする場合がある自治体が45.5%であった。
 - ✓ 報酬助成
 - ✓ 報酬助成に関して、市町村長申立を対象とする自治体は91.2%と高い割合である一方で、本人申立を対象とする割合が70.4%、親族申立を対象とする割合が65.5%であった。
 - ✓ 専門職後見人・市民後見人・法人後見人を対象とする自治体は約8～9割だが、親族後見人を対象とする自治体は35.1%であった。
 - ✓ 報酬助成に関して、成年後見人・保佐人・補助人を対象とする割合は約9割であった。一方、後見監督人・保佐監督人・補助監督人を対象とする自治体は約3割、任意後見監督人・財産管理人を対象とする自治体は約1割であった。
- 収入要件に関する要綱・運用
 - ✓ 報酬助成
 - ✓ 世帯収入を対象外または対象外とする場合がある自治体が62.7%であった。また、要綱と運用とで齟齬が確認された。
 - ✓ 本人収入に関しては、150万以上200万未満の割合が54.5%、世帯収入に関しては、150万以上200万未満の割合が41.2%、200万以上の割合が29.4%であった。また、本人資産に関しては、50万以上100万未満、100万以上150万未満の割合がともに28.9%、世帯資産に関しては、200万以上の割合が41.7%であった。

2

報酬助成額の決定

- 助成上限額
 - ✓ 申立費用の助成については、要綱に上限が明記されており、要綱通りに運用されている自治体が48.8%であることにに対し、運用上の上限がある自治体が47.9%であった。
 - ✓ 家庭裁判所の審判決定額は、自治体の定める報酬助成の上限額の範囲内である自治体が最も多く、51.2%であった。
 - ✓ 利用支援事業の額について、厚生労働省通知の参考価格までの額を助成している割合が75.3%であった。また、上記の額を全額助成している割合が74.8%であった。
- 加算の有無
 - ✓ 助成額の加算について、加算の実施は行っていない自治体の割合は94.1%であった。
- 受取（振込）先
 - ✓ 利用支援事業の振り込み先について、本人（成年被後見人等）宛てに振り込む割合が46.9%、成年後見人等に振り込む割合が40.4%であった。

3

利用支援事業に関 わる予算及び予算の 執行

- 予算の不足
 - ✓ 予算が不足したことがある自治体は18.7%であった。人口規模が大きいほど、予算が不足したことがある割合が高く、特別区では52.2%であった。
 - ✓ 予算が不足した場合の対応について、追加の予算措置対応を行っている自治体が87.4%と最も多かった。一方で、利用支援事業の申請を翌年度に実施してもらっている自治体もあった。また、申立件数が多いほど、予算が不足したことがある割合が高く、申立件数が8件以上の場合は41.9%であった。

4

周知の状況

- 周知の状況
 - ✓ 利用支援事業に関わる周知・情報提供の方法として、ホームページに要綱を掲載し、周知している自治体が44.8%と最も多かった。
 - ✓ 自治体が行う、周知・情報提供内容について、相談窓口・問い合わせ先について記載している自治体が93.7%であった。また、申請手続きや適用要件について記載している自治体は約5割であった。

5

助成金の申請期限
や遡及申請、被後
見人死亡時の対応
状況、家庭裁判所と
の連携状況

● 助成金の申請期限

- ✓ 利用支援事業の申請期限について、報酬審判が出た日から一定期間を限度として要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである自治体が83.6%と最も多かった。具体的な期限としては、審判が出た日から、1か月～2年との回答が確認された。（自由記述より抜粋）

● 被後見人死亡時の対応状況

- ✓ 報酬助成について、被後見人死亡後の報酬も対象としていた自治体が66.2%であった。

● 家庭裁判所との連携状況

- ✓ 利用支援事業について、家庭裁判所へ要綱の送付を行う等して情報提供している割合は16.1%であった。
- ✓ 利用支援事業の対象要件や個別案件の助成について、家庭裁判所より問い合わせがあった自治体が27.8%であった。家庭裁判所への対応は対象要件を回答する割合が52.7%、対象該当性を見込みとして回答している割合が44.8%であった。

6

利用支援事業の
課題

● 要綱等に関すること

- ✓ 要綱の見直しについて、明確な指針がなく、一定の基準の設定が必要
- ✓ 要綱や運用基準が自治体間で異なるために、柔軟な対応を行っている自治体に申請件数が増え、事務・金銭的負担が大きい

● 予算など財政面に関すること

- ✓ 件数が増加傾向にあり、予算確保に苦慮している
- ✓ 件数の増加に伴い、自治体の財政負担が増加しているほか、自治体による差も大きく、都道府県や国からの新たな補助を要する
- ✓ 報酬助成の対象者の数の予測が難しく、予算の積算が難しい

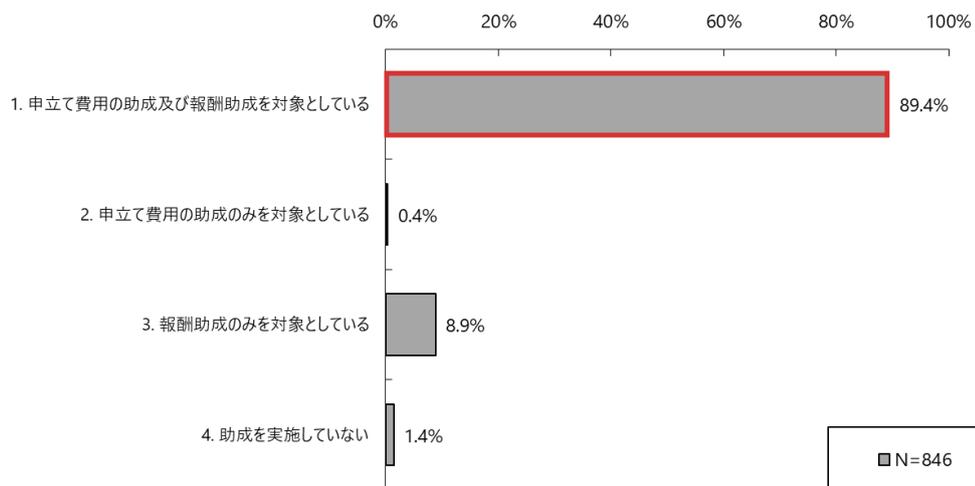
※自治体アンケート調査より、特に多かった課題・要望等を抜粋

(2) 結果の詳細

① 利用支援事業の実施状況および対象要件等

申立費用助成・報酬助成の両方を対象としている自治体は 89.4%と最も多かった。

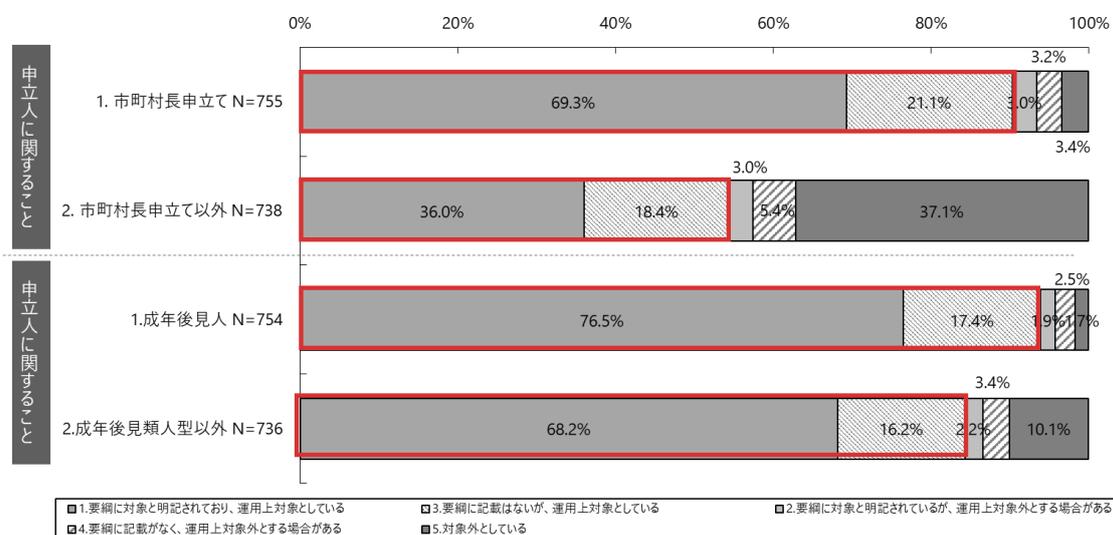
図表 34 成年後見制度利用支援事業 実施有無（複数回答）



申立費用に関して、「市町村長申立」については、運用上対象としている自治体が 90.4%であるのに対し、「市町村長申立以外」については、運用上対象としている自治体が 54.4%であった。

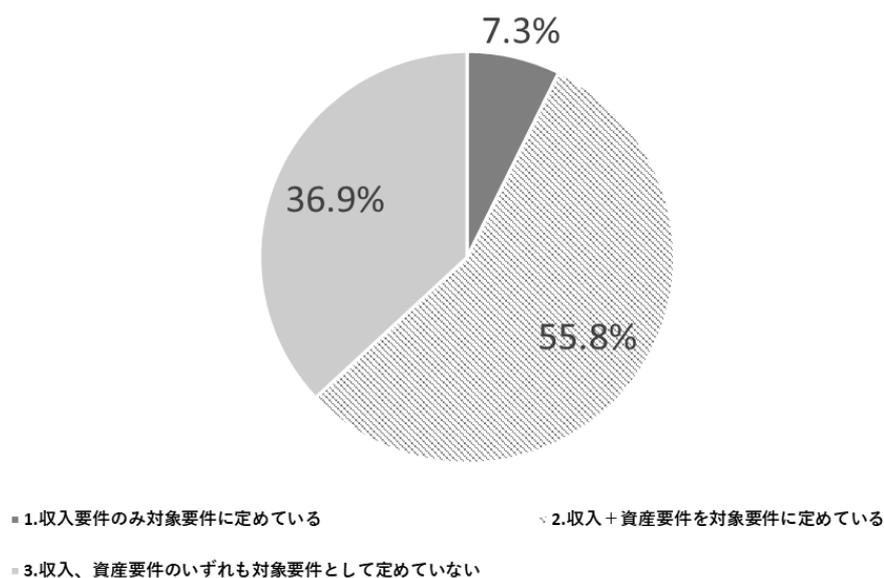
また、被後見人が後見類型の場合に、申立費用の助成の対象とする自治体は 93.9%であったのに対し、後見類型以外の場合に申立費用の助成の対象とする自治体は 84.4%であった。

図表 35 申立費用に関すること 助成対象有無（申立人に関すること）

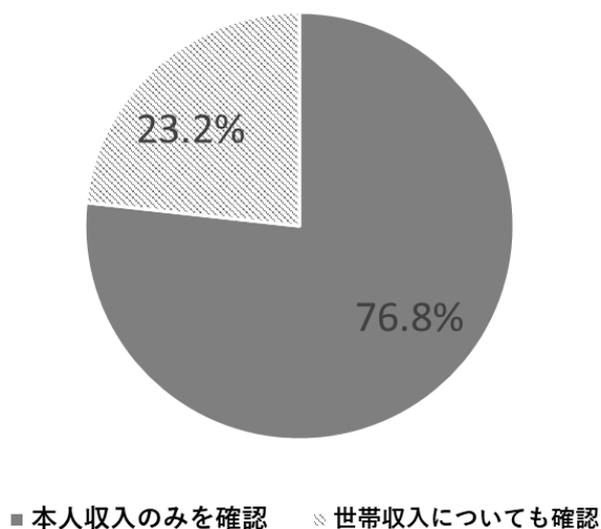


申立費用の助成対象について、収入及び資産を要件としている割合は 55.8%であった。その内、収入要件については、本人収入のみを確認している割合が 76.8%と最も多く、資産要件については、世帯資産も確認している割合が 57.9%と最も多かった。

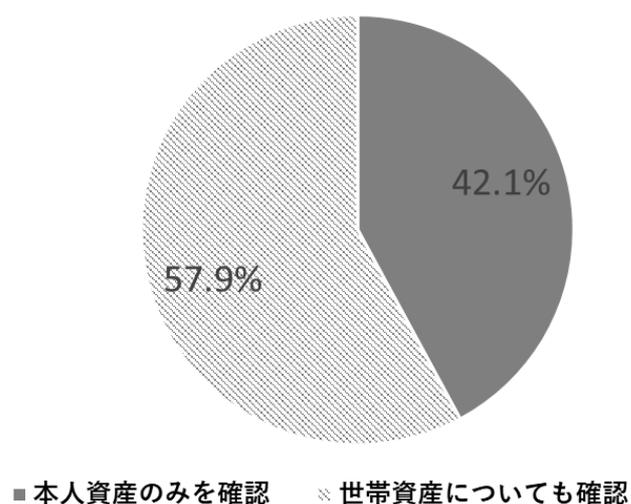
図表 36 申立費用に関する収入・資産要件の定め（単一回答）（N=590）



図表 37 申立費用に関する収入要件の範囲（単一回答）（N=314）

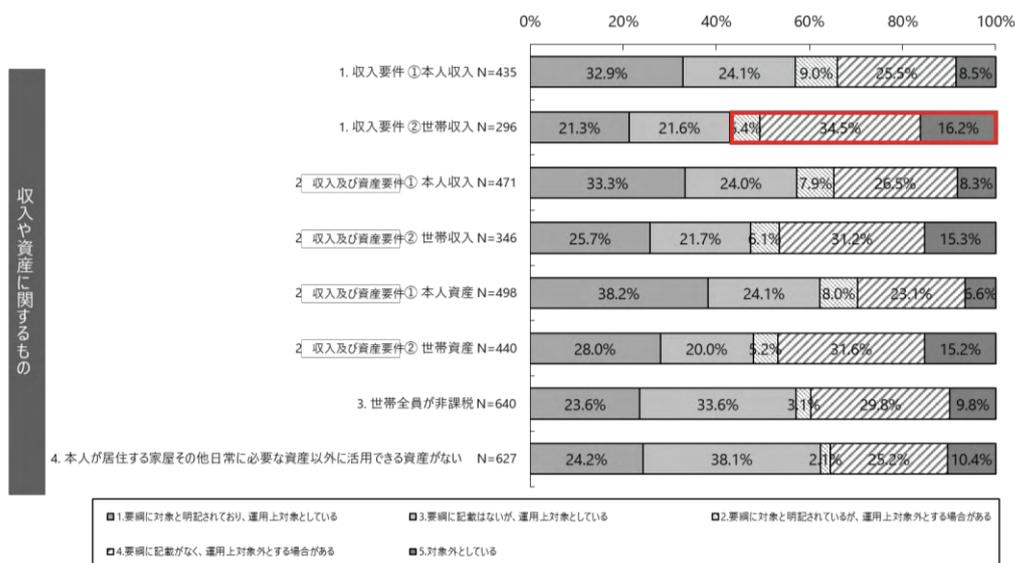


図表 38 申立費用に関する資産要件の範囲（単一回答）（N=299）



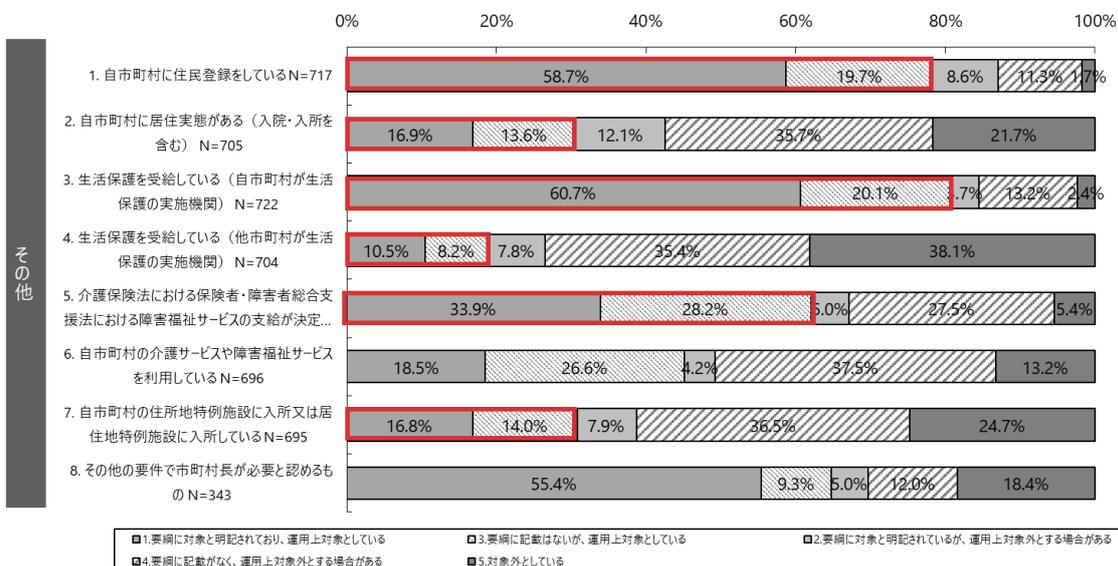
申立費用に関して、世帯収入を「対象外」または「対象外とする場合がある」自治体が 57.1%であった。

図表 39 申立費用に関すること 助成対象有無（収入や資産に関するもの）



申立費用の補助対象に関して、「自市町村に住民登録をしている」場合は78.4%の自治体が助成対象としている一方で、「自市町村に居住実態がある」だけでは助成対象とする自治体は30.5%にとどまる。生活保護については「自市町村が実施機関」である場合は80.8%の自治体が助成対象とする一方で、「他市町村が実施機関」である場合は、助成対象とする自治体は18.7%にとどまる。また、「介護保険法における保険者・障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給が決定している」場合、助成対象とする自治体は62.1%であるが、「住所地特例施設に入所している」場合は、助成対象とする自治体は30.8%にとどまる。

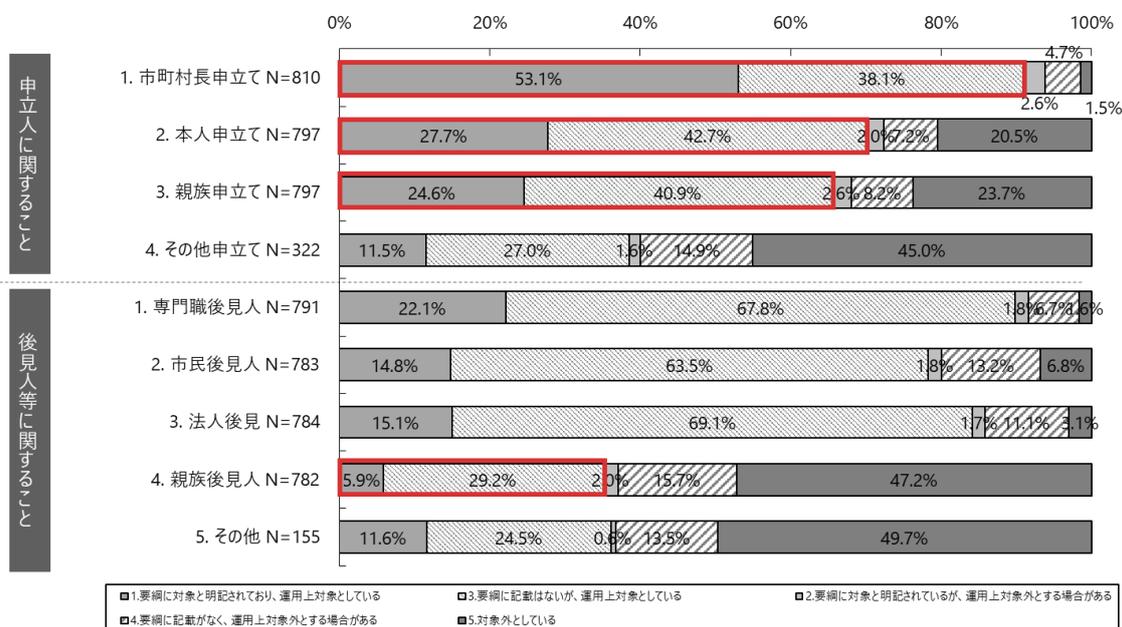
図表 40 申立費用に関すること 助成対象有無（その他）



報酬助成に関して、市町村長申立を対象とする自治体は 91.2%と高い割合である一方で、本人申立を対象とする割合が 70.4%、親族申立を対象とする割合が 65.5%であった。

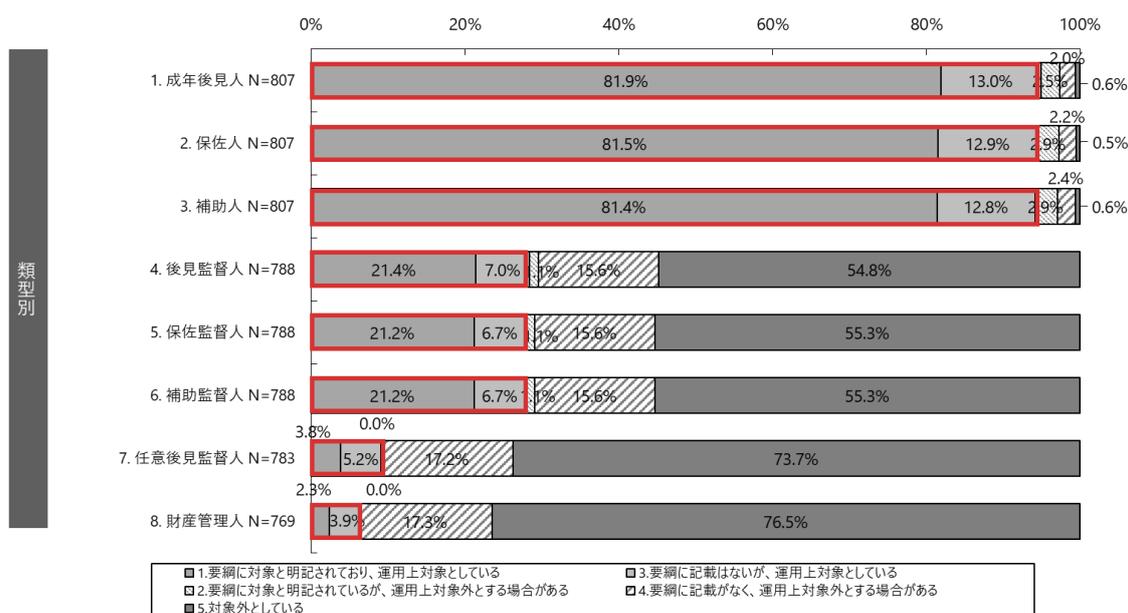
専門職後見人・市民後見人・法人後見人を対象とする自治体は約 8～9 割だが、親族後見人を対象とする自治体は 35.1%であった。

図表 41 報酬助成に関すること 助成対象有無
(申立人に関すること・後見人等に関すること)



報酬助成の対象範囲について、成年後見人・保佐人・補助人を対象とする割合は約9割であったのに対し、後見監督人・保佐監督人・補助監督人を対象とする自治体は約3割、任意後見監督人・財産管理人を対象とする自治体は約1割であった。

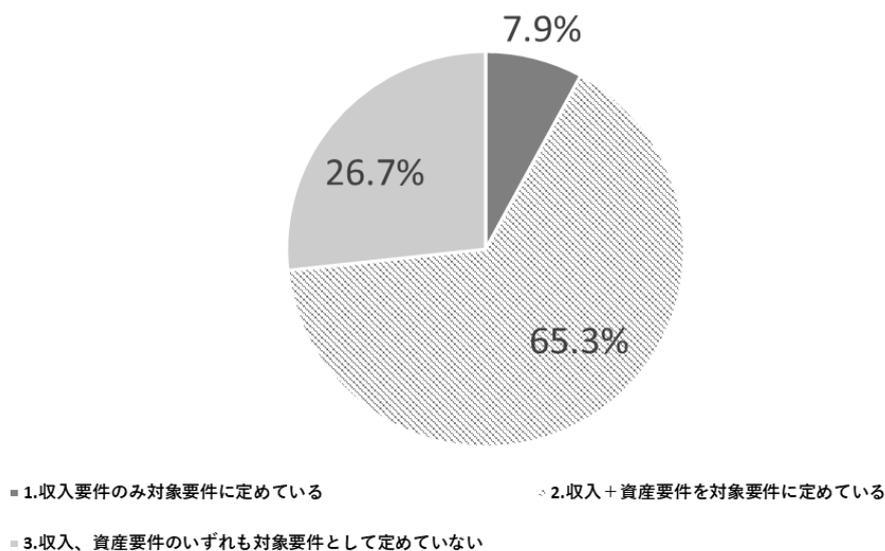
図表 42 報酬助成に関すること 助成対象有無 (類型別)



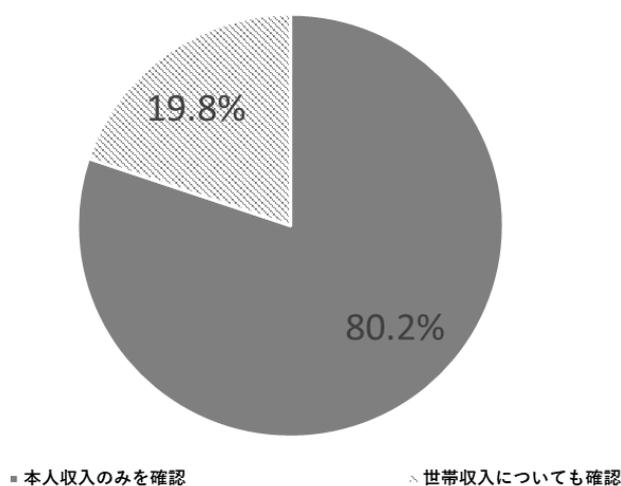
報酬助成の対象範囲について、収入及び世帯要件を要件に定めている自治体の割合は65.3%と最も高かった。

また、収入要件として、本人収入のみを要件とし、確認をしている割合が80.2%であったが、資産の要件としては、世帯資産を要件とし、確認をしている割合が57.9%であった。

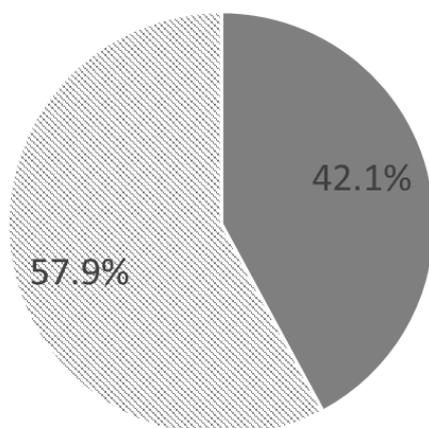
図表 43 報酬助成に関する収入・資産要件の定め（単一回答）（N=655）



図表 44 報酬助成に関する収入要件の範囲（単一回答）（N=398）



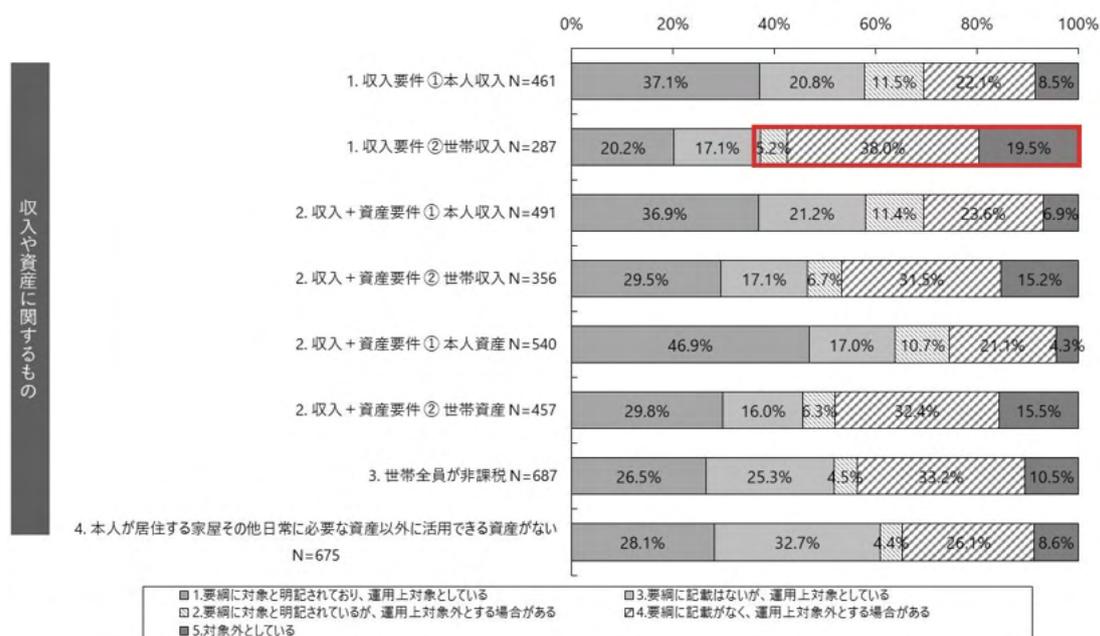
図表 45 報酬助成に関する資産要件の範囲（単一回答）（N=390ss）



■ 本人資産のみを確認 ▨ 世帯資産についても確認

さらに、世帯収入を「対象外」または「対象外とする場合がある」自治体が 62.7%であった。「3.要綱に記載はないが運用上対象としている」「2.要綱に対象と明記されているが運用上対象外とする場合がある」との回答が約 2～3 割程度であり、要綱と運用とで齟齬が確認された。

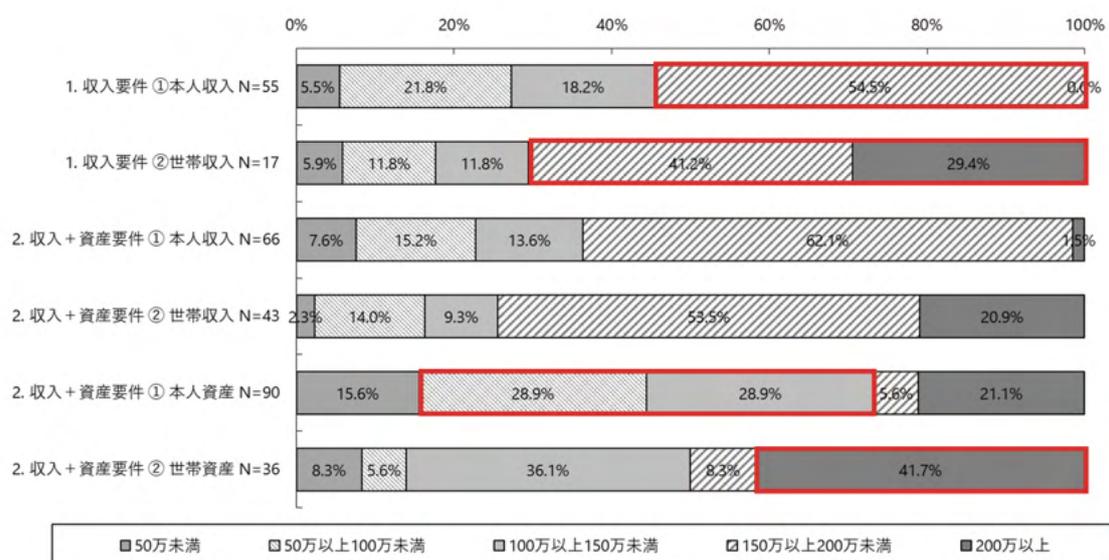
図表 46 報酬助成に関すること 助成対象有無（収入や資産に関するもの）



本人収入に関しては、150 万以上 200 万未満の割合が 54.5%、世帯収入に関しては、150 万以上 200 万未満の割合が 41.2%、200 万以上の割合が 29.4%であった。

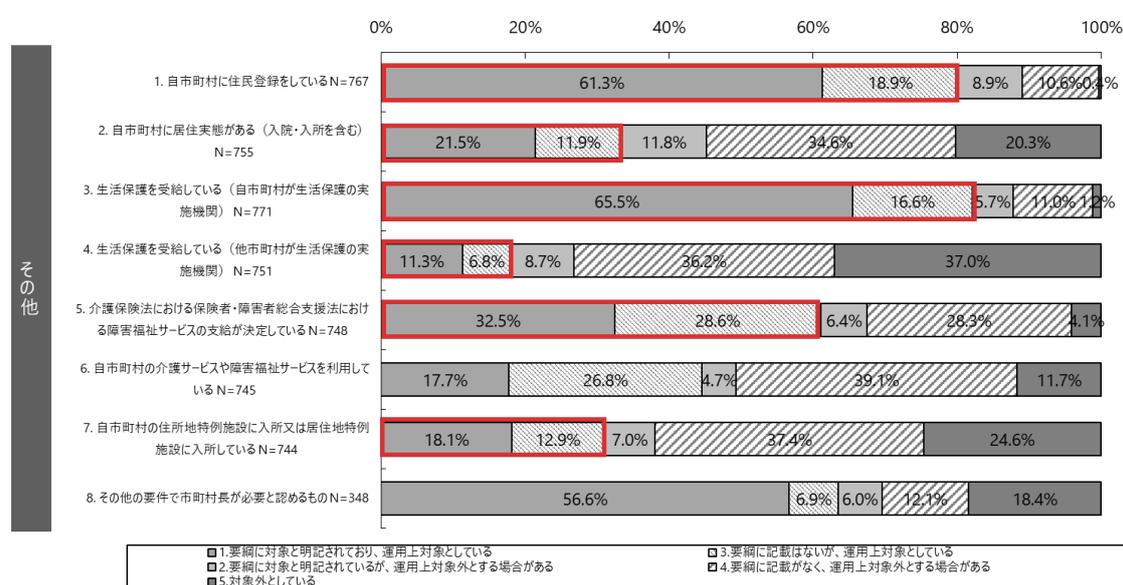
また、本人資産に関しては、50 万以上 100 万未満、100 万以上 150 万未満の割合がともに 28.9%、世帯資産に関しては、200 万以上の割合が 41.7%であった。

図表 47 報酬助成に関すること (収入・資産要件の具体的な金額)



報酬助成に関して、「自市町村に住民登録をしている」場合は80.2%の自治体が助成対象としている一方で、「自市町村に居住実態がある」だけでは助成対象とする自治体は33.4%にとどまる。生活保護については「自市町村が実施機関」である場合は82.1%の自治体が助成対象とする一方で、「他市町村が実施機関」である場合は、助成対象とする自治体は18.1%にとどまる。また、「介護保険法における保険者・障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給が決定している」場合、助成対象とする自治体は61.1%であるが、「住所地特例施設に入所している」場合は、助成対象とする自治体は31.0%にとどまる。

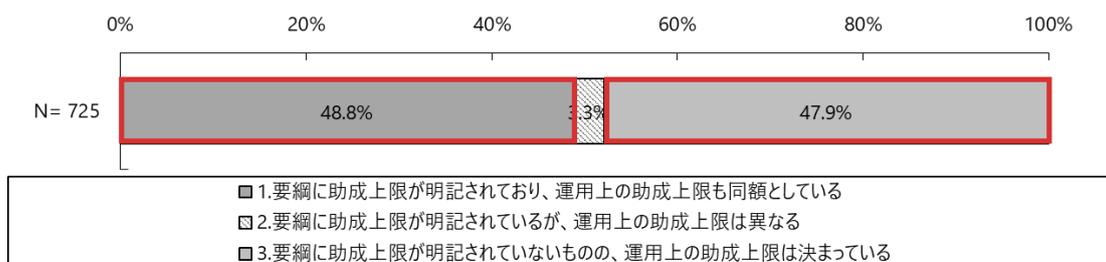
図表 48 報酬助成に関すること 助成対象有無（その他）



② 報酬助成額について

申立費用の助成については、要綱に上限が明記されており、要綱通りに運用されている自治体が48.8%であることに対し、運用上の上限がある自治体が47.9%であった。

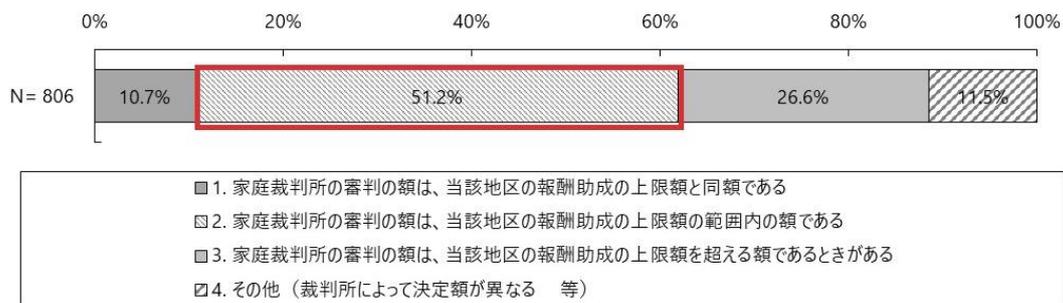
図表 49 申立費用について1件あたりの助成上限（単一回答）



家庭裁判所の審判決定額は、自治体の定める報酬助成の上限額の範囲内である自治体が最も多く、51.2%であった。

図表 50 報酬助成額の決定方法

ア.利用支援事業の申請案件における家庭裁判所の決定に関する状況（単一回答）



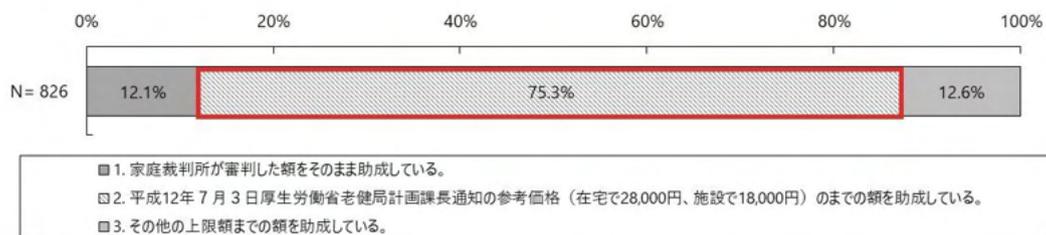
利用支援事業の額について、厚生労働省通知*の参考価格の額を助成している割合が 75.3%と最も多かった。

一方で、利用支援事業の執行額については、要綱上の上額を全額助成している割合が 74.8%と最も多いが、9.3%の自治体では、予算の状況を踏まえ、要綱の記載の一部を助成しているとのことだった。

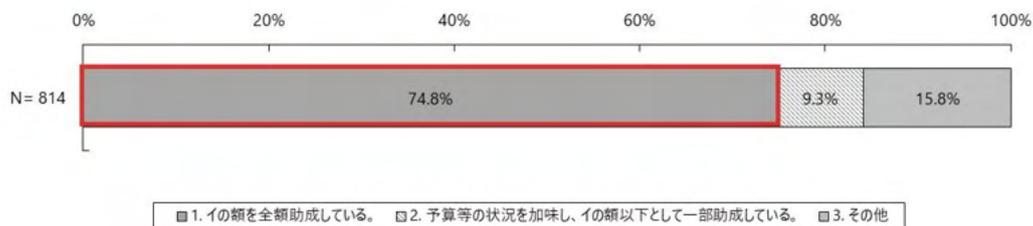
*平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」

図表 51 報酬助成額の決定方法

イ.家庭裁判所の決定額に対しての利用支援事業の額に関する状況（単一回答）



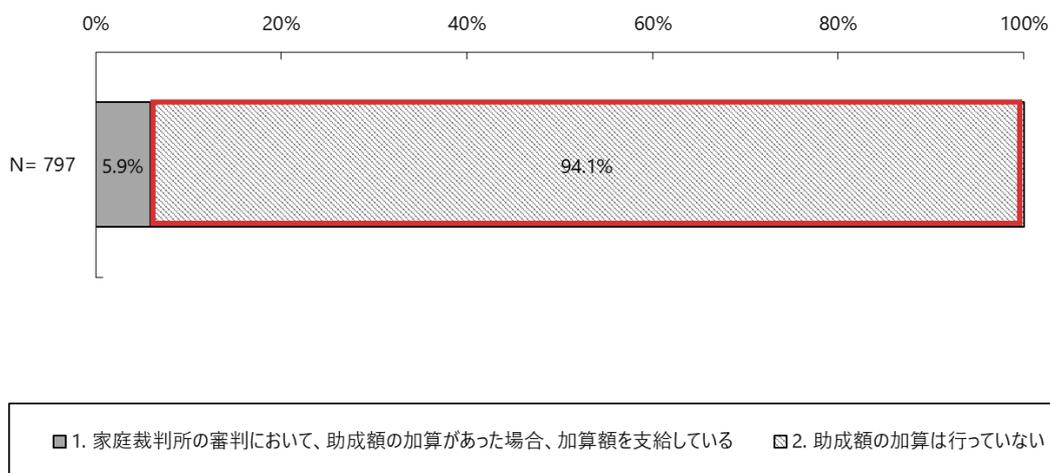
図表 52 報酬助成額の決定方法
ウ.利用支援事業の助成決定に関する状況（単一回答）



※イの額：家庭裁判所の決定額に対しての利用支援事業の額

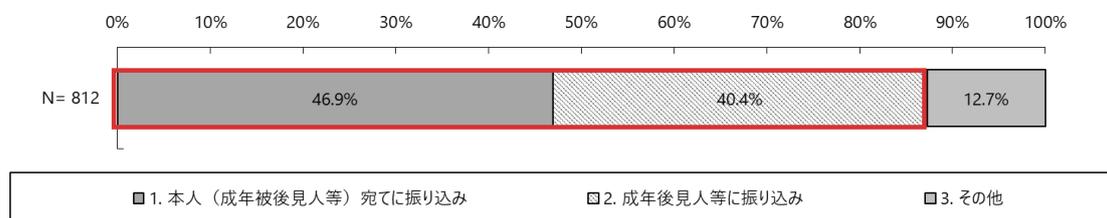
助成額の加算について、加算の実施は行っていない自治体の割合は 94.1%であった。

図表 53 助成額の加算（単一回答）



利用支援事業の振り込み先について、本人(成年被後見人等)宛てに振り込む割合が 46.9%、成年後見人等に振り込む割合が 40.4%であった。

図表 54 報酬助成の受取先（振込先口座の名義）（単一回答）

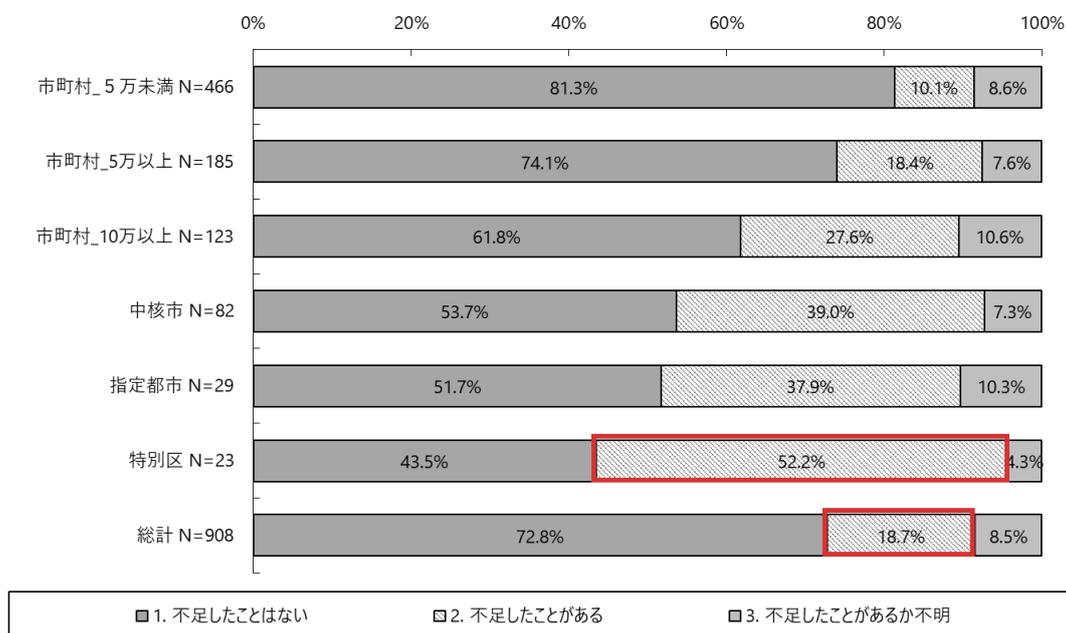


③ 利用支援事業に関わる予算及び予算の執行

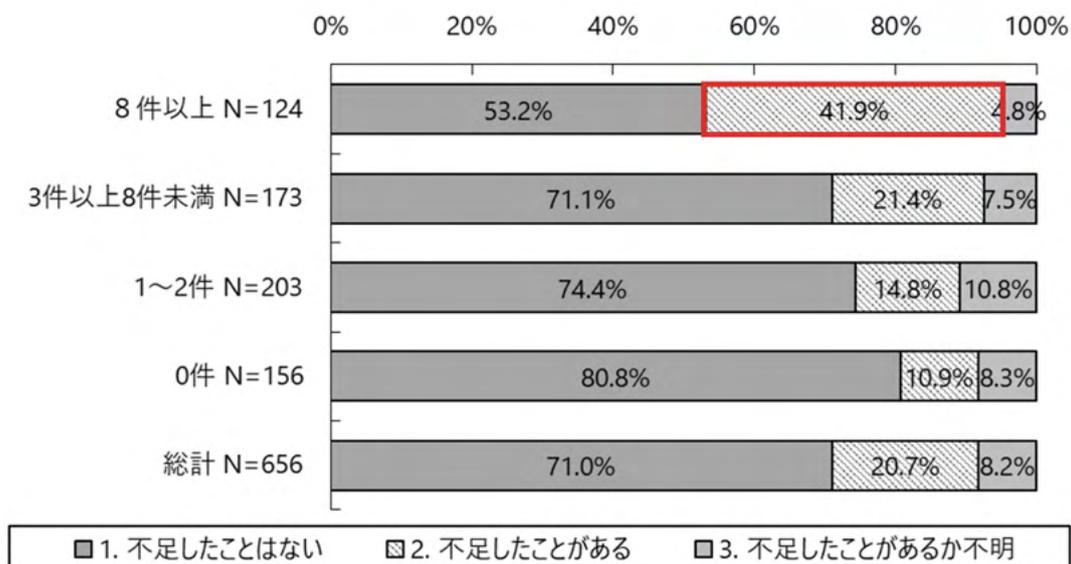
利用支援事業の予算について、不足したことがある自治体は 18.7%であった。

また、人口規模が大きいくほど、予算が不足したことがある割合が高く、特別区では 52.2%と最も多かった。また、申立件数が多いほど、予算が不足したことがある割合が高く、申立件数が年間 8 件以上の場合は 41.9%であった。

図表 55 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足状況（人口規模別）（単一回答）

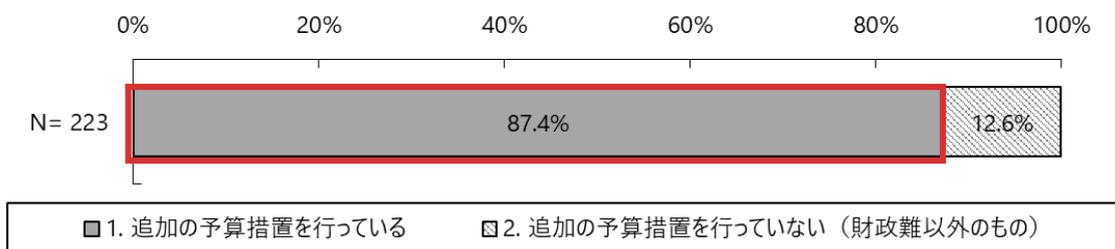


図表 56 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足状況（申立件数別）
（単一回答）

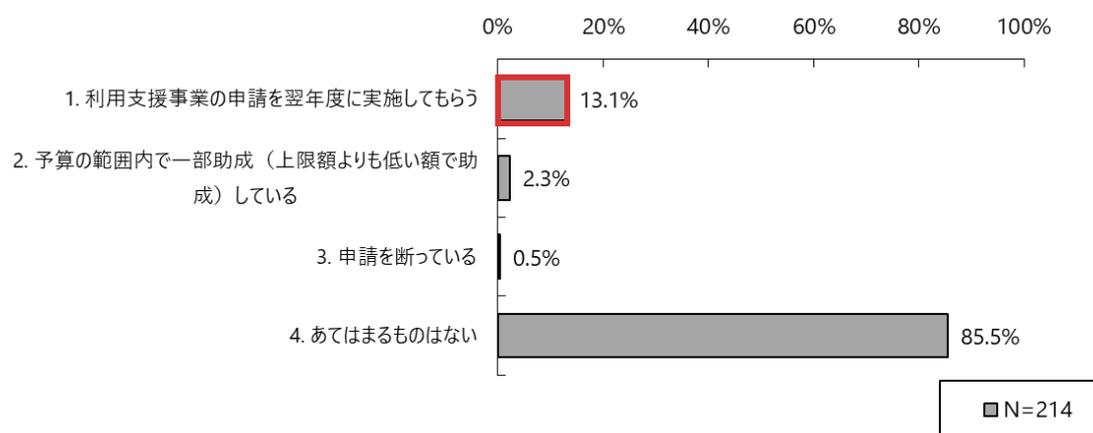


予算が不足した場合の対応について、追加の予算措置対応を行っている自治体が87.4%と最も多かった。一方で、利用支援事業の申請を翌年度に実施してもらっている自治体もあった。

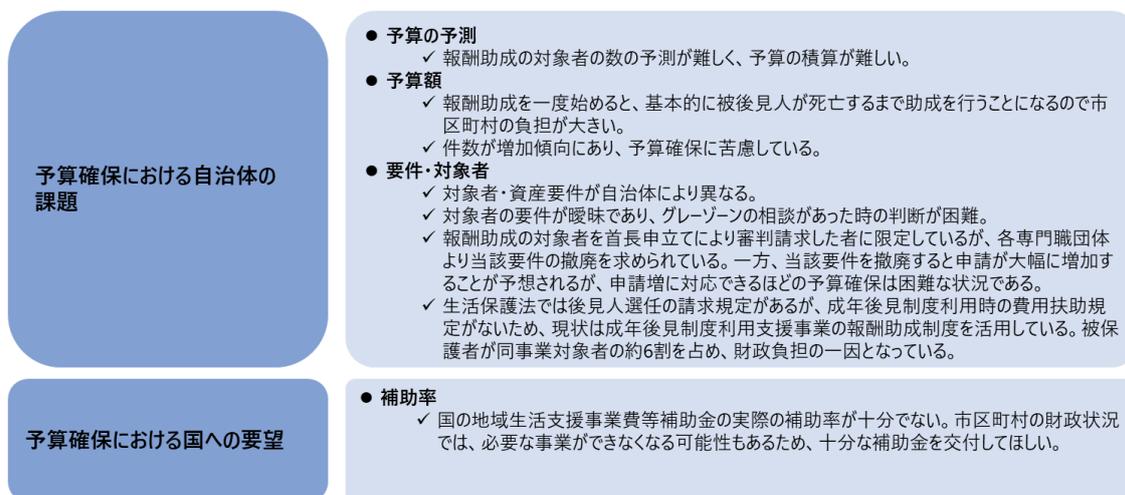
図表 57 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時に、追加の予算措置対応を行っているか（単一回答）



図表 58 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時の対応（追加の予算措置以外）（単一回答）



図表 59 予算確保における自治体の課題（自由回答より抜粋）

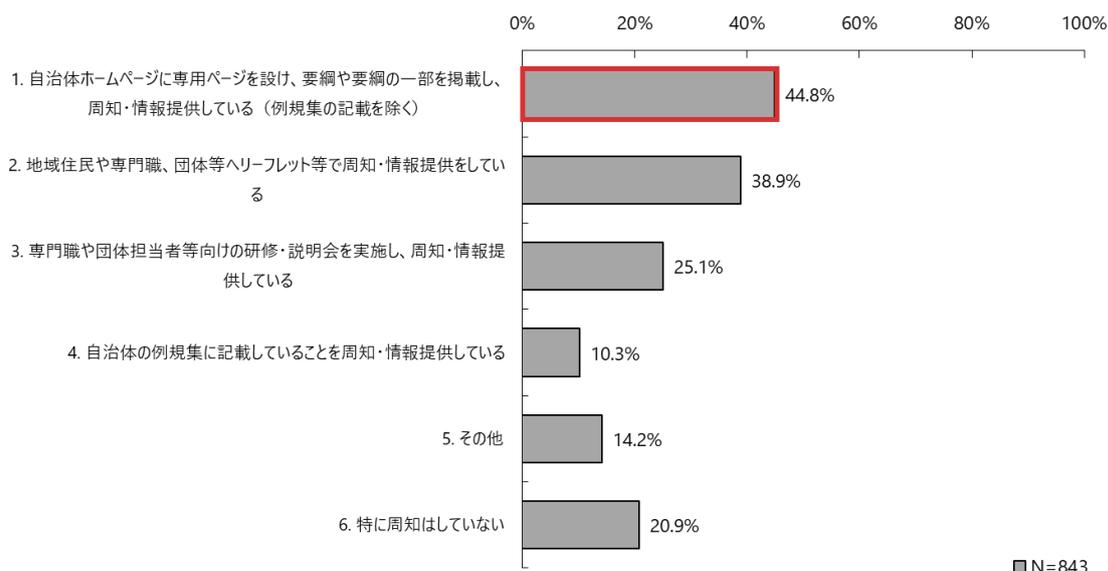


④ 周知の状況

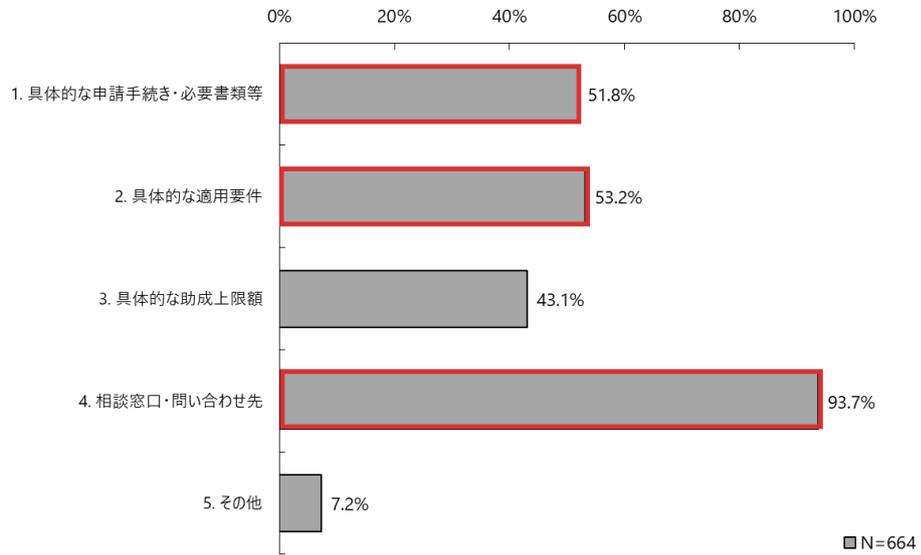
利用支援事業に関わる周知・情報提供の方法として、ホームページに要綱を掲載し、周知している自治体が 44.8%と最も多かった。

自治体が行う、周知・情報提供内容について、相談窓口・問い合わせ先について記載している自治体が 93.7%であった。また、申請手続きや適用要件について記載をしている自治体は約 5 割であった。

図表 60 成年後見制度利用支援事業に係る周知方法（複数回答）



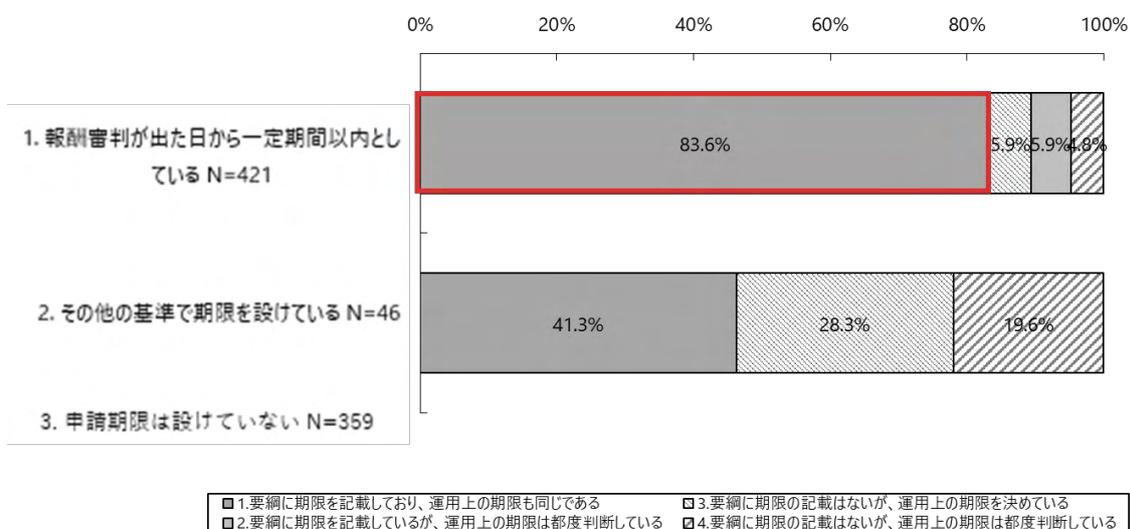
図表 61 成年後見制度利用支援事業に係る周知内容（複数回答）



⑤ 助成金の申請期限や遡及申請、被後見人死亡時の対応状況、家庭裁判所との連携状況

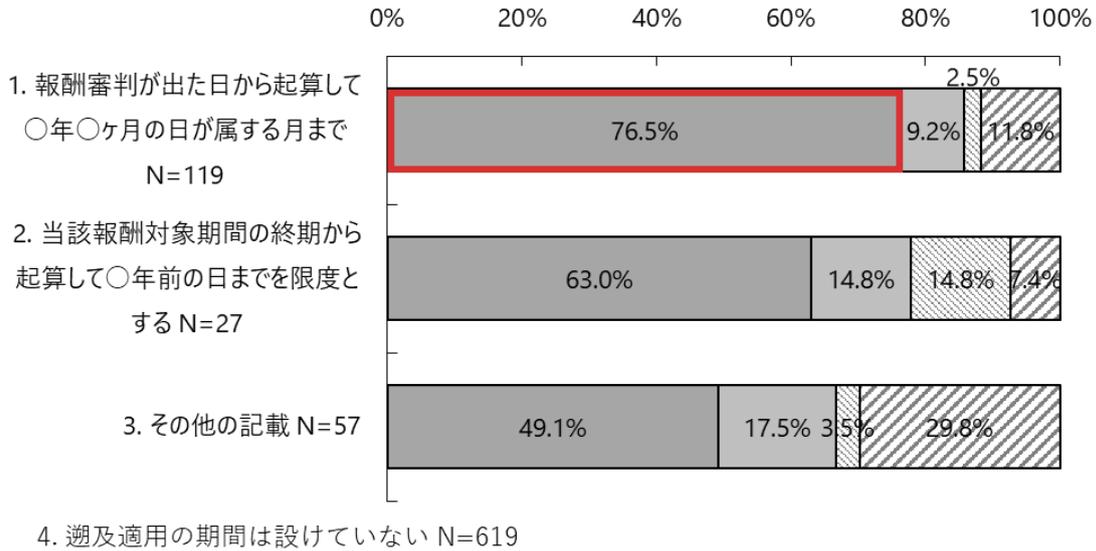
利用支援事業の申請期限について、報酬審判が出た日から一定期間を限度として要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである自治体が 83.6%と最も多かった。具体的な期限としては、審判が出た日から、1 か月～2 年との回答が確認された。(自由記述より抜粋)

図表 62 助成金の申請期限 (単一回答)



利用支援事業の遡及適用の期間について、報酬審判が出た日から起算して●年●か月の日が属する月までと要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである割合が 76.5%最も多かった。

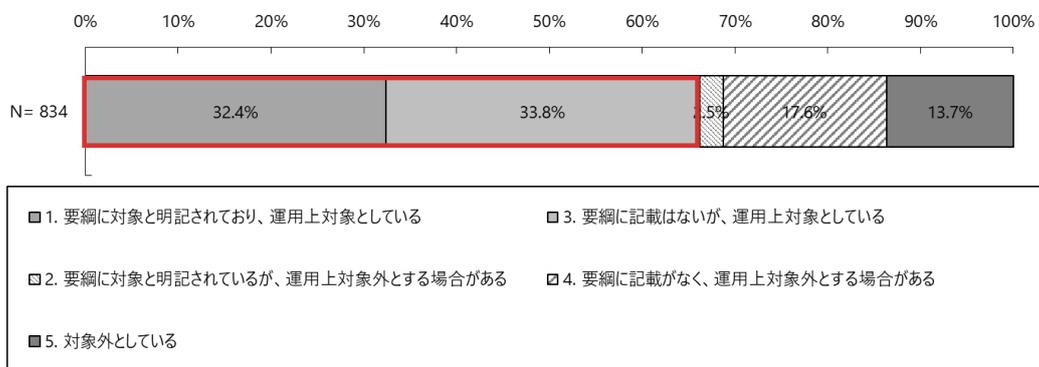
図表 63 遡及適用の期間（単一回答）



- 1.要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである
- 2.要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している
- 3.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている
- 4.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している

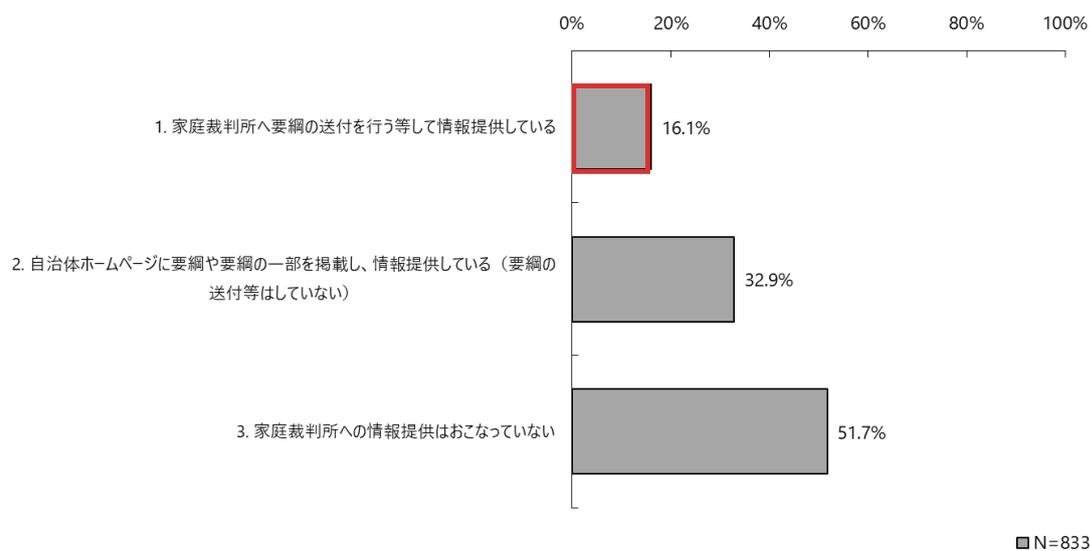
報酬助成の被後見人死亡後の報酬について、対象としている自治体が 66.2%であった。

図表 64 被後見人死亡後の報酬助成を対象としているか（単一回答）



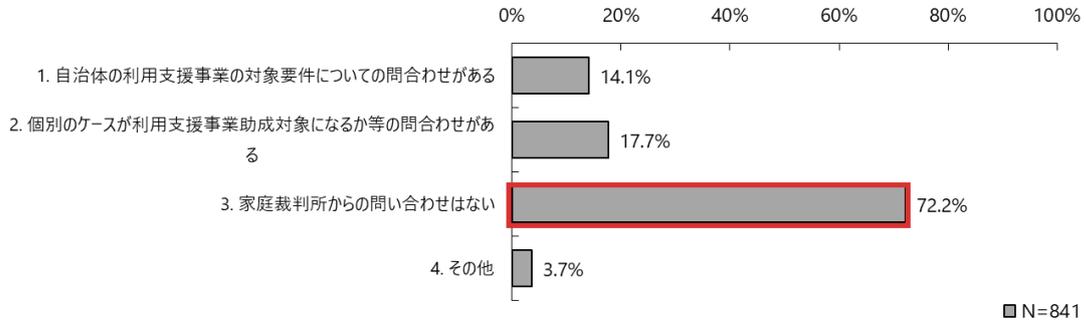
利用支援事業に関する家庭裁判所との連携について、家庭裁判所へ要綱の送付を行う等して情報提供している自治体の割合は16.1%であった。

図表 65 家庭裁判所等との連携（複数回答）

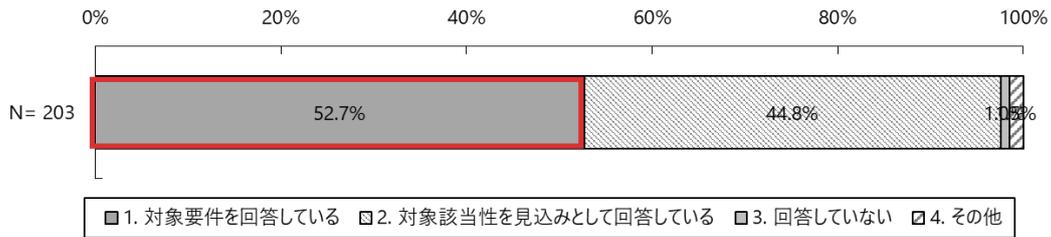


利用支援事業の対象要件や個別案件の助成について、家庭裁判所より問い合わせがあった自治体が27.8%であった。家庭裁判所への対応は対象要件を回答する割合が52.7%、対象該当性を見込みとして回答している割合が44.8%であった。

図表 66 家庭裁判所からの成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせ
(複数回答)

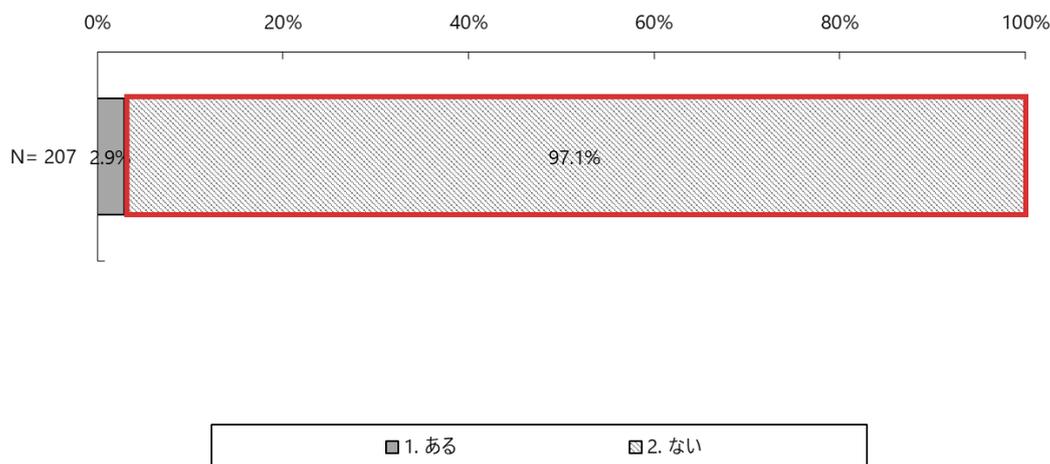


図表 67 家庭裁判所からの問い合わせの対応 (単一回答)



報酬審判決定後の家庭裁判所からの事前相談の際に対象と思われたものの、利用支援事業の申請時に対象外と判明し、調整を要したことがある自治体は2.9%であった。

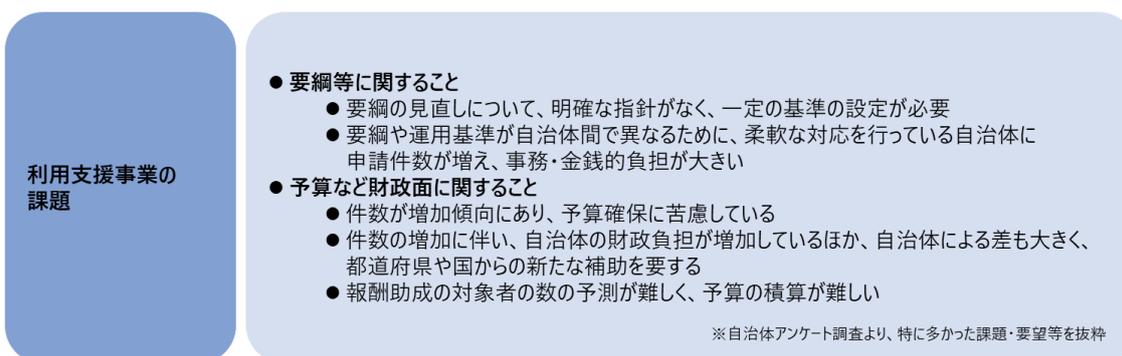
図表 68 家庭裁判所からの事前相談の際に、利用支援事業の補助対象と思われたものの、報酬審判定後の利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、申請者(本人又は後見人等)との調整を要したことがあるか(単一回答)



⑥ 利用支援事業の課題

利用支援事業の課題として、件数増加に伴う予算確保の課題を挙げる自治体が多いほか、予算要求の際の積算の難しさも課題として挙げる自治体が多かった。また、市町村長申立同様、自治体の要綱や運用基準が異なっており、対応にばらつきがみられる。

図表 69 利用支援事業の課題(自由回答)



2-3 その他

(1) 結果概要

1

後見人等のリレーに関わる状況及び課題等

● 状況

- ✓ 後見人等のリレーは、大半の自治体では該当がないが、リレーのある自治体では法人後見人から市民後見人へのケースが最も多い。

● 課題

- ✓ 法人後見から市民後見人等へスムーズにリレーができる仕組みの整備ができていない
- ✓ 後見人のなり手が不足しており、市民後見人等の養成を要する
- ✓ 実際に後見人のリレーの実績がある自治体が少なく、リレーをするか否かの判断や、引継ぎの仕方について、対応方法が明確でなく、ノウハウの共有を要する
- ✓ 本人の状態の安定などにより、市民後見人へリレーするケースはあるが、後見監督人を社会福祉協議会が担うため、業務負担が多く、市民後見人を増やすことが困難
- ✓ 本人や家族からの理解が得られず、専門的な対応が終了し、リレーを要する案件であっても、実際にはリレーがなされず専門職後見人のままになってしまう

※自治体アンケート調査より、特に多かった課題・要望等を抜粋

2

市民後見人や法人後見人に関する把握状況

● 案件を受任してくれる法人後見実施団体の把握状況

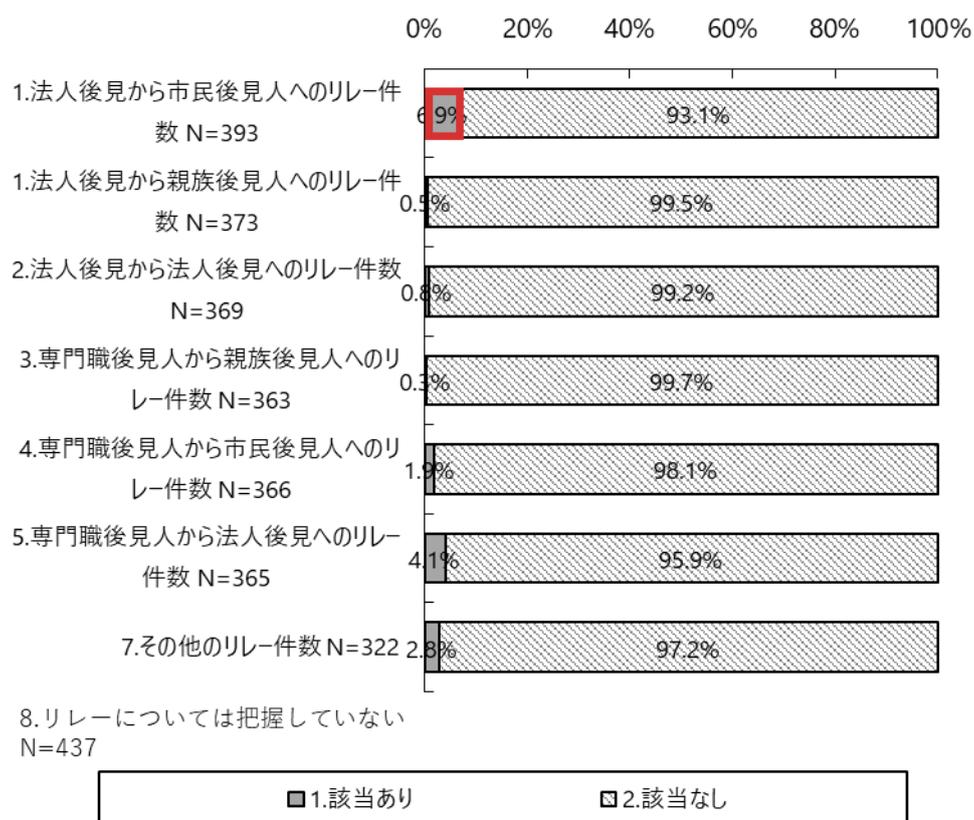
- ✓ 案件を受任してくれる法人後見実施団体を把握している自治体は65.2%であった。

(2) 結果の詳細

① 後見人等のリレーに関わる状況および課題等

後見人等のリレーについて、ほとんどの自治体では該当がない。リレーの実績のある自治体では、法人後見人から市民後見人へリレーするケースが多い。

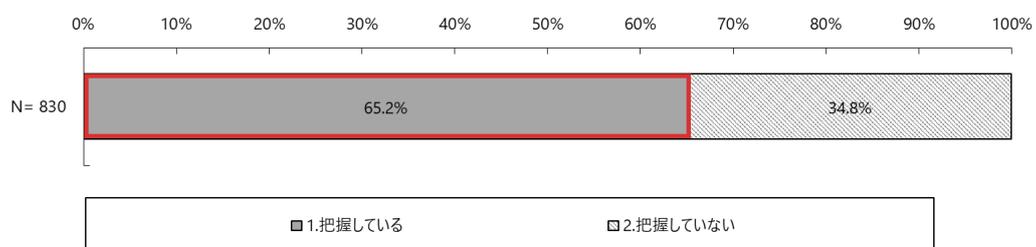
図表 70 後見人等のリレー該当有無 (R5実績) (単一回答)



② 市民後見人や法人後見人に関する把握状況

案件を受任してくれる法人後見人実施団体を把握している自治体は65.2%であった。

図表 71 案件を受任してくれる法人後見実施団体の把握有無（単一回答）



第3章

ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

1-1 ヒアリング調査の概要

(1) 調査対象

検討会での議論及びアンケート結果に基づき、厚生労働省と協議の上で、ヒアリング先を選定した。令和6(2024)年3月上旬～令和6(2024)年3月中旬にかけてヒアリング調査を実施した。調査対象及び調査項目を以下に示す。

図表 72 自治体ヒアリング

目的	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長申立ての実施及び利用支援事業執行する側との実態と把握
対象	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県さいたま市（指定都市） 青森県青森市（中核市） 群馬県邑楽町（市区町村）
内容	<p>① 各市町村における市町村長申立ての実施状況および実務等に関する課題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村長申立ての実施状況および要綱等の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> 市町村長申立て実施有無（自治体規模別） 要綱・マニュアル等の整備有無（自治体規模別） 各類型ごとの相談件数および市町村長申立てに至った件数（自治体規模別） 市町村長申立ての対象要件 <ul style="list-style-type: none"> 各要件ごとの対象／対象外の状況 要綱と実態の乖離状況 市町村長申立てに関わる予算および予算の執行 <ul style="list-style-type: none"> 予算規模および予算の積算方法 ※積算方法はヒアリングのみ（自治体規模別） 予算の不足状況および不足時の対応（自治体規模別） 市町村長申立てに関わる業務 <ul style="list-style-type: none"> 担当職員数（自治体規模別） 各業務の委託状況（自治体規模別） 相談を受任してから、裁判所に申し立てるまでに要する時間（自治体規模別、委託有無別） 申立てまでに時間を要する要因 受任調整会議および審査会の実施状況（自治体規模別） 複数の自治体間の調整 <ul style="list-style-type: none"> 複数の自治体間調整の有無、あてはまる事例 複数の自治体間での調整に関する課題等 市町村長申立ての課題全般および国への要望等 <ul style="list-style-type: none"> 課題全般 国への要望 <p>② 各市町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況および助成額や課題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用支援事業の実施状況および対象要件等 <ul style="list-style-type: none"> 利用支援事業の実施事業および対象範囲（自治体規模別） 申立費用助成および報酬助成の対象要件（自治体規模別） 報酬助成額の決定 <ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所の決定および助成決定に関する状況 在宅または施設入所による上限額の分別 報酬助成の受取先 利用支援事業に関わる予算および予算の執行 <ul style="list-style-type: none"> 予算規模および予算の積算方法 ※積算方法はヒアリングのみ（自治体規模別） 予算の不足状況および不足時の対応（自治体規模別） 助成金の申請期限や遡及申請、被後見人死亡時の対応状況 <ul style="list-style-type: none"> 助成金の申請期限の設定状況 遡及申請への対応状況 被後見人死亡時の対応状況 市町村長申立ての課題全般および国への要望等 <ul style="list-style-type: none"> 課題全般 国への要望 <p>③ その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 後見人等のリレーに関わる状況および課題等 <ul style="list-style-type: none"> 後見人等のリレーの件数 後見人等のリレーに関わる課題等 市民後見人や法人後見人に関する把握状況 <ul style="list-style-type: none"> 案件を受任してくれる法人後見実施団体の把握状況 市民後見人または法人後見人の受任にあたっての判断基準等

図表 73 専門職団体ヒアリング

目的	<ul style="list-style-type: none"> 後見人の立場で感じる、市町村長申立てや利用支援事業の実態と課題の把握
対象	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会 リーガルサポート（司法書士会） 社会福祉士会
内容	<ol style="list-style-type: none"> 成年後見人等の受任状況 <ol style="list-style-type: none"> 後見人等の受任人数 成年後見制度の受任における確認事項/重視事項 専門職団体における市町村長申立ての現状および実務等に関する課題等 <ol style="list-style-type: none"> 本人申立ての代理に関する相談状況 検討会議/受任者調整会議による市町村長申立てへの影響 申立て前段階の関与 自治体間の調整 市町村長申立ての課題 専門職団体における成年後見制度利用支援事業の現状および実務等に関する課題等 <ol style="list-style-type: none"> 申請から受領までの時間 報酬助成の対象外となった場合の対応 要綱・広報・助成範囲等の自治体ごとの差 自治体ごとの差をなくすための対応策/好事例 成年後見制度利用支援事業の課題 その他 <ol style="list-style-type: none"> 無報酬案件の実態及び対策 無報酬案件の担い手への影響 一次相談窓口との連携 一次相談窓口に求められる役割

図表 74 関係機関ヒアリング

目的	<ul style="list-style-type: none"> 被後見人等を支援する側の立場や相談支援機関の立場として感じる、市町村長申立てや利用支援事業の実態と課題の把握
対象	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関 基幹相談支援センター
項目	<ol style="list-style-type: none"> 成年後見制度の相談件数等の現状 <ol style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知方法 相談件数（市町村長申立ての支援件数） 市町村長申立てへの関与 成年後見制度の対象者の把握・アセスメント <ol style="list-style-type: none"> 対象者の把握場面（アウトリーチ等） MSW等からの相談 情報把握が容易なケース・難しいケース アセスメントの際に活用しているツール アセスメントを踏まえた対応・判断基準 世帯要件の把握が難しい場合の対応 市町村長申立て <ol style="list-style-type: none"> 中核機関/基幹相談支援センターの役割 中核機関/一次相談窓口との連携内容 受任者調整会議に参加している場合の対応 複数自治体が関与する場合の課題 書類作成の外部委託 成年後見制度利用支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 選任結果のフィードバック 対象外だった場合の後見人等からの相談対応 申立て却下時の対応 モニタリングの実施ケース 中核機関/基幹相談支援センターの役割 市町村長申立てが進まない要因 関係機関等の連携 <ol style="list-style-type: none"> 市町村への情報提供のタイミング・手段 市町村への提出書類 申立ての申請につながらなかったケース 中核機関/一次相談窓口とのやり取り 虐待等の緊急性が疑われるケースの対応 その他 <ol style="list-style-type: none"> 既存の地域資源との連携や協働 協議会等への課題共有 後見人のリレー 成年後見制度等の研修

2. ヒアリング調査の結果

2-1 ヒアリング調査の結果概要

調査結果の概要について、「(1) 市町村長申立の実施状況及び実務等に関する課題等」「(2) 成年後見制度利用支援事業の実施状況及び助成額や課題等」「(3) その他」の3つの観点で以下の通りまとめた。

(1) 市町村長申立

自治体（さいたま市、青森市、邑楽町）からは、「人員が足りない点が課題である。専任ではなく兼務の場合は、業務負荷が高い。専任だとケースの発生タイミング次第では、業務がなくなるため、専任にはできない。」といった意見が挙げられた。また、専任の職員がいても「長年担当している職員が業務に特に精通しており、業務負担が偏っている。」といった意見もあり、職員数だけでなく、専門知識を持つ職員の必要性が明らかになった。

また個別の業務についても「親族調査・戸籍調査が大変だと聞いている。特に戸籍の取り寄せに時間がかかっている。病院から診断書が出てこなくて二度手間が発生する可能性がある」といった意見があり、特定の業務が申立までの時間を要する一因となっていることがヒアリングからも明らかになり、国への要望として「自治体間での調整を要する場合に、申立をする自治体について、判断をするための具体的な要件などがあれば明示してほしい」等の意見が得られた。

専門職団体（弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート）からは、要綱や対象要件に関わる意見が多く、「主に虐待の案件において、自治体の内規により対象外とされてしまうケースがあり、その他の申立や本人申立の代理等を行う事案がある」などの意見があった。要綱の見直しや周知拡大などの必要性が確認できた。

その他の機関（中核機関、基幹相談支援センター）からは、「職員体制が薄い点が課題。2親等以内の親族調査が大変である。従前は専門職団体に推薦を依頼していたが、現在は身近に指名できる方を選任している。」といった意見が挙げられた。自治体同様、業務遂行にあたっての職員体制の薄さが指摘された。

図表 75 市町村長申立に関する主な意見

<p>1</p> <p>自治体での 実施状況および 要綱等の整備状況、 対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実務は区役所でやっており、各区役所では横連携は行っていると思うが、市では網羅的に把握はしていない。また、毎年埼玉県が他市の要綱上の規程をまとめたものを作成しているが、活用しきれていない。(さいたま市) ✓ 家庭裁判所に出す書類の記載内容は機械的に入れられるものではなく、申立の経緯や理由は、人によって違うため時間がかかる。報酬助成の基準額、対象外の基準が自治体でバラバラになっているので、一律明確な基準がでるとやりやすくなると思う。(さいたま市) ✓ 戸籍調査の所要時間にバラツキが多い。途中で亡くなったり、申立したが裁判の中で本人の同意が取れなかったケースがある。(青森市)
<p>2</p> <p>各自治体での 業務内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相談件数が増えているが、担当者1人ですべてのケースをやっているので人手が足りないのが一番の問題。戸籍の調査が一番時間がかかる。残業したり土日に仕事してこなしている。(さいたま市) ✓ 各市町村の要綱等を一緒に確認したうえでどちらでやるべきかを相談し、役割分担を電話で決めながら分担してやったケースがあった。(さいたま市) ✓ 障害特有だと思うが、本人が急に拒否したりすることがあり、病院の相談員や担当の方が説得したり、その調整で時間がかかることがある。最短で4~5か月で申立できたケースもあれば、前年度から引き続きやっていてまだ申立できていない(本人が拒否しており)1年以上かかっているケースもある。(青森市) ✓ 中核機関設置の際に委託を検討したが、委託には至っていない。事務作業・戸籍調査は委託できたいと思う。(青森市) ✓ 申立の書類作成の担当者が1人であるため、業務負担が偏っている。(邑楽町) ✓ 職員体制が薄い点が課題。2親等以内の親族調査が大変である。(中核機関) ✓ 戸籍調査は平均3~4ヶ月かかるため課題を感じている。親族申立の時は3ヶ月かかるが、市町村長申立の時は8ヶ月程かかる。(中核機関)
<p>3</p> <p>専門職団体における 市町村長申立の 現状及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の現場では、市町村長申立の必要性を感じている事案でも、市町村長申立を担当する部署ではその必要性を理解していないために、手続きが非常に遅くなる等の課題を抱えていると認識している。(弁護士会) ✓ 高齢部門では仕組み作りができていないもの、障害部門では不十分である等の課題があるので、例えば、受任調整会議のマニュアル整備等の制度運用の好事例を全国展開して貰えると良い。(弁護士会) ✓ 昔よりは市町村長申立までの時間は短縮されるようになってきたが、まだこの点には地域ごとのばらつき等の課題があり、特に小さい自治体に対する支援は重要である。時間短縮に、職員数増が大きく寄与したという好事例もある。(弁護士会) ✓ 保佐・補助類型では、窓口に行っても本人でできるのではないかと押し戻される自治体もある。(弁護士会) ✓ 虐待案件において、自治体に市町村長申立を相談したが、内規によって対象外とされ、市町村長申立を実施できなかった事例があった。 ✓ 市町村長申立等の要件については、要綱に記載されているもの以外に、内規で定められている事項も多く、対象外とされてしまうことがある。

(2) 成年後見制度利用支援事業

自治体（さいたま市、青森市、邑楽町）からは、いずれの自治体からも予算の積算の難しさに関する意見があり、各自治体における予算の積算にあたっての工夫などが得られた。青森市では、「前年度に助成したものの、前年度に市長申立てして生活保護を受けているケース、新規の助成（本人申立の平均）をもとに積算している。」といった報告が得られた。

専門職団体（弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート）からは、市町村長申立同様、対象要件やその周知に関わる意見が多く得られ、「資力要件が厳しすぎる」「自治体によって対象要件等にバラツキがあるが、入所等で転居したりしたときに報酬助成を受けられるのかわかりづらい」「要件等については国が主導して最低限のラインを提示して欲しい」といった意見が挙げられた。

その他（中核機関、基幹相談支援センター）からも、「利用支援事業は、本人個人の資産で見るべきであり、世帯要件は外してほしいと考えている。」といった意見が挙げられ、報酬助成の対象要件については、様々な課題があることが明らかになった。

図表 76 成年後見制度利用支援事業に関する主な意見

<p>1</p> <p>各自治体での 助成額の決定、 予算の積算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 付加報酬で上限を超えた決定がされた場合は、報酬助成の差額は、被後見人の財産から支払われていると思う。区役所で関係者に説明していると思う。（さいたま市） ✓ 予算がないから出さないという判断は避けて、流用や補正で出すようにしている。（さいたま市） ✓ 家裁は青森市の助成額は知っているが、裁判所からケースごとに直接問い合わせがある。（青森市） ✓ 前年度に助成したものの、前年度に市長申立てして生活保護を受けているケース、新規の助成（本人申立の平均）で積算している。（青森市） ✓ 継続人数＋見込み人数から合計人数を予測して積算を行っている。（邑楽町） ✓ 利用支援事業は、本人個人の資産で見るべきであり、世帯要件は外してほしいと考えている。（中核機関） ✓ 利用支援事業では、国の補助要綱で決められている補助上限額があるのが苦しい。（中核機関）
<p>2</p> <p>専門職団体における 利用支援事業の 現状及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預貯金の金額のみ考慮すると利用支援事業の対象外であるものの、数か月先に支出すべき場面がある等の状況は考慮されなくて、現在の資産要件に照らして、自治体から報酬助成を断られてしまう事案がある。（弁護士会） ✓ 対象となる資力要件等を少し上回って対象外となるケースは少なくないが、対象外となっても、資産が少なかったり収支が赤字だったりして、結局報酬をもらえないケースが少なくない。資力要件等が厳しすぎると思われる。（弁護士会） ✓ 利用支援事業の内容が自治体ごとに異なるが、その対象となる要件等が自治体ウェブサイトを見ても分からない。利用支援事業の要件は、全国で統一することが求められる。（弁護士会） ✓ 受任者調整会議において、担い手が決まらないケースは在宅案件が多いと認識している。在宅への呼び出し等、施設案件と比べて非常に手間がかかる認識である。（リーガルサポート） ✓ 生活保護と同等の案件であったとしても、生活保護に準ずる案件まで報酬助成を行う自治体は少ないことは課題である。（リーガルサポート） ✓ 本人の居住地が変わることで、自治体間の要綱が異なり、特に報酬助成については関わった（関わっていない）全ての自治体が該当しない、という案件があった。要件等については国が主導して最低限のラインを提示して欲しい。（社会福祉士会）

(3) その他

自治体（さいたま市、青森市、邑楽町）では、「社会福祉協議会以外に法人後見をしてくれるところがあるかを知る仕組みがない。課題としては挙げている。家裁の監督も入るのである程度適性は担保されるかと思う。」といった意見が挙げられた。

専門職団体（弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート）からは、一定数本人から報酬がもらえない事案があることが報告され、そのような事案があることにより「積極的に案件を受任する人がいなくなり、社会福祉士としての後見活動そのものに支障が出てくる」「本人から報酬を得られるように、後見人等が結果的に収支をコントロールするケースも見受けられる」といった意見も得られた。こうした事案を減らすべく「自治体任せにするのではなく、利用支援事業そのものの見直し」などが求められている。

図表 77 その他の意見

1 無報酬案件の実態及び課題	<ul style="list-style-type: none">✓ 自治体・社協・中核機関等から依頼を受ける案件は、困難案件・無報酬案件が多いため、利用支援事業による経済的当てがないと、担い手不足に繋がってしまう。（弁護士会）✓ 報酬助成の振込先口座を本人名義にして、結局受け取れない後見人もいることから、今後制度運用について工夫が必要であろう。（弁護士会）✓ 無報酬の案件が多くなると、積極的に案件を受任する人がいなくなり、社会福祉士としての後見活動そのものに支障が出てくと認識している。（社会福祉士会）
2 対象者の把握・アセスメント	<ul style="list-style-type: none">✓ 日常生活支援事業、成年後見の棲み分けを意識しながら、アセスメントシートを活用して、対象者のアセスメントを行っている。（中核機関）✓ ガイドライン・チェックシートを作成しており、チェックの数で棲み分けできるようにしている。（中核機関）✓ 社協による日頃の相談支援業務の中で、成年後見が必要な対象者の把握を行っている。（基幹相談支援センター）✓ 窓口として相談者を受け入れる機関がアセスメントを実施していると認識している。（基幹相談支援センター）
3 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域包括支援センターやケアマネから連絡が入り、市町村長申立に該当しそうな場合は、ケース検討会を設ける。最初に連絡してくれた現場の方を中心に招集し、本人の親族関係を確認して準備を進める。（中核機関）✓ 役所から、戸籍調査以外の業務を委託されている（アセスメント、財産調査、後見人マッチング、親族意向調査、書類作成等のほぼ全ての業務）。（中核機関）

2-2 ヒアリング個票

(1) 自治体

■ 埼玉県さいたま市

【市町村長申立】

- 市町村長申立の要件について
 - 要綱上では、「さいたま市内に居住する」方が対象となっているが、運用上での例外規定があり、さいたま市以外に存在する施設に入所されている方、居住地特例の方を対象にしたり、さいたま市以外の市町村が実施する制度で対象となる人は本要綱の対象にみなさない等、対象になったりならなかったりするので、状況によって対応している。対象外のケースも要綱には記載があるので、要綱には従っている。
- 近隣の自治体の要綱や運用状況についての把握
 - 実務は区役所でやっており、各区役所では見比べたりしていると思うが、さいたま市では把握していない。毎年、埼玉県が他市の要綱上の規程をまとめたものを作っているが活用していない。
- 市町村長申立について相談件数の把握
 - 区役所でどれだけ相談を受けているか不明。包括でも受けているかも知れないが不明。
- 相談があっても他の申立を勧める等、相談を受け付けないケース
 - 相談で多いのは「成年後見制度というのをニュースで聞いた」「老後の準備で聞いてみたい」などで、親族申立になったり、ご本人が任意保険を検討したり、なので、必ずしも市長申立にならない。
- 予算の積算の考え方
 - 過去5年の実績から増加率をみて来年度の件数を算出している。1件あたりの補助額や手数料は過去の平均額を使用。不足しないように余裕をもって積算している。
 - 同じく、過去の伸び率から算出している。1件あたりの金額は過去の平均額を使用。障害は予算削減を求められていて件数が少なく横ばいか微増。不足しないように余裕をもって積算している。
- 担当職員数
 - 高齢40人、障害64人とあるが、区役所職員の合計である。10区役所あって、1区役所あたり3~4人、多くて5人。専任ではなく、全員があらゆる業務を兼務していて忙しくしている。虐待対応や、オムツを支給する等の市の単独事業、窓口対応など含め、幅広い業務を担当している。
- 区役所と市役所の業務分担

- 市民からの相談やケース対応等、個別対応はすべて区役所で行っている。家裁の申立の書類を作るのも区役所。利用支援事業も同じく区役所でやっている。市役所は10区の統計的なとりまとめと、予算要求。予算は、区役所に再配当するので、予算の執行自体は区役所がやっている。
- 相談受理から家裁申立まで期間が比較的短い理由
 - 受任者調整をあまりしていないのが現状。家裁に一任しているのが早くなっている理由ではないか。家裁に選任してもらっているので、かなり甘えている状況だと思う。一方で、区役所では、親族と連絡が取れない場合、意見書の徴収や回答を待っている時間が長い、と聞いている。親族調査・戸籍調査が大変だと聞いている。特に戸籍の取り寄せに時間がかかっている。病院から診断書が出てこなくて二度手間が発生する可能性がある。
- 受任調整会議をやらないことによるデメリット
 - 具体的には把握していないが、家裁で選任して頂いた方と相性が悪くて、別の方に替えて欲しいという要望があるかもしれないが、具体的に区から聞いた事例はない。
- 市町村長申立全般に関する課題
 - 人員が足りないという点。専任ではなく兼務する業務量が多い。ただ、専任だとケースの発生タイミング次第では、業務が一切発生しないこともあるので、専任にはできない。常に一定の業務量があるわけではない。季節的な業務量の変動はなく発生のタイミングは読めない。1件当たりの業務量が多いので発生するたびに慌てるイメージ。
 - 個人情報保護の観点から情報共有が難しい点。高齢・障害・生活保護の各部署の担当者間で情報共有がうまくできていない可能性がある。他の自治体では一つの部署でやっているところがあると聞かすが、それに比べたら連携の難しさがああり、時間がかかっている。
- 国に対応して欲しいこと
 - 自治体間の調整に苦慮していると聞いている。どちらの区役所が申立すべきかと相談を受けることがある。国が挙げている例示に基づいて回答するが、当てはまらないケースもある。自治体間の調整がうまくいかず、最終的にさいたま市で申立したケースもある。他市に住所がある方が他市の病院に入院しているが、他市の自宅を解約し、親族が住むさいたま市に住民票を移した場合。体は他市にあるが、住民票がさいたま市。結果的には、退院後のことも考えて、また、さいたま地裁に申し立てるため、さいたま市で申立をすることになった。ただ、もとの住民票があった市であっても、介護認定等があれば認定調査票はあるかもしれないが、それ以上のケース対応等をしない限り、住所があるからといって詳しく知っているわけではない、と言われてしまうことがある。

- 入所時点では親族が存命で、後見人がいなくても入所契約ができた。しかし入所直後に親族が亡くなってしまい、後見人をつける必要が出たというケースで、誰も申立が出来ないケースであった。申立のあとは、報酬助成が続くので、どこが申し立てるのか、という話になる。区役所からは、国の例示は申立の部分だけなので、報酬助成にも例示が欲しいと区役所から言われた。
- 申立の際に家裁に提出する書類で、データで戸籍を取得できるが、付表が電子データで取れないので、取れるようにしてほしい。
- 自治体調整で、市内の区同士でも調整が必要な場合
 - 区同士でもめることもあるが都度調整している。市が仲裁に入ることもあるが、区同士で相談して決めている。
- その他
 - 親族からの意見票の期限は設けておらず 1 か月ぐらい、返信がくるまで待っている。虐待等で急ぐときは早めに対応しているかもしれない。
 - 申立手続きの中で委託したい部分は検討したことがない。他市の事例があれば知りたい。

【利用支援事業】

- 報酬助成における、本人や世帯の資産の確認方法
 - 家庭裁判所に出す報告書類を出してもらっているので、そこで確認している。その他、通帳写し等の自己申告ベースにより確認している。親族申立より市長申立を優先するようなことはない。予算も足りているので申請があれば助成している。
 - 裁判所と金額の共有については、制度の開始時に連携があったかは分からないが、家裁側もさいたま市の上限金額をご存知だと思う。家裁の決定がさいたま市の上限金額を超えても、上限は変わらず。後見人の方が家の売り払い等何か難しい業務をしたときに負荷報酬があつて上限を超えた決定がされるのであろう。
- 施設の場合と在宅の場合の判断基準
 - 在宅の方がショートステイをした場合は数日間なら在宅基準、ロングショートは施設基準、ショートステイから養護老人ホームに本入所になったときは、本入所前のショートステイ段階から施設基準にしている。さいたま市は日割り計算のため起算日について質問がよくある。今のところ、判断基準について異議を受けたことはないが、責められたら難しいと思う。他の方もそうしているとしか言えない。要綱に書いてある等の後ろ盾はない。
- 法人後見から市民後見へのリレーに関する課題
 - さいたま市では、社会福祉協議会が法人後見をしている。他の団体もやっているかもしれないが把握していない。社会福祉協議会から、市民後見へのリレーを行っているが、もともと対応の難しいケースが多く、市民後見に移行できる案件自

体少ない。できたとしても、社会福祉協議会が監督人を続ける必要があり、監督人も大変。法人後見と負担感は変わらないので、市民後見人を増やしていくのは難しいと言われている。

- 市民後見ができるのは、土地の売却等の難しいことの整理が終わって、複雑な財産管理がないこと。入所している施設の料金を払う等のルーチンの管理や面談。後見人自身のやりがいというところで、意識のない方よりもコミュニケーションが取れる方が、人の役に立ったと感じられる。

【その他】

- 市内 10 区は、さいたま市が作成した、高齢と障害で共通の要綱を使っている。県内は違う要綱。さいたま市は他市がやらないものはさいたま市の要綱でやとなっている。
- 家裁がだした金額とさいたま市の上限金額との差について、負荷報酬で上限を超えた決定がされた場合は、報酬助成の差額は、被後見人の財産から支払われていると思う。区役所で関係者に説明していると思う。
- 予算がないから出さないは避けて、流用や補正で出すようにしている。
- 報酬助成で監督人の方にも、助成実績が年に数件ある。R5 年は後見監督人に 2 件。上限額が増えるわけではなく、分けていただく形。
- 市町村申立では、受任調整会議をやらずに家裁一任とのことだが、それは事務負担を減らすため。家裁でやってもかかる工数は同じ。ただ家裁の方がスムーズに引き受けてくれる傾向がある。また区によっては、営業にきた行政書士にお願いするところもある。
- 社会福祉協議会以外に法人後見をしてくれるところがあるかを知る仕組みがない。課題としては挙がっている。家裁の監督も入るのである程度適性は担保されるかと。それよりも、市民後見が難しい中で、法人後見を増やしていかなければならないことを考えると、法人後見の団体を探すことは必要。埼玉県に紹介してもらうのが早いと思っている。

青森県青森市

【市町村長申立】

- 近隣市町村の運用状況の把握
 - 制度の違いがあった場合は、近隣市町村と都度相談してどちらかに決めており、たらいまわしは発生していない。
 - 要綱とは別に、マニュアルもあるにはあるが、口伝えの部分も多い。障害部局の方のマニュアルはないに等しい。ざっくりしたマニュアルはあるが、細かいところは前任者から教えてもらって覚える形である。
- 対象外や取り下げになった具体例
 - 障害のケースは、若めの人が多く本人申立が出来る場合が多い。将来自分でお金管理が出来るようになることを考慮して取り下げられることは多い。
 - 高齢のケースは、窓口に来るのは、もう成年後見が必要な状態のものが多く、却下になることはない。親族申立が出来る場合は家庭裁判所に案内することはある。
- 相談件数と申立件数に件数の乖離
 - 戸籍調査に時間にばらつきが多く、まだ準備が整っていないから乖離が発生している状態。途中で亡くなるケースや、申立したが裁判の中で本人の同意が取れなかったケースがある。
 - 障害はR3～5年度の相談実績は記録していない。R6年度から相談件数も記録するようになった。増えてきていると思う。
- 事務まわりの課題
 - 相談件数が増えているが、担当者1人ですべてのケースをやっているので人手が足りないのが一番の問題。戸籍の調査が一番時間がかかる。残業や土日に仕事してこなしている。
 - 障害特有だと思うが、本人が急に拒否したりすることがあり、病院の相談員や担当の方が説得したり、その調整で時間がかかることがある。最短で4～5か月で申立できたケースもあれば、前年度から引き続きやっていてまだ申立できていない（本人が拒否している）1年以上かかっているケースもある
- 業務委託
 - 中核機関設置の際に委託を検討されたが、委託には至っていない。事務作業・戸籍調査は委託できたらいいと思う。
- 他に改善すべき点や国に対する要望
 - 家庭裁判所に出す書類の記載内容は機械的に入れられるものではなく、申立の経緯や理由は、人によって違うため時間がかかる。簡単になるといいが難しいところだと思う。
 - 申立する自治体について、話し合いで解決できるが、具体的なポイントあれば話しやすい。（サービス支給決定先の自治体にはいない自治体に入院している等とい

ったケース等)

- 市町村長申立の相談
 - 包括支援センターから事前に電話で情報をもらう。施設やケアマネから直接くることもある。相談の時点で持っている情報をまとめてもらって提供して頂いている。
 - 本人申立が出来る場合は、その方が早いので本人申立を勧めている。
- 自治体間の調整
 - 障害では函館市と分担してやったケースがある。本人のサービス支給決定が青森市で、函館市のグループホームに居住している方で、函館の成年後見の委託機関から相談を受けたもの。各市町村の要綱等を一緒に確認したうえ、どちらがやるべきかを相談。函館の方が本人に会いやすいので、函館の相談事業所が面談して意思確認や、病院の診断書を用意。サービス支給決定は青森市なので、青森市で戸籍調査や申立書類の準備をして、青森市が函館の裁判所に書類を提出した事例がある。役割分担を電話で決めながら分担してやったケースがあった。
 - 高齢は、市内の方からの相談が多いので、上記のようなケースはない。
- 病院からの相談
 - 高齢者虐待のケースで、虐待していた人に精神障害があり、母親が施設に入るため本人が精神科病院に入院。退院支援を含めて成年後見を検討したいというケースはあった。
 - 精神科に限らず、病院からの相談は多い。

【利用支援事業】

- 利用者支援事業の要件について、収入や資産は本人のみならず世帯の収入・資産も要件に入っている点の調査
 - 要綱の中で、世帯は言及していない。対象者 1 人の預貯金や、生活保護の有無で判断している。また、高齢社は一人の方がほとんどである。
 - 障害も、基本的には一人世帯の方が多い。
- 対象外になる場合
 - 要綱の中で、生活保護を受けている方、または準ずる方となっているが、生活保護の方でも 60～70 万円預貯金があれば本人が払うということにしている。生活保護の基準も半年生活できる見込みあれば廃止することになっており、そこに合わせている。
 - 障害部局も高齢部局と同じ要綱を使っているので、生活保護受給者が対象なので、いまも受給されているか確認をとる。または準ずる方であれば預貯金と、普段の支出の情報を出してもらって、もし報酬を払ったら生活保護受給する基準になると分かったら、支払っている。

- 近隣市町村の基準等は明確には把握しておらず、都度やり取りの中で教えてもらっている状況。例えば、他の町で助成の申請があり、その町では財産基準を設けているが、財産基準について青森市はどうなっているのか。という問い合わせがあった。
- 助成額について、家裁とは事前の共有等があり、家裁は青森市の助成額は知っているが、裁判所からケースごとに直接問い合わせがある。
- 青森市では、原則すべて「施設」になっているが、老人福祉法にある施設は「施設」として対応している。
- ショートステイの扱い
 - 高齢の方では、今までショートステイの申請が今までないが、考えなければならない。障害では、グループホームは在宅サービス扱いだが、青森市では施設扱いにしている。助成額等について、制度利用者から異議は出たことがない。
 - 入院中で退院が決まっている、在宅に替わることが決まっている場合は、報酬の申請が来る時点では報酬決定されている状態。
 - 遡れる期間の制限や、申請期限がなく、どこまでも遡れてしまうが、要綱に規定がないので、きてしまったらやるしかないが、今まで1、2件で2年分程度。
- 予算の積算について、難しい点・工夫している点
 - 前年度に助成したもの、前年度に市長申立てして生活保護を受けているケース、新規の助成（本人申立の平均）で積算している。ただ、生活保護であっても、貯金があれば最初は申請がこないこともあるし、申立時点では助成が必要なくても、財産がなくなって助成を開始することがあるので、その見込みの部分が悩ましい。予算には根拠が必要なので、過去の新規の平均をとっている。
 - 申立は全員、後見人は親族以外であれば対象となっていて、幅広く補助している方で、後見人側としてはありがたいだろう。
- 報酬助成額について後見人等からの相談
 - 亡くなったときの、残った財産と報酬の件で、相談がある。苦情はない。
- 地域支援事業の活用見込み
 - 過去に要請した人はいるが、高齢になってきて実際に動ける人が少ない。後見で施設に入っていて生活保護で資産の動きがあまりない、といった簡単なケースがなく、市民後見の実績に繋がらない。
- 国への要望
 - 報酬助成の基準が欲しい。
 - 報酬助成の基準額。対象外の基準が自治体でバラバラになっているので、一律明確な基準がでるとやりやすくなると思う。

群馬県邑楽町

【市町村長申立】

- 実施状況
 - 申立件数は R6 年度に 1 件、相談件数は R6 年度に 3 件である。
 - 障害部門に比べ、高齢部門での申立件数が多い。
- 要綱・対象要件
 - 対象要件は、要綱に準じているため、要綱に記載はないが運用上対象とする事例は特にない。
- 複数の自治体間の調整
 - 要件の違いにより市町村間の調整が必要な事例はない。また、近隣の市町村の要件を調査したことはない。
 - 一方、対象者がお亡くなりになった場合の対応が自治体間で違うという電話を受けたことがあった。邑楽町は死亡した日まで報酬支払いを行うが、他の市町村ではその年の報酬支払いは行われなかったという内容であった。
- 予算の積算
 - 例年申立があっても 1 件のため、市町村長申立の費用は 2 名分確保している。
- 委託
 - 市町村長申立の事務については、H26 年度より、司法書士/行政書士に委託していた。また、費用負担は本人が支払っていた。
 - 業務委託の件数は少ないため、個別事例に応じて業務委託を行っている。専任の職員が業務委託先を把握しているため、その専任職員の判断により業務委託先を選定している。
 - 令和以降、書類作成等を自治体で対応することができているため、委託は行っていない。一方、近年、広い土地をお持ちの対象者について、資産調査における土地確認の委託を検討している。
- 業務
 - 申立の書類作成の担当者が 1 名であるため、業務負担が偏っている。担当職員 3 名、専任 1 名のうち、10 年程度担当している専任が業務に精通していることから業務負担が偏っている。
 - 専任の 1 名は、地域包括支援センターにおいて主任ケアマネとして勤務している。よって、地域包括支援センターで一次受けを行った後申立まで行うため、1 名で完結して業務を行っている。
 - 福祉介護課の中に高齢部門・障害部門が一緒に入っていることから、高齢部門と障害部門の情報共有がスムーズにできる体制になっている。障害部門が申立を行う際には、地域包括支援センターの職員に情報共有を受けながら、事務手続きを進めている状況である。

- 期間
 - R6年度の事例において、包括支援センターでの相談期間が長く、市町村長申立となる可能性が高いことがわかっていた。包括支援センターとの連携を行うことで、市町村長申立にスムーズに繋ぐことができた。
- 会議体の実施状況
 - 受任調整会議は一切しておらず、後見人の専任は家庭裁判所に一任している。

【利用支援事業】

- 要綱・対象要件
 - 対象要件は、要綱に準じているため、要綱に記載はないが運用上対象とする事例は特にない。
- 報酬助成上限額
 - 家庭裁判所の審判の結果により、H12年の通知における在宅28,000円、施設18,000円の助成の基準を超える事例もある。
 - ケアハウス、小規模多機能は在宅と判断している。
- 報酬助成の決定
 - 自治体間で、報酬助成金の振込先や助成手続きにばらつきが生じていたため、対象者から異議があった。従前より、邑楽町では、本人ではなく後見人に助成振込を行っている。
- 予算の積算
 - 継続人数＋見込み人数から合計人数を予測して積算を行っている。
 - 予算不足時、年度の終わりに報酬助成の支払いがあった際に、翌年度の4月支払いにしてもらった事例があった。
- 周知
 - 成年後見に対して良いイメージを持たれていないという課題がある。様々な啓発活動を行っているものの、特に高齢者は他人に自分の判断を委ねることへの不安や抵抗感があることから、より丁寧に啓発を行いたいと考えている。
 - 市町村長申立から報酬助成に至る流れがスムーズでない自治体は存在する。特に、専門職後見人が関与していないにも関わらず、成年後見制度に関する情報提供が不十分な場合がある。具体的には、自治体のホームページに制度の要綱は掲載されているものの、利用者が分かりやすくアクセスできる個別のページが設けられていない自治体がある。

【その他】

- 法人後見の担い手
 - 法人後見は実施していない。

(2) 専門職団体

■ 弁護士会

【弁護士会の受任案件】

- 家庭裁判所及び市区町村からの後見人候補者の推薦依頼がよく来ている。難しい案件、無報酬、労力に見合わない低報酬案件が多く、担い手の確保に苦勞することがある。
- 上記推薦依頼の中には、親族間紛争・虐待等の案件で、弁護士に対応を依頼したいとのことで受任していることが多い。
- 弁護士が受任するときに確認していることとしては、本人が置かれている状況（心身・財産）、紛争案件等の課題の有無・内容、どの程度時間がかかりそうか・負担が重そうかといったことが挙げられる。
- 補足すれば、弁護士が対応すべき課題があることも多いので、その内容を把握しながら、身上保護面・財産管理面の課題を確認する。受任にあたって、報酬助成の対象であるかどうか確認したいという声が寄せられたことを踏まえ、社協等から後見人候補者の推薦依頼を受ける際、東京の3つの弁護士会では報酬助成制度の欄を埋めて欲しいという要請を出しているところが最近の状況。
 - 案件に助成要件が適用されて助成を受けるか否か確答できないことは理解しているものの、無報酬案件の場合に、報酬助成制度の適用可能性は回答可能と認識している。
- 地方の山間部などは弁護士が限定されているところ、困難案件の受任を断ると、そのような案件は都市部の弁護士などにも受任してもらいにくい。そのため、山間部の弁護士などは困難案件の受任数が多く疲弊している者も多い。

【成年後見制度利用支援事業に関わる課題】

- 成年後見人等の報酬
 - 和歌山弁護士会から後見人を推薦した事案は、弁護士会に報酬の5%を納付し、和歌山弁護士会が少額報酬の助成金を月1万円にて助成する仕組みになっている。和歌山弁護士会に納付された納付金は、和歌山弁護士会で負担している弁護士後見人信用保証制度の保険料にも支出されており、5%の納付金の収支は概ね均衡しているような状況である。H20頃の制度確立の趣旨としては、無報酬案件の中に困難案件が多いという認識があり、無報酬であるにも関わらず懲戒請求をされるなどによって名簿登載者が減ったことがあったためであった。弁護士会としても、利用支援事業の拡充に向けた活動を進めているので、同事業は年々少しずつ拡充していると思う。

- 被後見人自身は老齢基礎年金しかないものの、配偶者にパート収入があり、ギリギリ非課税世帯にならない方であって、その自治体の助成要件を満たさない事例があった。預貯金残高は50万円を下回っており、通常の報酬は受けられないものの、貸金返還訴訟の被告となり勝訴判決のため付加報酬を獲得し、最終的には報酬助成の要件を満たさないという事例であった。また、別の事例としては、市町村長申立の要件は満たしていたものの、報酬助成を受ける際に当該自治体に居住していることが要件になっている自治体があり、23区の別区に住民票を移したため報酬助成を受けられない事例があった。本件は交渉を行い、自治体による経済的虐待の対応が遅れ、本人財産が限りなくゼロに近づき、報酬助成を受けることができないのは酷だとのことで、報酬助成を受けることができた事例であった。第二東京弁護士会は、高齢者・障害者の権利擁護のために、遺贈を受けた財産を基金として、無報酬事案であって自治体の報酬助成が使えない場合等、複数の要件を満たした場合、助成する制度を持っている。一事案について年間上限20万円、3回までという助成を行っているが、将来的には、付加報酬部分までカバーが可能な制度にすることを検討している。
- 愛媛は弁護士会として報酬助成の仕組みがあり、和歌山と似た仕組みになっている。黒字になっており、会推薦を始めたのは最近であるものの、弁護士が多く受任して対応している。本人財産がなくて受け取れない場合、報酬決定しない・報酬が少なくなるといった厳しい事案がある。
- 自分は、業務妨害的な要素のあるケースで無報酬案件が継続している。また、過去には、元々親族申立ではあったものの、家族が見放し私が引き継いで受任したが、当時対象が区長申立に限られていたため、その案件では報酬が貰えなかった。自治体・社協・中核機関から依頼を受ける案件は、困難案件・無報酬案件が多く、経済的手当てをしないと、担い手が不足する事態に繋がってしまう。日弁連のアンケートにも同様の結果が掲載されている。
- その他
 - 預貯金の金額だけで見ると余力はあるものの、何か月先にベッドを購入すべき等の状況は考慮されず、自治体から報酬助成を断られてしまう事案がある。このような件を解消できないかA市と協議しているものの、一向に話が進まない状況になっている。
 - 利用支援事業について、自治体のウェブページ上は「窓口にお問い合わせください」といった一文のみである、ウェブページからは要件が分からない等の情報提供が不十分であるといった課題がある。自治体によって収入要件を設けているか否かは大きな違いであり、東京都内では一律にすべきではないかと考えている。
 - 収入や資産が少ないからと儉約して生活することを助言したり、就労等をして収入を少しでも増やすよう支援したりすると、かえって資産が少し残って、資力要

件等を満たさなくなり、後見人としては結局報酬を受け取れないことがある。少し年金収入があっても資力要件を満たさないが、施設費用等で収支が赤字という人からも結局報酬を受け取れないことがある。資力要件等が厳しすぎることに原因があると思われる。また、自治体によって対象要件等にバラツキがあるが、入所等で転居したりしたときに報酬助成を受けられるのかわかりづらいことがあり、制度の具体的内容を容易に分かるようにしてほしいという要望もよく聞かれる。

- 要望
 - 市町村長申立の要件は撤廃いただき、課題は改善されたと感じている。金額は在宅 28,000 円、施設 18,000 円が一般的であるものの、岡山では施設入所後 3～5 年で 10,000 円に下がるため困っている。審判が出てから 3 か月以内というルールがあるので、その点は厳しいものとなっている。柔軟に対応いただけないかと思っている。基準金額は昨今の物価上昇等の状況を踏まえて、基準金額を上げていただきたいと考えている。

【市町村長申立に関わる課題】

- 関係機関との連携
 - 地域包括支援センターでは、市町村長申立の必要性を感じているものの、申立を担当する部署において、ハードルを設けていたり、手続きが非常に遅い等の課題を抱えている。障害のある方の申立件数に年間何件という制限があり、待っていた方がいると言った自治体があった。
 - 体制作りの問題が大きく、高齢者であれば市町村長申立の担当課があるものの、障害者のところでは仕組み作りができていなかったりする。体制作りを進めていく必要があると感じている。受任者調整会議の結果、受任者の調整が早くできることに繋がる、行政の方で動いてくれない時に背中を押すことができる、といった利点がある。マニュアル的な部分を作成して全国展開していただければと伝えているが、必ずしも自治体に浸透していない。
- その他
 - 市町村長申立の件では、最近時間が短縮されたことは承知しており、各専門職団体からの要請を踏まえて職員数が増え、圧倒的に時間短縮につながったというところ。
 - 虐待アドバイザー会議に上がってきて、市町村長申立であることが決定したら行政が動く。そこに至るまでの通帳をコピーする等支援者が協力してくれる。
 - 市町村長申立は、保佐・補助類型によっては、本人申立が能力的に可能なケースは、窓口を持っていても本人でできるのではないかとされた実情はある。
 - 以前は保佐・補助類型の場合は、市町村長申立してもらえないことがあったが、基本計画ができて以降、保佐・補助類型でも市長申立してくれるようになった。

- 熊本で県も巻き込んだ話になっているが、報酬助成の振込先口座を本人口座に限定をかけるのが大半であり、報酬助成を充実させても貰えないという実情がある。
- 岡山でも、利用支援事業の要件から、市長申立要件を外してもらうように活動している際に、報酬助成の振込先口座を本人口座ではなく、後見人口座にするよう活動したことがある。理由としては、補助・保佐の類型等では、本人が納得して制度利用していない場合もあり、本人口座に入金されてしまうと使われてしまう可能性があるためである。しかしながら、岡山市で検討してもらったものの、民法第862条に、後見人の報酬は、「被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」とあるため、死亡した場合は、後見人口座への送金は可能であるが、ご生存の間は、本人名義にしか送金できないということになった。

社会福祉士会

【社会福祉士の受任案件】

- 社会福祉士が受任している案件は、本人に収入がないというイメージがあるが、実際には高額資産を所有している対象者もいる。統計をとると被後見人等が生活保護を受けているなどの非課税世帯の割合が高い。
- 障がいの割合も増えているものの、高齢の占める割合が高く、身寄りのない人が多い。市町村長申立のケースが多いというのが特徴。
- （グループホームも含まれるが）在宅の割合が比較的高い。
- 社会福祉士は組織に所属して勤務している割合が高い。受任件数が多い独立した事務所を所有している者は割合としては少ないが受任件数の合計は多い。

【市町村長申立に関わる課題】

- 自治体のサポート
 - 積極的に取り組んでいる自治体が東京では多いが、社会福祉士の実態は兼務で受任している者が多く、成年後見に関わることを主たる業務としていない会員が多い。専門職として、受任するだけではなく、自治体のアドバイザーとして関わる仕組みが徐々に根付いているが、どの自治体でもそういった体制を設ける必要があるのではないか。
 - 市町村だけでなく、都道府県が申立できるような仕組みが必要な事案がある。複数の自治体関わっている案件で、国の通知に基づいて行うことが本人にとって利益とならない場合や、協議がうまくいかず、時間がかかってしまう事案、また、市町村長申立の実績が少ない自治体に対するフォローのためにも必要と考える。
 - ◇ 一方で都道府県が申立を行う場合、本来申立は本人の情報がある自治体が行う事が望ましいので、都道府県が申立を行う場合は、基礎自治体から情報を得ることができ、基礎自治体を実施できるようになっていくための支援を含めた対応が求められる。後見制度の利用の必要性や、市町村長申立の根拠などの判断が各自治体では難しいこともあり、そういったときに都道府県が専門職アドバイザーを活用して、バックアップできる体制をもつことが必要だと考える。
- 本人の同意や意思決定支援
 - 「なぜ1年前や2年前に相談がなかったのか」というケースが多い。制度の説明や制度を利用することについて、本人にどのように情報を提供してきたのか、本人の意向をどのように捉えていたのかなど、本人の意思決定支援への取組みが問われる。本人が制度を利用したいと希望していないとの意向が明確にあるから、現在は相談しないという傾向が強い。成年後見ありきではなく、本人にとって必要な権利擁護支援について相談ができるような仕組み・環境づくりが大事。ゆる

やかな見守りが権利侵害になっている場合があるという気づきになっていない。

- 必要性はあるものの、本人の同意が取れないということもある。後見人でなければできない法律行為が何なのか整理し課題を分析し、本人の同意を得るための時間をどれだけとることができるか、緊急性の判断や保護的介入の必要性の検討も必要である。
- 支援者や支援関係機関には、成年後見というと後見類型のイメージが強く、すべてをお任せする段階になっていないからまだ必要がないと捉えている。法的にどのような支援が必要なのか個別に見るとという仕組みが弱いと感じる。後見にはまだ早いと判断され、相談に至らないケースは多い。

- 関係機関の連携

- 後見人任せにせず、チームとしてモニタリングを実施していく仕組みが必要である。後見等開始申立をして後見人等が選任されれば支援は終わるという理解になっている場合がまだ多い。
- 一次相談の時点で、様々な立場から本人の状況をアセスメントして、申立の必要性の判断を検討する会議体が開催されているが、実際に検討がはじまった時点から時間が経過すると状況も変わっていくなかで、後見制度を利用することでどういったチームを形成することが求められているのか悩むケースもある。結果として、支援チームの形成支援までいきつかないケースもあり、後見制度につながったあともチーム支援の見直しのためのモニタリングができるようにしていく必要がある。
- 関係機関との連携がうまくいってない自治体については、そもそもうまくいっていないところが理解できていないのではないか。中核機関等の連携のための相談窓口やセンターが設置され、周知されているのか、連携がうまくいかず困ったときに、誰が音頭をとって進めていくべきなのかという、中核機関が果たす役割や機能についての指針があれば良くなるだろう。

- 円滑な市町村長申立の実現に向けて

- 高齢であれば地域包括支援センター、障害であれば基幹型支援センターというように、利用者のニーズを捉え、本人と関わりを持つ機関が後見制度の利用の必要性について一緒に検討していく必要がある。現状、市町村長申立が必要と判断されることから行政のみでの検討となり、検討メンバーには本人と直接会った人がいないということも通常である。初めに相談を受けた人や機関が、制度の活用を検討のところにも参加して後見制度へつながったあとをイメージして進めていくことが大事。またその中に専門職が入ってアドバイザー機能をはたしていくことで、よりよい仕組みとなっていくのではないか。
- 本人の身近で関わるケアマネジャーや計画相談担当者が、本人にとっての身近な支援者である友人・知人などと連携を取りながら、アセスメントを行い、中核機関

に相談できる体制が必要と考えている。中核機関には専門職が必ず関わって、専門性に基づいた助言を提供できるよう、専門職を派遣できる仕組みを作って、関与していくことが大事なのではないか。支援者のニーズだけではなく、本人の望みや希望を大事にした課題の整理ができ、成年後見制度が本当に必要な人についての利用につながっていくのではないか。

【成年後見制度利用支援事業に関わる課題】

- 無報酬案について
 - 無報酬案件になるのは、本人に支払う資力がないことだけではなく、代理権の関係で、本人の全体の資産状況の把握ができず、利用支援事業対象外となり、本人からも報酬を受け取ることが困難なケースがある。
- 無報酬案件の具体的事例
 - 被後見人が後見類型は不当と判断し、独自に診断書を手配し、類型が補助に変更となった。後見類型であれば、財産管理権があったが、補助類型となったために財産管理権が一部の代理権となったことで、預貯金もあり、報酬が発生することについては本人も認識はしていたものの、自分のためにお金を使いたいという理由で、報酬の支払いを待つよう本人の要請を受けた。本件は一般的な利用支援事業の要件も満たしておらず、対象外と想定されるため、助成を受けることも困難であった。(この事例は、後見から補助に変更となったことが問題ではないことに留意)
 - 保佐類型で、世帯的にはかろうじて課税世帯であったために、利用支援事業を利用できなかった(課税世帯は利用支援事業の対象外)。介護保険サービス利用をしており、要介護度も高くないために、自己負担が発生する可能性もある方で、仮に預貯金が一定額貯まったとしても、本人のQOLを考えると本人から報酬を受け取りづらく、無報酬案件となっている事例もある。ぱあとなあ東京(社会福祉士会)では、名簿登録者の受任状況に基づいて、会費を納めてもらい、一部を報酬助成のために使っているが、このような案件は助成の対象外である。(助成の対象となるのは、本人預貯金が30万円以下、自治体の利用支援事業が使えない場合といった要件がある)
 - 20代後半の知的障がい者の女性で、後見類型。もともとはグループホームに入所しており、生活保護を受給していた。現在は子どもがおり、母子の保護施設に入所し、自立訓練を受けている。本人は、子どもを育てながら、障がい者枠として非常勤で就労の始め、生活保護も非該当。保護施設は2年で退所(自立)のため、引っ越しやその後の生活費などの預金が必要。将来的な母子の生活を考えると後見報酬を本人から受け取るとは難しく、無報酬案件となっているのが実態である。
- 社会福祉士会における報酬が受け取れないことによる影響

- 無報酬の案件が多くなると、積極的に案件を受任する人がいなくなり、社会福祉士としての後見活動そのものに支障が出てくる。社会福祉士の場合、報酬を目的とせずに受任する人と、報酬が受け取れない場合は受任しない人と報酬の受領については2極化しているともいえる。財産管理権がある場合、本人から報酬を得られるように、後見人等が結果的に収支をコントロールするケースも見受けられる。
- 本人との関係性が対等でなくなることも問題。報酬をきちんと貰っているケースとそうでないケースとでは、被後見人等への対応の仕方も無意識とはいえ、変わってしまう恐れがある。
- 無報酬のケースを放っておくと、成年後見制度や利用支援事業について、どのようなニーズや受け皿があるのかも分からないまま（問題が顕在化されないまま）案件が進行してしまうリスクがある。報酬が受け取れないケースを減らすために、自治体任せにするのではなく、利用支援事業そのものの見直しが必要である。
- 受任調整の際に、本人が報酬を払えないかつ支援制度の対象外という時点で、関係者が申立をあきらめるケースも出てくる。本来、成年後見制度の意義は本人の声なき声に気づき、この制度を利用することで本人の権利擁護を実現することであるため、受任できる人がいないのではないかと申立をあきらめることは明確に間違った判断だと言わざるを得ない。
- 社会福祉士会としての無報酬案件に対する取り組み
 - ぱあとなあ東京では、主に無報酬案件に携わる会員支援の一環として、2011年から会員の負担金を財源として、12万円/年を上限に報酬助成を行っている。報酬助成の対象となるかは、資産要件などがある。2022年には10件の助成実績がある。
 - 鳥取の場合、報酬が受け取れないなどの理由により、誰も受けることができないケースを受ける仕組みとして法人後見センターが設置されている。無報酬案件については、中核機関がその受任調整の役割を担っており、その調整会議に社会福祉士が出席するなどし、関与している。
 - 社会福祉士へ丸投げのような案件については一旦中核機関に差戻し、周りの支援者と後見人が出来る部分についての役割分担を整理すべく中核機関がケース会議を開催し、チームの形成支援を念頭に整理してから受任するなどの工夫をしている。
- 成年後見制度全般に関する国への要望等
 - 本人の居住地が変わることで、自治体間の要綱が異なり、特に報酬助成については関わった（関わっている）全ての自治体がそれぞれ異なる要綱のなか、対象者については該当しない、という案件があった。要件等については国が主導して最低限のラインを提示して欲しい。収入要件だけでなく、資産状況で対象外となることが多い。また、年金等の収入が比較的高くても預貯金がない方の場合、もとも

との生活実態から収入はあっても支出も多いために預貯金が貯まらないにも関わらず、対象にならないというケースがある。単純な収入要件だけでなく、その他の事情を勘案するなど検討してほしい。

- ▶ 国が令和3年11月に発出した通知文において、複数の自治体に関わる事例や本人の住所地と居所が異なる場合について一定程度整理されたが、その原則通りに行うことが難しい場合や、原則通りに行うことで本人にとって不利益となるケースもある。都道府県をまたぐような事例も増えてきており、ルール化するというより、根本的な考え方を示すべきだと考える。
- ▶ 国の通知では想定されていない事案として、障がい児の方が成人となり、成人施設に移動するにあたり後見制度の活用が必要となったときに、障害福祉サービスの実施自治体は本人の親権者が居住している自治体と定められているが、親権者が育児放棄をしており、長年親権者の居住地とは異なる地域の施設に入所しているという事例においては、本人の福祉サービスの受給を決定する自治体、とすることに無理が生じる。そもそも、障がい児が18歳で成人になることを見越して、必要な事案においては早い段階から未成年後見人の選任や、親権者がいるなかでも未成年者の法定後見へつなぐ支援を早期に検討しておく必要がある。児童相談所の課題があることを、国としても認識してほしい。また、親権者の居住地が、成人となった本人の福祉サービスの実施自治体となるという法律については、例外的対応が必要であることの周知が求められるし、場合によっては規程の見直しも必要ではないかと考える。
- ▶ 本人から報酬を受け取ることの限界がある。成年後見制度自体が、本人や親族・支援関係者が、報酬額が高いと思うかどうかによって、制度の利用をどうするかというところから影響がある現在報酬の目安として一部の家庭裁判所が公表している報酬額が月額2万円であるが、年間24万円を全額自己負担として支払うということが本人側に納得を得ることが難しい。専門家会議においても、月額2万円が高いといっているのではなく、負担割合として10割自己負担なのか、という問題提起も当事者団体から出されていた。国会としても、報酬の算定額ではなく、受け取り方として、広く国民の理解を得られるような社会保障の枠組みでの考え方を検討することは、時期尚早ではなく、今から検討しておかなければ民法改正の結論がでてからでは遅いのではないかと危惧している。

リーガルサポート

【司法書士会の受任案件】

- 地域からの相談によって、候補者となって受任する案件が比較的多い、保佐・補助の案件が3分の1程度。車の移動距離で1時間以内の案件を受任している。
- 登記業務を中心に行っている方は件数が少なくなり、成年後見に特化した方は件数が多くなる傾向がある。

【成年後見制度利用支援事業に関する課題】

- 無報酬案件
 - 本人の資産がなく、一年間で6万円の報酬助成はあり得ないと思いながら聞いていた。本人の財産がないところで、裁判所からは親族が負担をするという約束になっており、利益相反があるものの監督人に就任したケースでは、一年後に報酬を請求すると、居住用財産の処分の申請・親族の監督等を行ったにも関わらず、本人の財産がほとんどなく、2万円の報酬しか出なかったという事例もある。本人の財産がない場合に、裁判所がどこまで加味して報酬を出しているのかは疑問である。
 - 大阪支部の皆さんの声を拾って来る機会があったが、指定都市では市町村長申立は利用支援事業の要綱はほぼすべての市町村で整えられている。親族申立・本人申立の部分に関しては、政令指定都市は整っているものの、中核市は半分程度しか整っていない。人口20万人以上の市町村であっても、報酬助成・利用支援事業の拡充がなされていない市町村が多数ある。43市町村の要綱の取り決めは様々であり、要件として生活保護のみ、生活保護と同等である、非課税世帯であるといった要件が分散しており、課題に感じている。報酬助成の要件として、住民票がその地にあること、居住していることという要件を定めていることもある。保佐・補助の場合は、代理権が付いていないと報酬助成がなされない自治体が多数あるため、手間のかかる案件であると認識しているため、報酬の助成が欲しい。
 - リーガルサポートの中では、本人の資産が少ない会員に対しては、本人に会いに行くための交通費等を法人から出している。
- 要件
 - 受任者調整会議に出席していても、受け手が中々決まらないのは在宅案件が多い。何かあったらすぐに呼び出されることから、施設案件と比べて非常に手間がかかる。そのような案件に限って、本人の財産がない、保佐・補助のために本人申立がなされている、利用支援事業の助成要綱に該当しないために、報酬が貰えないといった実情がある。
 - 報酬に関して安心して受け取れることが重要。生活保護に準ずる案件が非常に多

いものの、生活保護に準ずる案件まで報酬助成を行う自治体は少なく、資産が 50～60 万しかない場合、本人の資産状況を鑑みて、報酬助成が貰えないこととなる。

- 市町村長申立に関して、事前に受任調整を行っている市町村がある。市民後見人と専門職が関与しており、専門職相当事案であっても、報酬助成が受けられない事例がある。市町村長申し立ては、虐待案件、債務整理、本人の整理が困難な事案や近隣からの苦情が来るような事案が多く、報酬がない状況で受けてもらうのは苦勞している。
- 利用支援事業の対象外となった場合の中核機関・家庭裁判所への相談
 - 松山市の受任者調整会議に出席している。会員自身としては支部に相談するしかない状況であきらめているところ。
 - 家庭裁判所の審判に異議を申し立てることはできないので相談しても仕方ない。中核機関は要綱を変えることはないので、報酬を貰えない場合は審査請求を行っている。
- 自治体の要綱が異なるため困っている事例
 - 住所地特例の問題はあると認識している。生活保護以外の部分では、収入要件・資産要件が異なるので、30 万を超えるお金があれば、助成はできないが、預貯金が 30 万残る程度であれば助成をする自治体もあり、自治体間のバラつきが大きい。要綱には載っていない運用をしている自治体が多いと認識。要綱上では市町村長申立ではなくても出るものの、市町村長申立以外は助成対象とならないことが多い。
 - 市の内部規定があると聞いたが、そのような内規自体は公開することは難しいと想定されるため、要件については要綱に掲載して欲しい。
 - 要綱そのものはかなりの自治体で公開されていると思う。

【市町村長申立に関する課題】

- 市町村長申立ができず、その他の申立や本人申立の代理等を行った事例
 - 虐待の案件において、自治体に市町村長申立を相談したが、内規によって対象外とされ、市町村長申立を実施できなかった。
 - 市町村長申立等の要件については、要綱に記載されているもの以外に、内規で対象外と定められている事項も多く、対象外とされてしまうことがある。
 - 報酬助成同様、居住地特例によってその自治体では対象としてもらえず、自治体間の押し付け合いとなり結果として市町村長申立が実施できないようなケースもある。
- 市町村長申立への関わり方
 - 中核機関や包括支援センターに一次相談があった際に、市町村長申立にするのが良いのか等、検討チームに入って様々なサポートを実施している。

- 市町村長申立に関わる課題全般
 - 各市町村だけでなく、都道府県が各自治体をサポートし、関われるようにしてほしい。
 - 本来、市町村長申立を実施すべき案件であっても、自治体によって申立できないこともある。自治体間のルールの統一化や、市町村長申立が必要な案件をちゃんと申立できるようルールを整備していく必要がある。

【その他】

- 特に後見監督人である場合は、親族後見人等から報酬を正しくもらえないこともあり、後見監督人にも報酬が発生することやその金額に対する理解の促進・周知が必要。
- 被後見人が死亡した場合においては、財産管理権を後見人が失ってしまい、相続する親族に権利が渡ってしまうために、親族の理解を得られず、報酬が受け取れないような事例がある。

(3) その他

■ 中核機関

【成年後見制度の対象者の把握等】

- 周知
 - 本人・親族と、関連機関で比べたら、3:7 で関連機関の方が多い。研修事業を通じて宣伝や、ケアマネを含めた事業所からの相談、また、事業所からの紹介を通じた問合せも増えている。一般の方は、市の窓口等からの紹介があつて連絡をいただく。巡回相談の周知を出してもらうことも市町によっては実施している。
 - HP に掲載しており、広報・社協だよりでも、周知している。権利擁護センターを中心にパンフを作成しており、市内全ての金融機関、各公共施設・福祉関係機関に配布をお願いしている。出張講座については、市役所を通じて案内をしており、依頼がきて、民協、民生委員児童員協議会、高齢者サロン、老人クラブにて、年間 30 件程出張相談を開催している。巡回相談といった形で、毎月開催にて近くの公共施設を回って、相談会を実施している。
- 広報の効果
 - 最初の頃は微妙だったが、今は少しずつ手ごたえを感じている。ただし、包括支援センター程の認知度はない。周知の課題としては、市の広報は大きな媒体になると思う。研修・講演会について、市町の SNS を利用して周知できれば伝わっていくそう。図書館にチラシを置くなどもしているが、全戸周知するには限界がある。
 - 相談件数は増えており人員を増やしたので効果はあると思う。顔の見える関係にはなっている。令和 2 年は 500 件だったものが、現時点 900 件ある。権利擁護センターの認知度が広がることで、地元の地域包括センターのアセスメント無しに、権利擁護センターに来ることが多い。地域包括センターの権利擁護業務が機能しなくなるという点が課題と考えている。

【市町村長申立に関する課題】

- 関与状況
 - 包括・ケアマネから連絡が入り、市長申立に該当しそうな場合は、ケース検討会の場を作る。最初に連絡してもらった現場の方を中心に招集していただき、本人の親族関係を伺う中で、市町村長申立であることを確認し準備を始める。毎月開催している受任調整会議に向けて、2 か月後の会議を目標に、誰がどのような書類を集めてくるか、進捗状況を確認しながらやっている。行政が責任をもってやってもらいたいため、うちでは資料は作らずアドバイスのみ。
 - アウトリーチ、市町村長申立として進めていってもらう。基本的には市町村長申立として役所の方も進めていってくれている。役所からは戸籍以外、ほとんどの業務を丸投げにされており引き受けている（アセスメント、財産調査、後見人マッ

チング、親族意向調査、書類作成) 全て実施している。役所の方に提出してもらう。

- 市町村長申立、包括・関係機関から相談があった場合、その判断における困難さ・課題
 - 判断は、受任調整会議で行う。圏域独自のマニュアル・ガイドラインを作成して、それにそってやっている。誰が申し立てるかという点については、昔であれば親族の方をお願いした案件であるが、親族の方の能力が心配な場合は早めに市町村長申立に進む。4つの市町のうち、市は応じてくれるものの、町はまだ不慣れでなかなか進まないが、4市町で受任調整会議を行ってケースの共有を進めているところ。
 - 判断に際しては、必ずアウトリーチして実際に見させてもらう。包括センター・ケアマネを含めたチームでアウトリーチを行う。法的な問題が発生しているときは市町村長申立を判断する。親族でも、具体的に丁寧に説明すると、申立ぐらいはやる、と言う親族は多いので、けっこう親族申立も多い。課題としては、65歳以下で判断能力が不十分な場合に、IQによるものなのか若年性認知症なのかで、セルフネグレクト傾向の人は受診もしておらず病名がついていない。この場合、介護保険で進めるのか障害で進めるのかの判断が進まないのが困る。
- アセスメントの際はどのようなツールを活用しているのか。判断に迷う場合や把握が難しい場合、どのようにしているか
 - ツールとしてはアセスメントシートで整理をしている。時には、訪問診療を実施している医師にも来ていただき、共通イメージを醸成しながら決まってくると理解している。日常生活支援事業ならどういうことができるか、成年後見になったらどのようなことが実施できるか、といった流れで決まっていく。日常生活支援事業・成年後見事業では、得意な部分が違うため、迷わないのではないかと。
 - 権利擁護支援センターはどちらもやっている。包括やケアマネが迷うことは当然あると思う。ガイドライン・チェックシートを作っていて、チェックの数で棲み分けできるようにしている。
- 市町村長申立で、効率化を図っていくための役割分担や課題
 - 職員体制が低いところは難しい。大変なのは2親等以内の親族調査である。従前は専門職団体に推薦を依頼していたが、現在は身近に指名できる方を選任した。受任調整会議について、以前は2か月に1度だったが、いまは毎月にして、この会議を進捗のポイントにおいて、何月の受任調整会議にかけるため、いつまでに戸籍調査を実施する必要があるかといった調整を行っている。戸籍担当者は住民対応が優先になってしまうこともあり、負担になっているという点がある。
 - 戸籍調査が課題と考えている。平均3～4か月かかる。行政にお願いしている部分。そこが済まないとうとうもならない。親族申立のときは3か月くらいかかるが、市町村長申立のときは8か月ほどかかってしまう。

- 市町村長申立の所要期間に差が生じる理由
 - 役所で戸籍調査になぜ時間がかかっているか分からない。本人・親族申立の場合はその場で確認が取れることが多いので時間がかからない。

【成年後見制度利用支援事業に関する課題】

- 世帯要件の把握をどのようにやっているか。苦勞している点
 - 一人暮らしの高齢者が多い。ただし、親族から相談があったとき、報酬は本人の口座から、なのに、助成事業は「世帯」なので、世帯要件は外してほしいと思っている。
 - 8050世帯の50世帯であてはめたら200万円はあっという間に超えてしまうので、利用支援事業の促進にはならない。本人個人の資産で見るべきだと思う。
- その他
 - 住民の方のボランティア活動にて、寸劇や紙芝居を町内会単位でやっている等聞いていて、有効だと思う。広報に載せていても分かりにくいのでは。
 - 利用支援事業において、国の補助要綱で決められている補助上限額があるのが苦しい。

■ 基幹相談支援センター（一次相談機関）

【相談窓口周知について】

- 岡山県倉敷市（社会法人リンク：基幹相談支援センターと成年後見事業を受託）
 - 基幹相談支援センターとして改めて成年後見を利用していくという周知は特に行っていない。
 - 成年後見の利用促進体制整備事業では研修会等に出席し、他の市町の情報共有や自分の市町でどのような取り組みをしているのかの啓発や周知はしている
 - 基幹相談支援センターとして周知はしていないが成年後見の案件が入っていることもある。対応している案件としては、機関相談支援センターで受託をしている虐待防止対策事業の関係で対応していく中で、この人には成年後見制度の利用がふさわしいのではないかとという案件に対し、申し立てから受任されるまでの間、関係機関と連携するという機会がある。
- 神奈川県綾瀬市（日本相談支援専門協会）
 - 中核機関については市が直営で実施をしており、成年後見に関する相談先の一機関として、成年後見制度利用促進協議会に支援基幹相談支援センターは参加している。
 - 相談窓口については、市を通じて周知している。
 - 「親亡き後の個別相談会」を年 2 回実施している、その中で成年後見の周知または資料配布しての相談窓口の存在を広く伝えている。
- 神奈川県藤沢市
 - 個別に基本的には社協を中心に後見の相談や利用促進の手続きの支援を行っており、利用促進に関する会議、困難事例の会議に機関相談支援センターとして関与している。
 - 個別に継続的な相談の中で必要に応じて成年後見の周知、制度説明、または支援制度手続きの手伝いしている。日常の相談業務の中で行っている。

【成年後見制度に関する相談】

- 倉敷市
 - 倉敷市全体として市長申立関わっている令和 6 年は 93 件（虐待のリスクがある方・身寄りのない方の市長申立の件数）うち障害の方が約 26%24 件。
 - 障害がある方の相談は虐待案件から青年後見へつながるケース、困難ケース（複合的な問題を絡んだケース）は待機して課題整理をする中で課題解決のツールとして成年後見制度を利用するというケースが多い。
 - 令和 6 年度は経済的虐待については 9 件中 6 件成年後見 市長申立が上がってお

り、困難ケースについては、令和5年から7年の間に7件の市長申立を基幹相談支援センターで対応した経緯がある。

- 綾瀬市
 - 委託相談も併せて運営している、令和5年度の委託相談実績のべ1660件うち1件が成年後見の相談に該当。
 - 令和5年度の親亡き後の個別相談会の実績では、13組の相談のうち成年後見に6件が該当
 - 令和5年度市町村申立の直接の相談実績はないが、令和6年度親の死去に伴い相談支援専門員から相談を受け、支援を交えてカンファレンスを開催し市長申立につなげたケースが1件

- 藤沢市
 - センターの特徴として、申し立ての後の支援、生活支援のところで後見人・保佐人・補助人でチームを組んで連携して生活を支えている。財産管理のところは 身上監護後見人にお任せしている。
 - 後見人のフォローや支援、情報提供など日ごろの見守り支援として絡むということが多いため市町村申立は年間1件あるかないかという状況。

【市長申立についてどのタイミングでどの程度関与したか】

- 倉敷市
 - 基幹支援センターとしては申立時の役割分担として、診断書をもらうために受診や、ケースによっては受診をする病院を探す必要がある場合もあるため書類の整理、後見人へ引き継ぐためのケア会議といったところの役割分担をしている
 - 成年後見の利用促進体制整備事業は、申立から後見人が受任するまでの行政との伴走支援や本人の意向調査から受任の引継ぎまで一緒に動いている。

- 綾瀬市
 - 事例として、相談支援専門員からの相談で、親が存命中だが本人が病気で入院した際に親族と連絡がつかずに今後の支援や居所、病院の対応などが不明確だったため、市と基幹と相談員で協議し市長申立を行った事例がある。
 - 直接基幹へ成年後見を、という相談はないが相談支援事業所を通してそこで上がったニーズも踏まえてケースカンファレンスし成年後見が妥当ではないかということ で結びつけることが多い。令和5年度については1件発生した。

- 藤沢市
 - センターのタイミングではなく、関係機関で合意が取れた時点で申請するというのが通常の支援だが、後見人からの相談（制度や情報が全くないなど）も多く入ってきている。例として「ある日突然親御さんの後見人になったが、お子さんに障害がありお子さんの支援まで回らないから助けてほしい」という側面の支援が多くなっている。後見をチームに入れていくような支援を日ごろ行っている。

【対象者の把握】

- 倉敷市
 - 障害を持っている家族の方は成年後見にとっても興味関心を持っているが、ほとんどの方が使いたいと思っているが使っていない。背景としては、お試しができないため決断できないことが圧倒的に多いのが実態。
 - 地域生活支援拠点等、親亡き後に備えておきたいという意識が高い人ほど成年後見のことは知っているという認識は持っている。
 - 関係機関はどこか（そのほかのルート）
 - ◇ 高齢者支援に入ったときに、引きこもりのお子さんがいる地域包括役割者支援センターから病院入院中の時に MSW 入るケース
 - ◇ 生活福祉課のワーカーから金銭管理や生活面あたりで自立ができない、障害がありそう 等
- 綾瀬市
 - MSW やケアマネは基本基幹へ来るというよりは、市や直接社協や地域包括へ相談行くことが多い。その中で障害関係の施設職員から相談は来るが、ダイレクトに市や直接社協や地域包括へ相談行くことが多い。
 - 親御さんの特徴：人に任せるのが心配ということが多く、自分が元気なのにどうして任せないといけないのか？また、それが申し訳ないという気持ちがある、人に言われるのが心配。特に年齢が高い方にそういう傾向がある
利用者本人がお願いしたくない。お金を見てもらいたくない、親御さんもお金を預けたくないというのが結構多い
という特徴がある。
- 藤沢市
 - 1日の相談支援の中から入ってくる人が多い、後見使いたいから教えてほしいというのはほとんどない。
 - 後見の手続き上のところで社協から病院探しを一緒にしてほしい、本人とコミュニケーションが取れないから訪問に行ってほしい、もしくは、生活相談や人間関係や親子関係の相談から、後見が必要と判断した場合社協へつなぐ日ごろの相談支援の中から把握する。それがアウトリーチになっている、同様に包括支援センター

介護保険の入所施設の職員から、息子さんの状況でお母さんに後見付けつけるから頼める、だったら息子さんにも後見付けたほうがいいね、だったら併せてやってみようか、そういう話が地域に広がっていくと色々なところからいろいろなパターンの相談入ってくるというのが現状。

【潜在的ニーズに対する取り組みの特徴】

- 倉敷市（専門相談）
 - 一般市民が気軽に成年後見のことが相談できますよという窓口を設置、専門相談を市が設けている。（月1回）
倉敷市が委嘱している弁護士、司法書士、社会福祉士、基幹センターが参加しているが、成年後見には、あまりつながらない印象があり、話を聞いて安心して帰っていくケースが多い。
 - 実際に対面で話せるということで関係ができ、一部つながったというケースもある。障害がある場合は、社会福祉士にお願いしたいニーズが高い傾向があり、本人の希望により直接依頼をするケースも中にはある。また、受任調整会議にかけることで、団体につなげることもできる。
 - 相談支援専門員が成年後見を説明できないケースが多い、その人たちに成年後見制度についてどのように伝えることができるかということが課題。

- 綾瀬市（「親亡き後の個別相談会」）
 - 弁護士、司法書士、社会福祉士、成年後見担当している方と基幹相談支援センター、市役所の職員が参加し開催している。
 - 基幹センターが説明するよりも弁護士の方が説明したほうが入りやすい人もいる、また説明会の後に直接相談ができる。
 - 後見人として業務をされる専門職の方が目の前に立って話をされるということが、親御さんにとってとても参考になるということを感じている。

- 藤沢市
 - 相談会は社協が実施している（社協の予算で年間5・6回開催。土業の先生がと交代で実施）
 - 参加者は多いが、後見につながるケースは少ない。理由としては、相談会に参加している先生が後見になるならいいが、別の先生（裁判所が選任）になるケースが多いため。
 - 啓発と普及の部分と実の部分の部分が難しく、親御さんたちの口コミの力が潜在的には強い気がする、唯一打破するのが法人後見ではないと思う。

【対象者のアセスメント】

- 倉敷市
 - ツールは相談受付票など市から提供されているものを利用している。
 - 倉敷は市長申立になるなど、ハイリスクなケースが多く、ケアマネがついているが正しい情報が把握できていないケースが多い。どういう人なのか、キーパーソンがいない人だと情報の聞き取りができないため、本人が言っていることが情報になるためアセスメントが空欄のことが多い
これでは成年後見に乗せるには難しいという判断になる。そのため、再アセスメント（二次的アセスメント）を実施している。リスクが高い人ほどそういう現象が起きている

- 綾瀬市
 - 成年後見のアセスメントには基幹では踏み込んでおらず、窓口として受け入れるところがアセスメントをしている。日常生活支援事業・成年後見制度の状況を把握していく中でどちらがふさわしいか分からない場合がある。その場合は、生活背景など基幹で対応がしたほうがよい場合は協力する

- 藤沢市
 - 先般の改正で意見書（支援者が本人の生活状況やエピソード）判定に使うツールを何度か試した。大変だったが、その情報がドクターに共有されるというのは心強い。
 - 日常の生活のエピソードなどは、後見・保佐・補助になるか判断する重要なため家族と一緒に記載するようにしている。（二次アセスメントのようなイメージ）
 - 日常生活支援事業の判定会議が年 4 回（最長 3 か月間待機）のため、待機期間はどこで管理をするのか、またセンターの見解とギャップがあることもあり判定会議では除外されることもある。社協が利用している様式を取り寄せて判断する方法も面白いと思っている。

【関係機関との連携】

- 倉敷市
 - 令和 3 年から中核機関の一部を倉敷市から委託を受けているため、関係機関との連携は申立が上がってきたときから受任後の後見人支援までしている。後見人がついても虐待案件・困難案件などはすぐに解決できるものではないので、チーム支援としてどういう方向性で進めるか一緒に考えるという支援をしている。

- 綾瀬市
 - 後見人がついてからどう連携するかということが大きいため、成年後見利用するために連携してどうするかというのは基本はやっていない。日々の支援で関係機関が連携している中で、親の状態が悪い、親の高齢化などで親の役割が担えなくなっている場合に第三者による契約行為など対応せざるを得ないということが見えた時に後見人へつなげていくという流れのため、支援全体の家族関係・社会生活の変化に基づいて後見人が出てきた場合、連携の一つとして後見人ということになる。
 - 虐待案件については、虐待の内容を紐解かないと、いきなり後見人にとということにはならない。支援を協議していく中で、後見の利用が必要になった場合に連携という形になる。それに準じて必要に応じて市のケースワーカーや社協へという流れの印象を持っている。

- 藤沢市
 - 後見を受けた後のチーム作り
 - ◇ 士業の先生と我々の守備範囲は違うため後見人の先生方が相談できるような環境づくりをしている（後見の方が面談へ行くときは同行、面談同席など）
 - 家族支援についても積極的に介入している。
 - 中核機関は社協が連動会議・推進会議などをし、後見人支援をどうするかチーム作りをどうするかということを議題に挙げて、事例を挙げながらチーム作りを進めるということをやっている。
 - 申立に関してネックになるのは、個人情報の守秘義務（虐待などが絡むと重要）になるため、重視した連携を心掛けている。あまり接点がない場合や、近隣住民などが入ってくると難しい場合がある。

【過去の事例等】

- 倉敷市
 - 報酬が発生してもお金は払わない。お金を管理されるのは嫌というのはよくある。
 - 本人の意思がよく変わる、虐待をされていたのに虐待者のもとへ戻ってしまう場合など保留になるケースがある。
 - 申立時の親族意向調査の際に、本人からすると面識のない叔父が本人の財産をあてにして後見人を希望したことがあったが、その場合も申立が難航した。

- 綾瀬市
 - 事例として、支援の中で金銭管理について日常生活支援事業へつなげたことがある。

- 親の虐待によってお金を着服されてしまい、金銭について了解を経て後見人に対応しようというケース。
 - 両ケースとも、親は了解をするが本人から自分のお金を人には預けたくないと理由から拒否されたため至らなかった。説明に時間をかけて対応してきたことは今までに何件かあった。
- 藤沢市
 - 本人もあるが、親族（疎遠になっていたところ）が管理すると希望があり、本人も親族の管理を希望したため後見制度ではなく親族管理のもと支援している。
 - 事前のところでも一番多いことは、特に引きこもりなどが要因で医療機関へ行かない人が多い。往診で判定してくれる医師はあまりいないため断念するケース（申立の直前まで行くが、医師の診断がないため判定が出せない）が多い。

【市町村申立から選任までの関わり方】

- 倉敷市（倉敷市が窓口→センターへ相談）
 - 市町村申立が上がってきた案件は倉敷市から受付票が共有後、本人へアウトリーチし初回面談を実施。ヒアリングできる情報を確認している中で、本人のことをより知ることできる。
 - ◇ 本人の意向確認（本当に成年後見制度を利用するのか、報酬が発生した場合に支払いはできるか 等）
 - ◇ 後見人が死後事後に困らないように出生地やお墓の場所のヒアリング
 - 受任調整会議にも参加し、初回面談で得た本人の情報を各団体へ伝えている。紙の受付票ではわからないエピソードなどを伝えることにより、手が挙がりやすい状況になった。また受任後も後見人の先生が困られて相談に来た場合は、会議に入って支援している。
- 綾瀬市（受任調整会議には参加していないため、市から要請があった場合）

【複数の自治体がかかわる場合の課題や解決法】

- 倉敷市
 - 自治体をまたぐ場合はある。倉敷市は居住地が倉敷の場合は倉敷がおおむね受けることになっている。（永田）
 - 年金額などで利用支援事業に該当しない場合がある。その場合後見人の報酬が取れないため手が上がらないことが増えてきている。
 - 倉敷市では支援事業利用できる人は、預金または年収 150 万円以下と決まっており、相談はできるが利用はできない。

- 綾瀬市
 - 件数は少ないが、弁護士を入れ第三者に解決を委ねた。

- 藤沢市
 - 市町村申立に限るとあまりないが、被後見人の居所が変わったときに（転居・病院の転院・事業者が変わった等）後見人によっては、引っ越し先の後見人につなぐ場合もあれば、継続して後見人を担ってくれる人もいる。都道府県が変わった場合は後見人の判断に委ねられるが、面談はできるが支援は難しい状況。また、切り替えやタイミングなどが課題。

【受任者の調整等】

- 倉敷市
 - 高齢の場合はケアマネジャーも含め理解が進んでいるが、障害の場合は被後見人が若いため、その時点でずっと持てるか心配で手が上がりにくい状況。また、障害チームは「後見人は何でもやってくれる」と思っている傾向がある。
 - 精神障害の方から土地の売買のため、本人より保佐人の希望があった。土地売却後に自分でお金の管理はできるので外してほしいという希望があった。現行制度では、一度つくると外すことはできない。本人は自分のお金を自分で管理できないことにより精神疾患で不調をきたすという案件があった。
 - 高齢者で入院した際に後見人の管理で体調がよくなり、その後本人の希望により解任という流れになったが、一度自分で生活をしてみたがやはり困るということで、再度本人より後見人の申立があった。その結果、はじめて後見人とのかわりがわかり、スムーズにかかわることができたというケースもあった。

- 藤沢市
 - 後見人とのトラブル（保佐・補助が呼んだのに来ない、頼んだことやらないなどが日常茶飯事）で、解任手続きする方向で進めているケースがある。障害の方との関わり、特性などは、日常的にかかわっていない人ではないと難しいため、クッション的な役割を担っている。半年から1年くらいは自分を通して後見人と連絡を取るようしてもらい、月1の面談には同席する。後見というよりは、補助補佐の方が多い。

【申立から受任者の決定までの期間】

- 綾瀬市
 - 市町村申立後、2ヶ月くらいで後見人が決まることもあれば1年かかることもある。利用者像を比較すると緊急性の有無が大きい。

- ◇ 保護者が亡くなったときに、本人が面識のない親族（いとこ）が財産について話し合いたいと来たが、権利侵害の疑い（このままだと財産がとられてしまう）があったため、緊急性があったためすぐに決定した。
- ◇ 知的障害があるが何とか生活はできている単身者の場合、契約行為は成り立たないが生活ができているため緊急性があまりないということで、なかなか進まないケースが多い。
- ◇ 市町村の予算の関係で、年度内の件数が決められている雰囲気があり、年度内の予算を超える場合に時間を要することがある。
- ◇ 診断書の取得に時間を要することもあり、時間がかかっている。
- 基幹相談支援センターは相談支援の立場で、地域支援をしていく中で成年後見を積極的につなげることに重きを置いていない、重きを置くべきところではないと思っている。後見人の有無に関わらず全力で支援していきたいと思っている。また、後見人が選任された際はチームの一員としてサポート体制を作ることに大きな役割があるという印象を受けている。

- 倉敷市

- パッケージ化されているため、後見人の場合は概ね3~4か月、保佐・補助の場合は概ね6ヶ月くらいで受任まで進めることができる。
- ◇ 流れとしては、初回面談、支援者支援として書類作成のレクチャをし、次に行政が申立まで事務を担当し、次に受任調整会議を行い、次に受任候補者決定し、申立処理、審判、引継ぎの順番である。

- 藤沢市

- それぞれの得意分野が異なるため相談支援事業と行政がやることを合わせる役割。基幹がいると円滑にいくような関係を保ちつつ協力関係ができると色々なことが円滑にいく。

【中核機関に対する要望】

- 倉敷市

- ◇ 障害のことがわからないということが根底にある。高齢がわかる人は多いが、障害のことがわからないので協力してほしいという声が多い。後見人の方が安心して対応できるように障害のある方のことをどう知ってもらおうかということを、基幹センターが尽力できればいいと考えている。

- ◇ 綾瀬市

- ◇ 中核機関は市が直営で運営しているため、地域連携ネットワークの中心的役

割でもある。基幹センターと大きくかぶるところも多いため市がセンターへ任せることが多い。そのため市が中核機関であることは困る。市町村申立の件数は多くないが申立が発生した際にスムーズに後見人を選任できる仕組みを作してほしい。

- ◇ 成年後見・生活支援事業が必要かは全体の生活を見て考えるものになるので、そこが足並みそろわないと実際の地域生活の支援は基幹が遅れてしまっている気がする。市が直営で運営するのであれば、市の責任で具体的な業務を明示してほしい（基幹とは別の業務のため）。

➤ 藤沢市

- ◇ 社協が中心になっている合議体のため、地域の人が集まり中核を考える。一人の生活を支えるためには色々な方面の人がいたほうがいい。普段の相談で士業の人とつながることは少ないため出会いの場を中核に作してほしい。自分たちとかかわりのない人は悩んでいる人も多いので後見人を支援する仕組みも必要。

第4章

総括

1. 総括

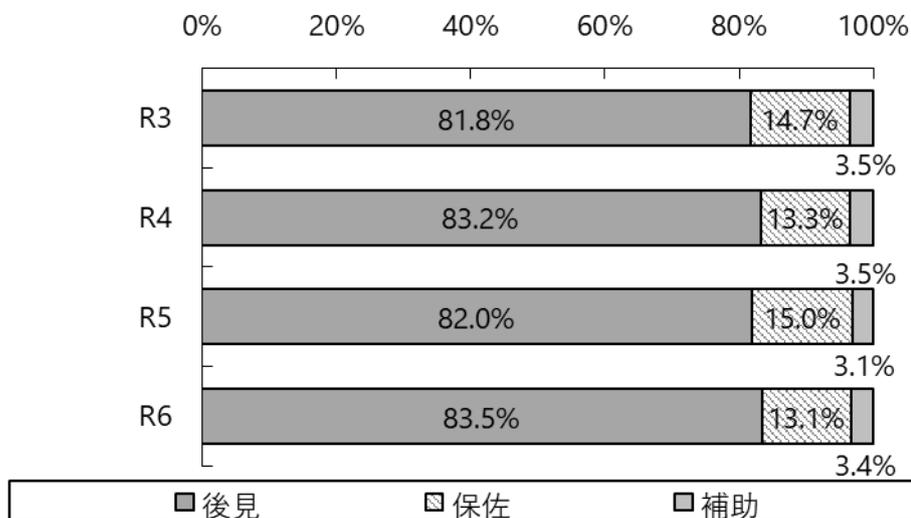
本調査研究では、成年後見制度の利用促進に繋がる支援事業の検討に資する情報の取得を目的として、各自治体へのアンケート調査及び、自治体、専門職団体（弁護士会・社会福祉士会・リーガルサポート）、中核機関・基幹相談支援センターへのヒアリング調査を行った。

1-1 市町村長申立

アンケート調査の結果から、97.8%の自治体が市町村長申立を実施していた。また、類型別にみると、「後見」については、すべての自治体で対象とされている一方、「保佐」及び「補助」については、一部の自治体で対象外とされていた。

申立件数は、どの自治体でも年々増加傾向にあり、類型別にみると、令和6年度では、「後見」が、83.5%と最も多く、次いで「保佐」、「補助」順に多い。「後見」に申立件数が偏重している要因としては、「保佐」、「補助」については、本人申立を案内されることが多いことがヒアリングから明らかになった。「後見」に限らない、「保佐」「補助」も含めた市町村長申立の利用を推進が、課題として挙げられる。

図表 78 市町村長申立件数の推移（類型別）



後見 N=665(R3),665(R4), 692(R5), 662(R6)

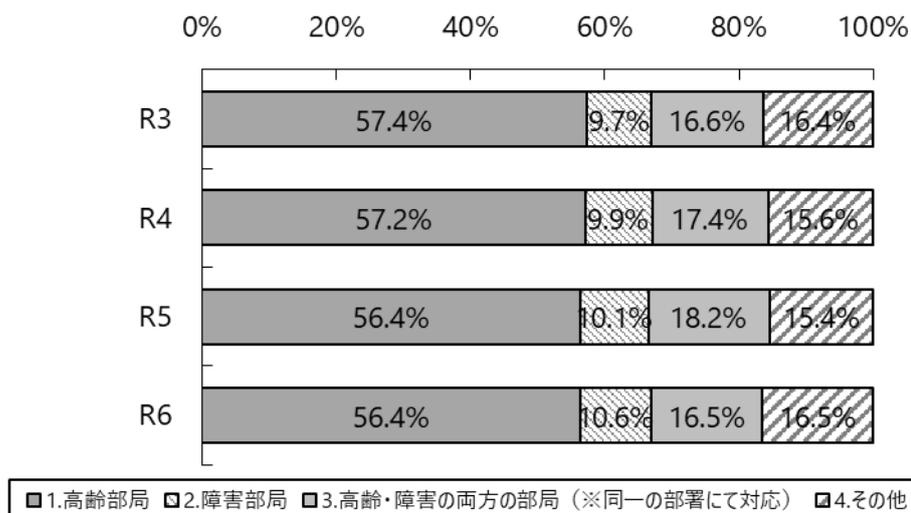
保佐 N=457(R3),461(R4), 469(R5), 433(R6)

補助 N=363(R3),370(R4), 379(R5), 373(R6)

申立の件数を部局別で見ると、高齢部局での申立件数が障害部局の申立件数よりも多い。これは、相談件数も高齢部局の方が多いという実態もあるが、障害部局のケースにおいては、

本人申立ができると判断される場合があるほか、申立の相談は若年層が多く、将来、本人で財産の管理ができるようになることを考慮して取り下げられるケース等があることが、ヒアリング調査を通じて明らかになった。

図表 79 市町村長申立件数の推移（部局別）



高年齢部局 N=305(R3),303(R4), 308(R5), 290(R6)

障害部局 N=163(R3),165(R4), 175(R5), 163(R6)

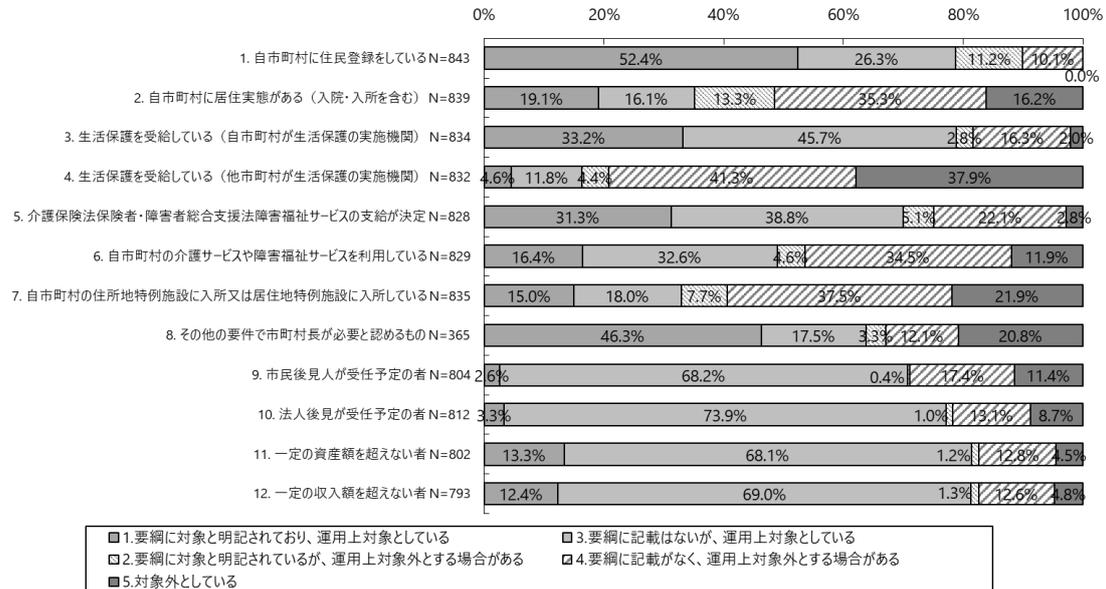
高年齢・障害部局同一 N=97(R3),99(R4), 108(R5), 103(R6)

その他 N=97(R3),99(R4), 108(R5), 103(R6)

市町村長申立については、92.0%の自治体において要綱が作成されており、原則要綱に則って運用がなされている一方で、市町村長申立の要件については、自治体によって大きく異なっているのが実態である。要綱に記載のない項目については、各自治体の内規又はケースごとに都度の判断によって、市町村長申立の対象とするか否かの判断がなされており、本人や支援者、専門職が市町村長申立の対象となると想定していても、自治体の判断により対象外とされるケースも発生している。

また、個別の要件については、本人が生活保護を受給していても他の自治体の実施機関の場合や、住所地特例の対象施設等に入所している場合においては、市町村長申立の対象外としている場合が多い。実態として、本人が生活保護を受給していても他の自治体の実施機関の場合の79.2%が、住所地特例の対象施設等に入所している場合の59.4%が、要綱上対象外もしくは要綱には記載がないものの運用上対象外となっている。

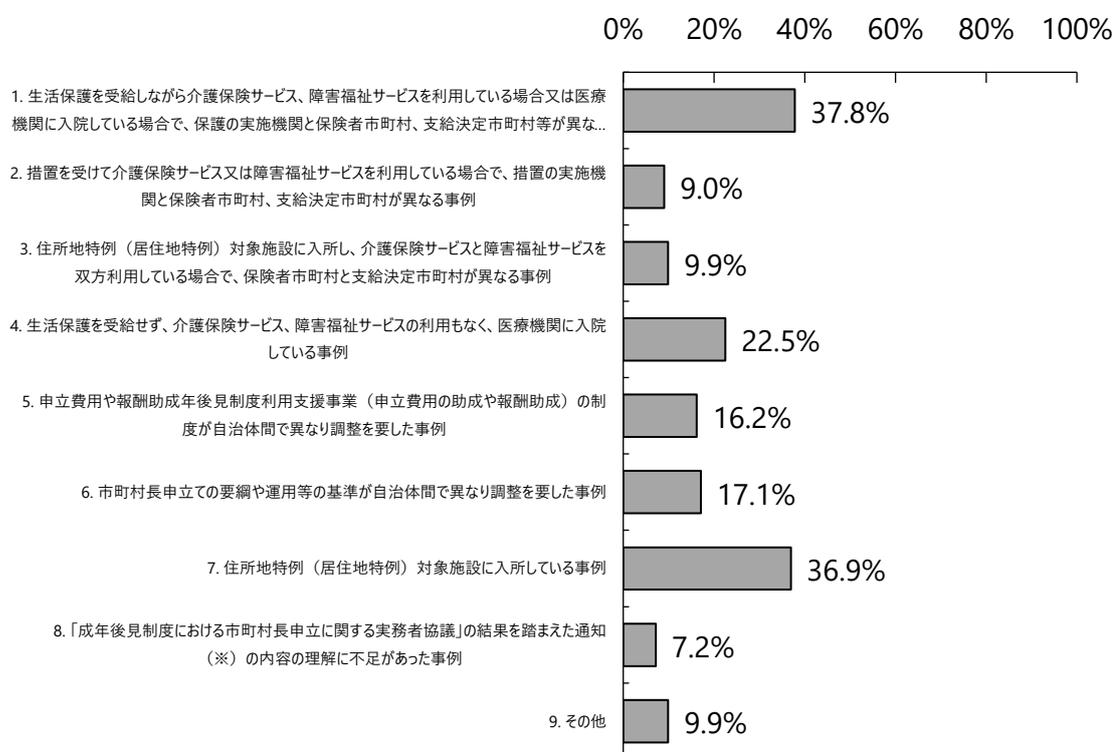
図表 80 市町村長申立の対象要件及び要綱への記載状況



こうした要件により、市町村長申立の相談を行ったとしても、要件に該当しないために、市町村長申立の申請ができない場合がみられる。そのほか、本人の資産によって申立の対象であるかを判断する自治体も多いが、その基準についても預金 30 万円や 50 万円等、自治体ごとに基準が異なっており、自治体によっては申立の対象とならないケースがある。

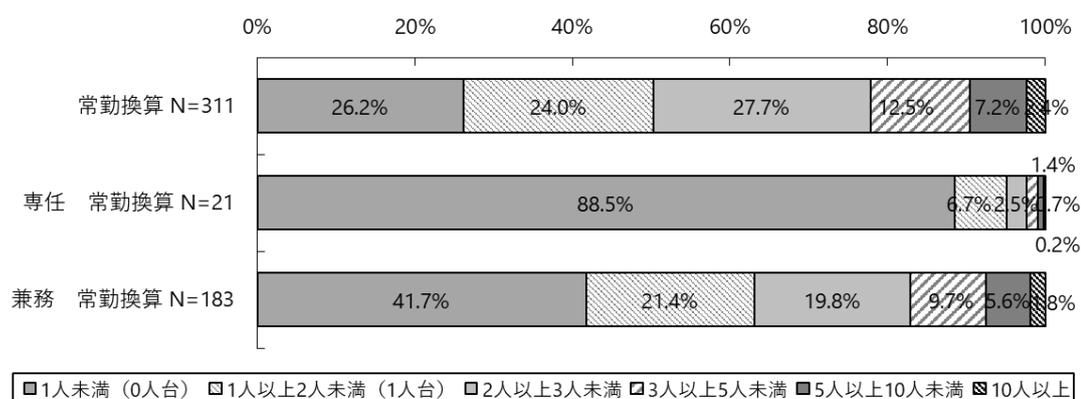
また実例として、本人が居住地特例の対象施設等に入所しているケースや、市外の医療機関に長期間入院しているものの住民票は当該自治体にある等のケースにおいて、どちらの自治体で市町村長申立を実施すべきかの判断が困難なケースもあり、個別に自治体間の調整を要している。自治体間の調整を要する場合には、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和 3 年度通知）等に基づいて、判断をしている自治体が多いものの、改めて本内容の周知を行うとともに、本人が複数の自治体と関わりのある場合に、どの自治体で市町村長申立を行うかの更なる基準の明確化が望ましい。ただし、基準の制定にあたっては、本人や後見人にとって、最適な申立ができるよう、柔軟な対応ができる余地を残すことが望ましい。また、自治体によって市町村長申立の対象要件に差異があるために、一方の自治体に申立の事務が集中したり、市町村長申立の申請ができなかったりする等の事案を減らすべく、市町村長申立の対象要件等については、全国で統一の基準の整備の必要性について、各自治体や専門職団体からも要望としてあげられた。

図表 81 複数の自治体間で調整を行った事例



市町村長申立に係る自治体職員の事務負担については、申立件数の増加に伴いも大きくなっている。アンケート調査によると、業務を1人で担当している自治体が32.3%、2人で担当している自治体が35.8%であり、ほとんどの自治体が専任の職員を配置していない実態もあり、家庭裁判所の申立までに時間を要している。

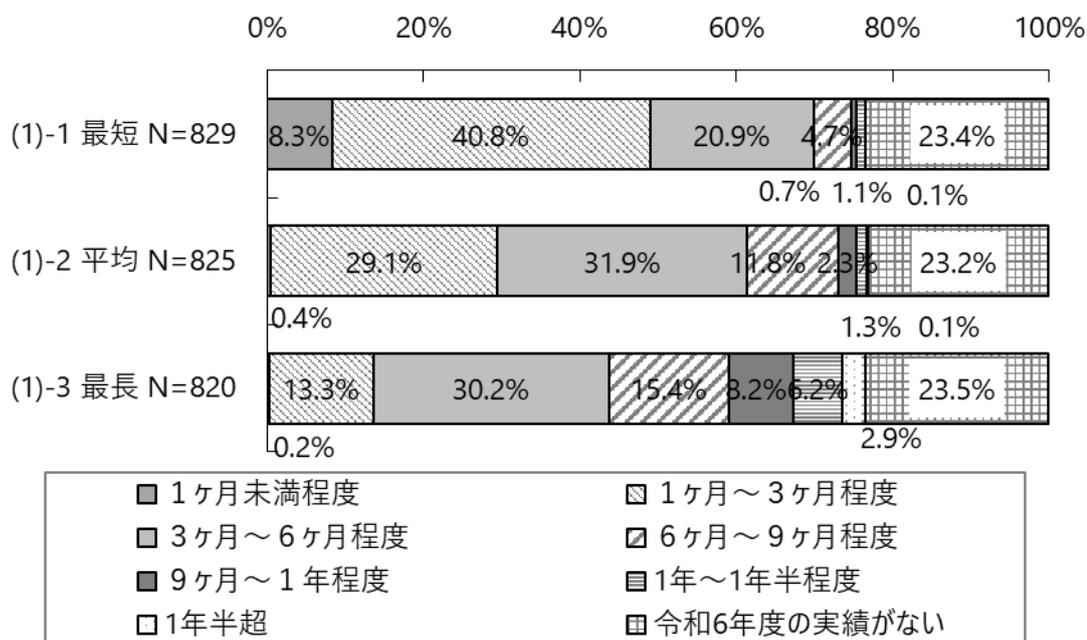
図表 82 市町村長申立に関する業務を担当する職員配置状況



また、専任の担当職員を配置している自治体は少なく、多くの自治体が兼務であることが

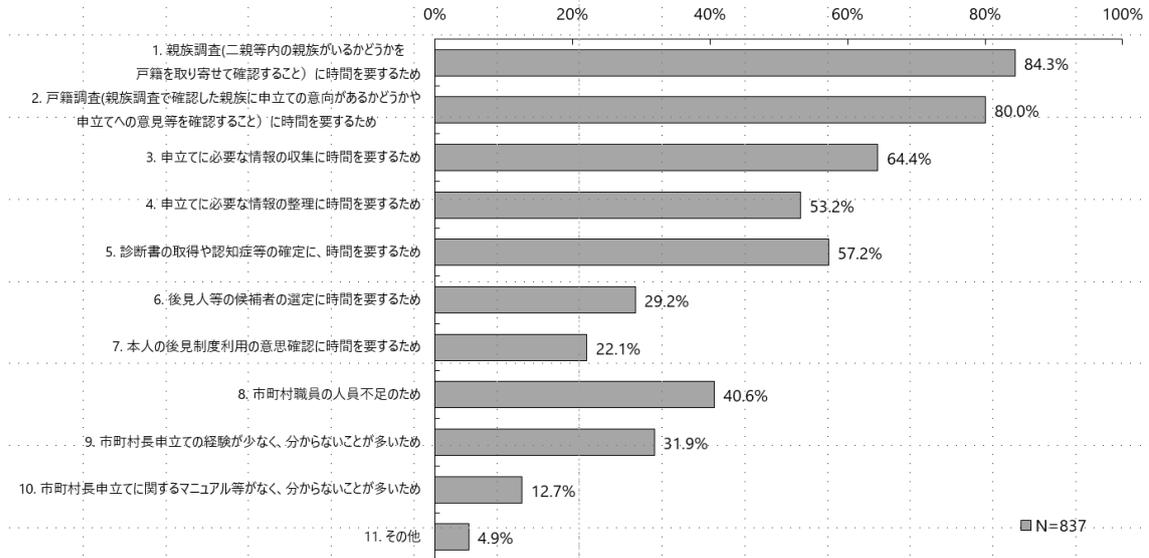
明らかになった。相談を受理してから家庭裁判所への申立に至るまでに時間を要する要因のひとつとなっており、自治体への相談から家庭裁判所への申立まで平均で3カ月～6カ月を要する自治体が最も多く、中には申立までに1年以上を要する自治体もあった。

図表 83 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに要する時間



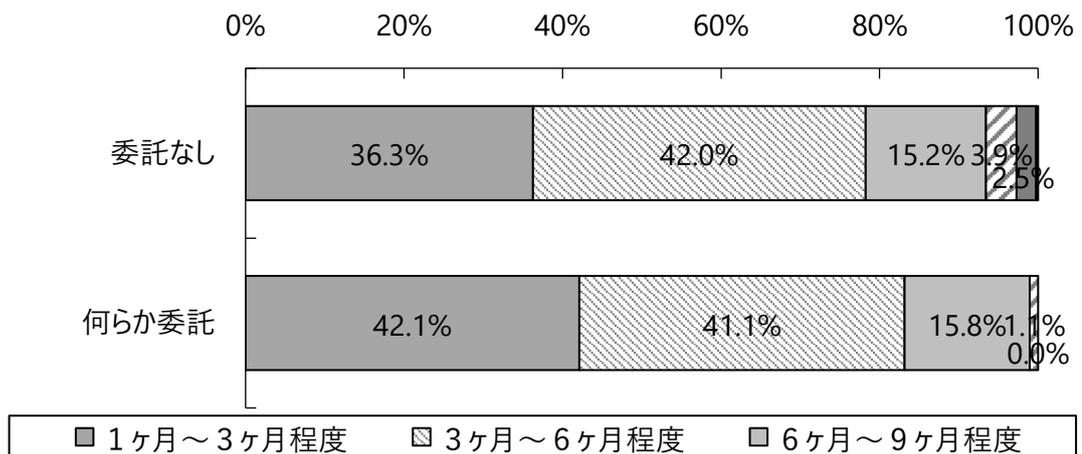
特に、人口の少ない自治体では、市町村長申立の実績がないために、申立に関する業務のノウハウが蓄積しておらず、実際に申立が必要になった際の対応が分からなかったり、手探り状態のまま業務にあたった結果時間を要してしまったり等の事例が報告された。市町村長申立に関わる業務のうち、特に時間を要する業務としては、主に親族調査及び戸籍調査が挙げられる。二親等内の親族の有無の確認のための戸籍の取り寄せや、親族への申立の意向の確認に特に時間を要していることが明らかになった。

図表 84 申立までに時間を要する要因



市町村長申立に係る業務については、27.5%の自治体が何らかの業務を委託しており、委託をしていない自治体と比較して、相談から申立に至るまでに要する時間が短縮されることが分かった。委託内容は、資産調査、親族調査、戸籍調査、申立書類の作成、受任者調整会議のための資料作成と多岐に渡っており、最も委託している割合が高いのは、受任者調整会議のための資料作成で約2割の自治体が委託をしていることが分かった。

図表 85 申立まで要する時間 (委託有無別)

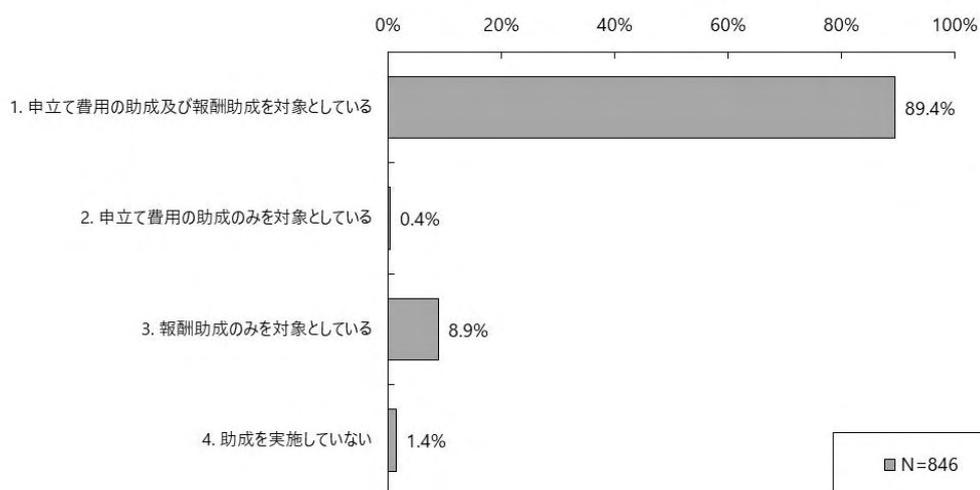


これらの実情を踏まえ、人員不足や業務に対する知見の少ない自治体に対して、人員拡充や専門知識を要する業務のサポート体制の提供、共通の業務マニュアル等を提供していくことが考えられる。

1-2 利用支援事業

まず、利用支援事業の実施状況について、アンケート調査の結果から、申立費用助成・報酬助成の両方を対象としている自治体は 89.4%と、双方を対象としている割合が高いことが明らかとなった。

図表 86 成年後見制度利用支援事業 実施有無（複数回答）



利用支援事業の対象要件について、自治体ごとにばらつきが生じており、報酬助成を受けられない対象があるという課題が確認された。

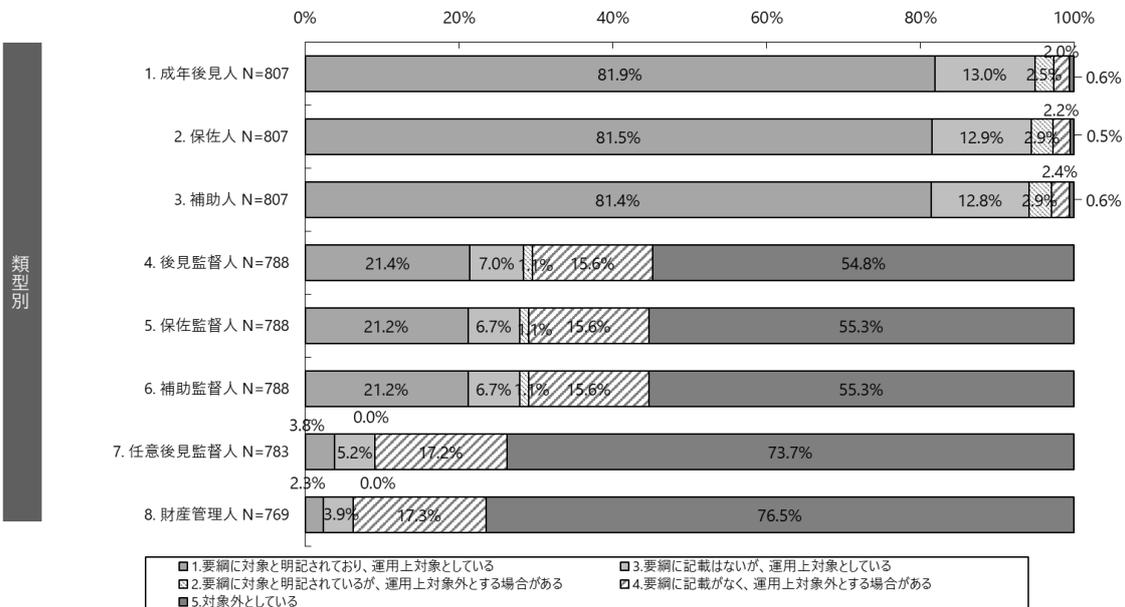
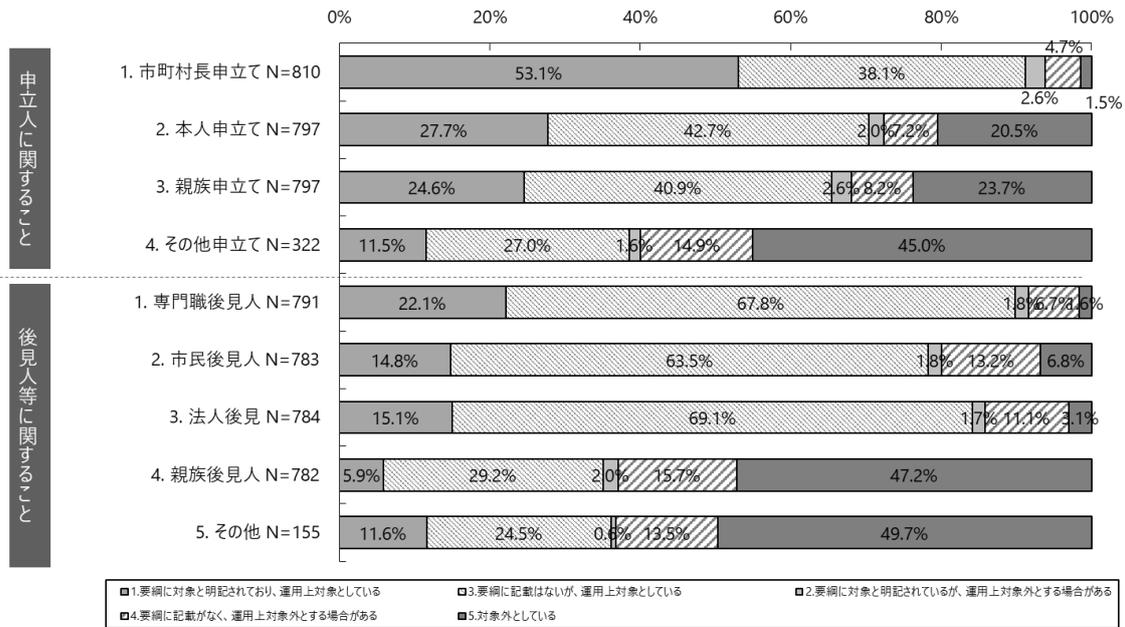
報酬助成に関して、市町村長申立を対象とする自治体は 91.2%だが、本人申立を対象外・対象外とする場合がある割合が 29.7%、親族申立を対象外・対象外とする場合がある割合が 34.5%であった。また、成年後見人・保佐人・補助人を対象とする割合は約 9 割であった一方、後見監督人・保佐監督人・補助監督人を対象とする自治体は約 3 割、任意後見監督人・財産管理人を対象とする自治体は約 1 割と低く、法定監督人、任意後見監督人を対象とする自治体が少ないことが明らかになった。

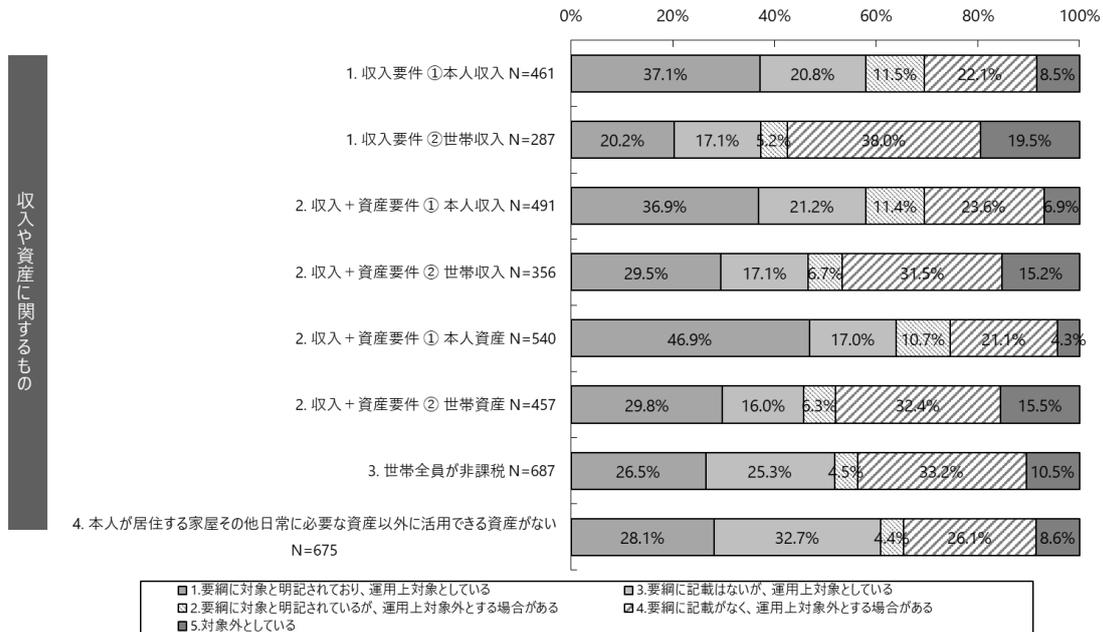
また、収入・資産要件に関しては、要綱上の定義と運用との間に乖離が生じており、事前相談時には報酬助成の対象と想定されたものの、利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、報酬助成が受けられない等の事案が発生している。特に世帯要件については、十分な周知がなされておらず、予見可能性を阻害する要因となっている。例えば、生活保護のみ、生活保護と同等である、非課税世帯である等、自治体により様々な要件を定めており、ばらつきが生じていることが明らかとなった。

自治体によっては、これらの事案の対応策として、例外を設け、都度検討する等運用上の柔軟性で補完しているが、予測可能性を害するという側面もある。こうした自治体内での柔

軟性による対応のみならず、自治体での運用の負担を削減し、利用者が成年後見制度を安心して利用できるよう、国として統一の要件や基準を定め、それを周知していく必要がある。

図表 87 報酬助成に関すること 助成対象有無

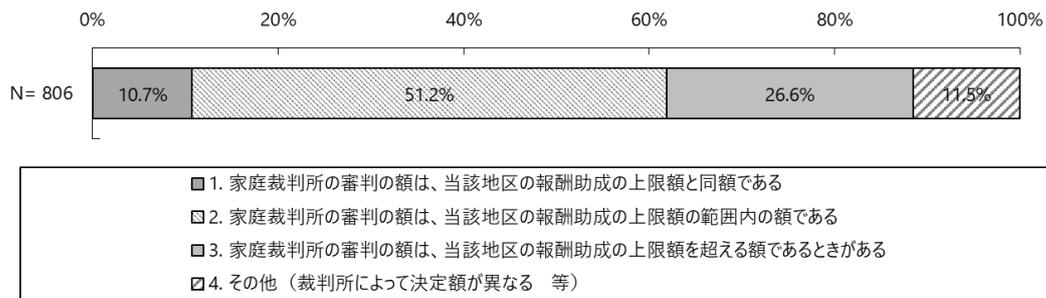




家庭裁判所の審判決定額は、自治体の定める報酬助成の上限額の範囲内である自治体が51.2%であった。報酬助成の上限額を超えるケースがある自治体も存在し、自治体ごとの助成基準にばらつきが生じていることから、助成額基準の標準化の必要性が示唆された。

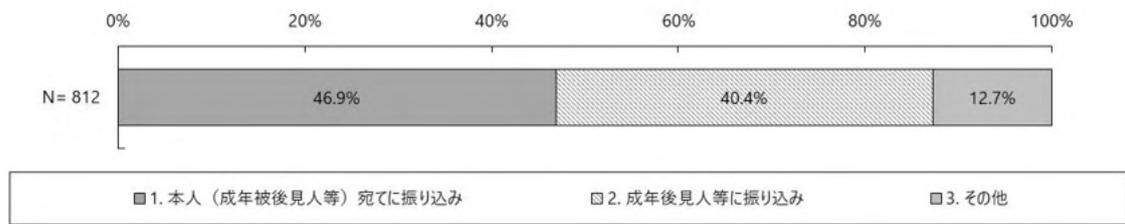
図表 88 報酬助成額の決定方法

ア.利用支援事業の申請案件における家庭裁判所の決定に関する状況（単一回答）



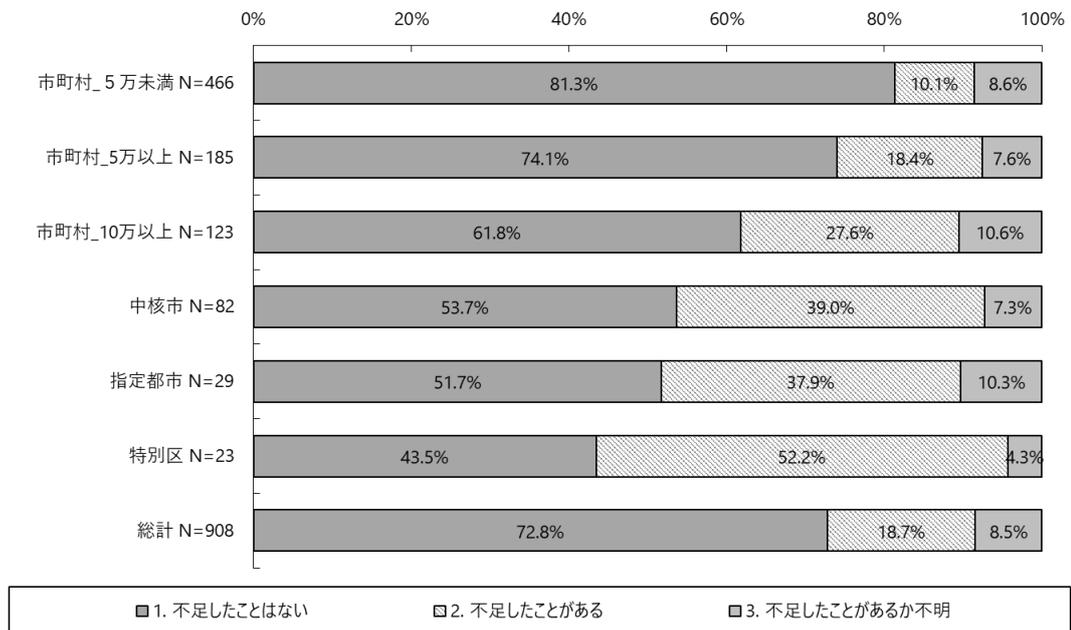
利用支援事業の振込先について、本人（成年被後見人等）宛てに振り込む割合が46.9%、成年後見人等に振り込む割合が40.4%と、いずれの場合も同程度の割合存在した。ヒアリング調査からは、振込先口座を本人宛とする場合に後見人が受け取ることができない場合があるという課題が挙がっており、振込先を原則後見人等にする等の工夫が必要である。

図表 89 報酬助成の受取先（振込先口座の名義）（単一回答）

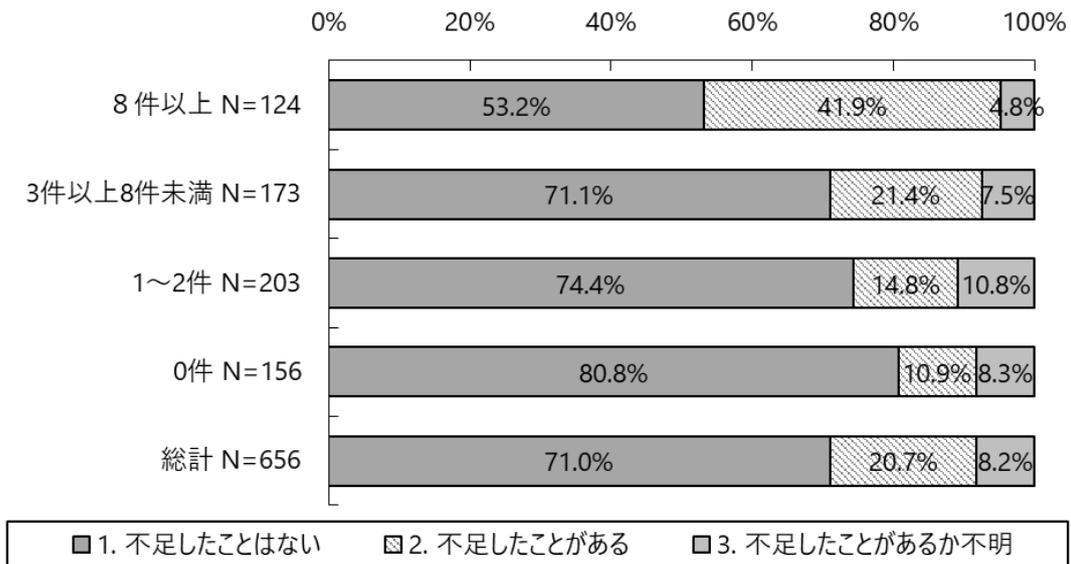


予算が不足したことがある自治体は18.7%であった。人口規模が大きいほど、予算が不足したことがある割合が高く、特別区では52.2%であった。また、申立件数が多いほど、予算が不足したことがある割合が高く、申立件数が8件以上の場合は41.9%であった。アンケート調査の自由回答やヒアリングから、このように予算が不足した場合においても、予算がないから出さないという判断は避け、流用や補正で出すような対応がとられていることが明らかとなった。

図表 90 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足状況（人口規模別）
（単一回答）

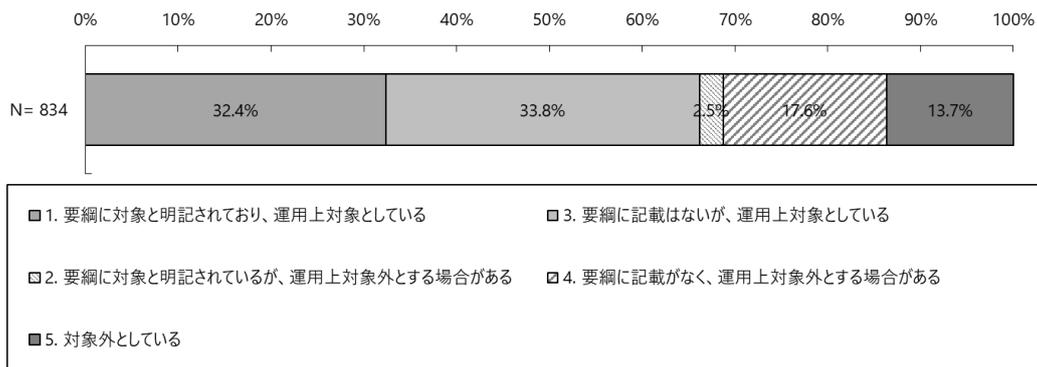


図表 91 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足状況（申立件数別）
（単一回答）



報酬助成について、本人死亡後の報酬も対象としていた自治体は 66.2%であり、自治体によって対応が異なる。また、死亡後に生前の報酬決定がなされる場合に、死亡後に助成がされない場合無報酬となるという課題がある。さらに、報酬助成の振込口座が本人である場合には、本人死亡後に後見人等が本人の口座から受け取ることが難しく、本人死亡の際の振込口座などについて整理していく必要があると指摘された。

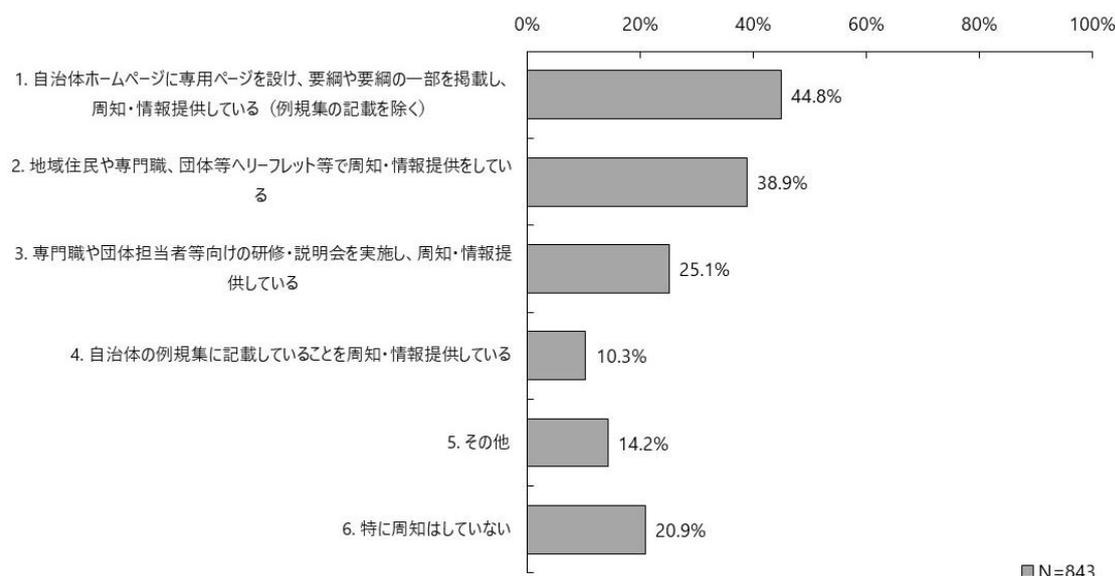
図表 92 被後見人死亡後の報酬助成を対象としているか（単一回答）



さらに、利用支援事業に関わる周知・情報提供の方法として、ホームページに要綱を掲載し、周知している自治体が 44.8%であった。また、具体的な申請手続き、必要書類等の周知や具体的な適用要件の周知を周知している自治体が約 5 割、具体的な助成上限額を周知している自治体が約 4 割にとどまっていた。自治体により要綱が異なる状況にも関わらず、具

体的な要綱の周知が行き届いていない可能性が示唆された。

図表 93 成年後見制度利用支援事業に係る周知方法（複数回答）



利用支援事業全体の課題としては、要綱の標準化や予算確保に関する課題が挙げられた。

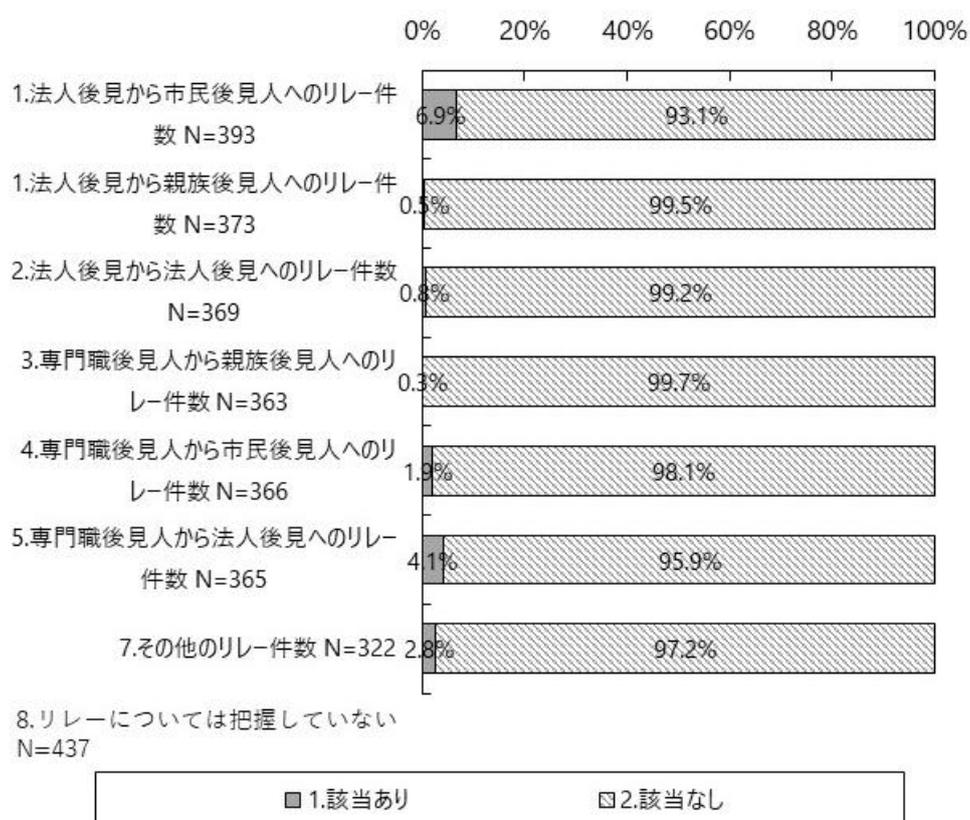
要綱に関しては、自治体間で対象要件が異なることが問題となっており、特に居住地が変わった場合に報酬助成の対象から漏れるケースが確認された。こうした対象要件のばらつきに対しては、国による要綱の標準化が望ましい。

予算確保に関する課題として、予算の積算や予算額の確保、要件や対象者のばらつき、国や都道府県による補助率の実態との乖離が挙げられた。まず、予算の積算が難しいことが挙げられており、ヒアリングでは、過去 5 年の実績から増加率を把握して来年度の件数を算出し、1 件あたりの補助額や手数料は過去の平均額を使用しつつ、予算が不足しないように余裕をもって積算しているケースが確認された。また、件数の増大や被後見人が死亡するまで助成する必要となることから、年々予算が増加しており、予算額の確保が困難であることが指摘されている。さらに、要件や対象者のばらつきやあいまいさ、対象拡大による予算額の確保に課題があることが明らかとなった。加えて、国による実際の補助率が十分ではないという課題が挙げられ、国による 1/2 補助、都道府県による 1/4 補助等の対応が自治体から要望された。

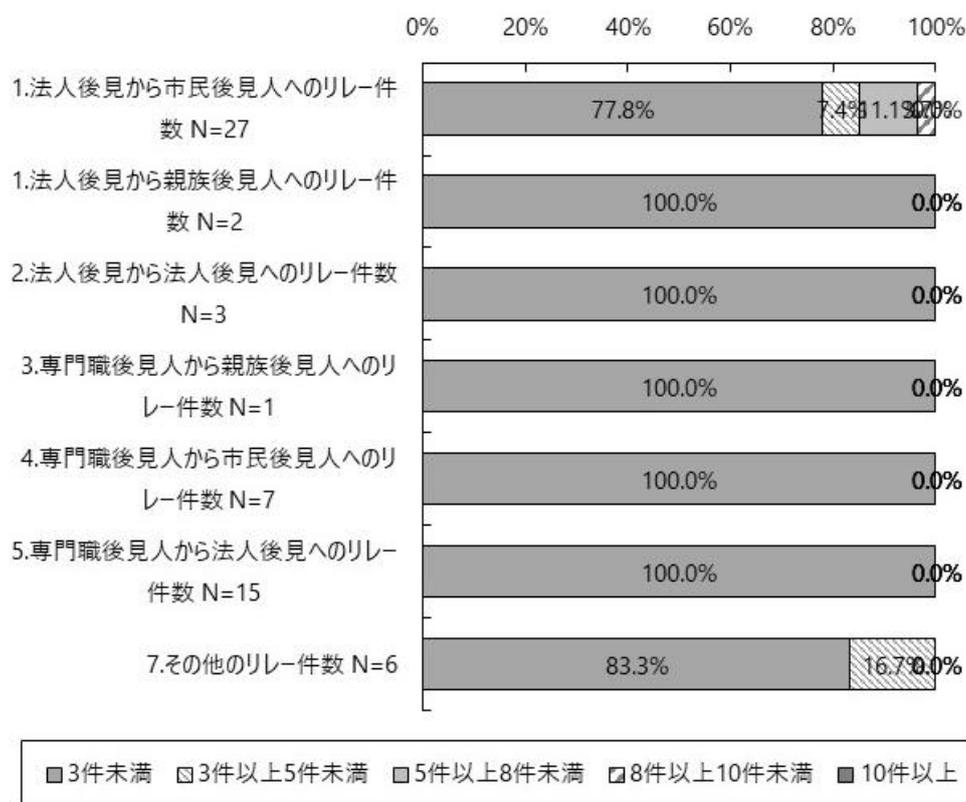
1-3 その他

まず、後見人等のリレーに関わる状況及び課題等について、ほとんどの自治体ではリレー実績の該当がなく、リレーの実績のある自治体では、法人後見人から市民後見人へリレーするケースが多いことが明らかとなった。

図表 94 後見人等のリレー該当有無（R5実績）（単一回答）（再掲）



図表 95 後見人等のリレー件数（R5実績）（単一回答）（再掲）

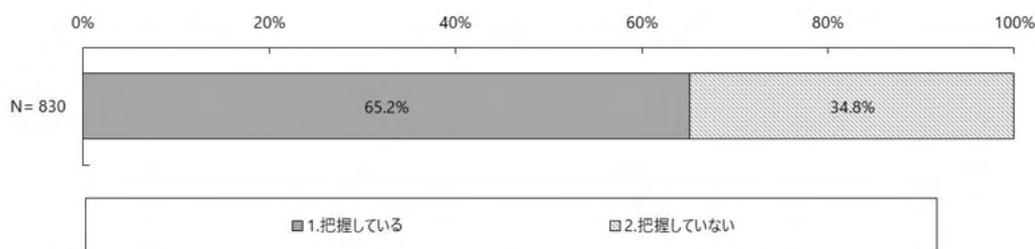


また、ヒアリングの結果から、「法人後見から市民後見人等へスムーズにリレーができる仕組みの整備ができていない」「実際に後見人のリレーの実績がある自治体が少なく、リレーをするか否かの判断や、引継ぎの仕方について、対応方法が明確でなく、ノウハウの共有を要する」といった意見が挙げられた。

スムーズなリレーを実現するために「後見等開始前から、後見人のリレーになる旨を被後見人等・親族・支援者と共有する」「後見人のリレーが一般的になるように周知を進める」等の取り組みを行っている自治体もあり、これらの取り組みを広げていくことが求められる。

次に、市民後見人や法人後見人に関する把握状況について、案件を受任してくれる法人後見人実施団体を把握している自治体は65.2%であった。

図表 96 案件を受任してくれる法人後見実施団体の把握有無（単一回答）（再掲）



また、ヒアリングの結果から、「市民後見・法人が受任する場合において、実績があるもののうち、約6割が事前に被後見人の状態を見て判断している」「市民後見人が受任するために被後見人等の状態をみて判断することがある場合の条件は、複雑な財産管理がないことを確認するケースが約7割と最も多かった」といった意見が挙げられた。

専門職団体へのヒアリングから、後見人等が本人から報酬を受領できないケースが一定数あることが分かった。報酬を受領できない事案としては、報酬助成を受けられず本人に報酬を支払うだけの資力がない場合や、本人や親族から報酬に対する理解が得られず支払われない場合がある。

無報酬案件があることによって、積極的に案件を受任する専門職がいなくなり、専門職後見人としての活動に支障をきたすことなどが指摘された。受任調整の際に、本人が報酬を支払えないかつ利用支援事業の対象外の場合に、関係者が申立を諦めるケースがあることも報告されており、本来の成年後見制度の意義である本人の権利を守ることが実現されないことが危惧される。こうした事態を防止すべく、一部の専門職団体では無報酬案件の受任者に対し、互助的に支援を行っている事例もあるが、本来であれば、報酬助成を必要とする人が報酬助成を受けられ、成年後見制度を利用でき、後見人等が相応しい報酬を得られることが望ましい。そのために、実態をより深く解明し、必要な制度や仕組みを検討していく必要がある。

1-4 提言

アンケート調査及びヒアリング調査を通じて、成年後見制度ならびに利用支援事業の推進にあたり、市町村長申立、成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度全般に関わる様々な課題が明らかになった。それぞれの主な課題は、以下の通りである。

<市町村長申立>

- 「後見」だけでなく、「補助」「保佐」も含めた成年後見制度の利用拡大
- 市町村長申立に関わる要綱や運用基準の統一化
- 自治体の人員不足・経験・知識の不足による業務負担の軽減
- 小規模自治体における受任者調整会議の設置やその体制づくり

<成年後見制度利用支援事業>

- 成年後見制度利用支援事業に関わる要綱や運用基準の統一化
- 各自治体での予算の積算に関わる負担の軽減
- 報酬助成にかかる財政負担の軽減及び自治体間格差の是正

<その他（成年後見制度全般）>

- 本人から報酬を受け取れない事案の削減
- 後見人等候補者不足の改善

市町村長申立について、特に自治体から挙げられた課題として多かったのは、要綱や運用基準の統一化及び、業務負担の軽減である。要綱や運用基準については、自治体間で異なるために、自治体間の調整に苦慮する事例も多く、また要綱で明確な定めがないために、担当者によって対応が異なる事例があることも、アンケート調査から明らかになった。基準の統一化については、多くの自治体から要望があり、これまで国において一定の基準を示しているが*、本調査結果を踏まえ、更に基準の趣旨を明確化することも考えられる。基準の統一化によって、どの自治体で申立を行うべきかが明確化されることは自治体間の調整に伴う負担軽減につながる一方で、相談していた自治体と実際に申立を実施する自治体が異なる等により、情報連携に時間を要したり、支援体制の構築に支障が生じたりしないよう、柔軟な対応もできることが望ましい。

*「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知。以下「令和3年通知」という。）及び「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例

示について」のQ&Aについて」(令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡)

業務負担の軽減にあたっては、単純な人員不足の問題のほか、専門知識を有する人材不足の解決が急務である。業務の一部を委託することで、業務負荷を軽減している自治体もあるが、全体では約10%に過ぎない。委託、他機関との連携、人員増員のための予算確保が必要である可能性が示唆された。業務別では、戸籍調査・親族調査に時間を要していることが分かっており、現在、二親等以内を対象としている戸籍調査・親族調査の業務負担そのものを軽減することも検討すべきである。さらに、情報収集にも時間を要しており、中核機関、基幹相談支援センター、支援チームとの連携が望ましい。加えて、診断書の取得や認知症等の確定にも時間を要しており、認知症支援体制との連携や協力する医療機関の確保が望ましい。

また、多くの自治体で人員不足が指摘されており、業務の委託費用の補助による委託の利用促進や、職員増員のための人件費の補助等が考えられる。申立にあたっての専門性を確保するために、専門職団体との協力連携を推進していくことも検討すべきである。加えて、全国共通のマニュアルを整備することで、経験の少ない自治体職員でも業務を遂行できるよう、国としてサポートを行っていく必要がある。以上を踏まえ、市町村長申立に関して、国として以下のような取り組みを進めていくことが望ましい。

<市町村長申立に関する検討事項>

- 市町村長申立に関わる全国統一の要綱や基準の制定(国が示す基準の趣旨の明確化)
- 複数自治体に関与する場合に、どの自治体が申立をすべきかの考え方及び判断基準の明確化
- 業務内容(戸籍調査・親族調査等)の見直し
- 業務委託にかかる費用の補助
- 職員増員のための体制整備・充実化の支援
- 専門職団体との協力連携の推進
- 全国共通の業務マニュアルの整備
- 受任者調整会議の導入・実施に対する支援

成年後見制度利用支援事業においても、市町村長申立同様、要綱や運用基準の統一化が自治体から要望されている。要綱や運用基準が異なるために、自治体によって報酬助成の対象となるか否かが異なったり、助成額が異なったりしている実態がある。個別の対象要件については、市町村長申立以外の申立事案の場合、報酬助成の対象外としている自治体も一定数あることが分かった。すべての事案を対象としたうえで、法定後見監督人、任意

後見監督人も補助対象として含めることが望ましい。また、収入要件・資産要件は制度の利用対象を狭めていることに加え、要綱と運用上の実態の乖離もみられ、一例として、個人の収入・資産のみを対象とするほか、預貯金の要件緩和（100万円以下とする等）、不動産などの資産は考慮しない等の見直しが考えられる。その他にも、在宅と施設の基準についても曖昧かつ自治体によって、判断が異なることが多いため、判断基準の明示が求められる。これらのように、自治体間の対象要件の違いを是正していくとともに、報酬助成を受けるべき人が、受けられるよう要綱等の見直しを行っていく必要があることが改めて確認された。

また、病院や施設の多い自治体や、対象要件の広い自治体に支援事業の利用が集中することにより、特定の自治体に財政負担が偏重しているといった実態も確認された。財政負担の多い自治体に対する補助や、任意事業に基づく生活支援事業や地域支援事業の建付けではなく、国が義務的経費を負担することとして、別の枠組みとしていくことも検討すべきである。

<成年後見制度利用支援事業に関する検討事項>

- 報酬助成に関わる全国統一の要綱や基準の制定（国が示す基準の趣旨の明確化）
- 報酬助成の対象要件が自治体ごとに異なることを踏まえた、国が示す基準の趣旨の明確化（申立人、類型、収入・資産要件、在宅・施設の判断基準等）
- 報酬助成額の基準及び上限額の見直し
- 報酬助成に関わる財政負担の在り方を見直し
- 監督人への適切な報酬確保

成年後見制度全般については、成年後見制度利用支援事業の対象の有無によらず、後見人等が本人から報酬を受け取れない、いわゆる無報酬案件が一定数あることが、専門職団体へのヒアリングを通じて明らかになった。無報酬案件については、大きくは本人に報酬を支払うだけの資力がない事案、報酬に対する理解を本人や親族から得られず受け取れない事案の2つがある。前者の事案については、利用支援事業に関して基準の統一化や、対象要件の見直し等によって、報酬を支払うことが困難な被後見人等が、報酬助成を受けられるようにすることが望まれる。後者の事案については、成年後見制度そのもの及び報酬について、より一層の周知及び理解の拡大を進めることが望ましい。後見人等が適切に報酬を受け取れる仕組みができれば、担い手不足の改善に繋がることが想定される。

さらに、市町村長申立や成年後見制度利用支援事業については、周知や連携が不足していることが示唆された。自治体間で要件が異なるため、要綱をホームページで公開するほか、家庭裁判所の報酬決定にあたって連携を行うことが望ましい。

また後見人等のリレー案件が少ない背景には、市民後見人等の後見人候補者の不足も一因となっている。市民後見人を増やしていくためには、市民後見人等、成年後見人候補

者の養成及びその補助に取り組むと同時に、監督人の報酬確保も必要とされる。監督人の報酬助成制度が整備・拡充されることによって、専門職が監督人につくことが容易になり、市民後見人等へのリレーが進むことが考えられる。

<その他、成年後見制度全般に関する検討事項>

- 成年後見制度や報酬についてのより一層の周知及び理解の拡大
- 市民後見人等、成年後見人候補者の担い手育成の推進及びその補助

ここまで成年後見制度利用支援事業をはじめとする、成年後見制度の実態や課題、またその在り方について記述してきた。成年後見制度は本来、精神上的の障害等により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人々を対象に、本人の権利を守るために法的に支援する制度であり、その制度利用に要する費用について補助を受けなければ、利用が困難である場合に、その報酬の全額または一部を助成するものが成年後見制度利用支援事業である。しかし、実態として補助を受けなければ利用が困難であっても、利用支援事業の対象外となり制度を利用できなかつたり、後見人等が報酬を受け取れなかつたり等の事案があることも明らかになった。成年後見制度利用支援事業によって、成年後見制度をより身近に利用しやすい制度としていくことで、意思決定等の支援を必要とする人が、適切な支援を受けられ、その権利が守られることが重要である。本調査研究の中で積み残しとなった課題についても、さらなる検討がなされることを期待するとともに、政府及び全国の自治体において、本調査研究の成果が、成年後見制度利用支援事業の促進ならびに成年後見制度の運用の一助となることを祈念し、結びとしたい。

参考資料① アンケート調査票

成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業 アンケート調査

別紙

※グレーに変更されたセルは記入不要です。
 ※時点の記載がない設問は、R7年1月1日時点の状況をお答えください。

I. 基礎情報

貴市町村の基本情報についてお伺いします。

- F1 都道府県名をお答えください。
- F2 貴市区町村名をお答えください。 ※市区町村まで記載
- F3 貴自治体の自治体コードをお答えください。
- F4 令和7年1月1日(又は令和6年12月31日)時点における人口および高齢者(65歳以上)人口についてお答えください。
- F5 令和5年度末(又は令和6年4月1日)時点における障がい者手帳保持者数(療育手帳保持者数、精神保健福祉手帳保持者数)についてお答えください。

回答欄	
都道府県名	
市町村名	
自治体コード	
人口	
高齢者(65歳以上)人口	
療育手帳保持者数	
精神保健福祉手帳保持者数	

(半角英数字のみ)
 (半角数字のみ)
 (半角数字のみ)
 (半角数字のみ)
 (半角数字のみ)

担当者・連絡先に関する情報についてお伺いします。

- F6 ご回答者の部署名をご記入ください。複数部署を兼務する場合は、本調査を回答する立場の部署名をお答えください。
- F7 部署・部門について、最もあてはまるものをお答えください。
 【選択肢】
 1.高齢部局
 2.障害部局
 3.高齢・障害の両方の部局(※同一の部署にて対応)
 4.その他(具体的に記入)
- F8 ご回答者名をご記入ください。
- F9 ご回答者の連絡先(電話番号、メールアドレス)をご記入ください。

部署名	
部署・部門種別	
4.その他 具体的な内容を記入ください	

ご回答者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(半角数字のみ)
 (半角数字のみ)

II. 市町村長申立て

市町村長申立ての実施やマニュアル等の整備についてお伺いします。

質問1 貴自治体では、市町村長申立てを実施していますか。最もあてはまるものをお選びください。

- 【選択肢】
- 1.実施している
- 2.実績がない(実績がない理由を自由記載)

質問1 回答欄

実績がない理由を記入ください

--

市町村長申立ての対象についてお伺いします。

質問2 貴自治体では、市町村長申立てに関する要綱やマニュアル等を作成していますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 【選択肢】
- 1.要綱を作成している
- 2.マニュアルや手引きを作成している
- 3.要綱やマニュアル、手引きは作成していない

質問2 回答欄	
1.要綱を作成している	
2.マニュアルや手引きを作成している	
3.要綱やマニュアル、手引きは作成していない	

質問3 貴自治体では、各後見類型について、市町村長申立ての対象として運用していますか、**それぞれ最もあてはまるもの**をお選びください。なお、要綱は調査時点のものを指します。

運用上対象外の場合は、その具体的な場合をご記入ください。

※1～3.それぞれにご回答ください

- 1.後見
- 2.保佐
- 3.補助

【選択肢】

- 1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている
- 2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
- 3.要綱に記載はないが、運用上対象としている
- 4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
- 5.対象外としている

質問3 回答欄	
1.後見	
2.保佐	
3.補助	

質問4 貴自治体の令和3年度～令和6年度における市町村長申立ての相談件数及び申立て件数について、**後見類型ごと**にご記入ください。なお、類型については、担当者が相当と考える類型で問題ありません。

（※同一案件については、相談受理時点の年度でお答えください（例：令和3年度に相談を受理し、令和4年度に申立てを行った場合、いずれも令和3年度分としてカウントしてください）。

令和6年度については、調査回答時点分を回答いただく形ではありません。）

【選択肢】

- 把握している
- 把握していない

質問4 回答欄					
		後見	保佐	補助	計
令和3年度 相談件数					(件)
うち、市町村長申立て準備中の件数					(件)
うち、市町村長申立てを行った件数					(件)
令和4年度 相談件数					(件)
うち、市町村長申立て準備中の件数					(件)
うち、市町村長申立てを行った件数					(件)
令和5年度 相談件数					(件)
うち、市町村長申立て準備中の件数					(件)
うち、市町村長申立てを行った件数					(件)
令和6年度 相談件数					(件)
うち、市町村長申立て準備中の件数					(件)
うち、市町村長申立てを行った件数					(件)

質問5 貴自治体では、老人福祉法等の定める「その福祉を図るため特に必要がある」の解釈について、以下の場合について市町村長申立ての対象としていますか、**それぞれ最もあてはまるもの**をお選びください。

運用上対象外の場合は、その具体的な場合をご記入ください。

【選択肢】

- 1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている
- 2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
- 3.要綱に記載はないが、運用上対象としている
- 4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
- 5.対象外としている

質問5 回答欄	
1. 身上保護等（生活環境の整備、介護サービス等の契約、施設等の入退去の契約、入院等の手続き等）に課題があるため	
2. 親族等からの虐待がみられるため	
3. 消費者被害等がみられるため	
4. 金銭管理や手続き等を支援する身寄りのない者であるため	
5. 相続手続きが必要となるため	
6. 入所費用捻出等により不動産の処分が必要となるため	
7. その他（下欄に記載）	

質問6 貴自治体では、以下の要件について、市町村民申立ての対象としていますか。それ**それぞれ最もあてはまるもの**をお選びください。

【選択肢】

1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある（対象外とする場合：）
5. 対象外としている

質問6 回答欄	
居住実態や利用サービスに関するもの	1. 自市町村に住民登録をしている
	2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)
	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)
	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)
	5. 介護保険法における保険者・障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給が決定している
	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している
	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所している
	8. その他の要件で市町村民が必要と認めるもの(自由記載)
受任者に関するもの	9. 市民後見人が受任予定の者
	10. 法人後見が受任予定の者
収入や資産に関するもの	11. 一定の資産額を超えない者 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 具体的要件（預金●万円以下等） 対象の場合、申立費用を本人に求償しているか。 </div>
	12. 一定の収入額を超えない者 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 具体的要件（預金●万円以下等） 対象の場合、申立費用を本人に求償しているか。 </div>

市町村長申立てに係る予算及び執行額についてお伺いします。

質問7 貴自治体の市町村長申立てに係る、過去3年分の予算の状況についてご記入ください。ここでいう予算・執行額の対象は、市町村長申立てに必要な費用(印紙代、診断書取得料、審査会委員謝礼、戸籍調査委託費用の費用等の申立費用等も含みます。)

(1)-1 令和3年度

当初予算額
年度内で流用や補正を行った額
執行額

質問7 回答欄	
令和3年度当初予算額	(円)
年度内で流用や補正を行った額	(円)
令和3年度執行額	(円)

(1)-2 令和4年度

当初予算額
年度内で流用や補正を行った額
執行額

令和4年度当初予算額	(円)
年度内で流用や補正を行った額	(円)
令和4年度執行額	(円)

(1)-3 令和5年度

当初予算額
年度内で流用や補正を行った額
執行額

令和5年度当初予算額	(円)
年度内で流用や補正を行った額	(円)
令和5年度執行額	(円)

(1)-4 令和5年度の当初予算額・執行額に含まれる市町村長申立てに必要な費用について、あてはまるものをすべてお選びください。

印紙代	
診断書取得料	
審査会委員謝礼	
戸籍調査委託費用	

質問8 市町村長申立てに係る令和5年度までの予算の状況について、最もあてはまるものをお選びください。

【選択肢】

1. 当初の予算額から不足したことはない
2. 当初の予算額から不足したことがある
3. 当初の予算額から不足したことがあるが不明

質問8 回答欄
2を選んだ場合→質問9へ
1又は3を選んだ場合→質問10へ

質問9 【質問8で2を選択した場合】 不足への対応について、あてはまるものをすべてお選びください。また、追加予算措置がない理由についてご記入ください(自由記載)

質問9 回答欄	
1.市町村長申立てを翌年度に実施する 追加予算措置がない理由(財政難以外のもの)について自由記載	
翌年度に繰り越した申立て件数(令和5年度から令和6年度)をお答えください	件
2.市町村長申立てを断っている 追加予算措置がない理由(財政難以外のもの)について自由記載	
3. その他(不足時の対応について自由記入)	

質問10 市町村長申立てに係る予算措置上の課題について、具体的に記入ください。特に予算措置上の課題がない場合は「なし」とご記入ください。

質問10 回答欄

市町村長申立ての業務についてお伺いします。

質問11 貴自治体の市町村長申立てに関する担当窓口部署について、**あてはまるものをすべて**お選びください。

質問11 回答欄	
1. 地域福祉等担当部署で担当（高齢・障害などで窓口を分けていない）	
2. 高齢者担当部署で担当	
3. 障害者担当部署で担当	
4. その他の部署で担当（下欄に記載）	

質問12 市町村長申立てに関する業務を担当する職員の配置の状況をご記入ください。（本調査回答時点）

*1 担当職員：決裁者等の管理職員やコピー等を行う会計年度任用職員は除く

*2 常勤換算：非常勤職員の選あたりの総労働時間を、常勤職員の選あたりの所定労働時間で除した数

質問12 回答欄		
担当職員（*1）		(人)
常勤換算（*2）		(人)
うち、専任 実人数		(人)
常勤換算		(人)
兼務 実人数		(人)
常勤換算		(人)

質問13 【質問12で、**兼務 実人数**を1人以上と回答した場合】兼務職員について、他にどのような業務を兼務していますか。**あてはまるものをすべて**お選びください。

質問13 回答欄	
虐待対応業務	
成年後見制度報酬助成関係の業務	
地域包括支援センターの業務	
成年後見以外の窓口業務	
成年後見以外の相談援助業務	
障害福祉の手帳発行関係業務	
障害者医療関係業務	
その他（下欄に記載）	

質問14 市町村長申立てに関する事務について、各業務ごとに委託先として**あてはまるものをすべて**お選びください。委託していない場合は、「委託していない」をお選びください。（直営の中核機関が業務を行っている場合は「委託していない」としてください。）。

※ 親族調査は、戸籍調査（親族の有無を確認する目的で行う調査）、意向調査（親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査）、利用意見調査（成年後見制度を利用開始すること等への意見を確定する目的で行う調査）の3つを指す。

※ 受任調整会議は、権利帰還相談支援機能、権利帰還支援チームの形成支援機能、権利帰還支援チームの自立支援機能の全ての機能を有する会議であり、相談支援機能では成年後見の必要性を判断し、市町村長申立てが妥当かどうか検討した上で、候補者調整を行う会議のことを指す。

質問14 回答欄	
1. 資産調査（委託先）	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない
2. 親族調査（市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査）	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない
3. 戸籍調査（親族の有無を確認する目的で行う調査）	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない
4. 申立ての書類の作成	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない
5. 受任者調整会議のための書類作成	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない
6. その他（委託業務内容）	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（中核機関を除く） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協） <input type="checkbox"/> 中核機関（社協以外の法人） <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載） <input type="checkbox"/> 委託していない

質問15 市町村長申立ての相談から受理までの仕組みについて、貴自治体で実施している業務をすべてお選びください。

※ 福祉・医療従事者：ケアマネジャー（介護支援専門員）やMSW（医療ソーシャルワーカー）等

※ 関係機関等：地域包括支援センターや基幹相談支援センター等

質問15 回答欄	
(1)-1 相談受付	1. 関係機関等から、市町村の担当者や担当部署（直営の中核機関を含む）が直接相談を受ける 2. 関係機関等から、中核機関（直営の中核機関を除く）が相談を受ける 3. 関係機関等が審査会等に相談案件を諮る 4. 現場の福祉・医療従事者から、市町村の担当者が直接相談を受ける 5. 市町村長申立ての相談シートを作成しており、関係機関等がシートを市町村等に提出する 6. その他（下欄に記載）
(1)-2 受付後	1. 市町村長申立ての対象かどうかを市町村の担当者（直営の中核機関を含む）が判断する 2. 市町村長申立ての対象かどうかを市町村の担当部署内（直営の中核機関を含む）で検討し判断する（会議や審査会にはかけない） 3. 市町村長申立ての対象かどうかを中核機関（直営の中核機関を除く）が判断する 4. 市町村長申立ての対象かどうかを受任者調整会議や審査会等で判断する 5. その他（下欄に記載）
(1)-3 対象としない場合	1. 市町村長申立ての対象としない理由を関係機関等に説明する 2. 市町村長申立ての対象としない理由を書面で交付する 3. 市町村の担当者や担当部署（直営の中核機関を含む）が別の支援策を検討する 4. 中核機関（直営の中核機関を除く）が別の支援策を検討する 5. 関係機関等が別の支援策を検討する 6. 審査会等で別の支援策を検討する 7. その他（下欄に記載）

質問16 令和6年度に裁判所に申立てを行った案件に関してお聞きします。貴自治体が相談を受理してから家庭裁判所への申立てまでに要した期間について、それぞれ最もあてはまるものをお選びください。

- | | |
|----------|-------------|
| (1)-1 最短 | 【選択肢】 |
| (1)-2 平均 | 1ヶ月未満程度 |
| (1)-3 最長 | 1ヶ月～3ヶ月程度 |
| | 3ヶ月～6ヶ月程度 |
| | 6ヶ月～9ヶ月程度 |
| | 9ヶ月～1年程度 |
| | 1年～1年半程度 |
| | 1年半超 |
| | 令和6年度の実績がない |

質問16 回答欄	
(1)-1最短	
(1)-2平均	
(1)-3最長	

質問17 相談を受理してから家庭裁判所への申立てまでに時間を要する要因として、**あてはまるものをすべて**お答えください。
 具体的な内容があれば、下表にご記入ください。

質問17 回答欄	
1. 親族調査 (二親等内の親族がいるかどうかを戸籍を取り寄せて確認すること)に時間を要するため	
2. 戸籍調査 (親族調査で確認した親族に申立ての意向があるかどうかや申立てへの意見等を確認すること)に時間を要するため	
3. 申立てに必要な情報の収集に時間を要するため	
4. 申立てに必要な情報の整理に時間を要するため	
5. 診断書の取得や認知症等の確定に、時間を要するため	
6. 後見人等の候補者の選定に時間を要するため	
7. 本人の後見制度利用の意思確認に時間を要するため	
8. 市町村職員の人件不足のため	
9. 市町村長申立ての経験が少なく、分からないことが多いため	
10. 市町村長申立てに関するマニュアル等がなく、分からないことが多いため	
11. その他(自由記載)	

1.	
具体的な内容	
2.	
具体的な内容	
3.	
具体的な内容	
4.	
具体的な内容	
5.	
具体的な内容	
6.	
具体的な内容	
7.	
具体的な内容	
8.	
具体的な内容	
9.	
具体的な内容	
10.	
具体的な内容	
11. その他	
自由記載	

質問18 市町村長申立ての実施を検討するための会議体(受任者調整会議、審査会等)を実施していますか、**あてはまるものをすべて**お選びください。
 ※審査会:市町村長申立ての実施を検討する会議体
 ※受任者調整会議:適切な後見人を推薦するための会議体

質問18 回答欄	
1. 審査会を実施している	
2. 受任者調整会議を実施している	
3. 審査会及び受任者調整会議を一体的に行っている	
4. いずれも実施していない	

1～3を選んだ場合→質問19へ
 4を選んだ場合→質問24へ

質問19 【質問18で1～3を選択した場合】

各会議体は定期開催していますか、**それぞれ最もあてはまるもの**をお選びください。**※質問18で3を選択している場合は、1. 審査会のみ回答ください。2. 受任者調整会議は回答不要です。**
 また具体的な開催回数について、ご記入ください。不定期開催の場合は、令和5年度の実績をもとにご記入ください。

1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会
 - ① 定期開催(●回/月 ※令和5年度実績)
 - ② 不定期開催(●回/月 程度 ※令和5年度実績)
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議
 - ① 定期開催(●回/月 ※令和5年度実績)
 - ② 不定期開催(●回/月 程度 ※令和5年度実績)

質問19 回答欄			
1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会	① 定期開催		回/月 ※R5年度実績
	② 不定期開催		回/月 程度 ※R5年度実績
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議	① 定期開催		回/月 ※R5年度実績
	② 不定期開催		回/月 程度 ※R5年度実績

質問20 【質問18で1～3を選択した場合】

各会議体の1回あたりの検討件数について、それぞれご記入ください。**※質問18で3を選択している場合は、1. 審査会のみ回答ください。2. 受任者調整会議は回答不要です。**

1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会: 1回あたり●件程度
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議: 1回あたり●件程度

質問20 回答欄		
1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会	1回あたり	件程度
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議	1回あたり	件程度

質問21 【質問18で1～3を選択した場合】

各会議体の出席者について、それぞれあてはまるものすべてをお選びください。※質問18で3を選択している場合は、1.審査会のみ回答ください。2.受任者調整会議は回答不要です。

質問21 回答欄		
1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会	① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)	成年後見制度利用促進の担当部署 高齢部署 障害部署 生活保護部署
	② 市区町村職員 管理者(中核機関職員を除く)	成年後見制度利用促進の担当部署 高齢部署 障害部署 生活保護部署
	③ 中核機関職員	社会福祉協議会 社会福祉協議会以外の受託法人等
	④ 社会福祉協議会(中核機関の受託者、法人後見実施団体、市民後見人育成機関としての参加を除く)	
	⑤ 支援チームメンバー	
	⑥ 成年後見経験を有する専門職	弁護士 社会福祉士 司法書士 行政書士 税理士 精神保健福祉士 その他の専門職(下欄に記載)
	⑦ 当事者団体	
	⑧ 法人後見実施団体	
	⑨ 市民後見人育成機関	
	⑩ 地域包括支援センター	
	⑪ 基幹相談支援センター	
	⑫ 医師	
	⑬ その他(右欄に記載)	
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議	① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)	成年後見制度利用促進の担当部署 高齢部署 障害部署 生活保護部署
	② 市区町村職員 管理者(中核機関職員を除く)	成年後見制度利用促進の担当部署 高齢部署 障害部署 生活保護部署
	③ 中核機関職員	社会福祉協議会 社会福祉協議会以外の受託法人等
	④ 社会福祉協議会(中核機関の受託者、法人後見実施団体、市民後見人育成機関としての参加を除く)	
	⑤ 支援チームメンバー	
	⑥ 成年後見経験を有する専門職	弁護士 社会福祉士 司法書士 行政書士 税理士 精神保健福祉士 その他の専門職(下欄に記載)
	⑦ 当事者団体	
	⑧ 法人後見実施団体	
	⑨ 市民後見人育成機関	
	⑩ 地域包括支援センター	
	⑪ 基幹相談支援センター	
	⑫ 医師	
	⑬ その他(右欄に記載)	

質問22 【質問18で1～3を選択した場合】

各会議体での基準や検討シートを設けていますか、それぞれあてはまるものをすべてお選びください。

※基準：審査会や受任者調整会議の審査にかけるかどうかの基準

※検討シート：審査会や受任者調整会議の中で検討することをまとめた資料

		質問22 回答欄	
1. 市長村長申立ての実施を検討するための審査会		① 基準を設けている	
		② 検討シートを設けている	
		③ 検討シートや基準等は設けていない	
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議		① 基準を設けている	
		② 検討シートを設けている	
		③ 検討シートや基準等は設けていない	

質問23 【質問18で1～3を選択した場合】

各会議体での検討事項について、それぞれあてはまるものをすべてお選びください。

		質問23 回答欄	
1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会 ※ 権利擁護支援チーム：これまで本人を支えてきたチーム(ケアマネジャー、相談支援専門員、本人に身近な親族等)		① 具体的な課題(将来生じる可能性のある課題を含む)の整理	
		② 成年後見制度の申立ての必要性(他の支援に繋ぐことが適切かの確認を含む。)	
		③ 本人の意向の確認	
		④ 本人の判断能力の程度	
		⑤ 適切な申立人の検討・調整(市町村長申立ての必要性)	
		⑥ 対応すべき課題と後見人等に求められる役割の確認	
		⑦ 補助・保佐の活用も含めた想定される類型	
		⑧ 必要となる同意・代理行為の確認	
		⑨ 把握可能な範囲内の取支や財産状況の確認	
		⑩ 成年後見制度利用支援事業の対象が否かの確認	
		⑪ 課題解決後の後見人の交代(専門職後見人から市民後見人への交代などのリレーを含む)の確認	
		⑫ 後見人等の候補者の調整	
		⑬ 選任形態(複数後見など)の調整	
		⑭ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チーム形成等の検討・調整等	
		⑮ その他(下欄に記載)	
2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議		① 具体的な課題(将来生じる可能性のある課題を含む)の整理	
		② 成年後見制度の申立ての必要性(他の支援に繋ぐことが適切かの確認を含む。)	
		③ 本人の意向の確認	
		④ 本人の判断能力の程度	
		⑤ 適切な申立人の検討・調整(市町村長申立ての必要性)	
		⑥ 対応すべき課題と後見人等に求められる役割の確認	
		⑦ 補助・保佐の活用も含めた想定される類型	
		⑧ 必要となる同意・代理行為の確認	
		⑨ 把握可能な範囲内の取支や財産状況の確認	
		⑩ 成年後見制度利用支援事業の対象が否かの確認	
		⑪ 課題解決後の後見人の交代(専門職後見人から市民後見人への交代などのリレーを含む)の確認	
		⑫ 後見人等の候補者の調整	
		⑬ 選任形態(複数後見など)の調整	
		⑭ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チーム形成等の検討・調整等	
		⑮ その他(下欄に記載)	

質問24 市町村長申立てについて、貴自治体の担当部署や担当者が、申立ての判断や書類作成以外に関与する業務について、**あてはまるものすべて**をお選びください。

質問24 回答欄	
1. 市町村長申立ての可能性がある案件の相談に同席する	<input type="checkbox"/>
2. 市町村長申立ての可能性がある案件のケース会議等に出席する	<input type="checkbox"/>
3. 市町村長申立ての対象案件の受任者調整会議等に出席する	<input type="checkbox"/>
4. 後見人等選任後に後見人等への引継ぎを行う	<input type="checkbox"/>
5. 後見人等選任後に行われる権利擁護支援チームの会議等に出席する	<input type="checkbox"/>
6. その他(下欄に記載)	<input type="checkbox"/>
7. 申立ての判断や書類作成以外に関与する業務はない〔排他〕	<input type="checkbox"/>

質問25 現在の市町村長申立ての体制整備や運用整備について、自治体として課題や改善すべきと感じている点があれば、具体的にご記入ください。

質問25 回答欄

質問26 市町村長申立てに関する体制整備や運用整備について、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的にご記入ください。

質問26 回答欄

市町村長申立てに関する自治体間の調整事例と通知の活用状況についてお伺いします。

※通知：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け閣議決1126第1号、閣議決1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

質問27 令和5年度に、市町村長申立てに関して複数の自治体間での調整を行うことがありましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

質問27 回答欄	
1. 複数の市町村間の調整を行い、自市町村が申立てを行った。（調整の結果、他の市町村長が申立てを行った場合は除く）	
2. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わなかったため、都道府県や専門職団体等に協議をし、自市町村が申立てを行った。（調整の結果、他の市町村長が申立てを行った場合は除く）	
3. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わず、都道府県や専門職団体等に協議をしたが、いずれの市町村長も申立てを行わなかった。	
4. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わず、いずれの市町村長も申立てを行わなかった。（都道府県や専門職団体等に協議をした場合を除く）	
5. 複数の市町村間の調整をしたことはなかった。	
1～4を選んだ場合→質問28へ	
5を選んだ場合→質問30へ	

質問28 【質問27で1～4を選択した場合】 複数の自治体間で調整を行った事例について、あてはまるものをすべてお選びください。また、それぞれの事例の概要及び結果について可能な範囲でご記入ください。

質問28 回答欄	
1. 生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合で、保護の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村等が異なる事例	
2. 措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合で、措置の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村が異なる事例	
3. 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合で、保険者市町村と支給決定市町村が異なる事例	
4. 生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もなく、医療機関に入院している事例	
5. 申立費用や機関助成年後見制度利用支援事業(申立費用の助成や機関助成)の制度が自治体間で異なり調整を要した事例	
6. 市町村長申立ての要綱や運用等の基準が自治体間で異なり調整を要した事例	
7. 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所している事例	
8. 「成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議」の結果を踏まえた通知(※)の内容の理解に不足があった事例	
※：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け閣議決1126第1号、閣議決1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）	
9. その他	

上表で○をした事例について、事例の概要及び結果について可能な範囲でご記入ください。（複数ある場合は、それぞれの事例ごとに、代表的な案件のみご記入ください。）

1.	
事例の概要及び結果	
2.	
事例の概要及び結果	
3.	
事例の概要及び結果	
4.	
事例の概要及び結果	
5.	
事例の概要及び結果	
6.	
事例の概要及び結果	
7.	
事例の概要及び結果	
8.	
事例の概要及び結果	

質問29 【質問27で1～4を選択した場合】 複数の自治体間での調整について、自治体として課題や改善すべきと感じている点や、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的に記入ください。

質問29 回答欄

III. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の実施についてお伺いします。

質問30 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業を実施していますが、**あてはまるものをすべて**お選びください。

※ここでいう利用支援事業は、申立費用の助成及び報酬助成の実施に係るものを指し、成年後見制度に係る普及啓発等の事業は含まないこととします。

※利用支援事業の財源は問いません。(自治体の単独事業として行うものも含みます。)

質問30 回答欄	
1. 申立費用の助成及び報酬助成を対象としている	
2. 申立費用の助成のみを対象としている	
3. 報酬助成のみを対象としている	
4. 助成を実施していない	
1～3を選んだ場合→質問31へ	
4を選んだ場合→質問44へ	

【質問30で1～3を選択した場合】 成年後見制度利用支援事業に係る補助の対象についてお伺いします。

質問31 【質問30で1～3を選択した場合】 貴自治体では、以下の事件について、助成の対象としていますか、それぞれの事件について、**最もあてはまるもの**をお選びください。

対象の場合は、具体的な要件があればご記入ください。運用上対象外の場合は、その理由(例：予算に合わせて運用上の変更している等)があればご記入ください。

【選択肢】

1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある
5. 対象外としている

質問31 回答欄				
申立費用に関する事	申立人に関する事	1. 市町村長申立て		
		2. 市町村長申立て以外		
	後見類型に関する事	成年後見人		
		成年後見類人型以外		
	収入や資産に関するもの	1. 収入要件	① 本人収入	(具体的に:年間 万円以下)
			② 世帯収入	(具体的に:年間 万円以下)
		2. 収入+資産要件	① 本人収入	(具体的に:年間 万円以下)
			② 世帯収入	(具体的に:年間 万円以下)
		① 本人資産		(具体的に:年間 万円以下)
			② 世帯資産	(具体的に:年間 万円以下)
			3. 世帯全員が非課税	
			4. 本人が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない	
		その他の要件	1. 自市町村に住居登録をしている	
			2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)	
	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)			
	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)			
	5. 介護保険法における保険者・障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給が決定している			
	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している			
	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所している			
	8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの(自由記載)			

補助助成に関すること	申立人に関すること	1. 市町村長申立て		
		2. 本人申立て		
		3. 親族申立て		
		4. その他申立て(自由記載)		
	後見人等に関すること	1. 専門種後見人		
		2. 市民後見人		
		3. 法人後見		
		4. 親族後見人		
		4. その他(自由記載)		
	類型別	1. 成年後見人		
		2. 保佐人		
		3. 補助人		
		4. 後見監督人		
		5. 保佐監督人		
		6. 補助監督人		
		7. 任意後見監督人		
		8. 財産管理人		
	収入や資産に関するもの	1. 収入要件		
		① 本人収入		(具体的に:年間 万円以下)
		② 世帯収入		(具体的に:年間 万円以下)
		2. 収入+資産要件		
		① 本人収入		(具体的に:年間 万円以下)
		② 世帯収入		(具体的に:年間 万円以下)
		① 本人資産		(具体的に:年間 万円以下)
		② 世帯資産		(具体的に:年間 万円以下)
		3. 世帯全員が非課税		
		4. 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない		
	その他の要件	1. 自市町村に住居登録をしている		
		2. 自市町村に居住実態がある(入居・入所を含む)		
		3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)		
		4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)		
		5. 介護保険法における保険者・障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給が決定している		
6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している				
7. 自市町村の住所地利所施設に入所又は居住地利所施設に入所している				
8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの(自由記載)				

質問32 【質問31で、「収入要件」又は「収入＋資産要件」を選択した場合】

貴自治体では、収入や資力を原則どのように確認していますか。最もあてはまるものをお選びください。

質問32 回答欄	
1. 申請時に開示する証拠資料(預金通帳の写し等)を添付させ、確認している	
2. 申請時に同意を得て、課税情報等を確認している	
3. その他(下欄に記載)	
4. 確認していない	

【質問30で1～3を選択した場合】 利用支援事業の助成内容及び助成額についてお伺いします。

質問33 【質問30で1～3を選択した場合】 貴自治体では、申立費用について1件あたりの助成上限を定めていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、平均助成上限額をご記入ください。

【選択肢】

1. 要綱に助成上限が明記されており、運用上の助成上限も同額としている
2. 要綱に助成上限が明記されているが、運用上の助成上限は異なる
3. 要綱に助成上限が明記されていないものの、運用上の助成上限は決まっている

質問33 回答欄	
申立費用について、1件あたりの助成上限を定めていますか。	
1件あたりの平均助成上限額	(円)

質問34 【質問30で1～3を選択した場合】 貴自治体での成年後見制度利用支援事業の報酬助成額の決定方法について、それぞれ最もあてはまるものをお選びください。

質問34 回答欄	
ア 利用支援事業の申請案件における家庭裁判所の決定に関する状況	
1. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額と同額である(例:いつも上限額である28,000円で決定されている)	
2. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額の範囲内の額である(例:上限額である28,000円のときもあるが、それ以下の額のときもある)	
3. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額を超える額であるときがある(例:上限額である28,000円以上で決定されるときがある)	
4. その他(裁判所によって決定額が異なる 等)	
イ 家庭裁判所の決定額に対しての利用支援事業の額に関する状況 ※利用支援事業の要綱についてお聞きするものです。	
1. 家庭裁判所が審判した額をそのまま助成している。	
2. 平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格(在宅で28,000円、施設で18,000円)のまでの額を助成している。	
3. その他の上限額までの額を助成している。	
ウ 利用支援事業の助成決定に関する状況 ※要綱の取扱ではなく、実際の運用の取扱をお聞きするものです。	
1. イの額を全額助成している。	
2. 予算等の状況を加味し、イの額以下として一部助成している。	
3. その他	

質問35 【質問30で1～3を選択した場合】 貴自治体では、在宅が施設入所によって助成の上限額を分けていますか。あてはまるものをお選びください。

質問35 回答欄	
1. 分けている(在宅が施設入所によって助成の上限額が異なる)	
2. 分けていない(在宅が施設入所がによらず助成の上限額が同じである)	
1を選んだ場合→質問36へ	
2を選んだ場合→質問37へ	

質問36 【質問35で1を選択した場合】 在宅が施設入所がによって助成の上限額を分けている場合、以下の施設はどちらに分類されますか。それぞれあてはまるものをお選びください。

【選択肢】

- 在宅
施設
明確に決めていない(支援等をふまえて、その都度判断している等)

質問36 回答欄	
1. 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	
2. 軽費老人ホーム(ケアハウス)	
3. 特別養護老人ホーム等の短期入所生活介護(ショートステイ)(短期入所生活介護の長期利用の場合)	
4. 特別養護老人ホーム等の短期入所生活介護(ショートステイ)(短期入所生活介護の長期利用の場合を除く)	
5. 有料老人ホーム	
6. サービス付き高齢者向け住宅	
7. 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	
8. 介護医療院	
9. 施設入所支援(障害者支援施設)	
10. 障害者支援施設への短期入所(ショートステイ)(短期入所の長期利用の場合)	
11. 障害者支援施設への短期入所(ショートステイ)(短期入所の長期利用の場合を除く)	
12. 療養介護	
13. 共同生活援助(グループホーム)	
14. 宿泊型自立訓練	
15. 病院	
16. 施設種別等以外で判断をしているものがあれば記載(自由記載)	

質問37 【質問30で1～3を選択した場合】平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格(在宅で28,000円、施設で18,000円)に基づき補助している場合、どの時点において在宅または施設入所の判定を行っていますか。最もあてはまるものをお選びください。

質問37 回答欄	
1. 成年後見等開始の申立ての時点の所在地で判断	
2. 後見人選任の時点での所在地で判断	
3. 報酬付与審判請求時点での所在地で判断	
4. 報酬付与決定時の所在地で判断	
5. 利用支援事業申請時の所在地で判断	
6. 支援等をふまえて、その都度判断	
7. その他(下欄に記載)	

質問38 【質問30で1～3を選択した場合】貴自治体では、助成額の加算を行っていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、加算している場合には、具体的な判断内容についてご記入ください。

質問38 回答欄	
1. 家庭裁判所の審判において、助成額の加算があった場合、加算額を支給している(助成額の加算の理由(例: 身上保護の困難さ、訴訟等追加の業務)を把握している場合、その理由を下欄に記載ください)	
2. 助成額の加算は行っていない	

質問39 【質問30で1～3を選択した場合】貴自治体では、令和3年度以降に利用支援事業の助成内容について、申請決定後に後見人等からの異議等がありましたか。把握している場合、異議等があった件数をご記入ください。なかった場合には「0」とご記入ください。

質問39 回答欄	
後見人等からの異議等の件数	(件)

質問40 【質問30で1～3を選択した場合】後見人等からの異議等の内容について、あてはまるものをすべてお選びください。

質問40 回答欄	
1. 報酬助成金の振込先、必要書類などの助成手続きに不届がある	
2. 助成額等の助成内容に不届がある	
3. その他	

質問41 【質問30で1～3を選択した場合】後見人等からの異議等があった場合の対応として、要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことがありますか。あてはまるものをお選びください。

質問41 回答欄	
1. 要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことがある(具体例を下欄に記載)	
2. 要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことはない	

質問42 【質問30で1～3を選択した場合】報酬助成の予算計上科目(節・細節)の取扱いについて、最もあてはまるものをお選びください。
※ 成年被後見人等: 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の委任者

質問42 回答欄	
1. 扶助費	
2. 負担金、補助及び交付金	
3. 報酬費	
4. 役務費(手数料等)	
5. その他	

質問43 【質問30で1～3を選択した場合】報酬助成の受取先(振込先口座の名義)について、通常どのように定めていますか。最もあてはまるものをお選びください。

質問43 回答欄	
1. 本人(成年被後見人等)宛てに振り込み	
2. 成年被後見人等に振り込み	
3. その他(下欄に記載)	

利用支援事業の助成内容及び助成額についてお伺いします。

質問44 貴自治体の令和5年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況等についてご記入ください。(※成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に係る予算を除く)

(1)-1 財源

- 令和5年度当初予算
 令和5年度補正(追加)予算
 1. 地域支援事業費交付金を活用 (令和5年度充当額)
 2. 地域生活支援事業を活用 (令和5年度充当額)
 3. その他の補助金を活用 (令和5年度充当額)
 4. 自主財源を活用 (令和5年度充当額)
 5. その他(自由記載) (令和5年度充当額)

質問44(1)-1 回答欄		(円)
令和5年度当初予算		
令和5年度補正(追加)予算		
1. 地域支援事業費交付金		
2. 地域生活支援事業		
3. その他の補助金	補助金名:	
4. 自主財源	項目名:	
5. その他(自由記載)		

(1)-2 執行額内訳

- 令和5年度執行額
 1. 申立費用助成件数
 申立者ごとの内訳 本人
 親族
 市町村長 ※市町村長申立の場合は本人求償分を除く
 その他
 2. 報酬助成件数
 後見類型ごとの内訳 後見人
 保佐人
 補助人

質問44(1)-2 回答欄			(円)
令和5年度執行額			
1. 申立費用助成件数			(件)
申立者ごとの内訳	本人申立て	(件)	
	親族申立て	(件)	
	市町村長申立て	(件)	
	その他	(件)	
2. 報酬助成件数			(件)
後見類型ごとの内訳	後見	(件)	
	保佐	(件)	
	補助	(件)	

(1)-3 審判決定額

- 令和5年度家庭裁判所審判決定額(総額)
 ※ 令和5年度中に利用支援事業の助成を受けている方の家庭裁判所の審判決定額をご記入ください。

質問44(1)-3 回答欄		(円)
令和5年度家庭裁判所審判決定額(総額)		

質問45 令和3年度および令和4年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況等について、それぞれご記入ください。(※成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に係る予算を除く。)

(1)-1 令和3年度

- 当初予算額
 年度内で流用や補正を行った額
 執行額

質問45 回答欄		(円)
令和3年度当初予算額		
年度内で流用や補正を行った額		
令和3年度執行額		

(1)-2 令和4年度

- 当初予算額
 年度内で流用や補正を行った額
 執行額

令和4年度当初予算額		(円)
年度内で流用や補正を行った額		(円)
令和4年度執行額		(円)

質問46 成年後見制度利用支援事業に係る予算について、不足したことがありますか。最もあてはまるものをお選びください。（利用支援事業開始年度から令和5年度までの状況）

【選択肢】

1. 不足したことはない
2. 不足したことがある
3. 不足したことがあるか不明

質問46 回答欄

質問47 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時に、追加の予算措置対応を行っていますか。当てはまるものをお選びください。追加の予算措置を行っていない（財政難以外のもの）場合、その理由についてご記入ください。

質問47 回答欄	
1. 追加の予算措置を行っている	
2. 追加の予算措置を行っていない（財政難以外のもの）（理由を下欄に記載）	

質問48 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時の対応として、追加の予算措置以外の対応として、あてはまるものすべてをお選びください。

質問48 回答欄	
1. 利用支援事業の申請を翌年度に実施してもらう	
2. 予算の範囲内で一部助成（上限額よりも低い額で助成）している	
3. 申請を断っている	
4. あてはまるものはない	

質問49 成年後見制度利用支援事業の予算確保について、自治体として課題や改善すべきと感じている点があれば、具体的にご記入ください。

質問49 回答欄

質問50 成年後見制度利用支援事業の予算確保について、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的にご記入ください。

質問50 回答欄

成年後見制度利用支援事業に係る周知についてお伺いします。

質問51 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業について、住民等のようにして周知・情報提供をしていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

質問51 回答欄	
1. 自治体ホームページに専用ページを設け、要綱や要綱の一部を掲載し、周知・情報提供している（例規集の記載を除く）	
2. 地域住民や専門職、団体等へリーフレット等で周知・情報提供をしている	
3. 専門職や団体担当者向けの研修・説明会を実施し、周知・情報提供している	
4. 自治体の例規集に記載していることを周知・情報提供している	
5. その他（下欄に記載）	
6. 特に周知はしていない	

質問52 貴自治体では、どのような事項を周知・情報提供していますが、あてはまるものをすべてお選びください。

質問52 回答欄	
1. 具体的な申請手続き・必要書類等	
2. 具体的な適用要件	
3. 具体的な助成上限額	
4. 相談窓口・問い合わせ先	
5. その他（下欄に記載）	

質問53 貴自治体では、助成金の申請期限を設けていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、期限を設けている場合、具体的な期間についてご記入ください。

【選択肢】

1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している

質問53 回答欄		具体的な期間
1. 報酬審判が出た日から一定期間以内としている（具体的な期間を記入）		
2. その他の基準で期限を設けている（具体的な期間を記入）		
3. 申請期限は設けていない		

質問54 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業の選及申請について、選及適用の期間を設けていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、期間を設けている場合、具体的な期間についてご記入ください。

【選択肢】

1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している

質問54 回答欄		具体的な期間
1. 報酬審判が出た日から起算して〇年〇ヶ月の日が満する月まで（具体的な期間を記入）		
2. 当該報酬対象期間の終期から起算して〇年前の日までを限度とする（具体的な期間を記入）		
3. その他の記載（下欄に記載）		
4. 選及適用の期間は設けていない		

質問55 貴自治体では、被後見人死亡後の報酬助成を対象としていますか。最もあてはまるものをお選びください。

質問55 回答欄	
1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている	
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	
5. 対象外としている	

質問56 貴自治体では、家庭裁判所等との連携に際し、家庭裁判所へ要綱等の情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべてお答えください。

質問56 回答欄	
1. 家庭裁判所へ要綱の送付を行う等して情報提供している	
2. 自治体ホームページに要綱や要綱の一部を掲載し、情報提供している（要綱の送付等はない）	
3. 家庭裁判所への情報提供は起こっていない	

質問57 家庭裁判所から成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

質問57 回答欄	
1. 自治体の利用支援事業の対象要件についての問い合わせがある	
2. 個別のケースが利用支援事業助成対象になるか等の問い合わせがある	
3. 家庭裁判所からの問い合わせはない	
4. その他（具体的な対応を下欄に記載）	

1～2を選んだ場合→質問58へ

3～4を選んだ場合→質問61へ

質問58 【質問57で1～2を選択した場合】

家庭裁判所からの問い合わせの対応について、最も当てはまるものをお選びください。

質問58 回答欄	
1. 対象要件を回答している	
2. 対象該当性を見込みとして回答している	
3. 回答していない（理由を下欄に記載）	
4. その他（具体的な対応を下欄に記載）	

質問59 【質問57で1～2を選択した場合】

家庭裁判所からの問い合わせに対する回答方法について、最も当てはまるものをお選びください。

質問59 回答欄	
1. 書類等の交付	
2. 口頭	
3. その他（下欄に記載）	

質問60 【質問57で1～2を選択した場合】

貴自治体では、家庭裁判所からの事前相談の際に、利用支援事業の補助対象と思われたものの、報酬審判定後の利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、申請者（本人又は後見人等）との調整を要したことがありますか。（問合せ等があった等を含みます。）

質問60 回答欄	
1. ある	
2. ない	

質問61 貴自治体では、利用支援事業の申請を予定する者からの利用支援事業に関する問い合わせがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

質問61 回答欄	
1. 自治体の利用支援事業の対象要件についての問い合わせがある	
2. 個別のケースが利用支援事業助成対象になるか等の問い合わせがある	
3. 利用予定者からの問合せはない	
4. その他（具体的な対応を下欄に記載）	

1～2を選んだ場合→質問62へ

3～4を選んだ場合→質問65へ

質問62 【質問61で1～2を選択した場合】

利用予定者からの問い合わせの対応について、最も当てはまるものをお選びください。

質問62 回答欄	
1. 見込みとして回答している	
2. 回答していない（理由を下欄に記載）	

質問63 【質問61で1～2を選択した場合】

利用予定者からの問い合わせに対する回答方法について、最も当てはまるものをお選びください。

質問63 回答欄	
1. 書類等の交付	
2. 口頭	
3. その他（下欄に記載）	

質問64 【質問61で1～2を選択した場合】

貴自治体では、本人や後見人等からの事前相談の際に、利用支援事業の補助対象と思われたものの、報酬審判決定後の利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、申請者（本人又は後見人等）との調整を要したことがありますか。（問合せ等があった等を含みます。）

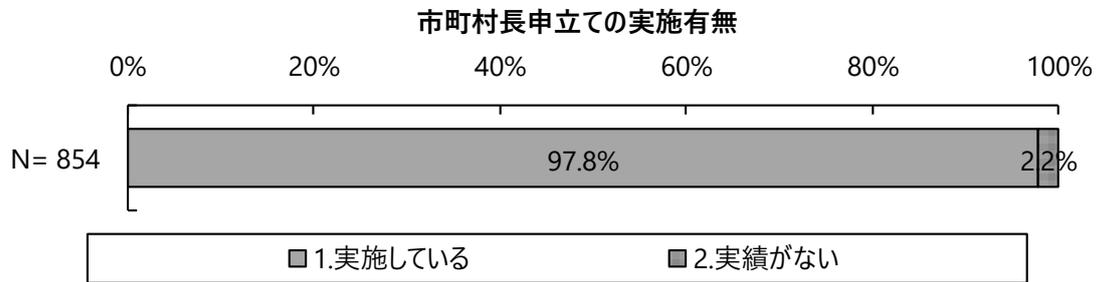
質問64 回答欄	
1. ある	
2. ない	

質問65 貴自治体における利用支援事業の課題について、あてはまるものをすべてお選びください。

質問65 回答欄	
1. 予算上の負担が大きい	
2. 予算の積算（予測）が難しい	
3. 対象かどうかの事前問合せがあっても正しい回答をすることができない	
4. その他（下欄に記載）	

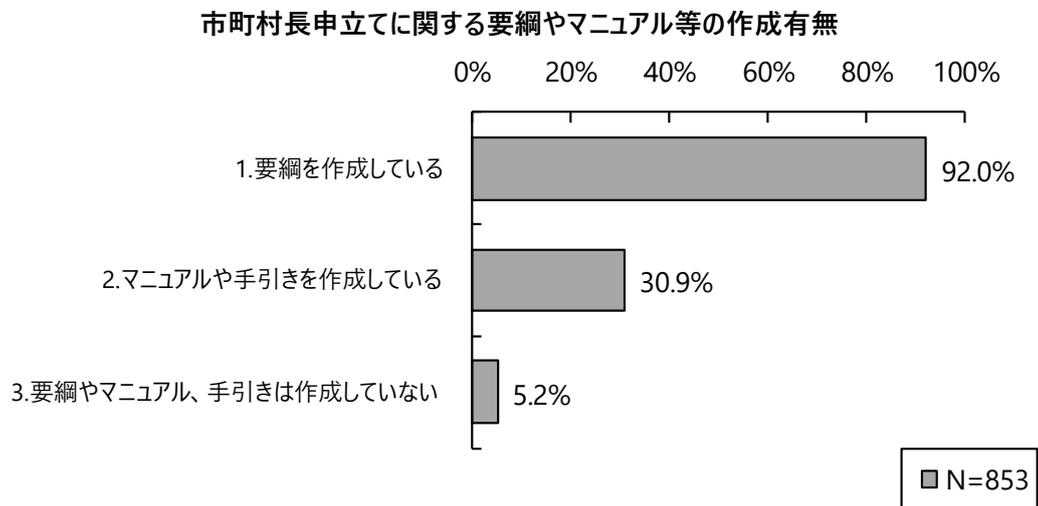
参考資料② 単純集計結果

質問1 貴自治体では、市町村長申立を実施していますか。最もあてはまるものをお選びください。



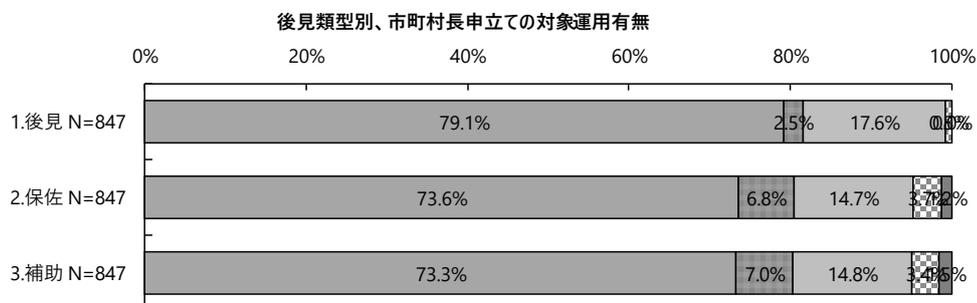
	回答数	割合
	N=854	N=854
1.実施している	835	97.8%
2.実績がない	19	2.2%
総計	854	100.0%

質問 2 貴自治体では、市町村長申立に関する要綱やマニュアル等を作成していますか。あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=853	N=853
1.要綱を作成している	785	92.0%
2.マニュアルや手引きを作成している	264	30.9%
3.要綱やマニュアル、手引きは作成していない	44	5.2%
総計	1,093	-

質問 3 貴自治体では、各後見類型について、市町村長申立の対象として運用していますか。それぞれ最もあてはまるものをお選びください。なお、要綱は調査時点のものを指します。

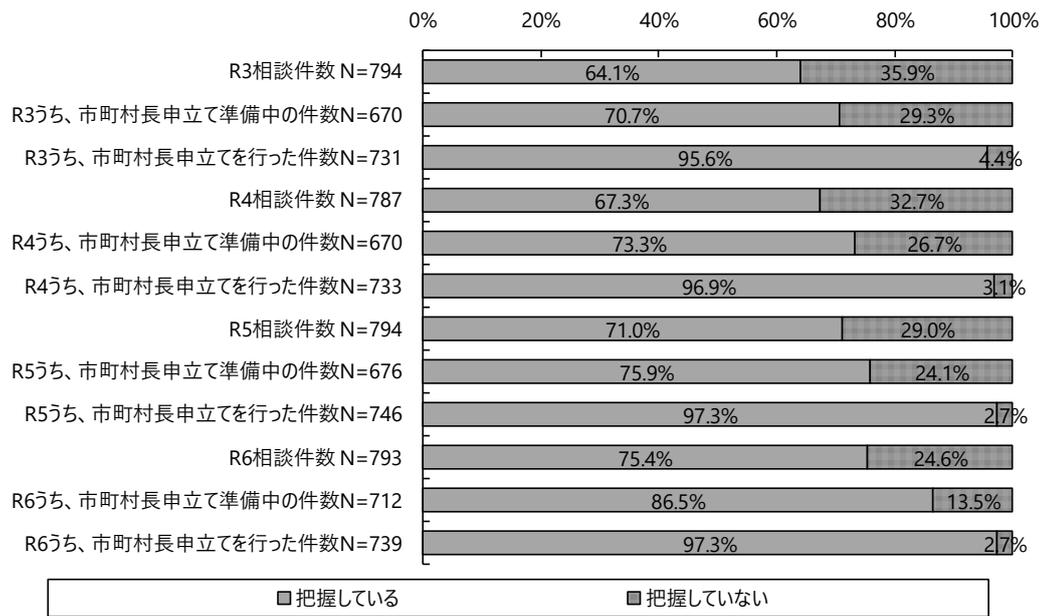


- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている | <input type="checkbox"/> 2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある |
| <input type="checkbox"/> 3.要綱に記載はないが、運用上対象としている | <input type="checkbox"/> 4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある |
| <input type="checkbox"/> 5.対象外としている | |

	回答数			割合		
	1.後見	2.保佐	3.補助	1.後見	2.保佐	3.補助
	N=848	N=848	N=847	N=847	N=847	N=847
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	671	624	621	79.1%	73.6%	73.3%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	21	58	59	2.5%	6.8%	7.0%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	149	125	125	17.6%	14.7%	14.8%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	7	31	29	0.8%	3.7%	3.4%
5.対象外としている	0	10	13	0.0%	1.2%	1.5%
総計	848	848	847	100.0%	100.0%	100.0%

質問 4 貴自治体の令和3年度～令和6年度における市町村長申立の相談件数及び申立件数について、後見類型ごとにご記入ください。なお、類型については、担当者が相当と考える類型で問題ありません。（※同一案件については、相談受理時点の年度でお答えください（例：令和3年度に相談を受理し、令和4年度に申立を行った場合、いずれも令和3年度分としてカウントしてください）。令和6年度については、調査回答時点分を回答いただく形で問題ありません。）

R3～R6における市町村長申立ての相談及び申立て件数 把握有無



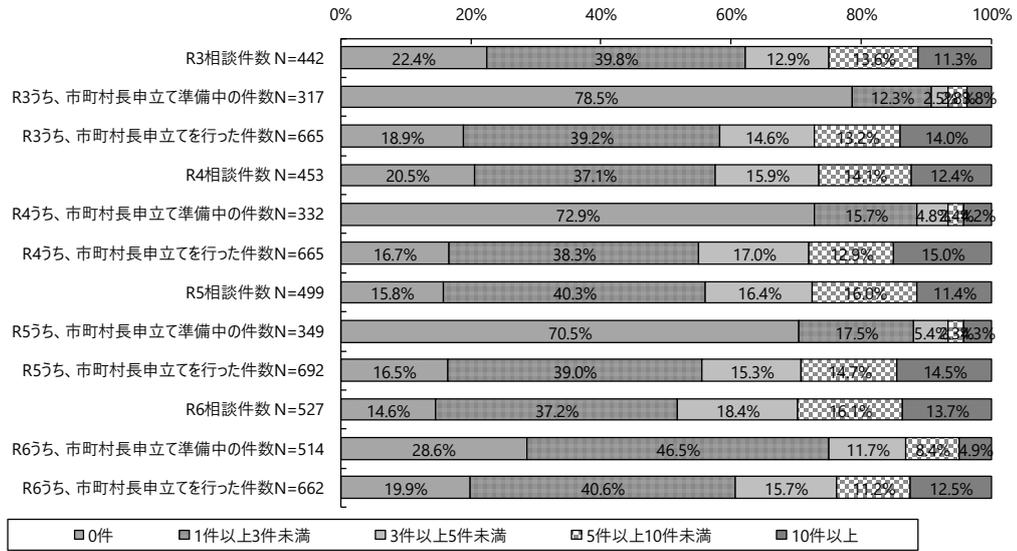
回答数						
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=794	N=670	N=731	N=787	N=670	N=733
把握している	509	474	699	530	491	710
把握していない	285	196	32	257	179	23
総計	794	670	731	787	670	733

回答数						
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=794	N=676	N=746	N=793	N=712	N=739
把握している	564	513	726	598	616	719
把握していない	230	163	20	195	96	20
総計	794	676	746	793	712	739

割合						
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=794	N=670	N=731	N=787	N=670	N=733
把握している	64.1%	70.7%	95.6%	67.3%	73.3%	96.9%
把握していない	35.9%	29.3%	4.4%	32.7%	26.7%	3.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

割合						
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=794	N=676	N=746	N=793	N=712	N=739
把握している	71.0%	75.9%	97.3%	75.4%	86.5%	97.3%
把握していない	29.0%	24.1%	2.7%	24.6%	13.5%	2.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R3～R6における市町村長申立ての相談及び申立て件数 後見



後見

	回答数					
	R3 相談件数	R3のうち、市町村長申立準備中の件数	R3のうち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4のうち、市町村長申立準備中の件数	R4のうち、市町村長申立を行った件数
	N=442	N=317	N=665	N=453	N=332	N=665
0件	99	249	126	93	242	111
1件以上3件未満	176	39	261	168	52	255
3件以上5件未満	57	8	97	72	16	113
5件以上10件未満	60	9	88	64	8	86
10件以上	50	12	93	56	14	100
総計	442	317	665	453	332	665

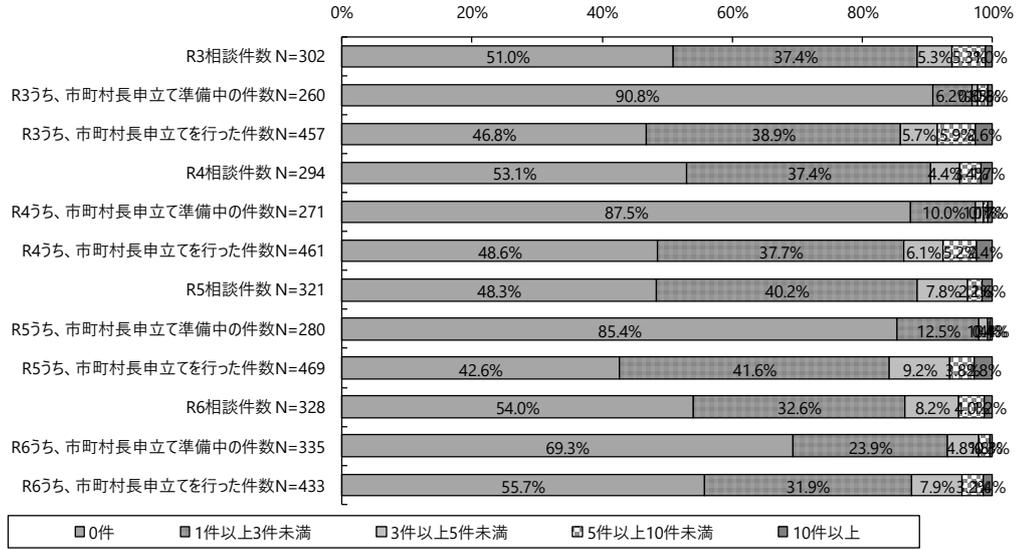
	回答数					
	R5 相談件数	R5のうち、市町村長申立準備中の件数	R5のうち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6のうち、市町村長申立準備中の件数	R6のうち、市町村長申立を行った件数
	N=499	N=349	N=692	N=527	N=514	N=662
0件	79	246	114	77	147	132
1件以上3件未満	201	61	270	196	239	269
3件以上5件未満	82	19	106	97	60	104
5件以上10件未満	80	8	102	85	43	74
10件以上	57	15	100	72	25	83
総計	499	349	692	527	514	662

後見

	割合					
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=442	N=317	N=665	N=453	N=332	N=665
0 件	22.4%	78.5%	18.9%	20.5%	72.9%	16.7%
1 件以上 3 件未満	39.8%	12.3%	39.2%	37.1%	15.7%	38.3%
3 件以上 5 件未満	12.9%	2.5%	14.6%	15.9%	4.8%	17.0%
5 件以上 10 件未満	13.6%	2.8%	13.2%	14.1%	2.4%	12.9%
10 件以上	11.3%	3.8%	14.0%	12.4%	4.2%	15.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合					
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=499	N=349	N=692	N=527	N=514	N=662
0 件	15.8%	70.5%	16.5%	14.6%	28.6%	19.9%
1 件以上 3 件未満	40.3%	17.5%	39.0%	37.2%	46.5%	40.6%
3 件以上 5 件未満	16.4%	5.4%	15.3%	18.4%	11.7%	15.7%
5 件以上 10 件未満	16.0%	2.3%	14.7%	16.1%	8.4%	11.2%
10 件以上	11.4%	4.3%	14.5%	13.7%	4.9%	12.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R3～R6における市町村長申立ての相談及び申立て件数 保佐



保佐

	回答数					
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=302	N=260	N=457	N=294	N=271	N=461
0 件	154	236	214	156	237	224
1 件以上 3 件未満	113	16	178	110	27	174
3 件以上 5 件未満	16	2	26	13	3	28
5 件以上 10 件未満	16	4	27	10	2	24
10 件以上	3	2	12	5	2	11
総計	302	260	457	294	271	461

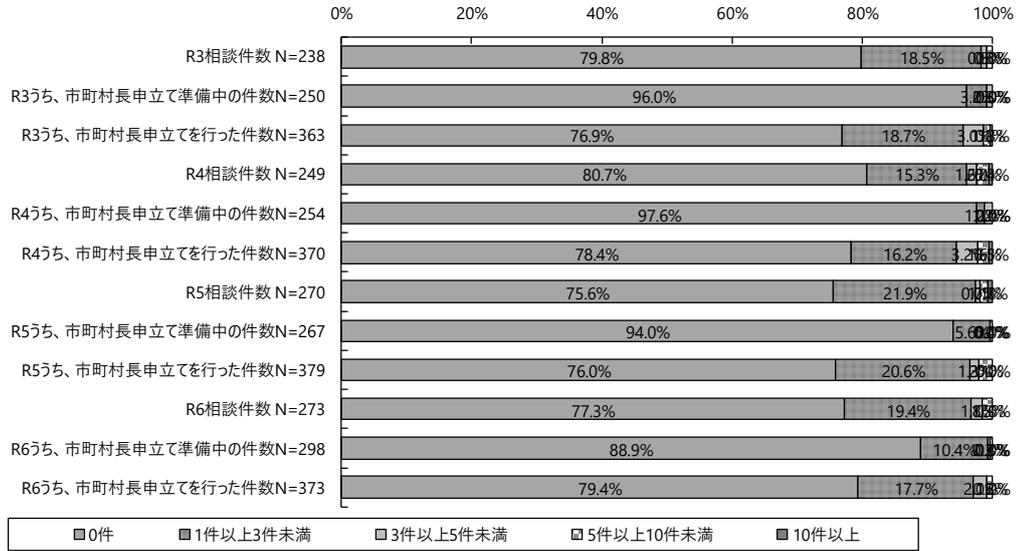
	回答数					
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=321	N=280	N=469	N=328	N=335	N=433
0 件	155	239	200	177	232	241
1 件以上 3 件未満	129	35	195	107	80	138
3 件以上 5 件未満	25	4	43	27	16	34
5 件以上 10 件未満	7	1	18	13	6	14
10 件以上	5	1	13	4	1	6
総計	321	280	469	328	335	433

保佐

	割合					
	R3 相談件数	R3のうち、市町村長申立準備中の件数	R3のうち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4のうち、市町村長申立準備中の件数	R4のうち、市町村長申立を行った件数
	N=302	N=260	N=457	N=294	N=271	N=461
0件	51.0%	90.8%	46.8%	53.1%	87.5%	48.6%
1件以上3件未満	37.4%	6.2%	38.9%	37.4%	10.0%	37.7%
3件以上5件未満	5.3%	0.8%	5.7%	4.4%	1.1%	6.1%
5件以上10件未満	5.3%	1.5%	5.9%	3.4%	0.7%	5.2%
10件以上	1.0%	0.8%	2.6%	1.7%	0.7%	2.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合					
	R5 相談件数	R5のうち、市町村長申立準備中の件数	R5のうち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6のうち、市町村長申立準備中の件数	R6のうち、市町村長申立を行った件数
	N=321	N=280	N=469	N=328	N=335	N=433
0件	48.3%	85.4%	42.6%	54.0%	69.3%	55.7%
1件以上3件未満	40.2%	12.5%	41.6%	32.6%	23.9%	31.9%
3件以上5件未満	7.8%	1.4%	9.2%	8.2%	4.8%	7.9%
5件以上10件未満	2.2%	0.4%	3.8%	4.0%	1.8%	3.2%
10件以上	1.6%	0.4%	2.8%	1.2%	0.3%	1.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R3～R6における市町村長申立ての相談及び申立て件数 補助



補助

	回答数					
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=238	N=250	N=363	N=249	N=254	N=370
0 件	190	240	279	201	248	290
1 件以上 3 件未満	44	8	68	38	3	60
3 件以上 5 件未満	2	2	11	4	3	12
5 件以上 10 件未満	2	0	4	5	0	6
10 件以上	0	0	1	1	0	2
総計	238	250	363	249	254	370

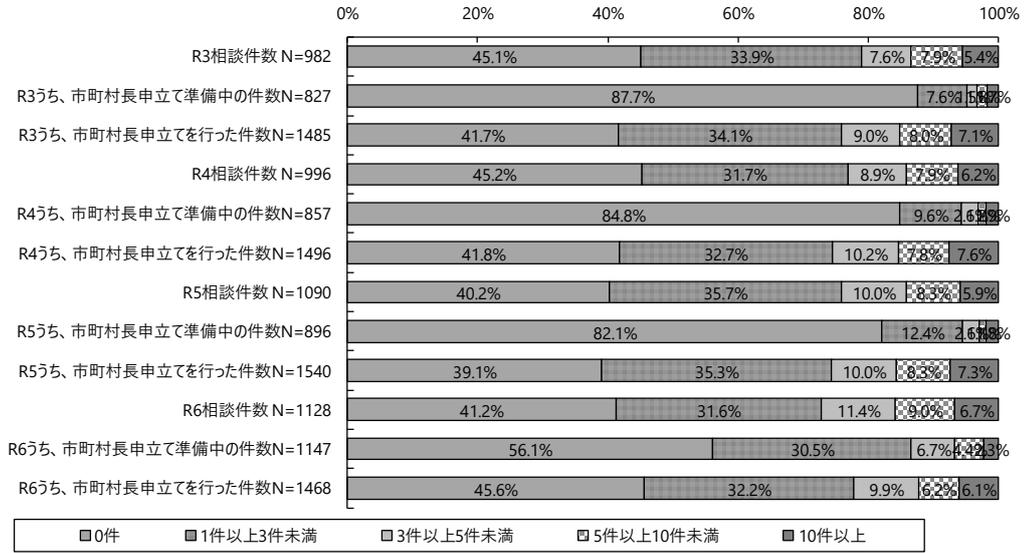
	回答数					
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=270	N=267	N=379	N=273	N=298	N=373
0 件	204	251	288	211	265	296
1 件以上 3 件未満	59	15	78	53	31	66
3 件以上 5 件未満	2	0	5	5	1	8
5 件以上 10 件未満	3	1	8	4	1	3
10 件以上	2	0	0	0	0	0
総計	270	267	379	273	298	373

補助

	割合					
	R3 相談件数	R3 うち、市町村長申立準備中の件数	R3 うち、市町村長申立を行った件数	R4 相談件数	R4 うち、市町村長申立準備中の件数	R4 うち、市町村長申立を行った件数
	N=238	N=250	N=363	N=249	N=254	N=370
0 件	79.8%	96.0%	76.9%	80.7%	97.6%	78.4%
1 件以上 3 件未満	18.5%	3.2%	18.7%	15.3%	1.2%	16.2%
3 件以上 5 件未満	0.8%	0.8%	3.0%	1.6%	1.2%	3.2%
5 件以上 10 件未満	0.8%	0.0%	1.1%	2.0%	0.0%	1.6%
10 件以上	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合					
	R5 相談件数	R5 うち、市町村長申立準備中の件数	R5 うち、市町村長申立を行った件数	R6 相談件数	R6 うち、市町村長申立準備中の件数	R6 うち、市町村長申立を行った件数
	N=270	N=267	N=379	N=273	N=298	N=373
0 件	75.6%	94.0%	76.0%	77.3%	88.9%	79.4%
1 件以上 3 件未満	21.9%	5.6%	20.6%	19.4%	10.4%	17.7%
3 件以上 5 件未満	0.7%	0.0%	1.3%	1.8%	0.3%	2.1%
5 件以上 10 件未満	1.1%	0.4%	2.1%	1.5%	0.3%	0.8%
10 件以上	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R3～R6における市町村長申立ての相談及び申立て件数 後見・保佐・補助 計



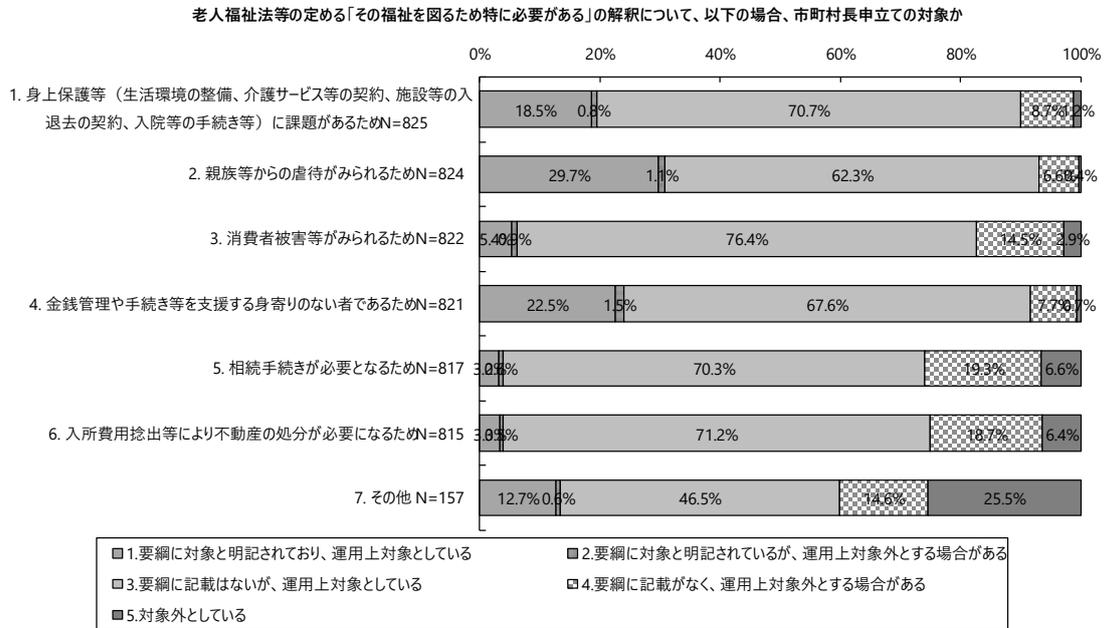
回答数						
後見・保佐・補助 計	R3 相談件 数	R3うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R3うち、市 町村長申 立を行っ た件数	R4 相談件 数	R4うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R4うち、市 町村長申 立を行っ た件数
	N=982	N=827	N=1,485	N=996	N=857	N=1,496
0 件	443	725	619	450	727	625
1 件以上 3 件未満	333	63	507	316	82	489
3 件以上 5 件未満	75	12	134	89	22	153
5 件以上 10 件未満	78	13	119	79	10	116
10 件以上	53	14	106	62	16	113
総計	982	827	1,485	996	857	1,496

回答数						
	R5 相談件 数	R5うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R5うち、市 町村長申 立を行っ た件数	R6 相談件 数	R6うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R6うち、市 町村長申 立を行っ た件数
	N=1,090	N=896	N=1,540	N=1,128	N=1,147	N=1,468
0 件	438	736	602	465	644	669
1 件以上 3 件未満	389	111	543	356	350	473
3 件以上 5 件未満	109	23	154	129	77	146
5 件以上 10 件未満	90	10	128	102	50	91
10 件以上	64	16	113	76	26	89
総計	1,090	896	1,540	1,128	1,147	1,468

後見・保佐・補助 計	割合					
	R3 相談件 数	R3うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R3うち、市 町村長申 立を行っ た件数	R4 相談件 数	R4うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R4うち、市 町村長申 立を行っ た件数
	N=982	N=827	N=1,485	N=996	N=857	N=1,496
0 件	45.1%	87.7%	41.7%	45.2%	84.8%	41.8%
1 件以上 3 件未満	33.9%	7.6%	34.1%	31.7%	9.6%	32.7%
3 件以上 5 件未満	7.6%	1.5%	9.0%	8.9%	2.6%	10.2%
5 件以上 10 件未満	7.9%	1.6%	8.0%	7.9%	1.2%	7.8%
10 件以上	5.4%	1.7%	7.1%	6.2%	1.9%	7.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合					
	R5 相談件 数	R5うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R5うち、市 町村長申 立を行っ た件数	R6 相談件 数	R6うち、市 町村長申 立準備中 の件数	R6うち、市 町村長申 立を行っ た件数
	N=1,090	N=896	N=1,540	N=1,128	N=1,147	N=1,468
0 件	40.2%	82.1%	39.1%	41.2%	56.1%	45.6%
1 件以上 3 件未満	35.7%	12.4%	35.3%	31.6%	30.5%	32.2%
3 件以上 5 件未満	10.0%	2.6%	10.0%	11.4%	6.7%	9.9%
5 件以上 10 件未満	8.3%	1.1%	8.3%	9.0%	4.4%	6.2%
10 件以上	5.9%	1.8%	7.3%	6.7%	2.3%	6.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問5 貴自治体では、老人福祉法等の定める「その福祉を図るため特に必要がある」の解釈について、以下の場合について市町村長申立の対象としていますか。それぞれ最もあてはまるものをお選びください。



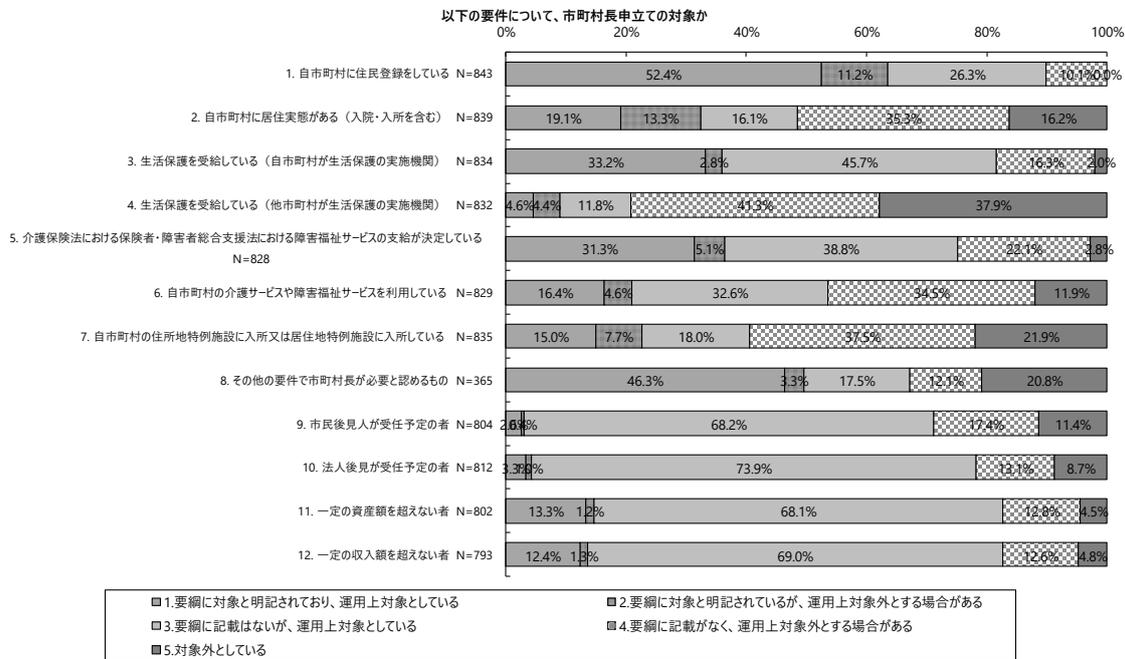
	回答数		
	1. 身上保護等 (生活環境の整備、介護サービス等の契約、施設等の入退去の契約、入院等の手続き等)に課題があるため	2. 親族等からの虐待がみられるため	3. 消費者被害等がみられるため
	N=825	N=824	N=822
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	153	245	44
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	7	9	7
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	583	513	628
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	72	54	119
5.対象外としている	10	3	24
総計	825	824	822

	回答数			
	4. 金銭管理 や手続き等を 支援する身 寄りのない者 であるため	5. 相続手続 が必要とな るため	6. 入所費用 捻出等により 不動産の処 分が必要に なるため	7. その他
	N=821	N=817	N=815	N=157
1. 要綱に対象と明記されており、 運用上対象としている	185	26	27	20
2. 要綱に対象と明記されている が、運用上対象外とする場合があ る	12	5	4	1
3. 要綱に記載はないが、運用上対 象としている	555	574	580	73
4. 要綱に記載がなく、運用上対象 外とする場合がある	63	158	152	23
5. 対象外としている	6	54	52	40
総計	821	817	815	157

	割合		
	1. 身上保護等 (生活環境の整備、介護サービス等の契約、施設等の入退去の契約、入院等の手続き等)に課題があるため	2. 親族等からの虐待がみられるため	3. 消費者被害等がみられるため
	N=825	N=824	N=822
1.要網に対象と明記されており、運用上対象としている	18.5%	29.7%	5.4%
2.要網に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	0.8%	1.1%	0.9%
3.要網に記載はないが、運用上対象としている	70.7%	62.3%	76.4%
4.要網に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	8.7%	6.6%	14.5%
5.対象外としている	1.2%	0.4%	2.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

	割合			
	4. 金銭管理 や手続き等を 支援する身 寄りのない者 であるため	5. 相続手続 が必要とな るため	6. 入所費用 捻出等により 不動産の処 分が必要に なるため	7. その他
	N=821	N=817	N=815	N=157
1.要綱に対象と明記されており、 運用上対象としている	22.5%	3.2%	3.3%	12.7%
2.要綱に対象と明記されている が、運用上対象外とする場合があ る	1.5%	0.6%	0.5%	0.6%
3.要綱に記載はないが、運用上 対象としている	67.6%	70.3%	71.2%	46.5%
4.要綱に記載がなく、運用上対象 外とする場合がある	7.7%	19.3%	18.7%	14.6%
5.対象外としている	0.7%	6.6%	6.4%	25.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問 6 貴自治体では、以下の要件について、市町村長申立の対象としていますか。それぞれ最もあてはまるものをお選びください。

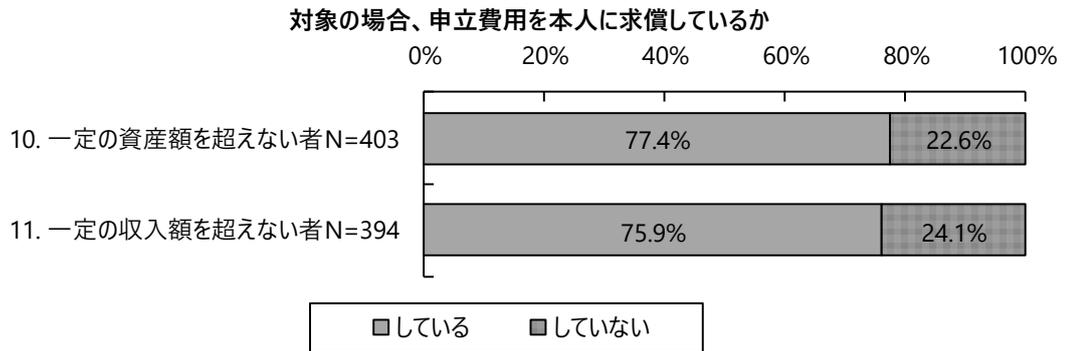


回答数								
居住実態や利用サービスに関するもの								
1. 自 市町村 に住民 登録を してい る	2. 自 市町村 に居住 実態が あ る (入院・ 入所を 含む)	3. 生 活保護 を受給 してい る(自 市町村 が生活 保護の 実施機 関)	4. 生 活保護 を受給 してい る(他 市町村 が生活 保護の 実施機 関)	5. 介 護保険 法保険 者・障 害者総 合支援 法障害 福祉サ ービス の支給 が決定	6. 自 市町村 の介護 サービ スや障 害福祉 サービ スを利用 してい る	7. 自 市町村 の住所 地特例 施設に 入所又 は居住 地特例 施設に 入所	8. そ の他の 要件で 市町村 長が必 要と認 めるも の	
N=843	N=839	N=834	N=832	N=828	N=829	N=835	N=365	
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	442	160	277	38	259	136	125	169
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	94	112	23	37	42	38	64	12
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	222	135	381	98	321	270	150	64
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	85	296	136	344	183	286	313	44
5.対象外としている	0	136	17	315	23	99	183	76
総計	843	839	834	832	828	829	835	365

	回答数			
	受任者に関するもの		収入や資産に関するもの	
	9. 市民後見人が受任予定の者	10. 法人後見人が受任予定の者	11. 一定の資産額を超えない者	12. 一定の収入額を超えない者
	N=804	N=812	N=802	N=793
1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	21	27	107	98
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	3	8	10	10
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている	548	600	546	547
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	140	106	103	100
5. 対象外としている	92	71	36	38
総計	804	812	802	793

割合								
居住実態や利用サービスに関するもの								
1. 自 市町村 に住民 登録を してい る	2. 自 市町村 に居住 実態が あ る (入院・ 入所を 含む)	3. 生 活保護 を受給 してい る(自 市町村 が生活 保護の 実施機 関)	4. 生 活保護 を受給 してい る(他 市町村 が生活 保護の 実施機 関)	5. 介 護保険 法保険 者・障 害者総 合支援 法障害 福祉サ ービス の支給 が決定	6. 自 市町村 の介護 サービ スや障 害福祉 サービ スを利用 してい る	7. 自 市町村 の住所 地特例 施設に 入所又 は居住 地特例 施設に 入所	8. そ の他の 要件で 市町村 長が必 要と認 めるも の	
N=843	N=839	N=834	N=832	N=828	N=829	N=835	N=365	
1.要綱に対象と明 記されており、運 用上対象としてい る	52.4%	19.1%	33.2%	4.6%	31.3%	16.4%	15.0%	46.3%
2.要綱に対象と明 記されているが、 運用上対象外とす る場合がある	11.2%	13.3%	2.8%	4.4%	5.1%	4.6%	7.7%	3.3%
3.要綱に記載はな いが、運用上対象 としている	26.3%	16.1%	45.7%	11.8%	38.8%	32.6%	18.0%	17.5%
4.要綱に記載がな く、運用上対象外 とする場合がある	10.1%	35.3%	16.3%	41.3%	22.1%	34.5%	37.5%	12.1%
5.対象外としている	0.0%	16.2%	2.0%	37.9%	2.8%	11.9%	21.9%	20.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

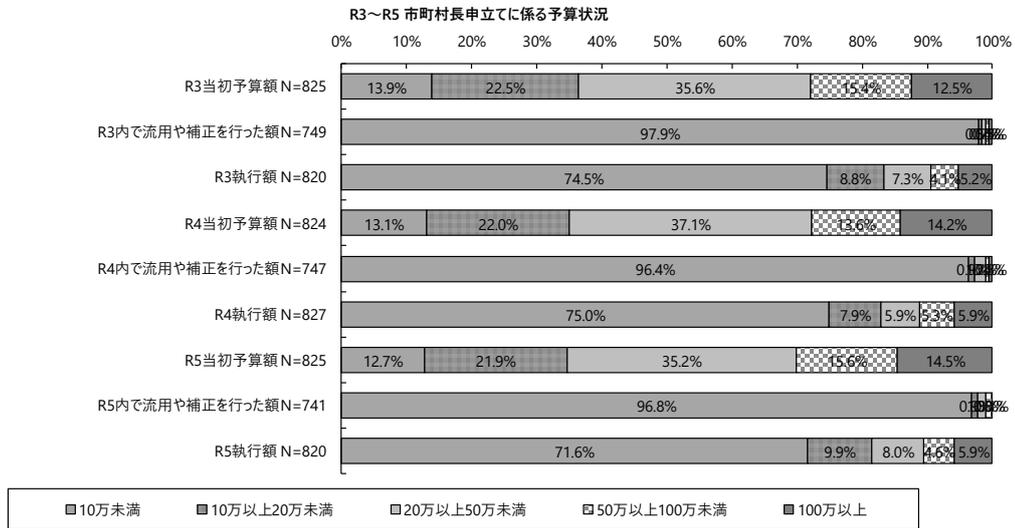
	割合			
	受任者に関するもの		収入や資産に関するもの	
	9. 市民後見人が受任予定の者	10. 法人後見人が受任予定の者	11. 一定の資産額を超えない者	12. 一定の収入額を超えない者
	N=804	N=812	N=802	N=793
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	2.6%	3.3%	13.3%	12.4%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	0.4%	1.0%	1.2%	1.3%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	68.2%	73.9%	68.1%	69.0%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	17.4%	13.1%	12.8%	12.6%
5.対象外としている	11.4%	8.7%	4.5%	4.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



対象の場合、申立費用を本人に求償しているか

	回答数		割合	
	収入や資産に関するもの		収入や資産に関するもの	
	10. 一定の資産額を超えない者 N=403	11. 一定の収入額を超えない者 N=394	10. 一定の資産額を超えない者 N=403	11. 一定の収入額を超えない者 N=394
している	312	299	77.4%	75.9%
していない	91	95	22.6%	24.1%
総計	403	394	100.0%	100.0%

質問 7 (1)-1~3 貴自治体の市町村長申立に係る、過去 3 年分の予算の状況についてご記入ください。ここでいう予算・執行額の対象は、市町村長申立に必要な費用(印紙代、診断書取得料、審査会委員謝礼、戸籍調査委託費用の費用等の申立費用等も含みます。)



	回答数					
	R3 当初 予算額	R3 内で 流用や 補正を行 った額	R3 執行 額	R4 当初 予算額	R4 内で 流用や 補正を行 った額	R4 執行 額
	N=825	N=749	N=820	N=824	N=747	N=827
10 万未満	115	733	611	108	720	620
10 万以上 20 万未満	186	4	72	181	7	65
20 万以上 50 万未満	294	5	60	306	13	49
50 万以上 100 万未満	127	3	34	112	3	44
100 万以上	103	4	43	117	4	49
総計	825	749	820	824	747	827

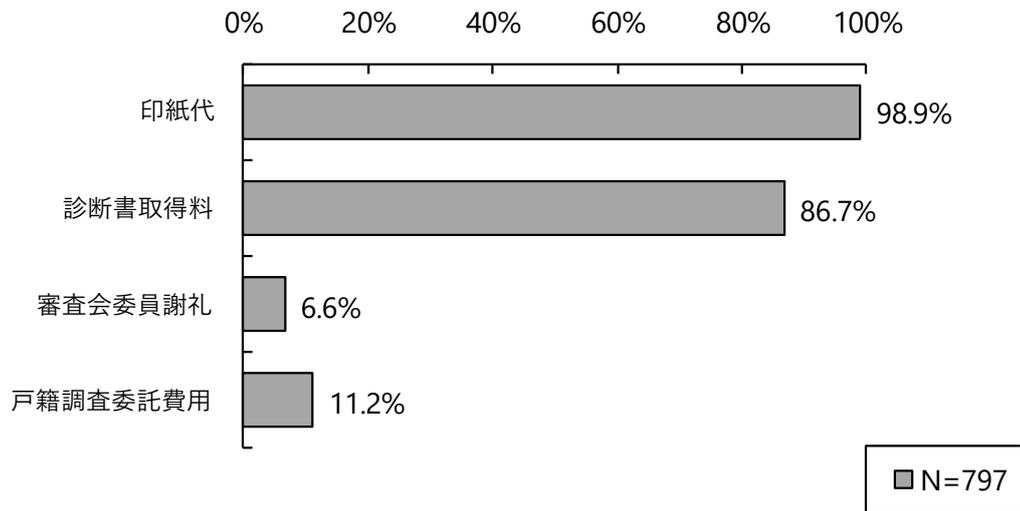
	回答数		
	R5 当初 予算額	R5 内で 流用や 補正を行 った額	R5 執行 額
	N=825	N=741	N=820
10 万未満	105	717	587
10 万以上 20 万未満	181	7	81
20 万以上 50 万未満	290	10	66
50 万以上 100 万未満	129	6	38
100 万以上	120	1	48
総計	825	741	820

	割合					
	R3 当初 予算額	R3 内で流 用や補正 を行った 額	R3 執行 額	R4 当初 予算額	R4 内で流 用や補正 を行った 額	R4 執行 額
	N=825	N=749	N=820	N=824	N=747	N=827
10 万未満	13.9%	97.9%	74.5%	13.1%	96.4%	75.0%
10 万以上 20 万未満	22.5%	0.5%	8.8%	22.0%	0.9%	7.9%
20 万以上 50 万未満	35.6%	0.7%	7.3%	37.1%	1.7%	5.9%
50 万以上 100 万未満	15.4%	0.4%	4.1%	13.6%	0.4%	5.3%
100 万以上	12.5%	0.5%	5.2%	14.2%	0.5%	5.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合		
	R5 当初 予算額	R5 内で流 用や補正 を行った 額	R5 執行 額
	N=825	N=741	N=820
10 万未満	12.7%	96.8%	71.6%
10 万以上 20 万未満	21.9%	0.9%	9.9%
20 万以上 50 万未満	35.2%	1.3%	8.0%
50 万以上 100 万未満	15.6%	0.8%	4.6%
100 万以上	14.5%	0.1%	5.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

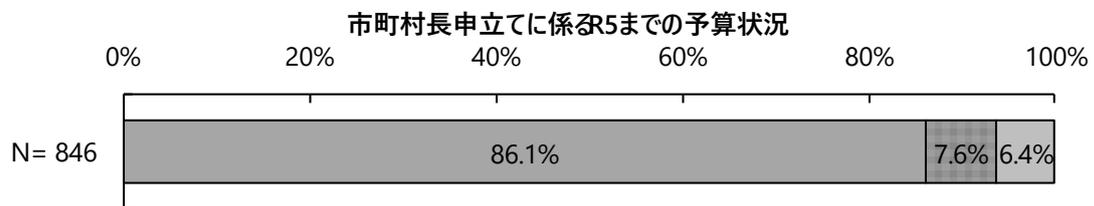
質問 7 (1)-4 令和5年度の当初予算額・執行額に含まれる市町村長申立に必要な費用について、あてはまるものをすべてお選びください。

令和5年度の当初予算額・執行額に含まれる市町村長申立てに必要な費用



	回答数	割合
	N=797	N=797
印紙代	788	98.9%
診断書取得料	691	86.7%
審査会委員謝礼	53	6.6%
戸籍調査委託費用	89	11.2%
総計	1,621	-

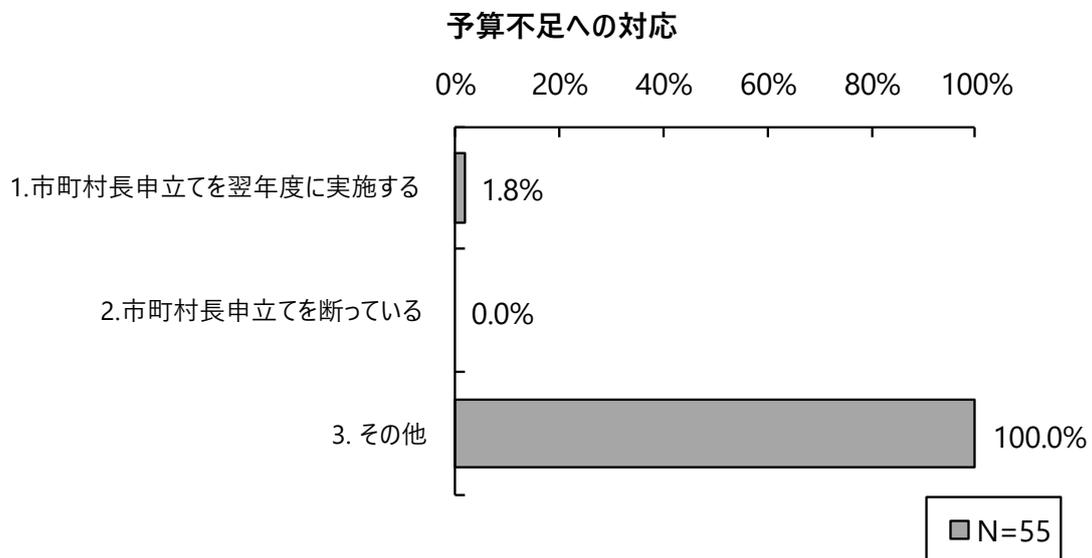
質問 8 市町村長申立に係る令和 5 年度までの予算の状況について、最もあてはまるものをお選びください。



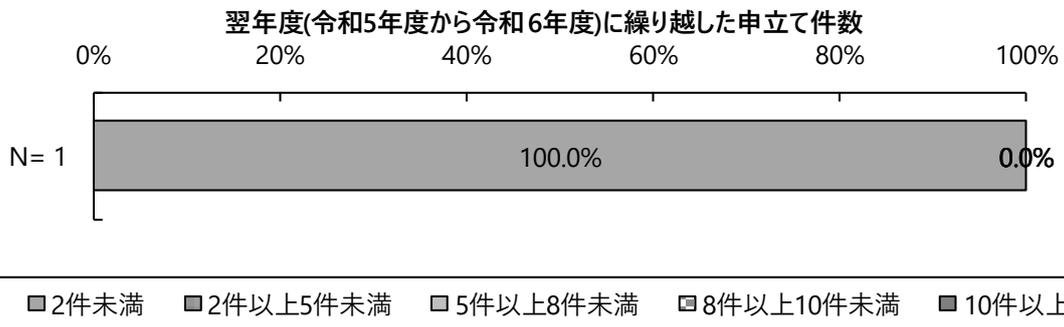
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 当初の予算額から不足したことはない | <input type="checkbox"/> 2. 当初の予算額から不足したことがある |
| <input type="checkbox"/> 3. 当初の予算額から不足したことがあるか不明 | |

	回答数	割合
	N=846	N=846
1. 当初の予算額から不足したことはない	728	86.1%
2. 当初の予算額から不足したことがある	64	7.6%
3. 当初の予算額から不足したことがあるか不明	54	6.4%
総計	846	100.0%

質問 9 【質問 8 で2を選択した場合】 不足への対応について、あてはまるものをすべてお選びください。また、追加予算措置がない理由についてご記入ください(自由記載)



	回答数	割合
	N=55	N=55
1. 市町村長申立てを翌年度に実施する	1	1.8%
2. 市町村長申立てを断っている	0	0.0%
3. その他	55	100.0%
総計	56	-



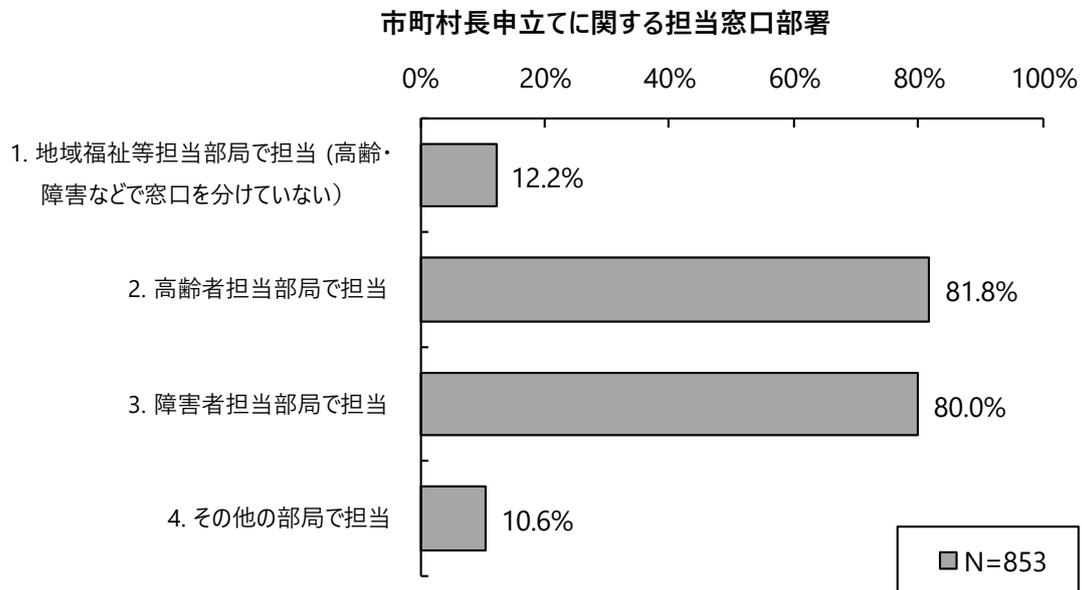
翌年度に繰り越した申立件数(令和5年度から令和6年度)

	回答数	割合
	N=1	N=1
2件未満	1	100.0%
2件以上5件未満	0	0.0%
5件以上8件未満	0	0.0%
8件以上10件未満	0	0.0%
10件以上	0	0.0%
総計	1	100.0%

質問 10 市町村長申立に係る予算措置上の課題について、具体的にご記入ください。特に予算措置上の課題がない場合は「なし」とご記入ください。

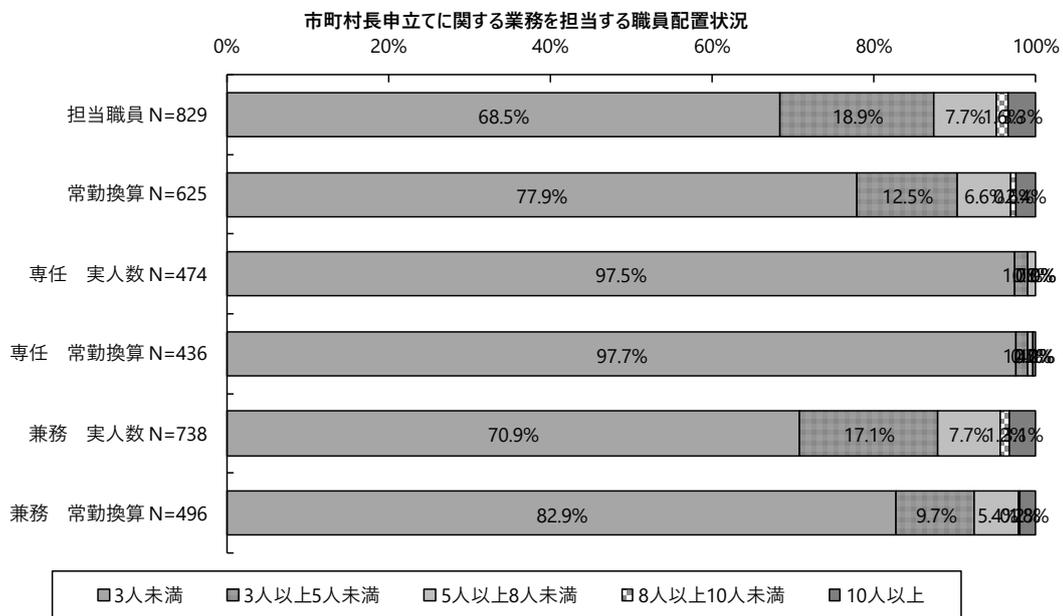
→定性データのため記載なし

質問 11 貴自治体の市町村長申立に関する担当窓口部署について当てはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=853	N=853
1. 地域福祉等担当部局で担当(高齢・障害などで窓口を分けていない)	104	12.2%
2. 高齢者担当部局で担当	698	81.8%
3. 障害者担当部局で担当	682	80.0%
4. その他の部局で担当	90	10.6%
総計	1,574	-

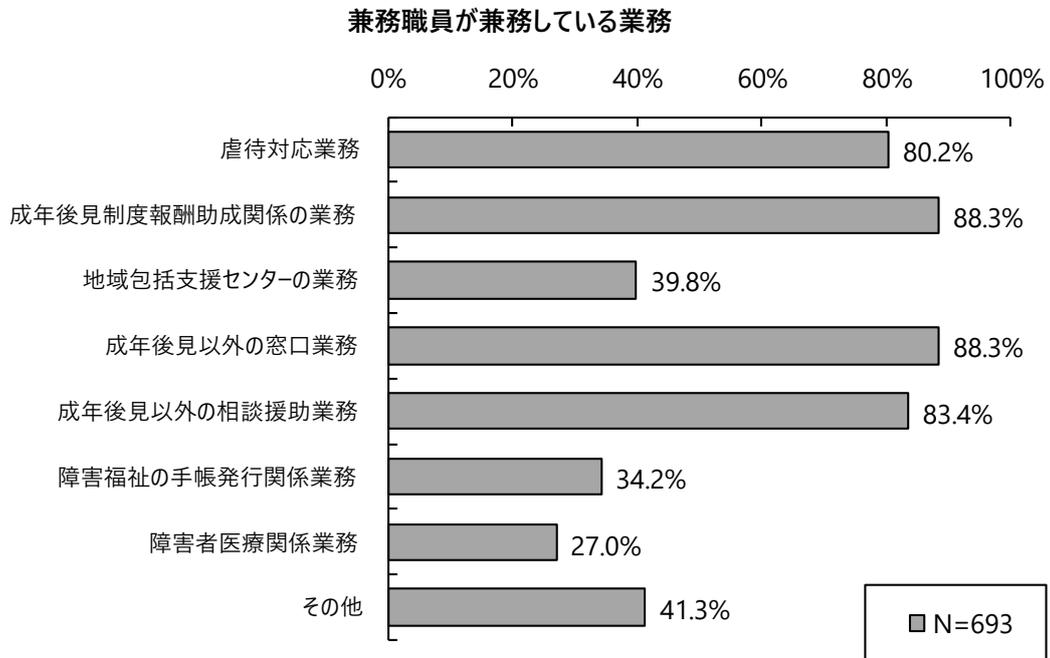
質問 12 市町村長申立に関する業務を担当する職員の配置の状況をご記入ください。(本調査回答時点)



	回答数					
	担当職員	常勤換算	専任 実 人数	専任 常 勤換算	兼務 実 人数	兼務 常 勤換算
	N=829	N=625	N=474	N=436	N=738	N=496
3 人未満	568	487	462	426	523	411
3 人以上 5 人未満	157	78	8	6	126	48
5 人以上 8 人未満	64	41	4	3	57	27
8 人以上 10 人未満	13	4	0	0	9	1
10 人以上	27	15	0	1	23	9
総計	829	625	474	436	738	496

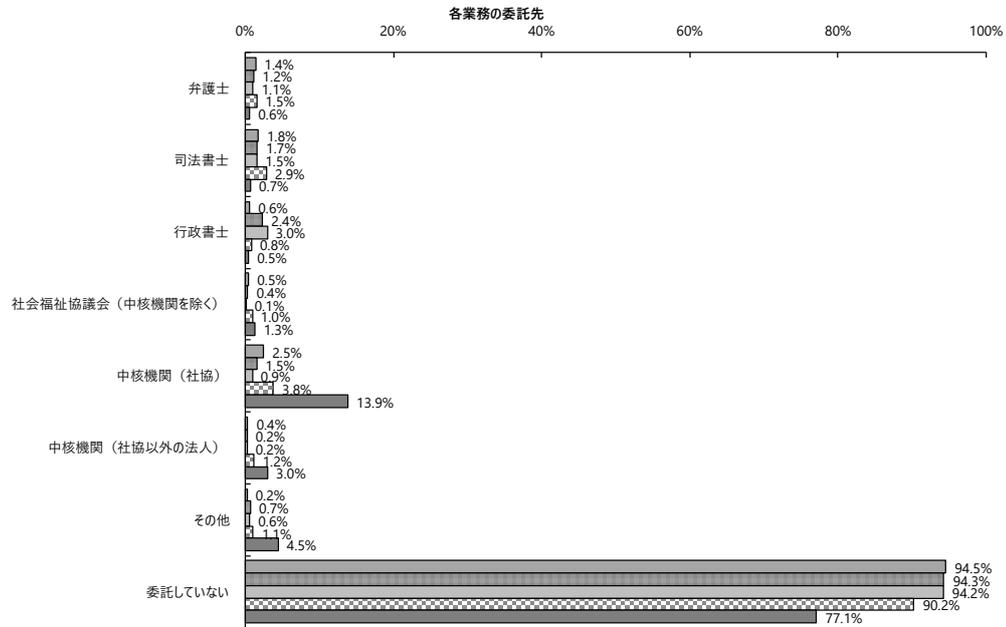
	割合					
	担当職員	常勤換算	専任 実 人数	専任 常 勤換算	兼務 実 人数	兼務 常 勤換算
	N=829	N=625	N=474	N=436	N=738	N=496
3 人未満	68.5%	77.9%	97.5%	97.7%	70.9%	82.9%
3 人以上 5 人未満	18.9%	12.5%	1.7%	1.4%	17.1%	9.7%
5 人以上 8 人未満	7.7%	6.6%	0.8%	0.7%	7.7%	5.4%
8 人以上 10 人未満	1.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.2%
10 人以上	3.3%	2.4%	0.0%	0.2%	3.1%	1.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問 13 【質問 12 で、【兼務 実人数】を 1 人以上と回答した場合】 兼務職員について、他にどのような業務を兼務していますか。あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=693	N=693
虐待対応業務	556	80.2%
成年後見制度報酬助成関係の業務	612	88.3%
地域包括支援センターの業務	276	39.8%
成年後見以外の窓口業務	612	88.3%
成年後見以外の相談援助業務	578	83.4%
障害福祉の手帳発行関係業務	237	34.2%
障害者医療関係業務	187	27.0%
その他	286	41.3%
総計	3,344	-

質問 14 市町村長申立に関する事務について、各業務ごとに委託先としてあてはまるものをすべてお選びください。委託していない場合は、「委託していない」をお選びください。(直営の中核機関が業務を行っている場合は「委託していない」としてください。)



■ 1. 資産調査 N=842 ■ 2. 親族調査 N=843 ■ 3. 戸籍調査 N=843 ■ 4. 申立ての書類の作成 N=839 ■ 5. 受任者調整会議のための書類作成 N=829

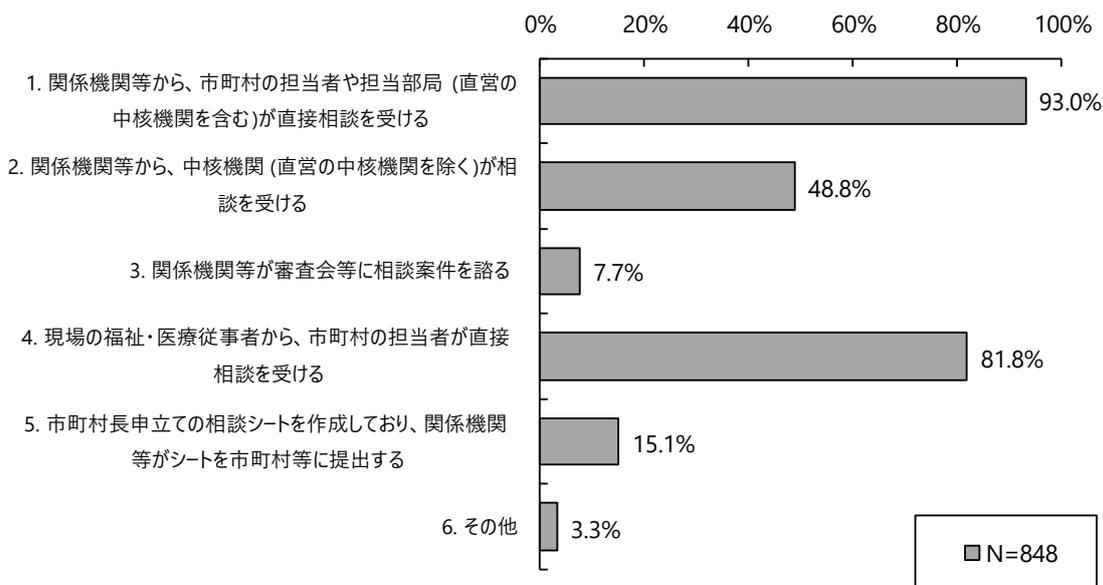
	回答数				
	1. 資産 調査	2. 親族 調査	3. 戸籍 調査	4. 申立 の書類 の作成	5. 受任 者調整 会議のた めの書 類作成
	N=842	N=843	N=843	N=839	N=829
弁護士	12	10	9	13	5
司法書士	15	14	13	24	6
行政書士	5	20	25	7	4
社会福祉協議会(中核機関を除く)	4	3	1	8	11
中核機関(社協)	21	13	8	32	115
中核機関(社協以外の法人)	3	2	2	10	25
その他	2	6	5	9	37
委託していない	796	795	794	757	639
総計	858	863	857	860	842

	割合				
	1. 資産 調査	2. 親族 調査	3. 戸籍 調査	4. 申立 の書類 の作成	5. 受任 者調整 会議のた めの書 類作成
	N=842	N=843	N=843	N=839	N=829
弁護士	1.4%	1.2%	1.1%	1.5%	0.6%
司法書士	1.8%	1.7%	1.5%	2.9%	0.7%
行政書士	0.6%	2.4%	3.0%	0.8%	0.5%
社会福祉協議会(中核機関を除く)	0.5%	0.4%	0.1%	1.0%	1.3%
中核機関(社協)	2.5%	1.5%	0.9%	3.8%	13.9%
中核機関(社協以外の法人)	0.4%	0.2%	0.2%	1.2%	3.0%
その他	0.2%	0.7%	0.6%	1.1%	4.5%
委託していない	94.5%	94.3%	94.2%	90.2%	77.1%
総計	-	-	-	-	-

質問 15 市町村長申立の相談から受理までの仕組みについて、貴自治体で実施している業務をすべてお選びください。

(1)-1 相談受付

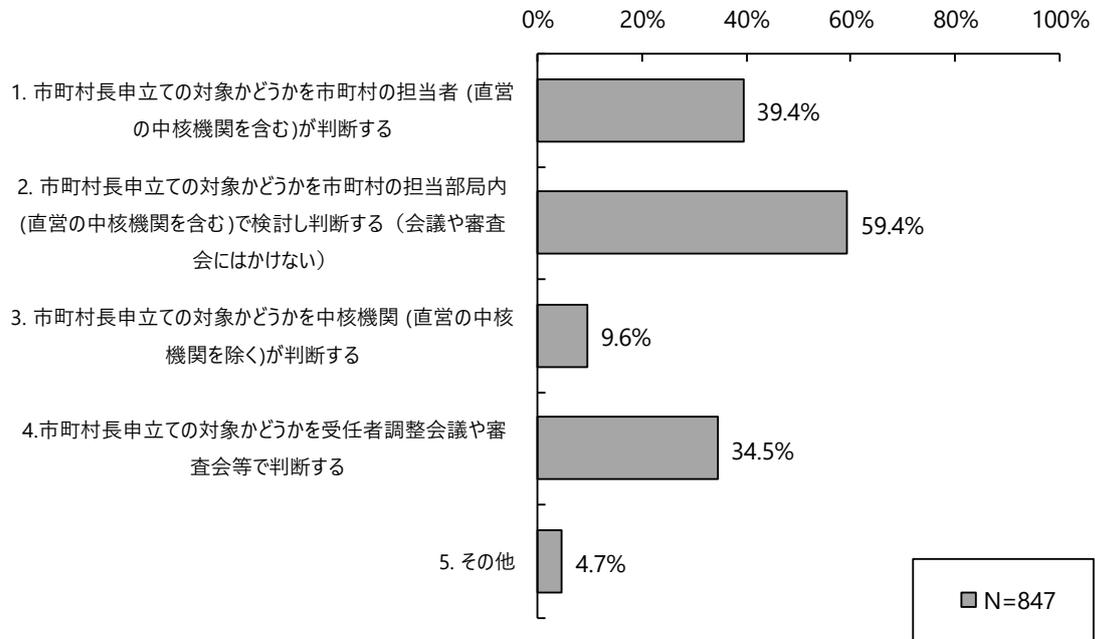
実施している業務(1)-1 相談受付



	回答数	割合
	N=848	N=848
1. 関係機関等から、市町村の担当者や担当部局(直営の中核機関を含む)が直接相談を受ける	789	93.0%
2. 関係機関等から、中核機関(直営の中核機関を除く)が相談を受ける	414	48.8%
3. 関係機関等が審査会等に相談案件を諮る	65	7.7%
4. 現場の福祉・医療従事者から、市町村の担当者が直接相談を受ける	694	81.8%
5. 市町村長申立の相談シートを作成しており、関係機関等がシートを市町村等に提出する	128	15.1%
6. その他	28	3.3%
総計	2,118	-

(1)-2 受付後

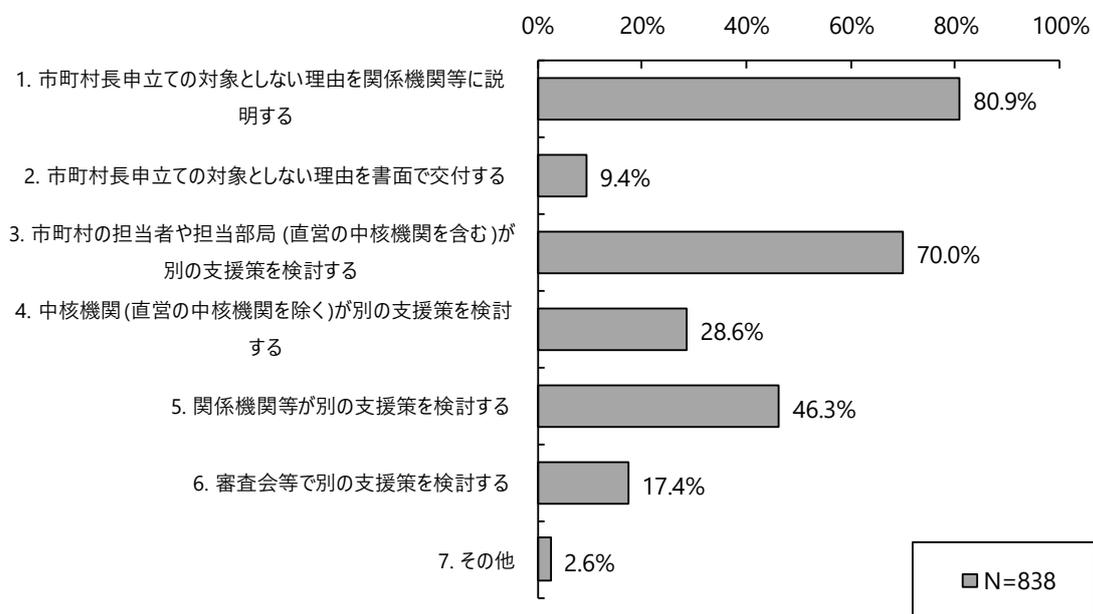
実施している業務(1)-2 受付後



	回答数	割合
	N=847	N=847
1. 市町村長申立の対象かどうかを市町村の担当者(直営の中核機関を含む)が判断する	334	39.4%
2. 市町村長申立の対象かどうかを市町村の担当部局内(直営の中核機関を含む)で検討し判断する(会議や審査会にはかけない)	503	59.4%
3. 市町村長申立の対象かどうかを中核機関(直営の中核機関を除く)が判断する	81	9.6%
4. 市町村長申立の対象かどうかを受任者調整会議や審査会等で判断する	292	34.5%
5. その他	40	4.7%
総計	1,250	-

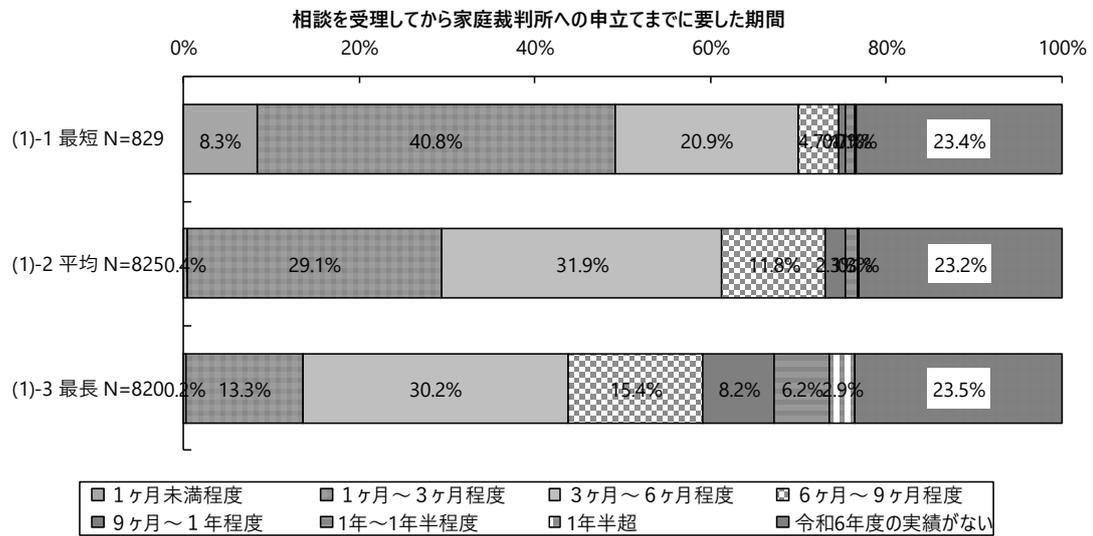
(1)-3 対象としない場合

実施している業務(1)-3 対象としない場合



	回答数	割合
	N=838	N=838
1. 市町村長申立の対象としない理由を関係機関等に説明する	678	80.9%
2. 市町村長申立の対象としない理由を書面で交付する	79	9.4%
3. 市町村の担当者や担当部局(直営の中核機関を含む)が別の支援策を検討する	587	70.0%
4. 中核機関(直営の中核機関を除く)が別の支援策を検討する	240	28.6%
5. 関係機関等が別の支援策を検討する	388	46.3%
6. 審査会等で別の支援策を検討する	146	17.4%
7. その他	22	2.6%
総計	2,140	-

質問 16 令和6年度に裁判所に申立を行った案件についてお聞きします。貴自治体が相談を受理してから家庭裁判所への申立までに要した期間について、それぞれ最もあてはまるものをお選びください。

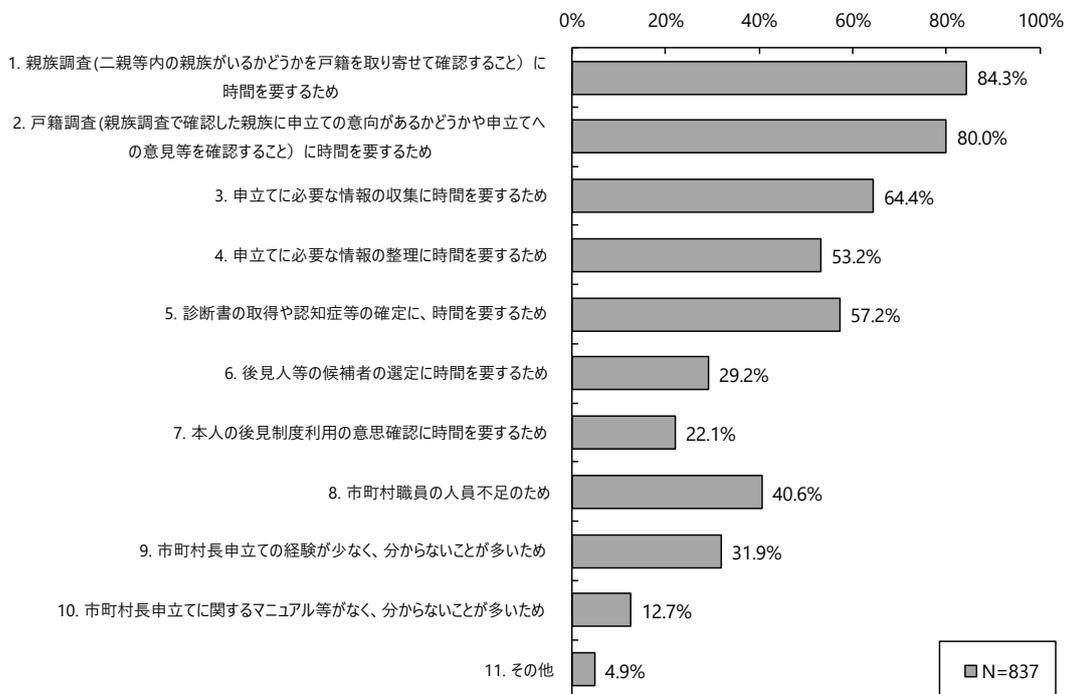


	回答数		
	(1)-1 最短	(1)-2 平均	(1)-3 最長
	N=829	N=825	N=820
1ヶ月未満程度	69	3	2
1ヶ月～3ヶ月程度	338	240	109
3ヶ月～6ヶ月程度	173	263	248
6ヶ月～9ヶ月程度	39	97	126
9ヶ月～1年程度	6	19	67
1年～1年半程度	9	11	51
1年半超	1	1	24
令和6年度の実績がない	194	191	193
総計	829	825	820

	割合		
	(1)-1 最短	(1)-2 平均	(1)-3 最長
	N=829	N=825	N=820
1ヶ月未満程度	8.3%	0.4%	0.2%
1ヶ月～3ヶ月程度	40.8%	29.1%	13.3%
3ヶ月～6ヶ月程度	20.9%	31.9%	30.2%
6ヶ月～9ヶ月程度	4.7%	11.8%	15.4%
9ヶ月～1年程度	0.7%	2.3%	8.2%
1年～1年半程度	1.1%	1.3%	6.2%
1年半超	0.1%	0.1%	2.9%
令和6年度の実績がない	23.4%	23.2%	23.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

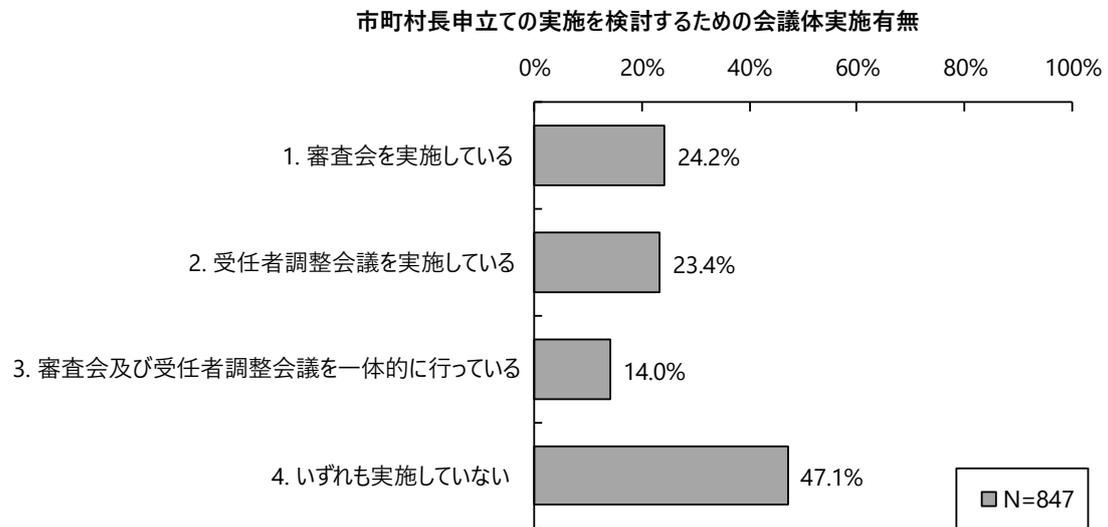
質問17 相談を受理してから家庭裁判所への申立までに時間を要する要因として、あてはまるものを全てお答えください。

相談を受理してから家庭裁判所への申立までに時間を要する要因



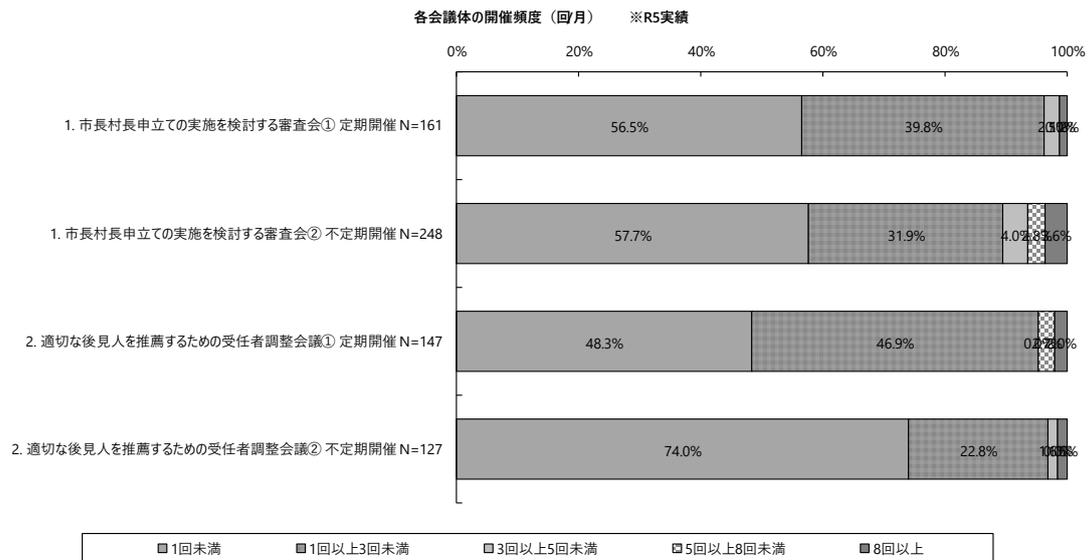
	回答数	割合
	N=837	N=837
1. 親族調査(二親等内の親族がいるかどうかを戸籍を取り寄せて確認すること)に時間を要するため	706	84.3%
2. 戸籍調査(親族調査で確認した親族に申立の意向があるかどうかや申立への意見等を確認すること)に時間を要するため	670	80.0%
3. 申立に必要な情報の収集に時間を要するため	539	64.4%
4. 申立に必要な情報の整理に時間を要するため	445	53.2%
5. 診断書の取得や認知症等の確定に、時間を要するため	479	57.2%
6. 後見人等の候補者の選定に時間を要するため	244	29.2%
7. 本人の後見制度利用の意思確認に時間を要するため	185	22.1%
8. 市町村職員の人員不足のため	340	40.6%
9. 市町村長申立の経験が少なく、分からないことが多いため	267	31.9%
10. 市町村長申立に関するマニュアル等がなく、分からないことが多いため	106	12.7%
11. その他	41	4.9%
総計	4,022	-

質問 18 市町村長申立の実施を検討するための会議体(受任者調整会議、審査会等)を実施していますか。あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=847	N=847
1. 審査会を実施している	205	24.2%
2. 受任者調整会議を実施している	198	23.4%
3. 審査会及び受任者調整会議を一体的に行っている	119	14.0%
4. いずれも実施していない	399	47.1%
総計	921	-

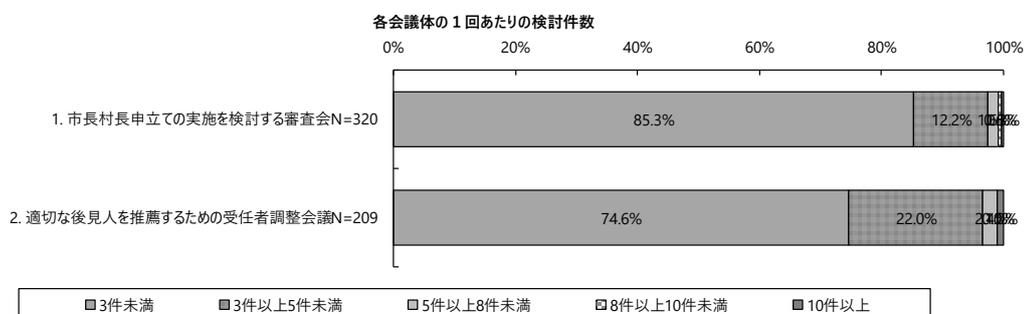
質問 19 【質問 18 で1～3を選択した場合】各会議体は定期開催していますか。それぞれ最もあてはまるものをお選びください。※質問 18 で3を選択している場合は、1. 審査会のみ回答ください。
 2. 受任者調整会議は回答不要です。
 また具体的な開催回数について、ご記入ください。不定期開催の場合は、令和5年度の実績をもとにご記入ください。



	回答数			
	1. 市長村長申立の実施を検討する審査会 ① 定期開催	1. 市長村長申立の実施を検討する審査会 ② 不定期開催	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議 ① 定期開催	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議 ② 不定期開催
	N=161	N=248	N=147	N=127
1 回未満	91	143	71	94
1 回以上 3 回未満	64	79	69	29
3 回以上 5 回未満	4	10	0	2
5 回以上 8 回未満	0	7	4	0
8 回以上	2	9	3	2
総計	161	248	147	127

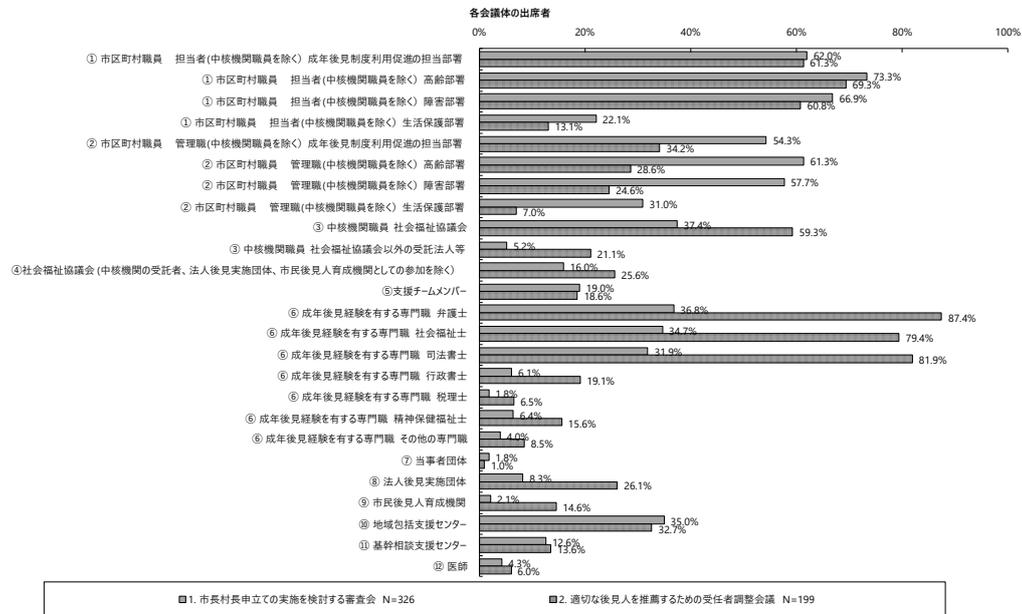
	割合			
	1. 市長村長申立の実施を検討する審査会 ① 定期開催	1. 市長村長申立の実施を検討する審査会 ② 不定期開催	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議 ① 定期開催	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議 ② 不定期開催
	N=161	N=248	N=147	N=127
1 回未満	56.5%	57.7%	48.3%	74.0%
1 回以上 3 回未満	39.8%	31.9%	46.9%	22.8%
3 回以上 5 回未満	2.5%	4.0%	0.0%	1.6%
5 回以上 8 回未満	0.0%	2.8%	2.7%	0.0%
8 回以上	1.2%	3.6%	2.0%	1.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問 20 【質問 18 で1～3を選択した場合】各会議体の1回あたりの検討件数について、それぞれご記入ください。※質問 18 で3を選択している場合は、1. 審査会のみ回答ください。2. 受任者調整会議は回答不要です。



	回答数		割合	
	1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議	1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会	2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議
	N=320	N=209	N=320	N=209
3件未満	273	156	85.3%	74.6%
3件以上5件未満	39	46	12.2%	22.0%
5件以上8件未満	5	5	1.6%	2.4%
8件以上10件未満	2	0	0.6%	0.0%
10件以上	1	2	0.3%	1.0%
総計	320	209	100.0%	100.0%

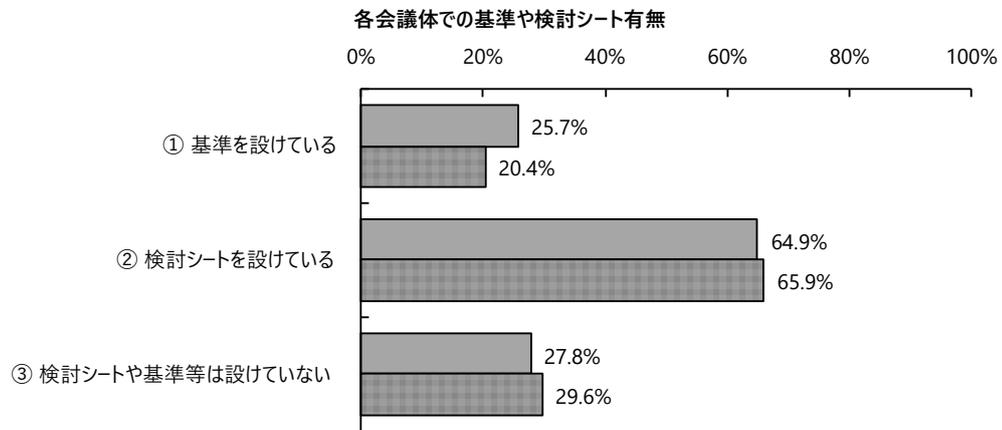
質問 21 【質問 18 で1～3を選択した場合】各会議体の出席者について、それぞれあてはまるものをすべてお選びください。※質問 18 で3を選択している場合は、1. 審査会のみ回答ください。2. 受任者調整会議は回答不要です。



	回答数	
	1. 市長村長 申立の実施を 検討する審査 会	2. 適切な後 見人を推薦す るための受任 者調整会議
	N=326	N=199
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)成年後見制度利用促進の担当部署	202	122
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)高齢部署	239	138
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)障害部署	218	121
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)生活保護部署	72	26
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)成年後見制度利用促進の担当部署	177	68
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)高齢部署	200	57
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)障害部署	188	49
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)生活保護部署	101	14
③ 中核機関職員 社会福祉協議会	122	118
③ 中核機関職員 社会福祉協議会以外の受託法人等	17	42
④ 社会福祉協議会(中核機関の受託者、法人後見実施団体、市民後見人育成機関としての参加を除く)	52	51
⑤ 支援チームメンバー	62	37
⑥ 成年後見経験を有する専門職 弁護士	120	174
⑥ 成年後見経験を有する専門職 社会福祉士	113	158
⑥ 成年後見経験を有する専門職 司法書士	104	163
⑥ 成年後見経験を有する専門職 行政書士	20	38
⑥ 成年後見経験を有する専門職 税理士	6	13
⑥ 成年後見経験を有する専門職 精神保健福祉士	21	31
⑥ 成年後見経験を有する専門職 その他の専門職	13	17
⑦ 当事者団体	6	2
⑧ 法人後見実施団体	27	52
⑨ 市民後見人育成機関	7	29
⑩ 地域包括支援センター	114	65
⑪ 基幹相談支援センター	41	27
⑫ 医師	14	12
総計	2,256	1,624

	割合	
	1. 市長村長 申立の実施を 検討する審査 会	2. 適切な後 見人を推薦す るための受任 者調整会議
	N=326	N=199
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)成年後見制度利用促進の担当部署	62.0%	61.3%
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)高齢部署	73.3%	69.3%
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)障害部署	66.9%	60.8%
① 市区町村職員 担当者(中核機関職員を除く)生活保護部署	22.1%	13.1%
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)成年後見制度利用促進の担当部署	54.3%	34.2%
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)高齢部署	61.3%	28.6%
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)障害部署	57.7%	24.6%
② 市区町村職員 管理職(中核機関職員を除く)生活保護部署	31.0%	7.0%
③ 中核機関職員 社会福祉協議会	37.4%	59.3%
③ 中核機関職員 社会福祉協議会以外の受託法人等	5.2%	21.1%
④ 社会福祉協議会(中核機関の受託者、法人後見実施団体、市民後見人育成機関としての参加を除く)	16.0%	25.6%
⑤ 支援チームメンバー	19.0%	18.6%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 弁護士	36.8%	87.4%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 社会福祉士	34.7%	79.4%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 司法書士	31.9%	81.9%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 行政書士	6.1%	19.1%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 税理士	1.8%	6.5%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 精神保健福祉士	6.4%	15.6%
⑥ 成年後見経験を有する専門職 その他の専門職	4.0%	8.5%
⑦ 当事者団体	1.8%	1.0%
⑧ 法人後見実施団体	8.3%	26.1%
⑨ 市民後見人育成機関	2.1%	14.6%
⑩ 地域包括支援センター	35.0%	32.7%
⑪ 基幹相談支援センター	12.6%	13.6%
⑫ 医師	4.3%	6.0%
総計	-	-

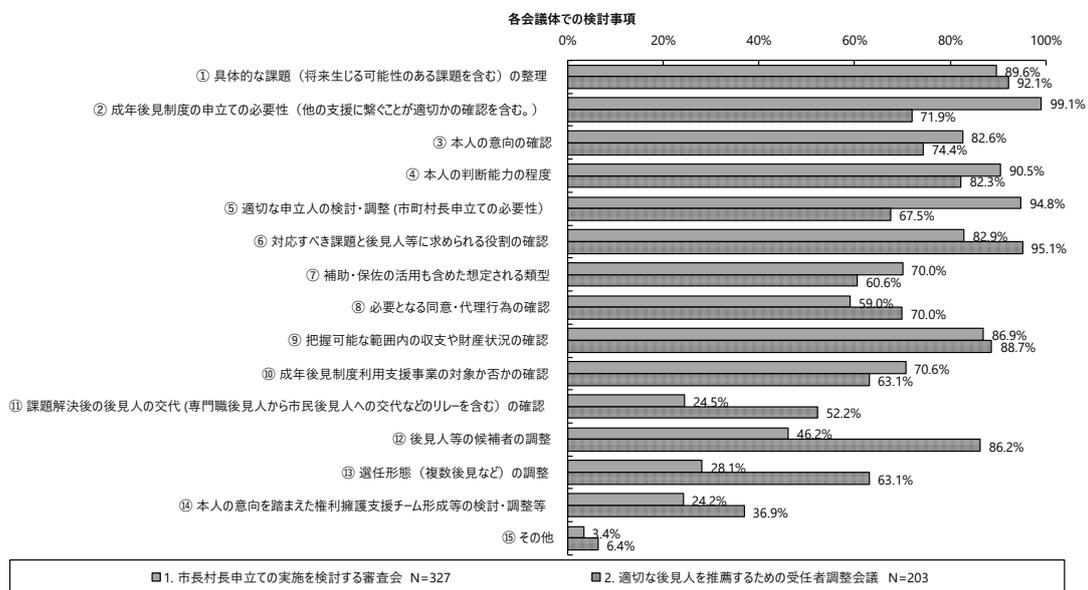
質問 22 【質問 18 で1～3を選択した場合】各会議体での基準や検討シートを設けていますか。それぞれあてはまるものをすべてお選びください。



■ 1. 市長村長申立ての実施を検討する審査会 N=342 ■ 2. 適切な後見人を推薦するための受任者調整会議 N=226

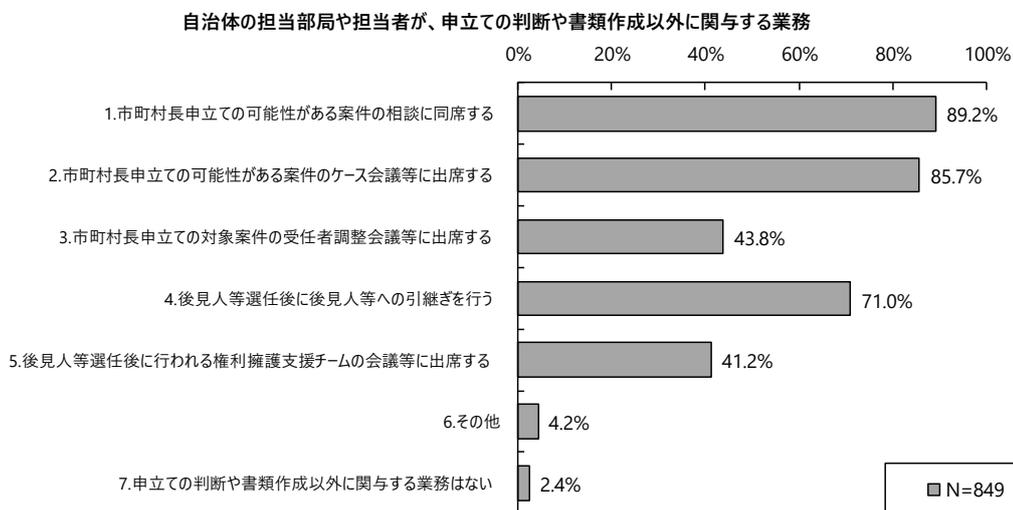
	回答数		割合	
	1. 市長 村長申 立の実 施を検 討する 審査 会 N=342	2. 適切 な後見 人を推 薦する ための 受任者 調整会 議 N=226	1. 市長 村長申 立の実 施を検 討する 審査 会 N=342	2. 適切 な後見 人を推 薦する ための 受任者 調整会 議 N=226
① 基準を設けている	88	46	25.7%	20.4%
② 検討シートを設けている	222	149	64.9%	65.9%
③ 検討シートや基準等は設けていない	95	67	27.8%	29.6%
総計	405	262	-	-

質問 23 【質問 18 で1～3を選択した場合】各会議体での検討事項について、それぞれあてはまるものをすべてお選びください。



	回答数		割合	
	1. 市長 村長申 立の実 施を検討 する審査 会	2. 適切 な後見人 を推薦す るための 受任者 調整会 議	1. 市長 村長申 立の実 施を検討 する審査 会	2. 適切 な後見人 を推薦す るための 受任者 調整会 議
	N=327	N=203	N=327	N=203
① 具体的な課題(将来生じる可能性のある課題を含む)の整理	293	187	89.6%	92.1%
② 成年後見制度の申立の必要性(他の支援に繋ぐことが適切かの確認を含む。)	324	146	99.1%	71.9%
③ 本人の意向の確認	270	151	82.6%	74.4%
④ 本人の判断能力の程度	296	167	90.5%	82.3%
⑤ 適切な申立人の検討・調整(市町村長申立の必要性)	310	137	94.8%	67.5%
⑥ 対応すべき課題と後見人等に求められる役割の確認	271	193	82.9%	95.1%
⑦ 補助・保佐の活用も含めた想定される類型	229	123	70.0%	60.6%
⑧ 必要となる同意・代理行為の確認	193	142	59.0%	70.0%
⑨ 把握可能な範囲内の収支や財産状況の確認	284	180	86.9%	88.7%
⑩ 成年後見制度利用支援事業の対象か否かの確認	231	128	70.6%	63.1%
⑪ 課題解決後の後見人の交代(専門職後見人から市民後見人への交代などのリレーを含む)の確認	80	106	24.5%	52.2%
⑫ 後見人等の候補者の調整	151	175	46.2%	86.2%
⑬ 選任形態(複数後見など)の調整	92	128	28.1%	63.1%
⑭ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チーム形成等の検討・調整等	79	75	24.2%	36.9%
⑮ その他	11	13	3.4%	6.4%
総計	3,114	2,051	-	-

質問 24 市町村長申立について、貴自治体の担当部局や担当者が、申立の判断や書類作成以外に関与する業務について、あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=849	N=849
1.市町村長申立の可能性がある案件の相談に同席する	757	89.2%
2.市町村長申立の可能性がある案件のケース会議等に出席する	728	85.7%
3.市町村長申立の対象案件の受任者調整会議等に出席する	372	43.8%
4.後見人等選任後に後見人等への引継ぎを行う	603	71.0%
5.後見人等選任後に行われる権利擁護支援チームの会議等に出席する	350	41.2%
6.その他	36	4.2%
7.申立の判断や書類作成以外に関与する業務はない	20	2.4%
総計	2,866	-

質問 25 現在の市町村長申立の体制整備や運用整備について、自治体として課題や改善すべきと感じている点があれば、具体的にご記入ください。

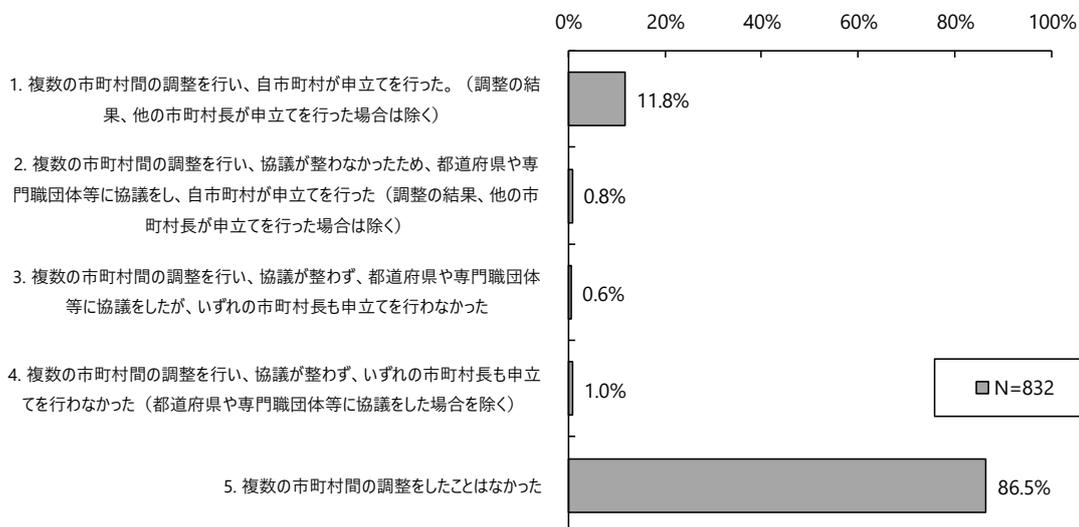
→定性データのため記載なし

質問 26 市町村長申立に関する体制整備や運用整備について、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的にご記入ください。

→定性データのため記載なし

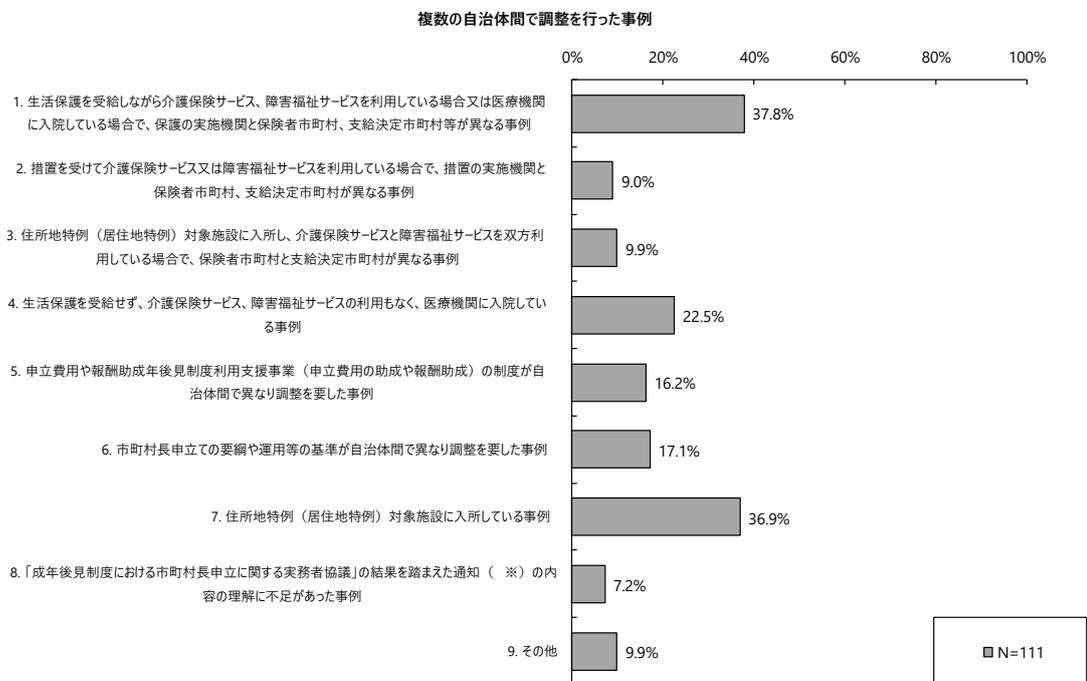
質問 27 令和5年度に、市町村長申立に関して複数の自治体間での調整を行うことができましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

令和5年度 町村長申立てに関して複数の自治体間での調整を行うことがあったか



	回答数	割合
	N=832	N=832
1. 複数の市町村間の調整を行い、自市町村が申立を行った。(調整の結果、他の市町村長が申立を行った場合は除く)	98	11.8%
2. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わなかったため、都道府県や専門職団体等に協議をし、自市町村が申立を行った(調整の結果、他の市町村長が申立を行った場合は除く)	7	0.8%
3. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わず、都道府県や専門職団体等に協議をしたが、いずれの市町村長も申立を行わなかった	5	0.6%
4. 複数の市町村間の調整を行い、協議が整わず、いずれの市町村長も申立を行わなかった(都道府県や専門職団体等に協議をした場合を除く)	8	1.0%
5. 複数の市町村間の調整をしたことはなかった	720	86.5%
総計	838	-

質問 28 【質問 27 で1～4を選択した場合】複数の自治体間で調整を行った事例について、あてはまるものをすべてお選びください。また、それぞれの事例の概要及び結果について可能な範囲でご記入ください。

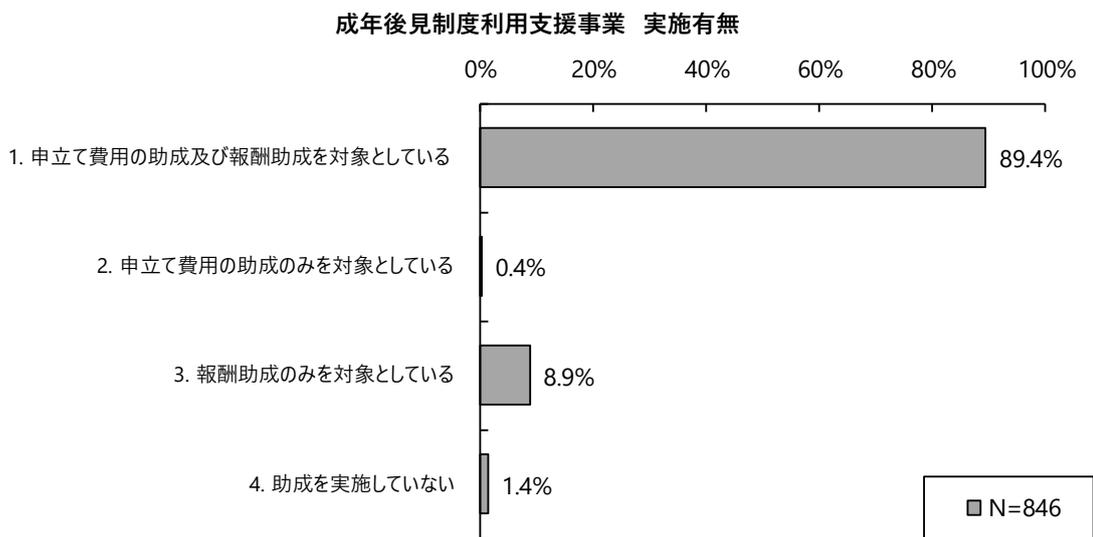


	回答数	割合
	N=111	N=111
1. 生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合で、保護の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村等が異なる事例	42	37.8%
2. 措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合で、措置の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村が異なる事例	10	9.0%
3. 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合で、保険者市町村と支給決定市町村が異なる事例	11	9.9%
4. 生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もなく、医療機関に入院している事例	25	22.5%
5. 申立費用や報酬助成年後見制度利用支援事業(申立費用の助成や報酬助成)の制度が自治体間で異なり調整を要した事例	18	16.2%
6. 市町村長申立の要綱や運用等の基準が自治体間で異なり調整を要した事例	19	17.1%
7. 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所している事例	41	36.9%
8. 「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知(※)の内容の理解に不足があった事例	8	7.2%
9. その他	11	9.9%
総計	185	-

質問 29 【質問 27 で1～4を選択した場合】 複数の自治体間での調整について、自治体として課題や改善すべきと感じている点や、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的にご記入ください。

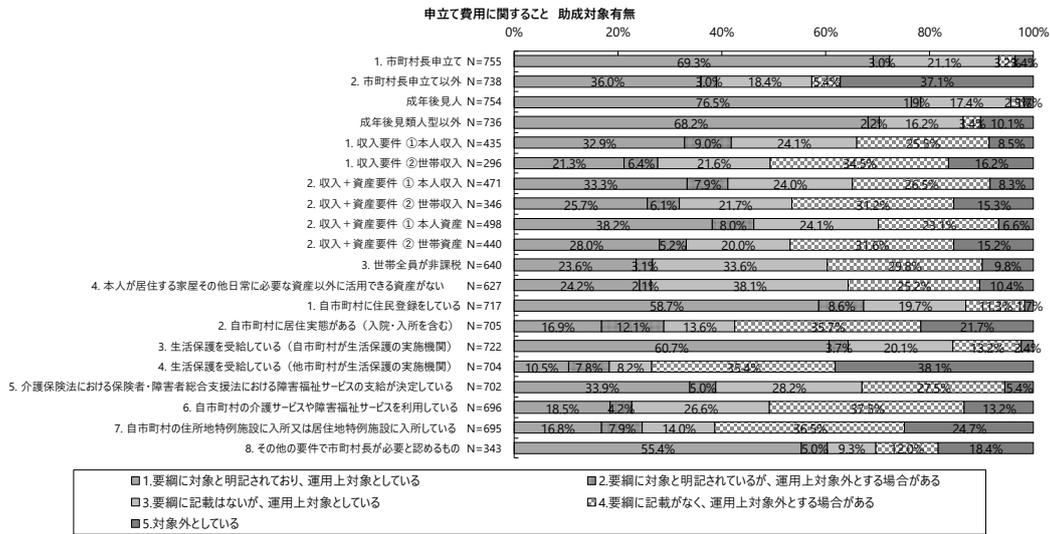
→定性データのため記載なし

質問 30 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業を実施していますか。あてはまるものをすべてお選びください。※ここでいう利用支援事業は、申立費用の助成及び報酬助成を実施を指し、普及啓発等その他の事業については含まないこととします。※利用支援事業の財源は問いません。(自治体の単独事業として行うものも含まれます。)



	回答数	割合
	N=846	N=846
1. 申立費用の助成及び報酬助成を対象としている	756	89.4%
2. 申立費用の助成のみを対象としている	3	0.4%
3. 報酬助成のみを対象としている	75	8.9%
4. 助成を実施していない	12	1.4%
総計	846	-

質問 31 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体では、以下の要件について、助成の対象としていますか。それぞれの要件について、最もあてはまるものをお選びください。対象の場合は、具体的な要件があればご記入ください。運用上対象外の場合は、その理由(例:予算に合わせて運用上の対象を変えている等)があればご記入ください。



申立費用に関すること

	回答数			
	申立人に関すること		後見類型に関すること	
	1. 市町村長申立	2. 市町村長申立以外	成年後見人	成年後見類型以外
	N=755	N=738	N=754	N=736
1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	523	266	577	502
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	23	22	14	16
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている	159	136	131	119
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	24	40	19	25
5. 対象外としている	26	274	13	74
総計	755	738	754	736

回答数								
収入や資産に関するもの								
	1. 収入要件 ① 本人収入	1. 収入要件 ② 世帯収入	2. 収入 + 資産要件 ① 本人収入	2. 収入 + 資産要件 ② 世帯収入	2. 収入 + 資産要件 ① 本人資産	2. 収入 + 資産要件 ② 世帯資産	3. 世帯全員が 非課税	4. 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない
	N=435	N=296	N=471	N=346	N=498	N=440	N=640	N=627
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	143	63	157	89	190	123	151	152
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	39	19	37	21	40	23	20	13
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	105	64	113	75	120	88	215	239
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	111	102	125	108	115	139	191	158
5.対象外としている	37	48	39	53	33	67	63	65
総計	435	296	471	346	498	440	640	627

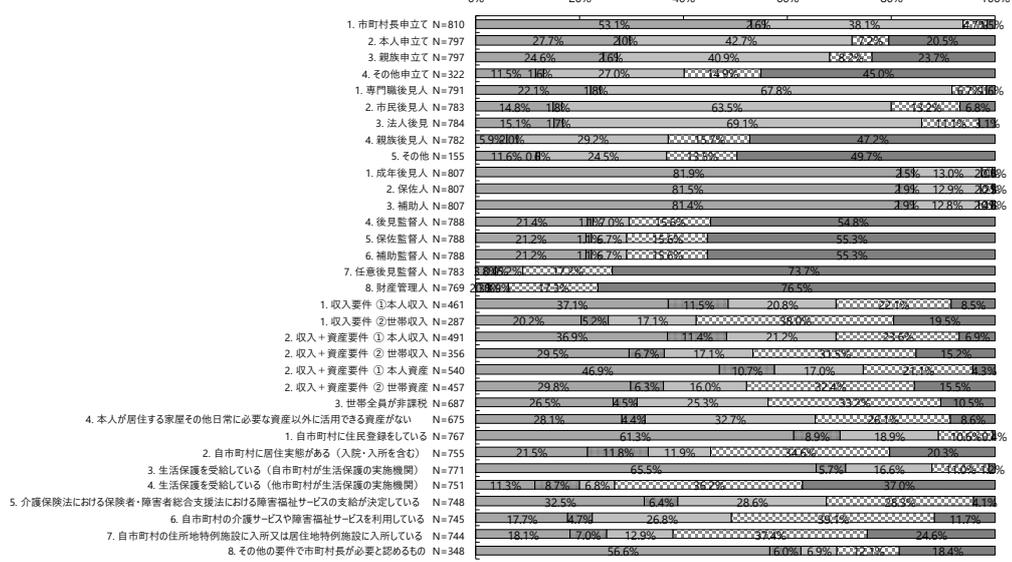
	回答数							
	その他							
	1. 自市町村に住民登録をしている	2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)	5. 介護保険法保険者・障害者総合支援法障害福祉サービスの支給が決定	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所	8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの
N=717	N=705	N=722	N=704	N=702	N=696	N=695	N=343	
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	421	119	438	74	238	129	117	190
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	62	85	27	55	35	29	55	17
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	141	96	145	58	198	185	97	32
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	81	252	95	249	193	261	254	41
5.対象外としている	12	153	17	268	38	92	172	63
総計	717	705	722	704	702	696	695	343

申立費用に関すること	割合			
	申立人に関すること		後見類型に関すること	
	1. 市町村長申立	2. 市町村長申立以外	成年後見人	成年後見類型以外
	N=755	N=738	N=754	N=736
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	69.3%	36.0%	76.5%	68.2%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	21.1%	18.4%	17.4%	16.2%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	3.0%	3.0%	1.9%	2.2%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	3.2%	5.4%	2.5%	3.4%
5.対象外としている	3.4%	37.1%	1.7%	10.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

割合								
収入や資産に関するもの								
	1. 収入要件① 本人収入	1. 収入要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人収入	2. 収入+資産要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人資産	2. 収入+資産要件② 世帯資産	3. 世帯全員が 非課税	4. 本人が居住する家屋その他 日常生活に必要な資産以外に 活用できる資産がない
	N=435	N=296	N=471	N=346	N=498	N=440	N=640	N=627
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	32.9%	21.3%	33.3%	25.7%	38.2%	28.0%	23.6%	24.2%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	24.1%	21.6%	24.0%	21.7%	24.1%	20.0%	33.6%	38.1%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	9.0%	6.4%	7.9%	6.1%	8.0%	5.2%	3.1%	2.1%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	25.5%	34.5%	26.5%	31.2%	23.1%	31.6%	29.8%	25.2%
5.対象外としている	8.5%	16.2%	8.3%	15.3%	6.6%	15.2%	9.8%	10.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合							
	その他							
	1. 自市町村に住民登録をしている	2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)	5. 介護保険法保険者・障害者総合支援法障害福祉サービスの支給が決定	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所	8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの
	N=717	N=705	N=722	N=704	N=702	N=696	N=695	N=343
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	58.7%	16.9%	60.7%	10.5%	33.9%	18.5%	16.8%	55.4%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	19.7%	13.6%	20.1%	8.2%	28.2%	26.6%	14.0%	9.3%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	8.6%	12.1%	3.7%	7.8%	5.0%	4.2%	7.9%	5.0%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	11.3%	35.7%	13.2%	35.4%	27.5%	37.5%	36.5%	12.0%
5.対象外としている	1.7%	21.7%	2.4%	38.1%	5.4%	13.2%	24.7%	18.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

報酬助成に関すること 助成対象有無



1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている
 2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある
 3.要綱に記載はないが、運用上対象としている
 4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある
 5.対象外としている

報酬助成に関すること

	回答数			
	申立人に関すること			
	1. 市町村長申立	2. 本人申立	3. 親族申立	4. その他申立
	N=810	N=797	N=797	N=322
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	430	221	196	37
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	21	16	21	5
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	309	340	326	87
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	38	57	65	48
5.対象外としている	12	163	189	145
総計	810	797	797	322

	回答数				
	後見人等に関すること				
	1. 専門職後見人	2. 市民後見人	3. 法人後見	4. 親族後見人	5. その他
	N=791	N=783	N=784	N=782	N=155
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	175	116	118	46	18
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	14	14	13	16	1
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	536	497	542	228	38
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	53	103	87	123	21
5.対象外としている	13	53	24	369	77
総計	791	783	784	782	155

	回答数							
	類型別							
	1. 成年 後見人	2. 保佐 人	3. 補助 人	4. 後見 監督人	5. 保佐 監督人	6. 補助 監督人	7. 任意 後見監 督人	8. 財産 管理人
	N=807	N=807	N=807	N=788	N=788	N=788	N=783	N=769
1.要綱に対象 と明記されて おり、運用上 対象としてい る	661	658	657	169	167	167	30	18
2.要綱に対象 と明記されて いるが、運用 上対象外とす る場合がある	20	23	23	9	9	9	0	0
3.要綱に記載 はないが、運 用上対象とし ている	105	104	103	55	53	53	41	30
4.要綱に記載 がなく、運用 上対象外とす る場合がある	16	18	19	123	123	123	135	133
5.対象外とし ている	5	4	5	432	436	436	577	588
総計	807	807	807	788	788	788	783	769

回答数								
収入や資産に関するもの								
	1. 収入要件① 本人収入	1. 収入要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人収入	2. 収入+資産要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人資産	2. 収入+資産要件② 世帯資産	3. 世帯全員が 非課税	4. 本人が居住する家屋その他 日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
	N=461	N=287	N=491	N=356	N=540	N=457	N=687	N=675
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	171	58	181	105	253	136	182	190
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	53	15	56	24	58	29	31	30
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	96	49	104	61	92	73	174	221
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	102	109	116	112	114	148	228	176
5.対象外としている	39	56	34	54	23	71	72	58
総計	461	287	491	356	540	457	687	675

	回答数							
	その他							
	1. 自市町村に住民登録をしている	2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)	5. 介護保険法保険者・障害者総合支援法障害福祉サービスの支給が決定	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所	8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの
N=767	N=755	N=771	N=751	N=748	N=745	N=744	N=348	
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	470	162	505	85	243	132	135	197
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	68	89	44	65	48	35	52	21
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	145	90	128	51	214	200	96	24
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	81	261	85	272	212	291	278	42
5.対象外としている	3	153	9	278	31	87	183	64
総計	767	755	771	751	748	745	744	348

報酬助成に関すること

	割合			
	申立人に関すること			
	1. 市町村長申立	2. 本人申立	3. 親族申立	4. その他申立
	N=810	N=797	N=797	N=322
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	53.1%	27.7%	24.6%	11.5%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	2.6%	2.0%	2.6%	1.6%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	38.1%	42.7%	40.9%	27.0%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	4.7%	7.2%	8.2%	14.9%
5.対象外としている	1.5%	20.5%	23.7%	45.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

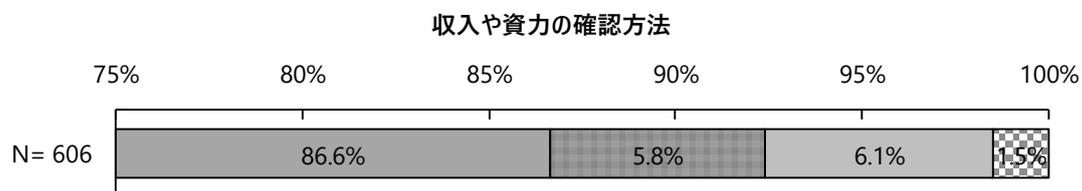
	割合				
	後見人等に関すること				
	1. 専門職後見人	2. 市民後見人	3. 法人後見	4. 親族後見人	5. その他
	N=791	N=783	N=784	N=782	N=155
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	22.1%	14.8%	15.1%	5.9%	11.6%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	0.6%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	67.8%	63.5%	69.1%	29.2%	24.5%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	6.7%	13.2%	11.1%	15.7%	13.5%
5.対象外としている	1.6%	6.8%	3.1%	47.2%	49.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合							
	類型別							
	1. 成年 後見人	2. 保佐 人	3. 補助 人	4. 後見 監督人	5. 保佐 監督人	6. 補助 監督人	7. 任意 後見監 督人	8. 財産 管理人
	N=807	N=807	N=807	N=788	N=788	N=788	N=783	N=769
1.要綱に対象 と明記されて おり、運用上 対象としてい る	81.9%	81.5%	81.4%	21.4%	21.2%	21.2%	3.8%	2.3%
2.要綱に対象 と明記されて いるが、運用 上対象外とす る場合がある	2.5%	2.9%	2.9%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%
3.要綱に記載 はないが、運 用上対象とし ている	13.0%	12.9%	12.8%	7.0%	6.7%	6.7%	5.2%	3.9%
4.要綱に記載 がなく、運用 上対象外とす る場合がある	2.0%	2.2%	2.4%	15.6%	15.6%	15.6%	17.2%	17.3%
5.対象外とし ている	0.6%	0.5%	0.6%	54.8%	55.3%	55.3%	73.7%	76.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

割合								
収入や資産に関するもの								
	1. 収入要件① 本人収入	1. 収入要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人収入	2. 収入+資産要件② 世帯収入	2. 収入+資産要件① 本人資産	2. 収入+資産要件② 世帯資産	3. 世帯全員が 非課税	4. 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない
	N=461	N=287	N=491	N=356	N=540	N=457	N=687	N=675
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	37.1%	20.2%	36.9%	29.5%	46.9%	29.8%	26.5%	28.1%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	11.5%	5.2%	11.4%	6.7%	10.7%	6.3%	4.5%	4.4%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	20.8%	17.1%	21.2%	17.1%	17.0%	16.0%	25.3%	32.7%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	22.1%	38.0%	23.6%	31.5%	21.1%	32.4%	33.2%	26.1%
5.対象外としている	8.5%	19.5%	6.9%	15.2%	4.3%	15.5%	10.5%	8.6%
総計	461	287	491	356	540	457	687	675

	割合							
	その他							
	1. 自市町村に住民登録をしている	2. 自市町村に居住実態がある(入院・入所を含む)	3. 生活保護を受給している(自市町村が生活保護の実施機関)	4. 生活保護を受給している(他市町村が生活保護の実施機関)	5. 介護保険法保険者・障害者総合支援法障害福祉サービスの支給が決定	6. 自市町村の介護サービスや障害福祉サービスを利用している	7. 自市町村の住所地特例施設に入所又は居住地特例施設に入所	8. その他の要件で市町村長が必要と認めるもの
	N=767	N=755	N=771	N=751	N=748	N=745	N=744	N=348
1.要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	61.3%	21.5%	65.5%	11.3%	32.5%	17.7%	18.1%	56.6%
2.要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	8.9%	11.8%	5.7%	8.7%	6.4%	4.7%	7.0%	6.0%
3.要綱に記載はないが、運用上対象としている	18.9%	11.9%	16.6%	6.8%	28.6%	26.8%	12.9%	6.9%
4.要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	10.6%	34.6%	11.0%	36.2%	28.3%	39.1%	37.4%	12.1%
5.対象外としている	0.4%	20.3%	1.2%	37.0%	4.1%	11.7%	24.6%	18.4%
総計	767	755	771	751	748	745	744	348

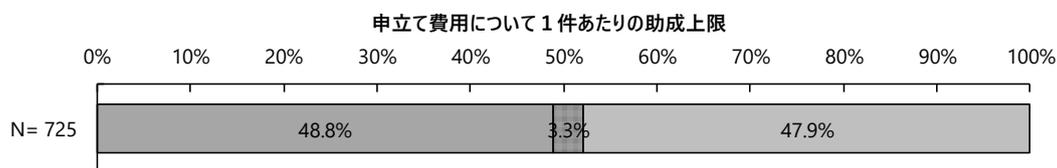
質問 32 【質問 31 で、「収入要件」又は「収入＋資産要件」を選択した場合】貴自治体では、収入や資力を原則どのように確認していますか。最もあてはまるものをお選びください。



- 1. 申請時に関連する根拠資料（預金通帳の写し等）を添付させ、確認している
- 2. 申請時に同意を得て、課税情報等を確認している
- 3. その他
- 4. 確認していない

	回答数	割合
	N=606	N=606
1. 申請時に関連する根拠資料（預金通帳の写し等）を添付させ、確認している	525	86.6%
2. 申請時に同意を得て、課税情報等を確認している	35	5.8%
3. その他	37	6.1%
4. 確認していない	9	1.5%
総計	606	100.0%

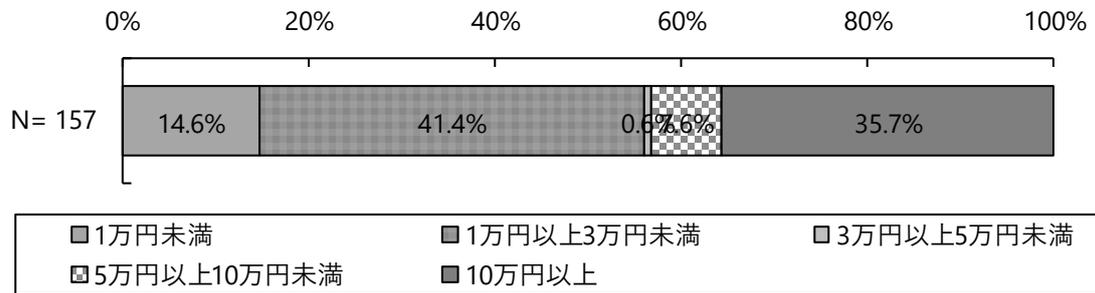
質問 33 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体では、申立費用について1件あたりの助成上限を定めていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、平均助成上限額をご記入ください。



- 1.要綱に助成上限が明記されており、運用上の助成上限も同額としている
- 2.要綱に助成上限が明記されているが、運用上の助成上限は異なる
- 3.要綱に助成上限が明記されていないものの、運用上の助成上限は決まっている

	回答数	割合
	N=725	N=725
1. 要綱に助成上限が明記されており、運用上の助成上限も同額としている	354	48.8%
2. 要綱に助成上限が明記されているが、運用上の助成上限は異なる	24	3.3%
3. 要綱に助成上限が明記されていないものの、運用上の助成上限は決まっている	347	47.9%
総計	725	100.0%

1件あたりの平均助成上限額

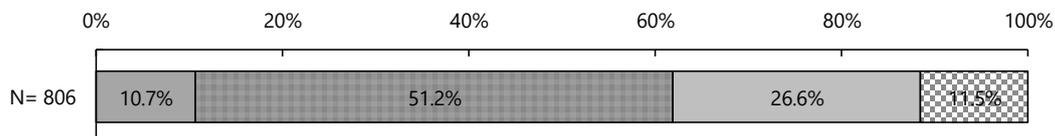


1件あたりの平均助成上限額

1件あたりの平均助成上限額	回答数	割合
	N=157	N=157
1万円未満	23	14.6%
1万円以上3万円未満	65	41.4%
3万円以上5万円未満	1	0.6%
5万円以上10万円未満	12	7.6%
10万円以上	56	35.7%
総計	157	100.0%

質問 34 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体での成年後見制度利用支援事業の報酬助成額の決定方法について、それぞれ最もあてはまるものをお選びください。

報酬助成額の決定方法ア.利用支援事業の申請案件における家庭裁判所の決定に関する状況

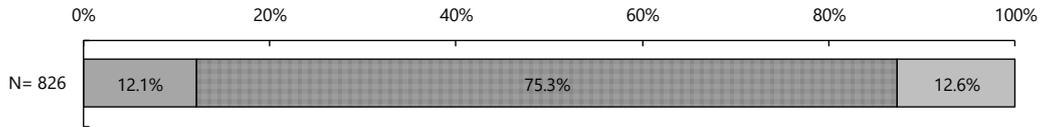


- 1. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額と同額である
- 2. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額の範囲内の額である
- 3. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額を超える額であるときがある
- 4. その他（裁判所によって決定額が異なる 等）

ア.利用支援事業の申請案件における家庭裁判所の決定に関する状況

	回答数	割合
	N=806	N=806
1. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額と同額である	86	10.7%
2. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額の範囲内の額である	413	51.2%
3. 家庭裁判所の審判の額は、当該地区の報酬助成の上限額を超える額であるときがある	214	26.6%
4. その他(裁判所によって決定額が異なる 等)	93	11.5%
総計	806	100.0%

報酬助成額の決定方法イ.家庭裁判所の決定額に対しての利用支援事業の額に関する状況

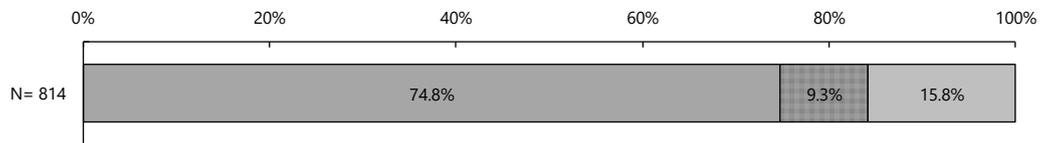


- 1. 家庭裁判所が審判した額をそのまま助成している。
- 2. 平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格（在宅で28,000円、施設で18,000円）のまでの額を助成している。
- 3. その他の上限額までの額を助成している。

イ.家庭裁判所の決定額に対しての利用支援事業の額に関する状況
※利用支援事業の要綱についてお聞きするものです。

	回答数	割合
	N=826	N=826
1. 家庭裁判所が審判した額をそのまま助成している。	100	12.1%
2. 平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格（在宅で28,000円、施設で18,000円）のまでの額を助成している。	622	75.3%
3. その他の上限額までの額を助成している。	104	12.6%
総計	826	100.0%

報酬助成額の決定方法ウ.利用支援事業の助成決定に関する状況

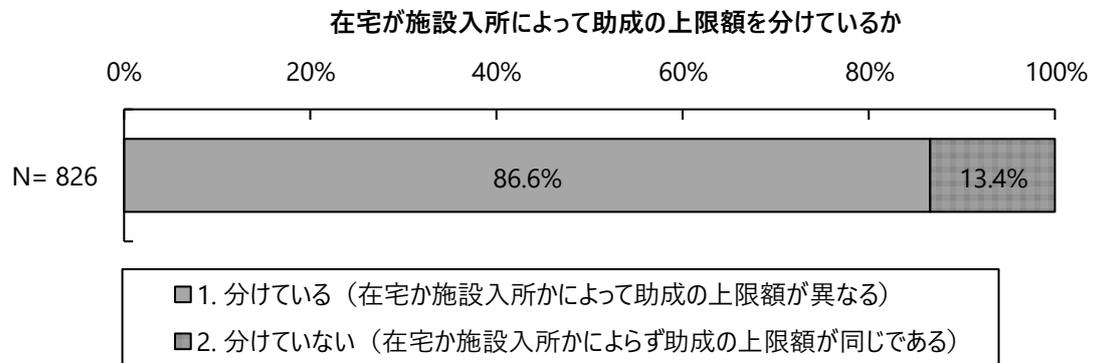


- 1. イの額を全額助成している。
- 2. 予算等の状況を加味し、イの額以下として一部助成している。
- 3. その他

ウ.利用支援事業の助成決定に関する状況
※要綱の取扱いではなく実際の運用の取扱いをお聞きするものです。

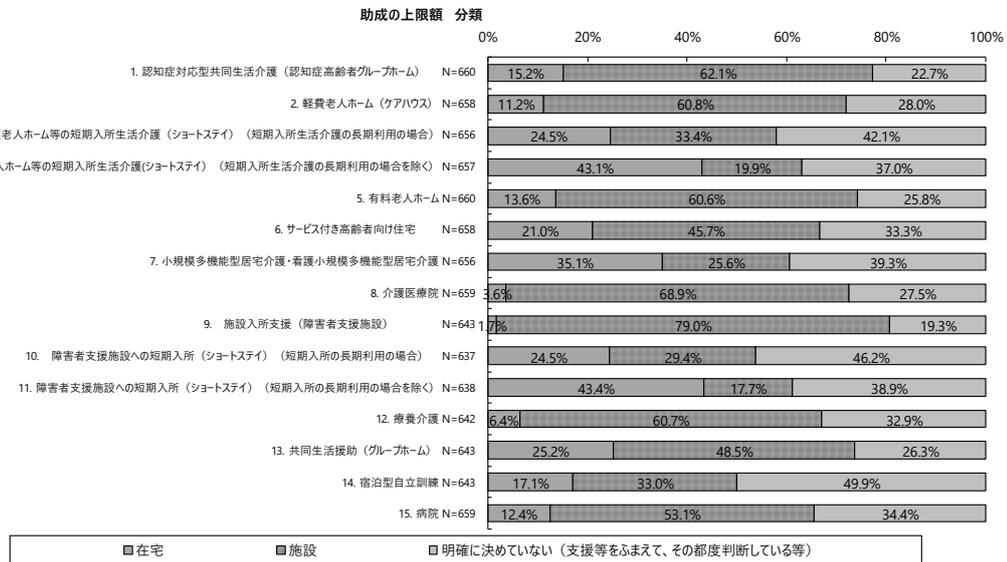
	回答数	割合
	N=814	N=814
1. イの額を全額助成している。	609	74.8%
2. 予算等の状況を加味し、イの額以下として一部助成している。	76	9.3%
3. その他	129	15.8%
総計	814	100.0%

質問 35 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体では、在宅が施設入所によって助成の上限額を分けていますか。あてはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=826	N=826
1. 分けている(在宅か施設入所かによって助成の上限額が異なる)	715	86.6%
2. 分けていない(在宅か施設入所かによらず助成の上限額が同じである)	111	13.4%
総計	826	100.0%

質問 36 【質問 35 で1を選択した場合】在宅か施設入所かによって助成の上限額を分けている場合、以下の施設はどちらに分類されますか。それぞれあてはまるものを選びください。



回答数								
1. 認知 症対応 型共同 生活介 護(認知 症高齢 者グル ープホ ーム)	2. 軽費 老人ホ ーム(ケ アハウ ス)	3. 特別 養護老 人ホーム 等の短 期入所 生活介 護 ※1	4. 特別 養護老 人ホーム 等の短 期入所 生活介 護 ※2	5. 有料 老人ホ ーム	6. サー ビス付き 高齢者 向け住 宅	7. 小規 模多機 能型居 宅介護・ 看護小 規模多 機能型 居宅介 護	8. 介護 医療院	
N=660	N=658	N=656	N=657	N=660	N=658	N=656	N=659	
在宅	100	74	161	283	90	138	230	24
施設	410	400	219	131	400	301	168	454
明確に決めて いない	150	184	276	243	170	219	258	181
総計	660	658	656	657	660	658	656	659

回答数							
9. 施設 入所支援 (障害者 支援施 設)	10. 障害 者支援施 設への短 期入所※ 1	11. 障害 者支援施 設への短 期入所※ 2	12. 療養 介護	13. 共同 生活援助 (グルー プホーム)	14. 宿泊 型自立訓 練	15. 病院	
N=643	N=637	N=638	N=642	N=643	N=643	N=659	
在宅	11	156	277	41	162	110	82
施設	508	187	113	390	312	212	350
明確に決めてい ない	124	294	248	211	169	321	227
総計	643	637	638	642	643	643	659

※1 ショートステイ、短期入所生活介護の長期利用の場合

※2 ショートステイ、短期入所生活介護の長期利用の場合を除く

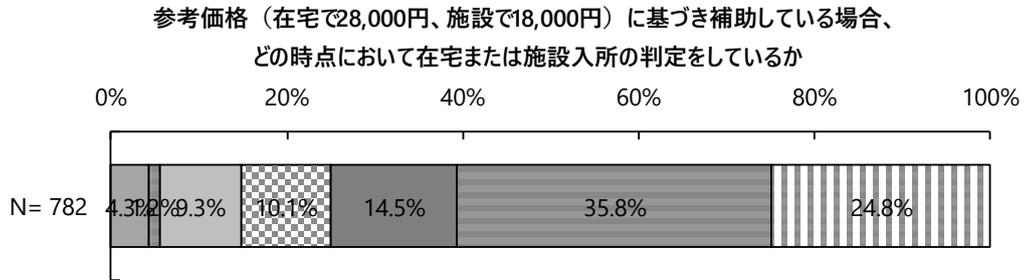
割合								
1. 認知 症対応 型共同 生活介 護(認知 症高齢 者グル ープホ ーム)	2. 軽費 老人ホ ーム(ケ アハウ ス)	3. 特別 養護老 人ホーム 等の短 期入所 生活介 護 ※1	4. 特別 養護老 人ホーム 等の短 期入所 生活介 護 ※2	5. 有料 老人ホ ーム	6. サー ビス付き 高齢者 向け住 宅	7. 小規 模多機 能型居 宅介護・ 看護小 規模多 機能型 居宅介 護	8. 介護 医療院	
N=660	N=658	N=656	N=657	N=660	N=658	N=656	N=659	
在宅	15.2%	11.2%	24.5%	43.1%	13.6%	21.0%	35.1%	3.6%
施設	62.1%	60.8%	33.4%	19.9%	60.6%	45.7%	25.6%	68.9%
明確に決めて いない	22.7%	28.0%	42.1%	37.0%	25.8%	33.3%	39.3%	27.5%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

割合							
9. 施設 入所支援 (障害者 支援施 設)	10. 障害 者支援施 設への短 期入所※ 1	11. 障害 者支援施 設への短 期入所※ 2	12. 療養 介護	13. 共同 生活援助 (グルー プホーム)	14. 宿泊 型自立訓 練	15. 病院	
N=643	N=637	N=638	N=642	N=643	N=643	N=659	
在宅	1.7%	24.5%	43.4%	6.4%	25.2%	17.1%	12.4%
施設	79.0%	29.4%	17.7%	60.7%	48.5%	33.0%	53.1%
明確に決めてい ない	19.3%	46.2%	38.9%	32.9%	26.3%	49.9%	34.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 ショートステイ、短期入所生活介護の長期利用の場合

※2 ショートステイ、短期入所生活介護の長期利用の場合を除く

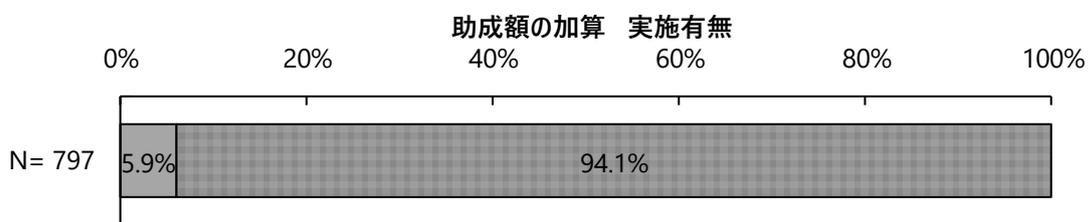
質問 37 【質問 30 で1～3を選択した場合】平成 12 年7月3日厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格(在宅で 28,000 円、施設で 18,000 円)に基づき補助している場合、どの時点において在宅または施設入所の判定を行っていますか。最もあてはまるものをお選びください。



- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ■ 1. 成年後見等開始の申立の時点の所在地で判断 | ■ 2. 後見人選任の時点での所在地で判断 |
| ■ 3. 報酬付与審判請求時点での所在地で判断 | ■ 4. 報酬付与決定時の所在地で判断 |
| ■ 5. 利用支援事業申請時の所在地で判断 | ■ 6. 支援等をふまえて、その都度判断 |
| ■ 7. その他 | |

	回答数	割合
	N=782	N=782
1. 成年後見等開始の申立の時点の所在地で判断	34	4.3%
2. 後見人選任の時点での所在地で判断	9	1.2%
3. 報酬付与審判請求時点での所在地で判断	73	9.3%
4. 報酬付与決定時の所在地で判断	79	10.1%
5. 利用支援事業申請時の所在地で判断	113	14.5%
6. 支援等をふまえて、その都度判断	280	35.8%
7. その他	194	24.8%
総計	782	100.0%

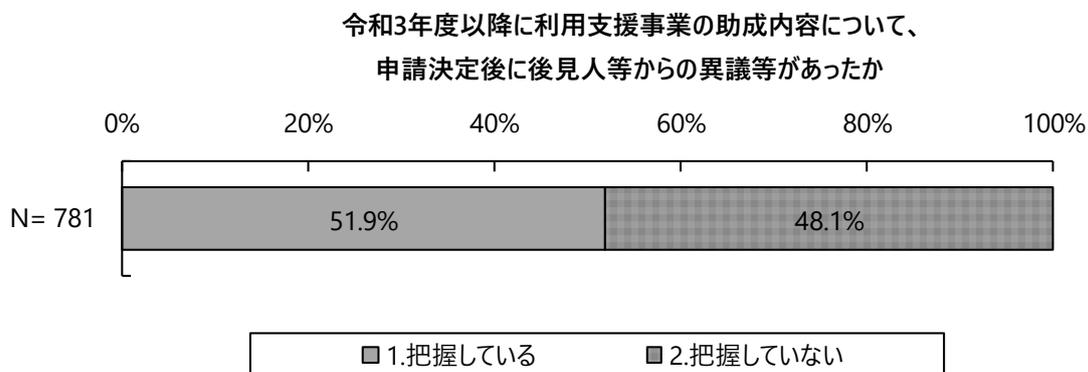
質問 38 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体では、助成額の加算を行っていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、加算している場合には、具体的な判断内容についてご記入ください。



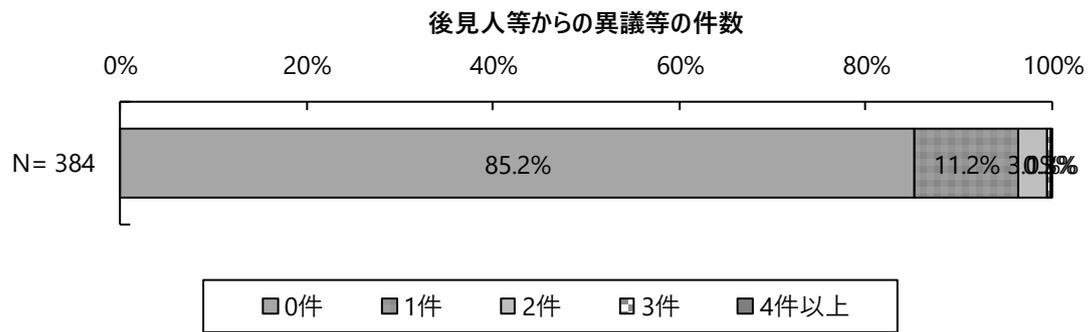
- 1. 家庭裁判所の審判において、助成額の加算があった場合、加算額を支給している
- 2. 助成額の加算は行っていない

	回答数	割合
	N=797	N=797
1. 家庭裁判所の審判において、助成額の加算があった場合、加算額を支給している	47	5.9%
2. 助成額の加算は行っていない	750	94.1%
総計	797	100.0%

質問 39 【質問 30 で1～3を選択した場合】貴自治体では、令和3年度以降に利用支援事業の助成内容について、申請決定後に後見人等からの異議等がありましたか。把握している場合、異議等があった件数をご記入ください。なかった場合には「0」とご記入ください。

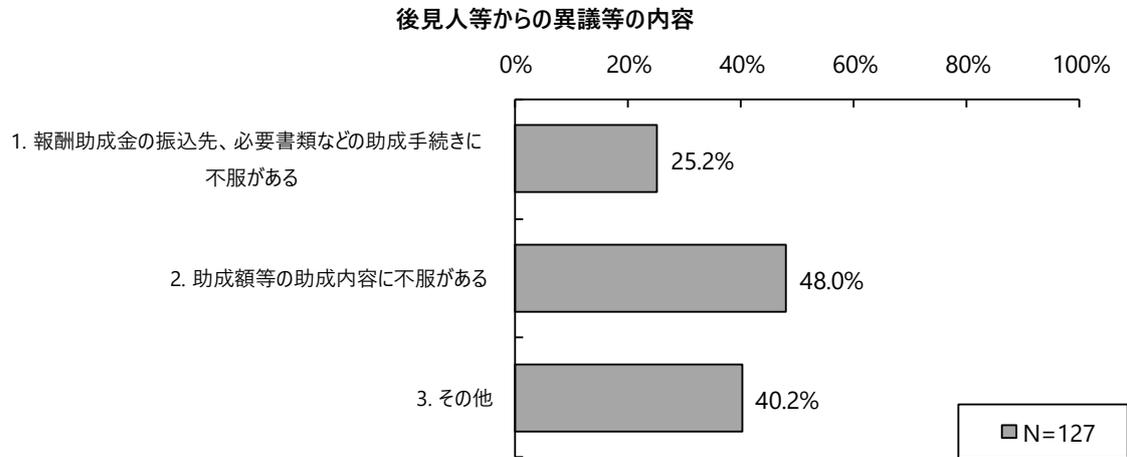


	回答数	割合
	N=781	N=781
1. 把握している	405	51.9%
2. 把握していない	376	48.1%
総計	781	100.0%



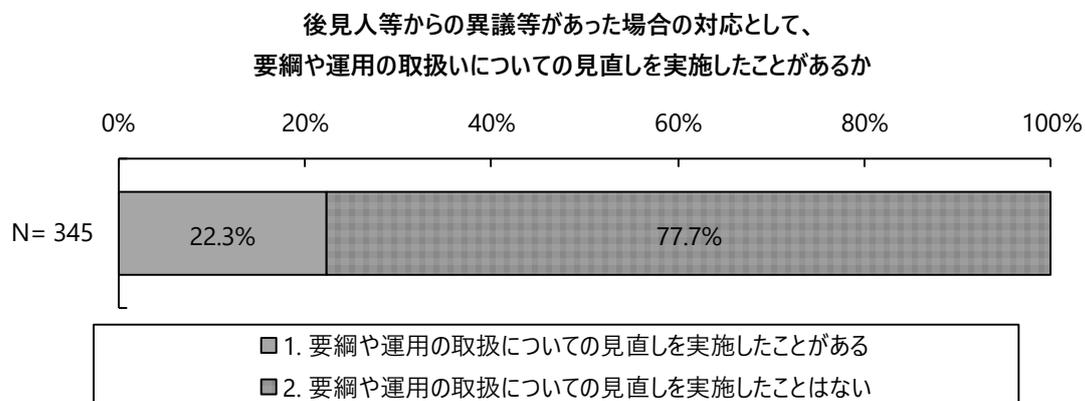
後見人等からの異議等の件数	回答数	割合
	N=384	N=384
0件	327	85.2%
1件	43	11.2%
2件	12	3.1%
3件	1	0.3%
4件以上	1	0.3%
総計	384	100.0%

質問 40 【質問 30 で1～3を選択した場合】後見人等からの異議等の内容について、あてはまるものをすべてお選びください。



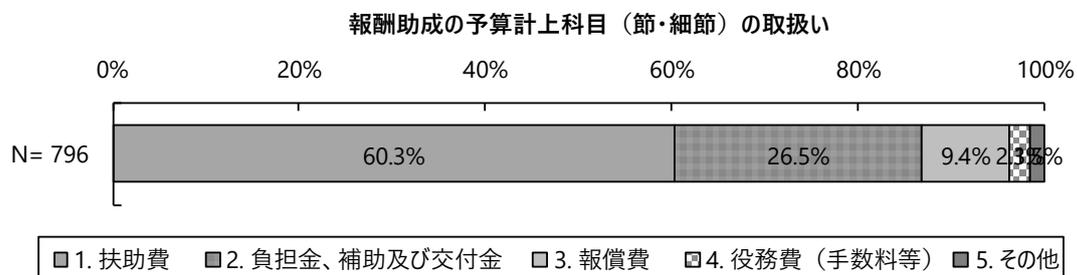
	回答数	割合
	N=127	N=127
1. 報酬助成金の振込先、必要書類などの助成手続きに不服がある	32	25.2%
2. 助成額等の助成内容に不服がある	61	48.0%
3. その他	51	40.2%
総計	144	-

質問 41 【質問 30 で1～3を選択した場合】後見人等からの異議等があった場合の対応として、要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことがありますか。あてはまるものをお選びください。



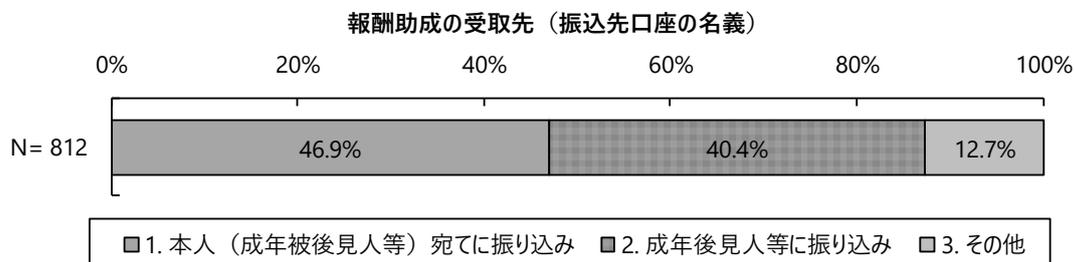
	回答数	割合
	N=345	N=345
1. 要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことがある	77	22.3%
2. 要綱や運用の取扱いについての見直しを実施したことはない	268	77.7%
総計	345	100.0%

質問 42 【質問 30 で1～3を選択した場合】報酬助成の予算計上科目（節・細節）の取扱いについて、最もあてはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=796	N=796
1. 扶助費	480	60.3%
2. 負担金、補助及び交付金	211	26.5%
3. 報償費	75	9.4%
4. 役務費（手数料等）	18	2.3%
5. その他	12	1.5%
総計	796	100.0%

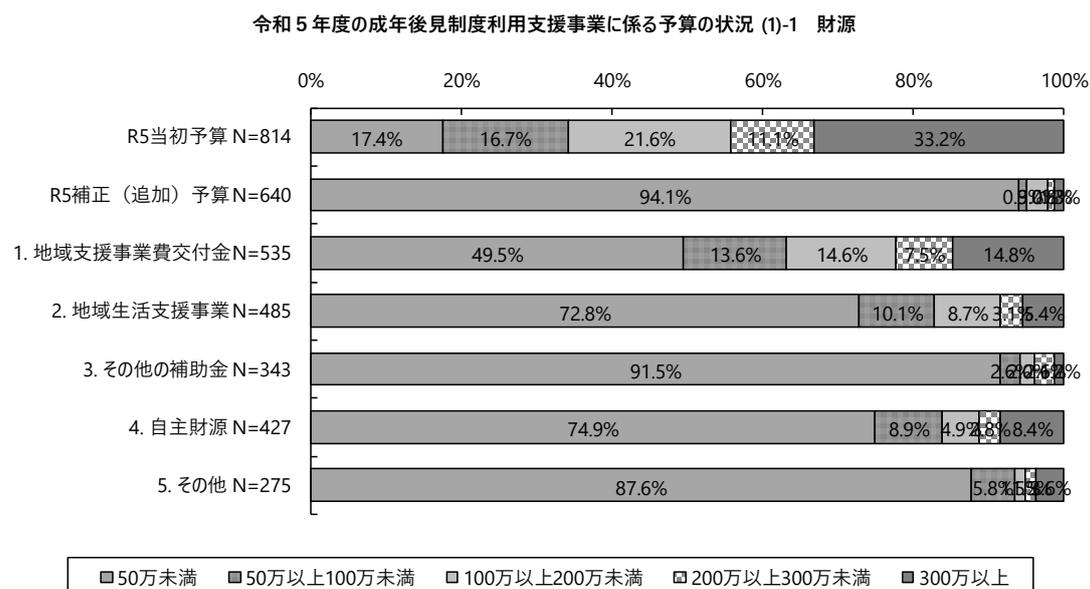
質問 43 【質問 30 で1～3を選択した場合】報酬助成の受取先(振込先口座の名義)について、通常どのように定めていますか。最もあてはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=812	N=812
1. 本人(成年被後見人等)宛てに振込	381	46.9%
2. 成年後見人等に振込	328	40.4%
3. その他	103	12.7%
総計	812	100.0%

質問 44 貴自治体の令和5年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況等についてご記入ください。(※成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に係る予算を除く)

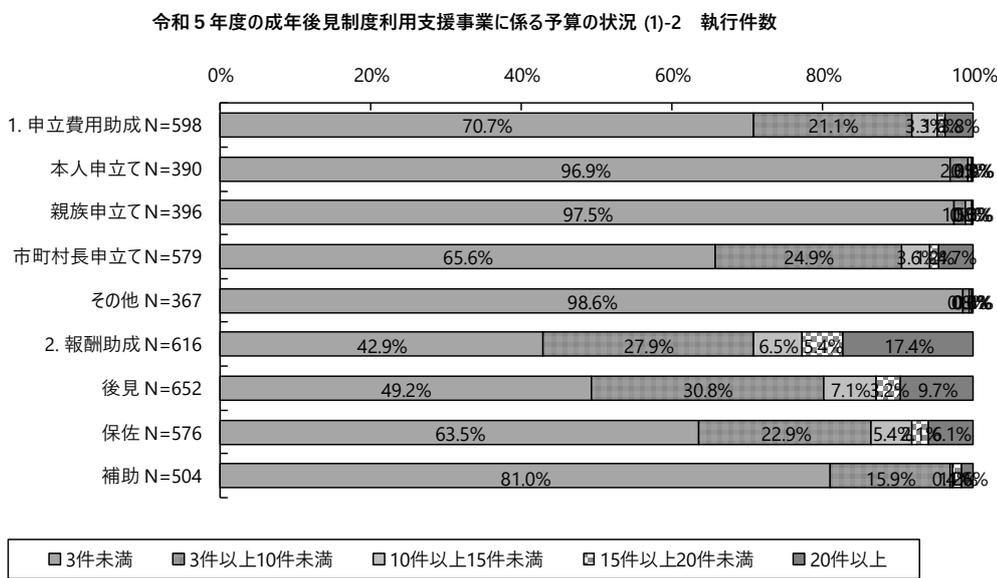
(1)-1 財源



	回答数						
	R5 当 初予算	R5 補 正(追 加)予 算	1. 地 域支援 事業費 交付金	2. 地 域生活 支援事 業	3. そ の他の 補助金	4. 自 主財源	5. そ の他
	N=814	N=640	N=535	N=485	N=343	N=427	N=275
50 万未満	142	602	265	353	314	320	241
50 万以上 100 万未満	136	6	73	49	9	38	16
100 万以上 200 万未満	176	19	78	42	7	21	4
200 万以上 300 万未満	90	5	40	15	9	12	4
300 万以上	270	8	79	26	4	36	10
総計	814	640	535	485	343	427	275

	割合						
	R5 当 初予算	R5 補 正(追 加)予 算	1. 地 域支援 事業費 交付金	2. 地 域生活 支援事 業	3. そ の他の 補助金	4. 自 主財源	5. そ の他
	N=814	N=640	N=535	N=485	N=343	N=427	N=275
50 万未満	17.4%	94.1%	49.5%	72.8%	91.5%	74.9%	87.6%
50 万以上 100 万未満	16.7%	0.9%	13.6%	10.1%	2.6%	8.9%	5.8%
100 万以上 200 万未満	21.6%	3.0%	14.6%	8.7%	2.0%	4.9%	1.5%
200 万以上 300 万未満	11.1%	0.8%	7.5%	3.1%	2.6%	2.8%	1.5%
300 万以上	33.2%	1.3%	14.8%	5.4%	1.2%	8.4%	3.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(1)-2 執行件数

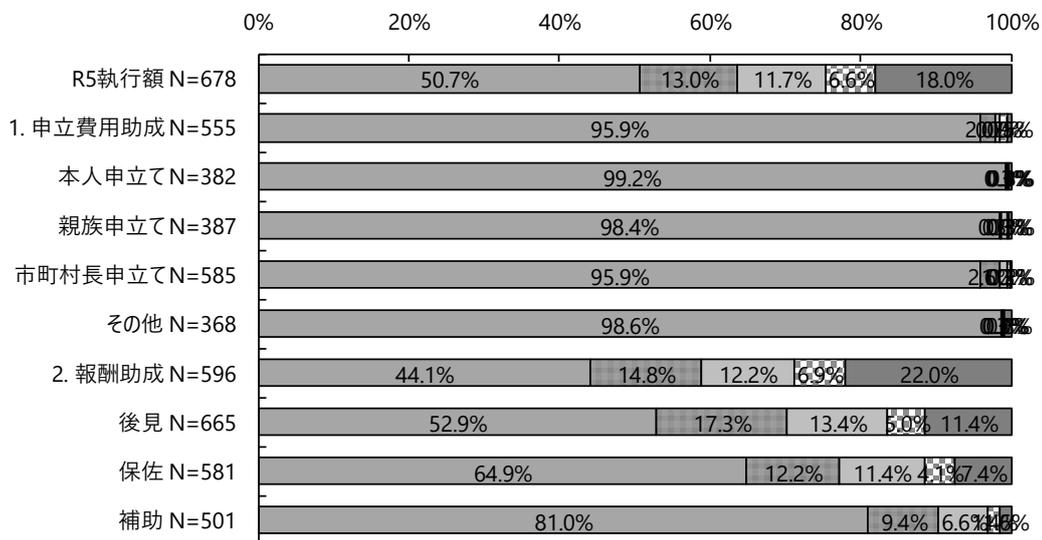


	回答数								
	1. 申立費用助成	本人申立	親族申立	市町村長申立	その他	2. 報酬助成	後見	保佐	補助
	N=598	N=390	N=396	N=579	N=367	N=616	N=652	N=576	N=504
3件未満	423	378	386	380	362	264	321	366	408
3件以上10件未満	126	9	6	144	3	172	201	132	80
10件以上15件未満	20	2	3	21	1	40	46	31	2
15件以上20件未満	6	1	0	7	0	33	21	12	6
20件以上	23	0	1	27	1	107	63	35	8
総計	598	390	396	579	367	616	652	576	504

	割合								
	1. 申立費用助成	本人申立	親族申立	市町村長申立	その他	2. 報酬助成	後見	保佐	補助
	N=598	N=390	N=396	N=579	N=367	N=616	N=652	N=576	N=504
3件未満	70.7%	96.9%	97.5%	65.6%	98.6%	42.9%	49.2%	63.5%	81.0%
3件以上10件未満	21.1%	2.3%	1.5%	24.9%	0.8%	27.9%	30.8%	22.9%	15.9%
10件以上15件未満	3.3%	0.5%	0.8%	3.6%	0.3%	6.5%	7.1%	5.4%	0.4%
15件以上20件未満	1.0%	0.3%	0.0%	1.2%	0.0%	5.4%	3.2%	2.1%	1.2%
20件以上	3.8%	0.0%	0.3%	4.7%	0.3%	17.4%	9.7%	6.1%	1.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(1)-2 執行額内訳

令和5年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況 (1)-2 執行額内訳



50万未満
 50万以上100万未満
 100万以上200万未満
 200万以上300万未満
 300万以上

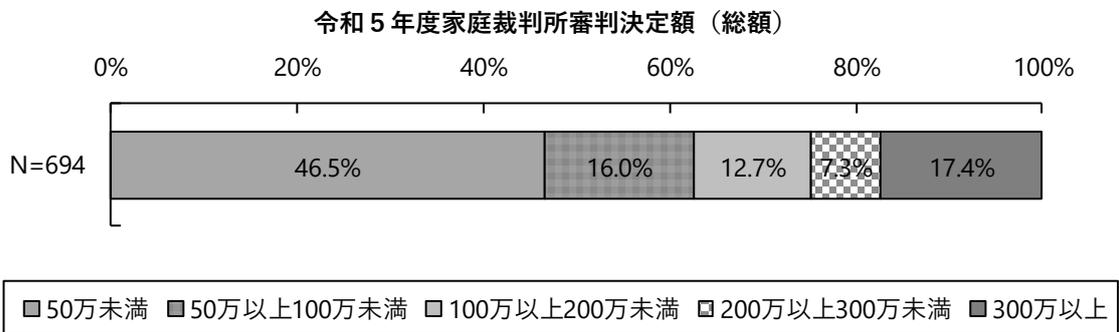
	回答数					
	R5 執行額	1. 申立費用助成	本人申立	親族申立	市町村長申立	その他
	N=678	N=555	N=382	N=387	N=585	N=368
50 万未満	344	532	379	381	561	363
50 万以上 100 万未満	88	11	1	1	15	1
100 万以上 200 万未満	79	4	1	3	6	1
200 万以上 300 万未満	45	5	0	1	2	0
300 万以上	122	3	1	1	1	3
総計	678	555	382	387	585	368

	回答数			
	2. 報酬助成	後見	保佐	補助
	N=596	N=665	N=581	N=501
50 万未満	263	352	377	406
50 万以上 100 万未満	88	115	71	47
100 万以上 200 万未満	73	89	66	33
200 万以上 300 万未満	41	33	24	7
300 万以上	131	76	43	8
総計	596	665	581	501

	割合					
	R5 執行額	1. 申立費用助成	本人申立	親族申立	市町村長申立	その他
	N=678	N=555	N=382	N=387	N=585	N=368
50 万未満	50.7%	95.9%	99.2%	98.4%	95.9%	98.6%
50 万以上 100 万未満	13.0%	2.0%	0.3%	0.3%	2.6%	0.3%
100 万以上 200 万未満	11.7%	0.7%	0.3%	0.8%	1.0%	0.3%
200 万以上 300 万未満	6.6%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
300 万以上	18.0%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	割合			
	2. 報酬助成	後見	保佐	補助
	N=596	N=665	N=581	N=501
50 万未満	44.1%	52.9%	64.9%	81.0%
50 万以上 100 万未満	14.8%	17.3%	12.2%	9.4%
100 万以上 200 万未満	12.2%	13.4%	11.4%	6.6%
200 万以上 300 万未満	6.9%	5.0%	4.1%	1.4%
300 万以上	22.0%	11.4%	7.4%	1.6%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

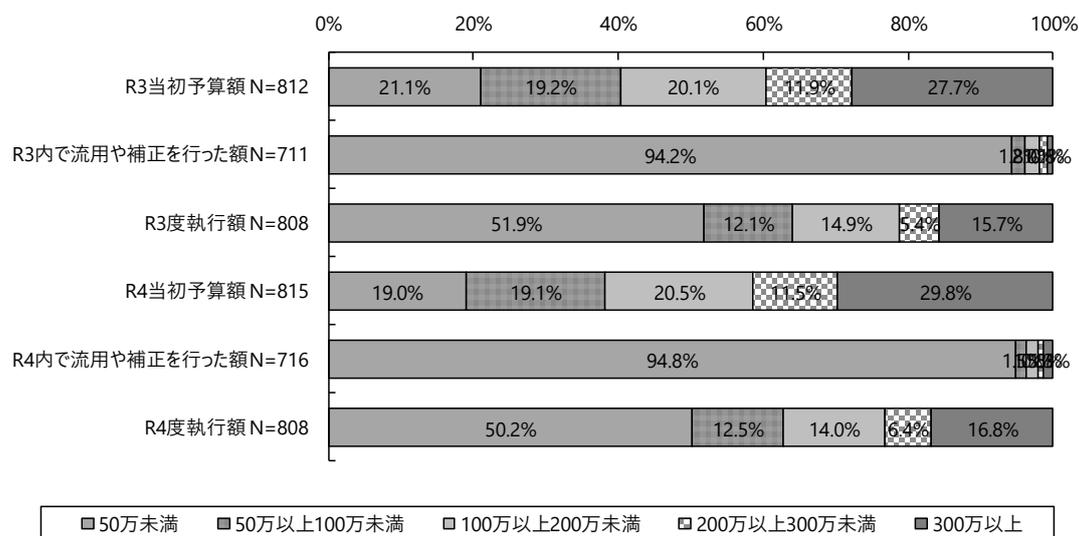
(1)-3 令和5年度家庭裁判所審判決定額(総額)



	回答数	割合
	N=694	N=694
50万未満	323	46.5%
50万以上100万未満	111	16.0%
100万以上200万未満	88	12.7%
200万以上300万未満	51	7.3%
300万以上	121	17.4%
総計	694	100.0%

質問 45 令和3年度及び令和4年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況等について、それぞれご記入ください(※成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に係る予算を除く)。

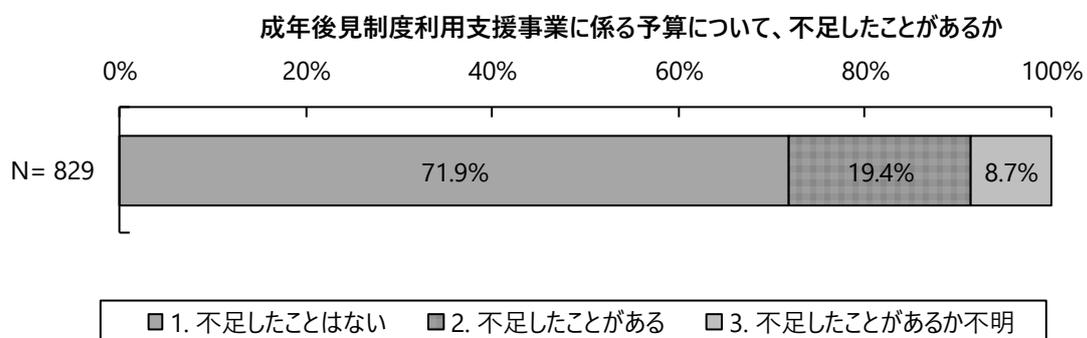
令和3年度および令和4年度の成年後見制度利用支援事業に係る予算の状況等



	回答数					
	R3 当初 予算額	R3 内で 流用や 補正を行 った額	R3 度執 行額	R4 当初 予算額	R4 内で 流用や 補正を行 った額	R4 度執 行額
	N=812	N=711	N=808	N=815	N=716	N=808
50 万未満	171	670	419	155	679	406
50 万以上 100 万未満	156	13	98	156	11	101
100 万以上 200 万未満	163	14	120	167	11	113
200 万以上 300 万未満	97	8	44	94	6	52
300 万以上	225	6	127	243	9	136
総計	812	711	808	815	716	808

	割合					
	R3 当初 予算額	R3 内で 流用や 補正を行 った額	R3 度執 行額	R4 当初 予算額	R4 内で 流用や 補正を行 った額	R4 度執 行額
	N=812	N=711	N=808	N=815	N=716	N=808
50 万未満	21.1%	94.2%	51.9%	19.0%	94.8%	50.2%
50 万以上 100 万未満	19.2%	1.8%	12.1%	19.1%	1.5%	12.5%
100 万以上 200 万未満	20.1%	2.0%	14.9%	20.5%	1.5%	14.0%
200 万以上 300 万未満	11.9%	1.1%	5.4%	11.5%	0.8%	6.4%
300 万以上	27.7%	0.8%	15.7%	29.8%	1.3%	16.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

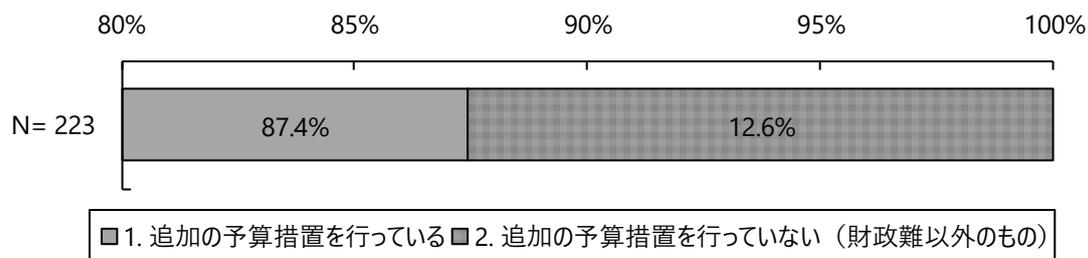
質問 46 成年後見制度利用支援事業に係る予算について、不足したことがありますか。最もあてはまるものをお選びください。(利用支援事業開始年度から令和 5 年度までの状況)



	回答数	割合
	N=829	N=829
1. 不足したことはない	596	71.9%
2. 不足したことがある	161	19.4%
3. 不足したことがあるか不明	72	8.7%
総計	829	100.0%

質問 47 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時に、追加の予算措置対応を行っていますか。当てはまるものをお選びください。追加の予算措置を行っていない(財政難以外のもの)場合、その理由についてご記入ください。

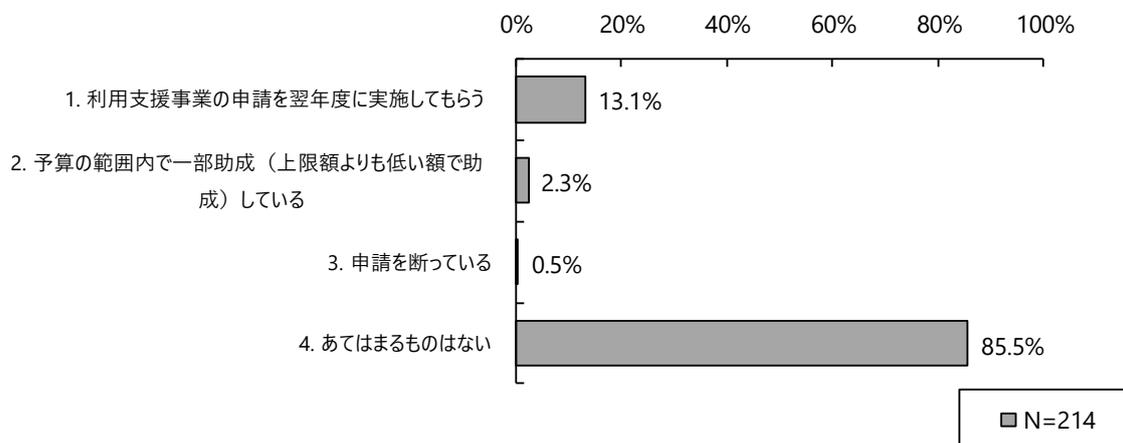
成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時に、
追加の予算措置対応を行っているか



	回答数	割合
	N=223	N=223
1. 追加の予算措置を行っている	195	87.4%
2. 追加の予算措置を行っていない(財政難以外のもの)	28	12.6%
総計	223	100.0%

質問 48 成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時の対応として、追加の予算措置以外の対応として、あてはまるものをすべてお選びください。

成年後見制度利用支援事業に係る予算の不足時の対応追加の予算措置以外



	回答数	割合
	N=214	N=214
1. 利用支援事業の申請を翌年度に実施してもらう	28	13.1%
2. 予算の範囲内で一部助成（上限額よりも低い額で助成）している	5	2.3%
3. 申請を断っている	1	0.5%
4. あてはまるものはない	183	85.5%
総計	217	-

質問 49 成年後見制度利用支援事業の予算確保について、自治体として課題や改善すべきと感じている点があれば、具体的にご記入ください。

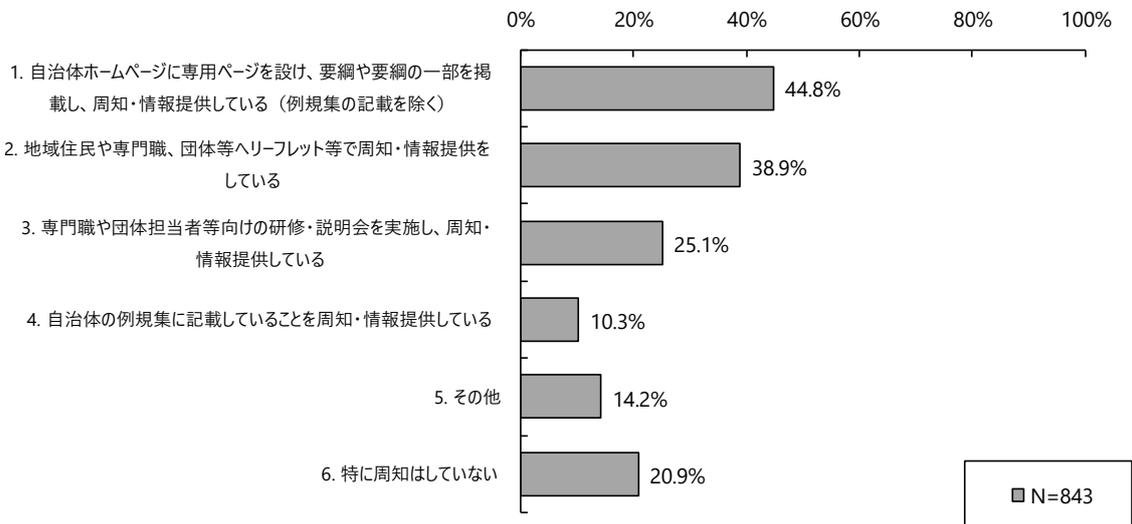
→定性データのため記載なし

質問 50 成年後見制度利用支援事業の予算確保について、国に対して対応を求めたいことや要望があれば、具体的にご記入ください。

→定性データのため記載なし

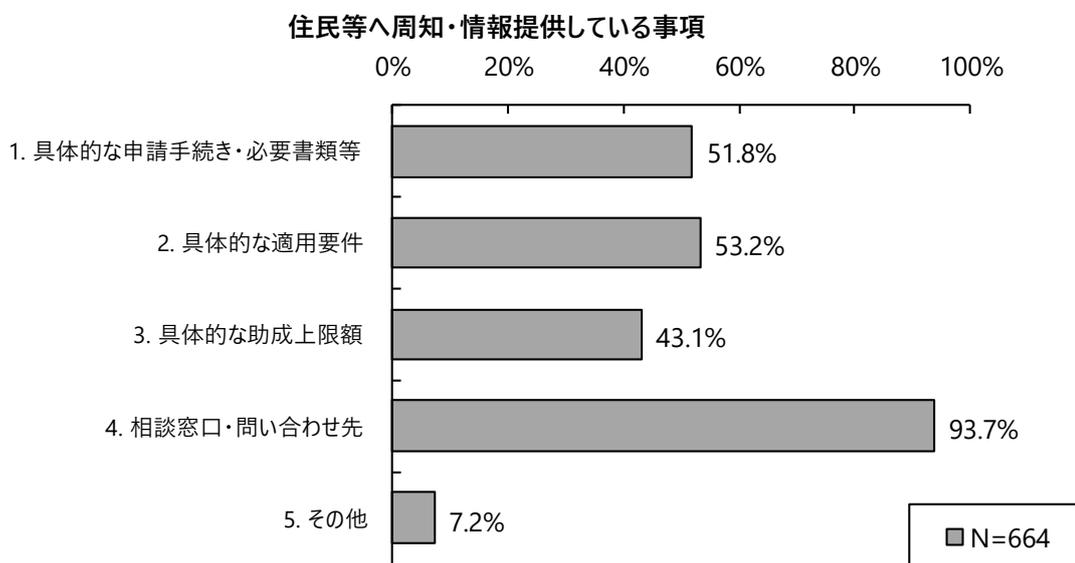
質問 51 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業について、住民等にどのようにして周知・情報提供をしていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

成年後見制度利用支援事業住民等への周知・情報提供方法



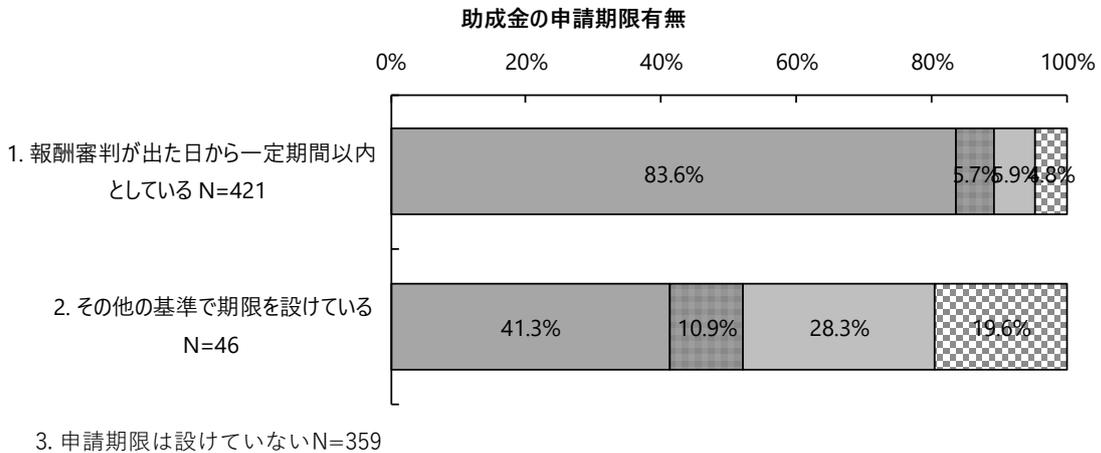
	回答数	割合
	N=843	N=843
1. 自治体ホームページに専用ページを設け、要綱や要綱の一部を掲載し、周知・情報提供している（例規集の記載を除く）	378	44.8%
2. 地域住民や専門職、団体等へリーフレット等で周知・情報提供をしている	328	38.9%
3. 専門職や団体担当者等向けの研修・説明会を実施し、周知・情報提供している	212	25.1%
4. 自治体の例規集に記載していることを周知・情報提供している	87	10.3%
5. その他	120	14.2%
6. 特に周知はしていない	176	20.9%
総計	1,301	-

質問 52 貴自治体では、どのような事項を周知・情報提供していますか。あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=664	N=664
1. 具体的な申請手続き・必要書類等	344	51.8%
2. 具体的な適用要件	353	53.2%
3. 具体的な助成上限額	286	43.1%
4. 相談窓口・問い合わせ先	622	93.7%
5. その他	48	7.2%
総計	1,653	-

質問 53 貴自治体では、助成金の申請期限を設けていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、期限を設けている場合、具体的な期限についてご記入ください。



3. 申請期限は設けていない N=359

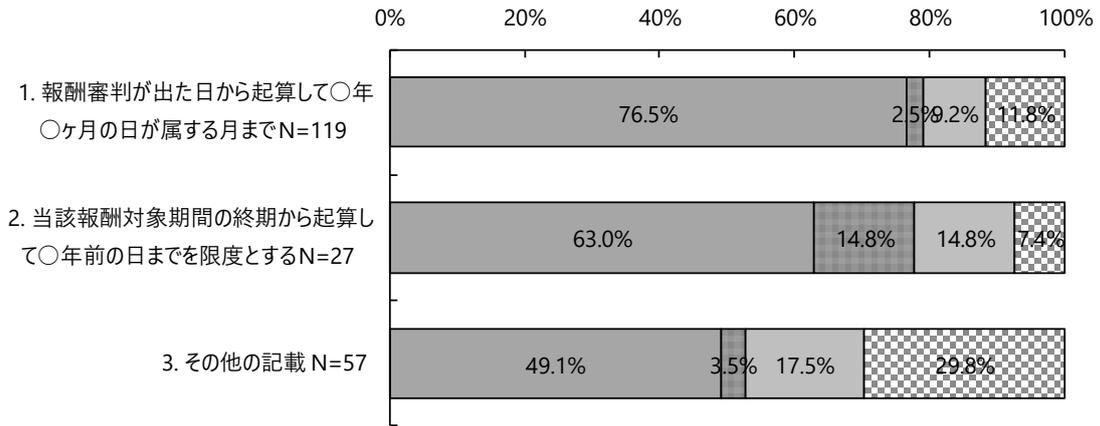
- 1.要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである
- 2.要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している
- 3.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている
- 4.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している

	回答数		
	1. 報酬審判が出た日から一定期間以内としている N=421	2. その他の基準で期限を設けている N=46	3. 申請期限は設けていない N=359
1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである	352	19	-
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している	24	5	-
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている	25	13	-
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している	20	9	-
申請期限は設けていない	-	-	359
総計	421	46	359

	割合		
	1. 報酬審 判が出た 日から一 定期間以 内としてい る	2. その他 の基準で 期限を設 けている	3. 申請期 限は設け ていない
	N=421	N=46	N=359
1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである	83.6%	41.3%	-
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している	5.7%	10.9%	-
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている	5.9%	28.3%	-
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している	4.8%	19.6%	-
申請期限は設けていない	-	-	100.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

質問 54 貴自治体では、成年後見制度利用支援事業の遡及申請について、申請期限を設けていますか。最もあてはまるものをお選びください。また、期限を設けている場合、具体的な期限についてご記入ください。

遡及申請における申請期限有無



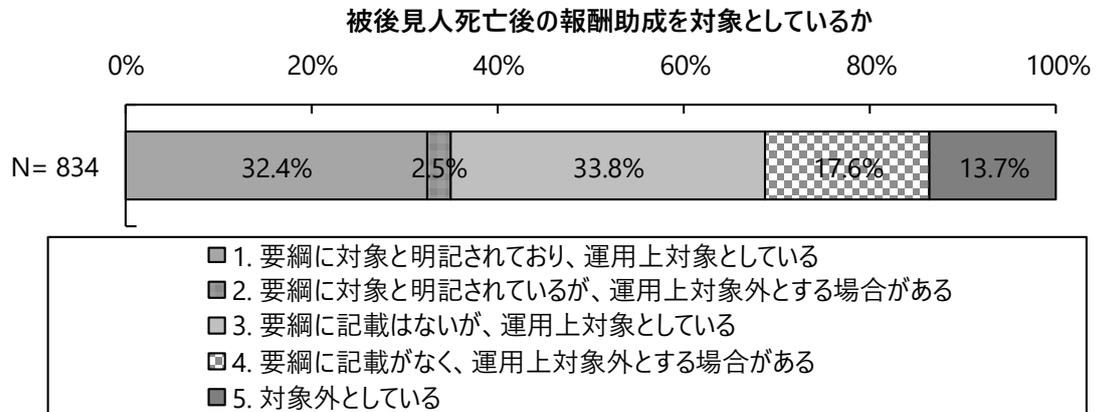
4. 遡及適用の期間は設けていない N=619

- 1.要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである
- 2.要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している
- 3.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている
- 4.要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している

	回答数			
	1. 報酬 審判が 出た日か ら起算し て○年○ ヶ月の日 が属する 月まで	2. 当該 報酬対 象期間 の終期か ら起算し て○年前 の日まで を限度と する	3. その 他の記 載	4. 遡及 適用の 期間は 設けてい ない
	N=119	N=27	N=57	N=619
1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである	91	17	28	-
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している	3	4	2	-
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている	11	4	10	-
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している	14	2	17	-
遡及適用の期間は設けていない	-	-	-	619
総計	119	27	57	619

	割合			
	1. 報酬 審判が 出た日か ら起算し て〇年〇 ヶ月の日 が属する 月まで	2. 当該 報酬対 象期間 の終期か ら起算し て〇年前 の日まで を限度と する	3. その 他の記 載	4. 遡及 適用の 期間は 設けてい ない
	N=119	N=27	N=57	N=619
1. 要綱に期限を記載しており、運用上の期限も同じである	76.5%	63.0%	49.1%	-
2. 要綱に期限を記載しているが、運用上の期限は都度判断している	2.5%	14.8%	3.5%	-
3. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限を決めている	9.2%	14.8%	17.5%	-
4. 要綱に期限の記載はないが、運用上の期限は都度判断している	11.8%	7.4%	29.8%	-
遡及適用の期間は設けていない	-	-	-	100.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

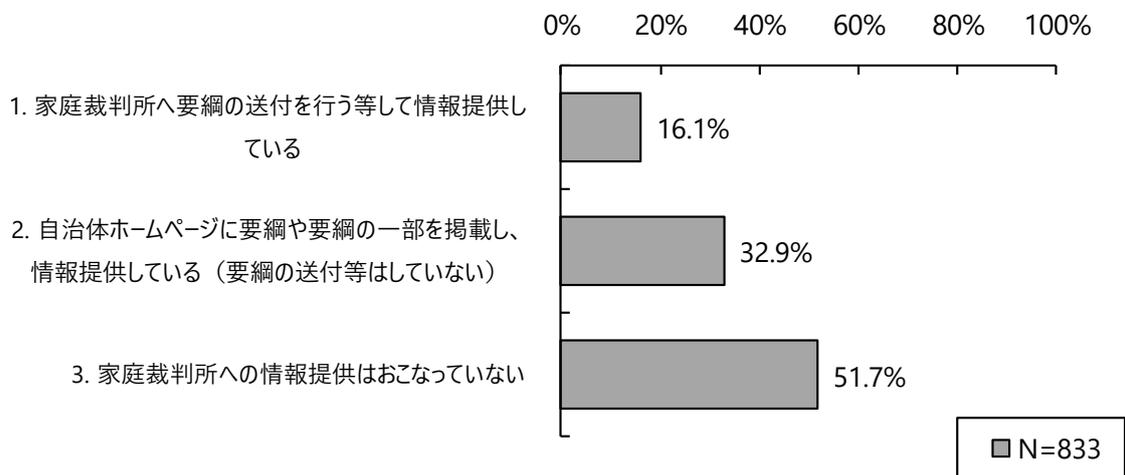
質問 55 貴自治体では、被後見人死亡後の報酬助成を対象としていますか。最もあてはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=834	N=834
1. 要綱に対象と明記されており、運用上対象としている	270	32.4%
2. 要綱に対象と明記されているが、運用上対象外とする場合がある	21	2.5%
3. 要綱に記載はないが、運用上対象としている	282	33.8%
4. 要綱に記載がなく、運用上対象外とする場合がある	147	17.6%
5. 対象外としている	114	13.7%
総計	834	100.0%

質問 56 貴自治体では、家庭裁判所等との連携に際し、家庭裁判所へ要綱等の情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべてお答えください。

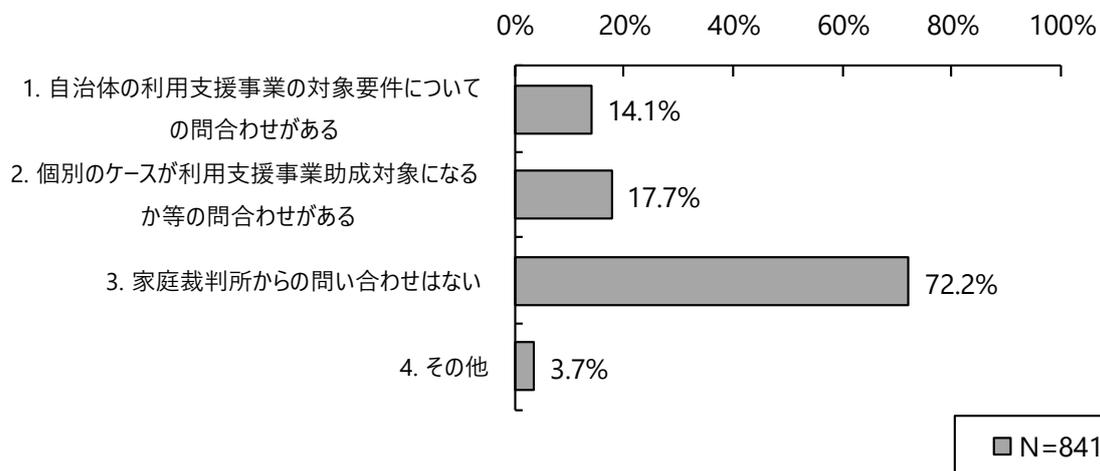
家庭裁判所等との連携に際し、家庭裁判所へ要綱等の情報提供を行っているか



	回答数	割合
	N=833	N=833
1. 家庭裁判所へ要綱の送付を行う等して情報提供している	134	16.1%
2. 自治体ホームページに要綱や要綱の一部を掲載し、情報提供している（要綱の送付等はしていない）	274	32.9%
3. 家庭裁判所への情報提供はおこなっていない	431	51.7%
総計	839	-

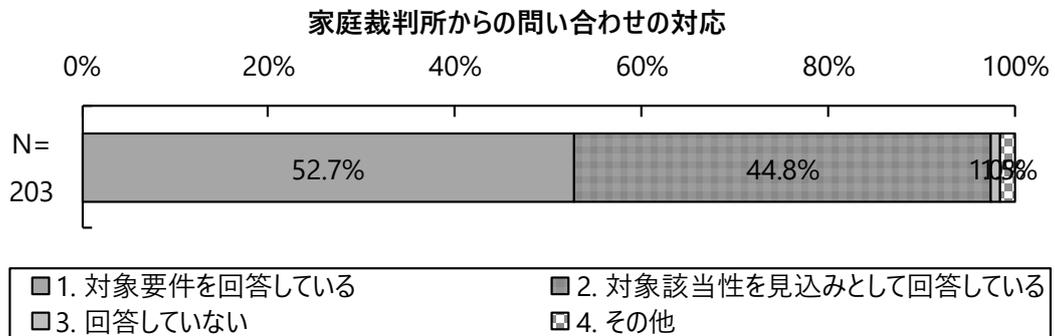
質問 57 家庭裁判所から成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

家庭裁判所から成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせ有無



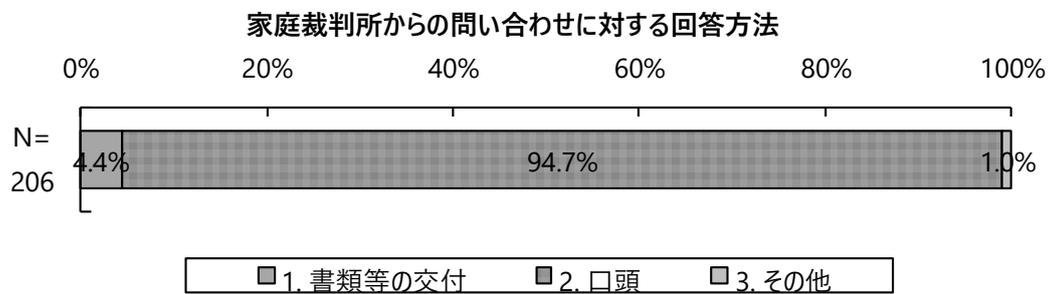
	回答数	割合
	N=841	N=841
1. 自治体の利用支援事業の対象要件についての問い合わせがある	119	14.1%
2. 個別のケースが利用支援事業助成対象になるか等の問い合わせがある	149	17.7%
3. 家庭裁判所からの問い合わせはない	607	72.2%
4. その他	31	3.7%
総計	906	-

質問 58 【質問 57 で1~2を選択した場合】家庭裁判所からの問い合わせの対応について、最も当てはまるものをお選びください。



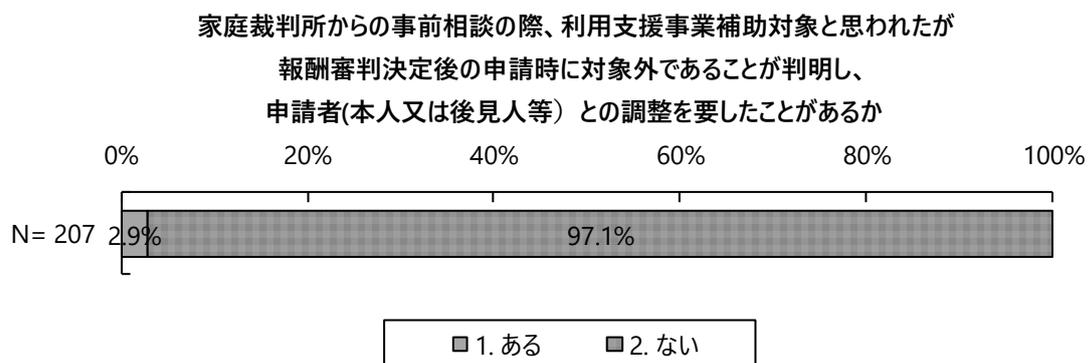
	回答数	割合
	N=203	N=203
1. 対象要件を回答している	107	52.7%
2. 対象該当性を見込みとして回答している	91	44.8%
3. 回答していない	2	1.0%
4. その他	3	1.5%
総計	203	100.0%

質問 59 【質問 57 で1～2を選択した場合】家庭裁判所からの問い合わせに対する回答方法について、最も当てはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=206	N=206
1. 書類等の交付	9	4.4%
2. 口頭	195	94.7%
3. その他	2	1.0%
総計	206	100.0%

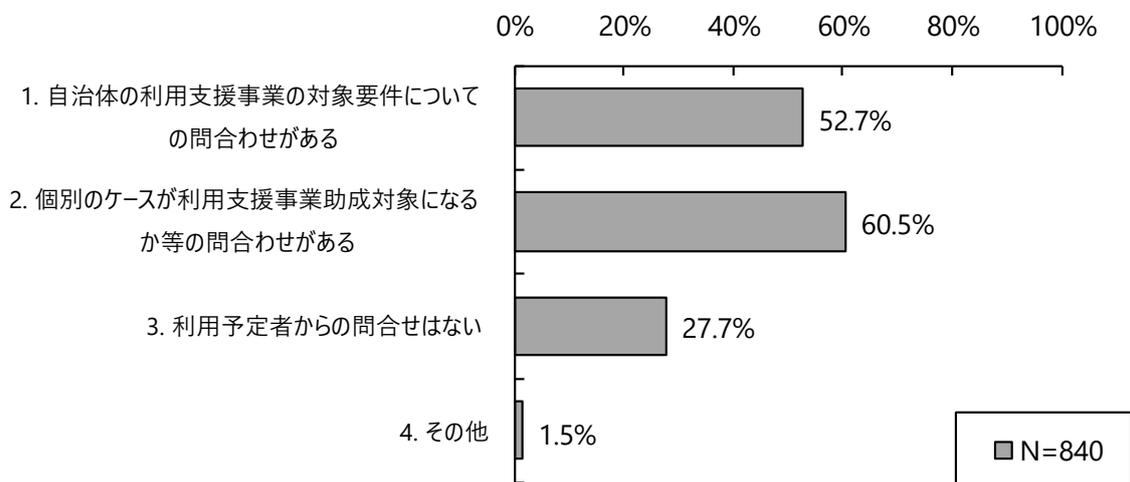
質問 60 【質問 57 で1～2を選択した場合】貴自治体では、家庭裁判所からの事前相談の際に、利用支援事業の補助対象と思われたものの、報酬審判定後の利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、申請者(本人又は後見人等)との調整を要したことがありますか。(問合せ等があった等を含みます。)



	回答数	割合
	N=207	N=207
1. ある	6	2.9%
2. ない	201	97.1%
総計	207	100.0%

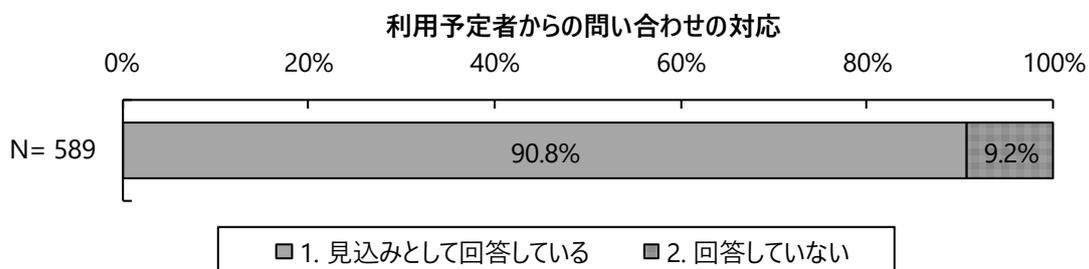
質問 61 貴自治体では、利用支援事業の申請を予定する者からの利用支援事業に関する問い合わせがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

利用支援事業の申請を予定する者からの利用支援事業に関する問い合わせ有無



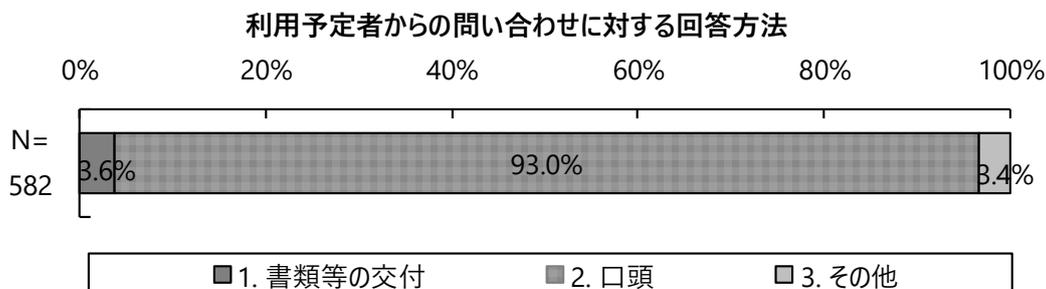
	回答数	割合
	N=840	N=840
1. 自治体の利用支援事業の対象要件についての問い合わせがある	443	52.7%
2. 個別のケースが利用支援事業助成対象になるか等の問い合わせがある	508	60.5%
3. 利用予定者からの問合せはない	233	27.7%
4. その他	13	1.5%
総計	1,197	-

質問 62 【質問 61 で1～2を選択した場合】利用予定者からの問い合わせの対応について、最も当てはまるものをお選びください。



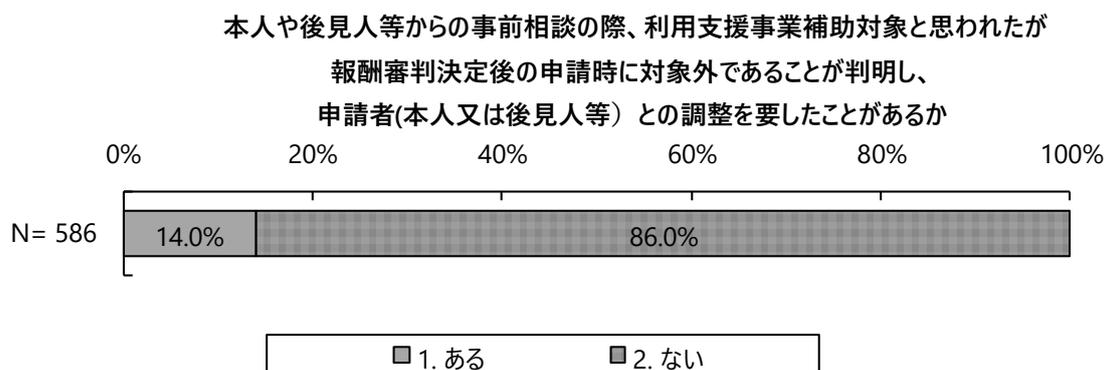
	回答数	割合
	N=589	N=589
1. 見込みとして回答している	535	90.8%
2. 回答していない	54	9.2%
総計	589	100.0%

質問 63 【質問 61 で1～2を選択した場合】利用予定者からの問い合わせに対する回答方法について、最も当てはまるものをお選びください。



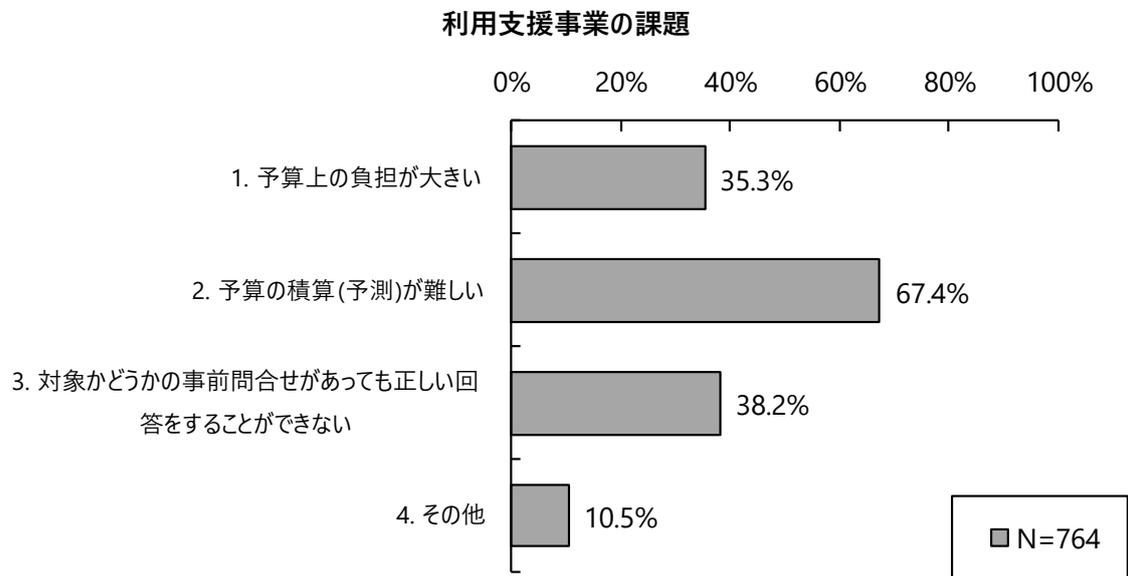
	回答数	割合
	N=582	N=582
1. 書類等の交付	21	3.6%
2. 口頭	541	93.0%
3. その他	20	3.4%
総計	582	100.0%

質問 64 【質問 61 で1～2を選択した場合】貴自治体では、本人や後見人等からの事前相談の際に、利用支援事業の補助対象と思われたものの、報酬審判定後の利用支援事業の申請時に対象外であることが判明し、申請者(本人又は後見人等)との調整を要したことがありますか。(問合せ等があった等を含みます。)



	回答数	割合
	N=586	N=586
1. ある	82	14.0%
2. ない	504	86.0%
総計	586	100.0%

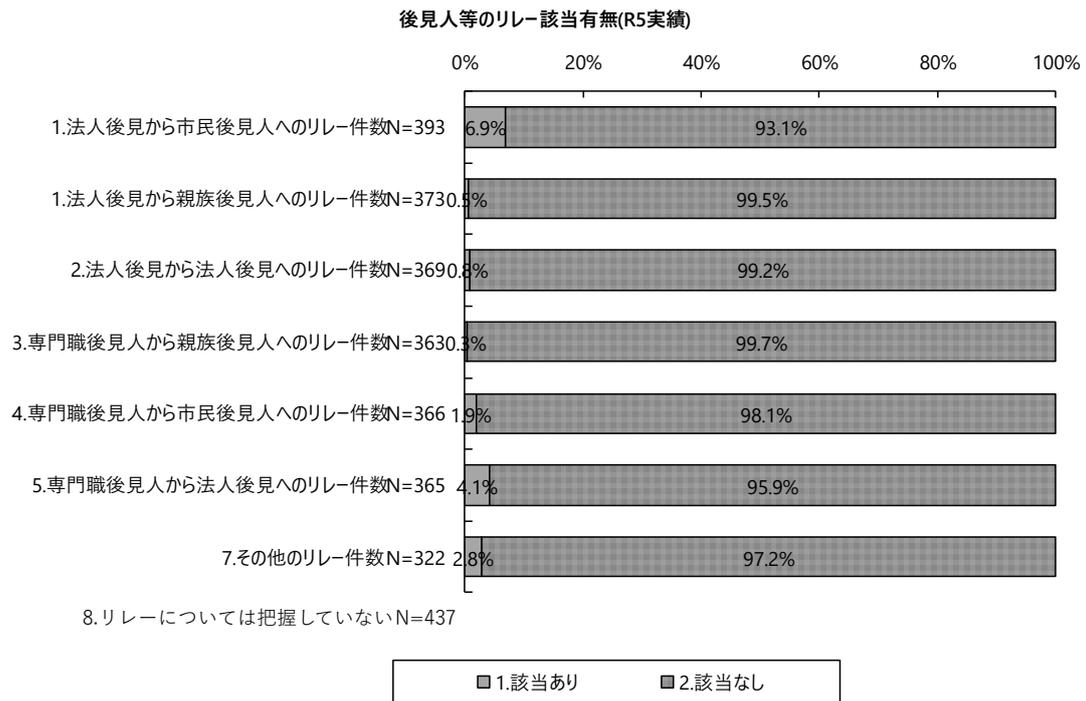
質問 65 貴自治体における利用支援事業の課題について、あてはまるものをすべてお選びください。



	回答数	割合
	N=764	N=764
1. 予算上の負担が大きい	270	35.3%
2. 予算の積算(予測)が難しい	515	67.4%
3. 対象かどうかの事前問合せがあっても正しい回答をすることができない	292	38.2%
4. その他	80	10.5%
総計	1,157	-

質問 66 市町村長申立により後見等が開始となった案件について、後見人等のリレー(※)件数をご記入ください。(令和5年度実績)

※ 後見人等のリレーとは、初回の後見人等から、状態が安定した等の理由により、別の後見人等に引き継ぐことを指す。(後見人が逝去やその他の理由によりやむを得ず別の後見人等になった場合は除く)

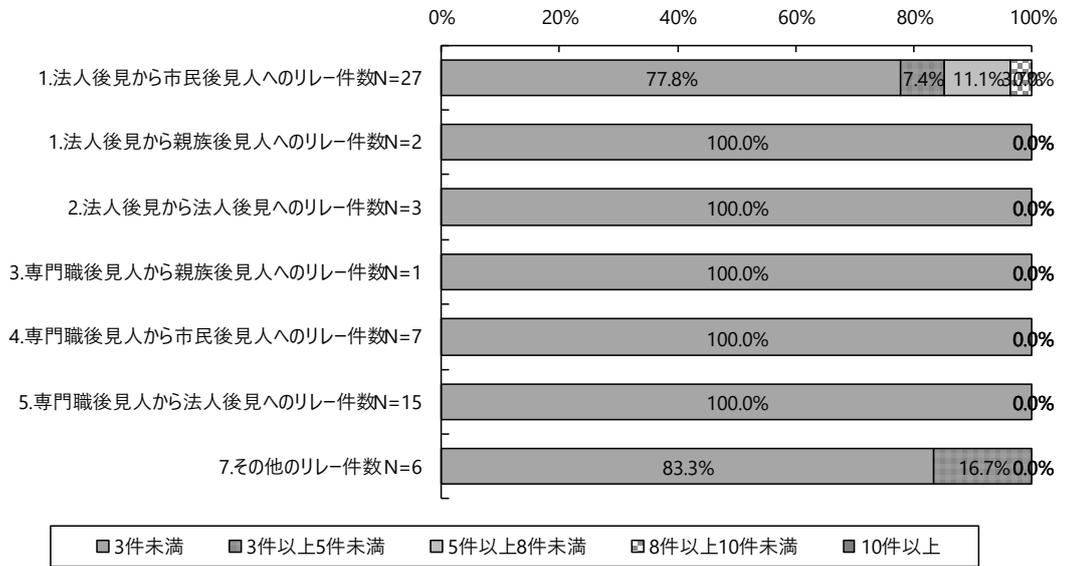


後見人等のリレー該当有無 (R5実績)

	回答数							
	1.法人 後見か ら市民 後見人 へのリ レー件 数	1.法人 後見か ら親族 後見人 へのリ レー件 数	2.法人 後見か ら法人 後見へ のリレ ー件数	3.専門 職後見 人から 親族後 見人へ のリレ ー件数	4.専門 職後見 人から 市民後 見人へ のリレ ー件数	5.専門 職後見 人から 法人後 見への リレー 件数	7.その 他のリ レー件 数	8.リレ ーにつ いては 把握し ていな い
	N=393	N=373	N=369	N=363	N=366	N=365	N=322	N=437
1. 該当あり	27	2	3	1	7	15	9	-
2. 該当なし	366	371	366	362	359	350	313	-
リレーについては 把握していない	-	-	-	-	-	-	-	437
総計	393	373	369	363	366	365	322	437

	割合							
	1.法人 後見か ら市民 後見人 へのリ レー件 数	1.法人 後見か ら親族 後見人 へのリ レー件 数	2.法人 後見か ら法人 後見へ のリレ ー件数	3.専門 職後見 人から 親族後 見人へ のリレ ー件数	4.専門 職後見 人から 市民後 見人へ のリレ ー件数	5.専門 職後見 人から 法人後 見への リレー 件数	7.その 他のリ レー件 数	8.リレ ーにつ いては 把握し ていな い
	N=393	N=373	N=369	N=363	N=366	N=365	N=322	N=437
1. 該当あり	6.9%	0.5%	0.8%	0.3%	1.9%	4.1%	2.8%	-
2. 該当なし	93.1%	99.5%	99.2%	99.7%	98.1%	95.9%	97.2%	-
リレーについては 把握していない	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

後見人等のリレー件数(R5実績)



後見人等のリレー件数(R5実績)

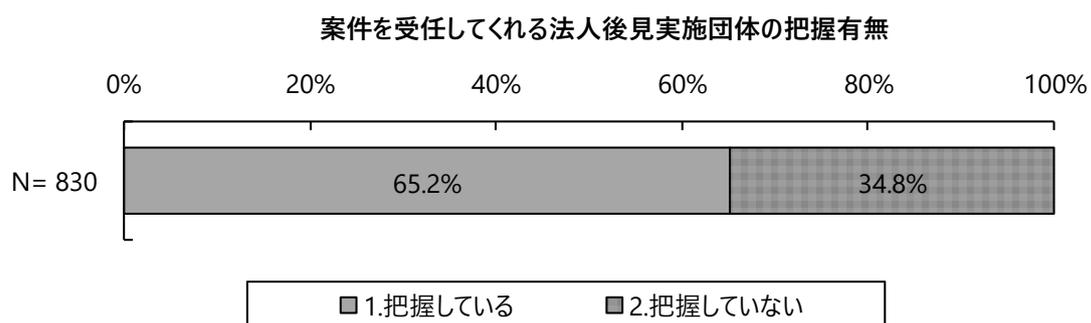
	回答数						
	1.法人 後見か ら市民 後見人 へのリレ ー件数	1.法人 後見か ら親族 後見人 へのリレ ー件数	2.法人 後見か ら法人 後見へ のリレ ー件数	3.専門 職後見 人から 親族後 見人へ のリレ ー件数	4.専門 職後見 人から 市民後 見人へ のリレ ー件数	5.専門 職後見 人から 法人後 見への リレ ー件数	7.その 他のリレ ー件数
	N=27	N=2	N=3	N=1	N=7	N=15	N=6
3件未満	21	2	3	1	7	15	5
3件以上5件未満	2	0	0	0	0	0	1
5件以上8件未満	3	0	0	0	0	0	0
8件以上10件未満	1	0	0	0	0	0	0
10件以上	0	0	0	0	0	0	0
総計	27	2	3	1	7	15	6

	割合						
	1.法人 後見か ら市民 後見人 へのリレ ー件数	1.法人 後見か ら親族 後見人 へのリレ ー件数	2.法人 後見か ら法人 後見へ のリレ ー件数	3.専門 職後見 人から 親族後 見人へ のリレ ー件数	4.専門 職後見 人から 市民後 見人へ のリレ ー件数	5.専門 職後見 人から 法人後 見への リレ ー件数	7.その 他のリレ ー件数
	N=27	N=2	N=3	N=1	N=7	N=15	N=6
3件未満	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
3件以上5件未満	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
5件以上8件未満	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8件以上10件未満	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10件以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問 67 貴自治体では、後見人等のリレーに関して、自治体としての課題や国への要望がありますか。具体的な内容を記入ください。

→定性データのため記載なし

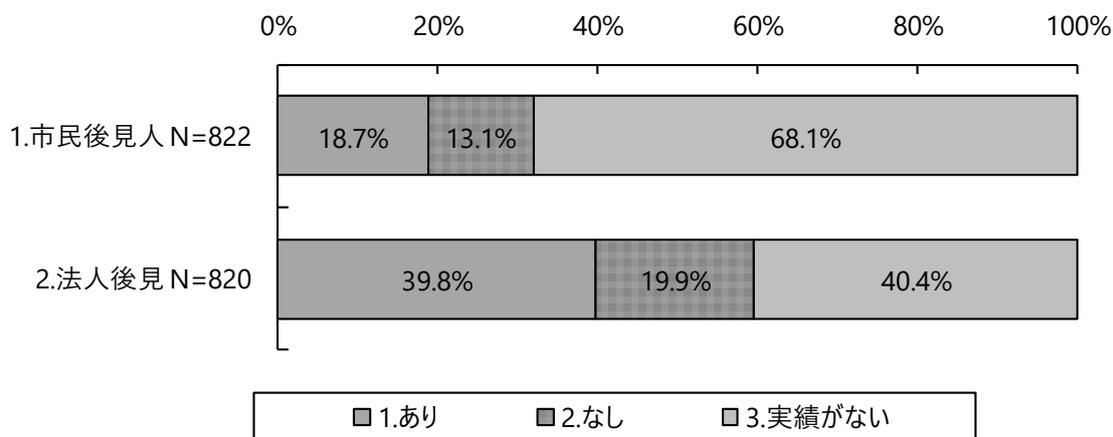
質問 68 貴自治体内では、案件を受任してくれる法人後見実施団体を把握していますか。あてはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=830	N=830
1. 把握している	541	65.2%
2. 把握していない	289	34.8%
総計	830	100.0%

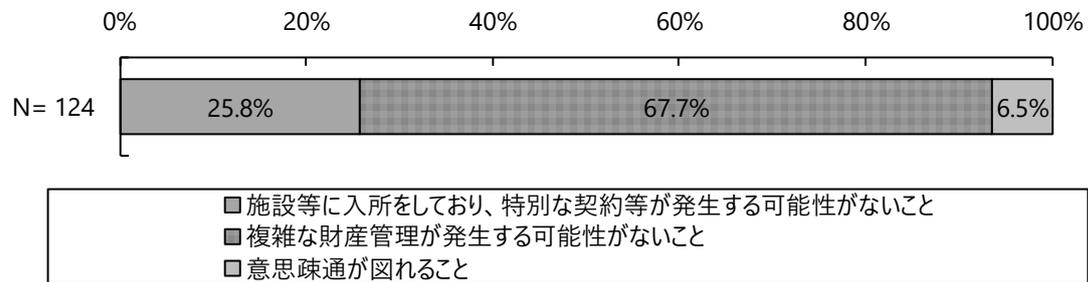
質問 69 貴自治体では、市民後見人又は法人後見が受任するために、被後見人等の状態をみて判断することがありますか。それぞれ最も当てはまるものをお選びください。
 市民後見人が受任するために被後見人等の状態をみて判断することがある場合、その条件として当てはまるものをお選びください。法人後見が受任するために被後見人等の状態をみて判断することがある場合、その条件を具体的にご記入ください。

市民後見人又は法人後見が受任するために、
 被後見人等の状態をみて判断することがあるか



	回答数		割合	
	1.市民後見人	2.法人後見	1.市民後見人	2.法人後見
	N=822	N=820	N=822	N=820
1. あり	154	326	18.7%	39.8%
2. なし	108	163	13.1%	19.9%
3. 実績がない	560	331	68.1%	40.4%
総計	822	820	100.0%	100.0%

市民後見人が受任するために被後見人等の状態をみて判断することがある場合の条件



	回答数	割合
	N=124	N=124
施設等に入所しており、特別な契約等が発生する可能性がないこと	32	25.8%
複雑な財産管理が発生する可能性がないこと	84	67.7%
意思疎通が図れること	8	6.5%
総計	124	100.0%

令和6年度 老人保健健康増進等事業
成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業
報告書

令和7年3月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード:8462411〕